

民間競争入札実施要項（案）

大阪国税局が管理する庁舎における施設管理・運営業務

平成 25 年 ○ 月

大阪国税局

会 計 課

目 次

1 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第14条第2項第1号）	1
2 実施期間に関する事項（法第14条第2項第2号）	5
3 入札参加資格に関する事項（法第14条第2項第3号及び第3項）	5
4 入札に参加する者の募集に関する事項（法第14条第2項第4号）	6
5 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（法第14条第2項第5号）	8
6 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項（法第14条第2項第6号及び第4号）	10
7 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項（法第14条第2項第7号）	10
8 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国等の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象行政サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第14条第2項第9号）	11
9 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国等の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（法第14条第2項第10号）	16
10 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項（法第14条第2項第11号）	16
11 その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	17

別紙1 施設所在地、施設規模及び対象業務一覧表

別紙2 施設アンケート

別紙3 評価表

別紙4-1 (A) ~ 4-4 従来の実施状況に関する情報の開示

様式1 管理・運営業務企画書

様式2 業務実績

様式3 本業務実施の考え方

様式4 業務毎の実施体制及び実施体制の管理方法

様式5 管理・運営業務の実施全般に対する提案

様式6 改善提案総括票

様式7 各業務の仕様書に対する改善提案

様式8 緊急時の体制及び対応方法

(趣 旨)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号、以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、大阪国税局（以下「当局」という。）は、公共サービス改革基本方針（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された大阪国税局が管理する施設（以下「対象施設」という。）における施設管理・運営業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従つて、本実施要項を定めるものとする。

1 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項 (法第 14 条第 2 項第 1 号)

(1) 対象公共サービスの詳細な内容

イ 対象施設の概要と目的

(イ) 施設概要

対象施設は、大阪国税局が管理する大阪国税局管内（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）に所在する 76 箇所の税務署（以下「税務署」という。）及び大阪国税局事務管理課（南税務署内）の施設等である。

施設名称、所在地及び対象業務等は、別紙 1 「施設所在地及び対象業務一覧表」のとおりである。

(ロ) 目的

対象施設は主に、大阪国税局職員等が税務行政の執務を行う庁舎であり、多くの来庁者と日々税務相談等を行う施設である。

ロ 用語の定義

用語については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（最新版）」（以下「共通仕様書」という。）第 1 編一般共通事項、第 1 章一般事項、1.1.2 用語の定義による。

ハ 業務の対象と業務内容

次の業務について、各施設の職員及びその他の者が快適に業務を行えるよう適切に行うこととする。

(イ) 建築設備管理業務（点検及び保守）

施設によって設置設備が相違することに留意する（仕様書の別添を参照）。

- A 自家用電気工作物保安管理
- B 自動扉開閉装置保守点検
- C 空調機器設備等保守点検
- D エレベーター設備保守点検
- E 消防用設備等保守点検
- F 屋上緑化システム保守点検
- G 大阪国税局事務管理課空調機械設備等保守点検及び総合点検
- H 南税務署電気機械設備等保守点検及び総合点検

(ロ) 清掃業務

各施設の良好な環境衛生を維持するため庁舎清掃を行う。

(ハ) 環境衛生管理業務

次の業務を行う。

- A 室内環境測定
- B 受水槽及び高架水槽清掃
- C 水質検査
- D 簡易専用水道法定検査
- E 汚水槽及び雑排水槽清掃
- F ねずみ・昆虫等の防除

(二) 庁舎警備業務

南税務署敷地内の安全管理のため庁舎警備を行う。

(2) 管理・運営業務全般に係る業務

- イ 当局会計課経費第一係及び庁舎管理担当者（以下「施設管理担当者」という。）との連携について、受託者は、定期的に施設管理担当者と連携を図り、円滑な管理・運営業務を実施すること。
- ロ 複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）の管理について
本業務を実施するに当たり、入札参加グループを構成する場合は、その代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業はグループに参加するその他の企業（以下「グループ企業」という。）と密に連携をとり、管理・運営業務を包括的に管理すること。

ハ 統轄管理責任者

- (イ) 受託者は、統轄管理責任者をおくこと。
ただし、入札参加グループで参加する場合の統轄管理責任者は、代表企業から選任すること。
なお、統轄管理責任者は、業務責任者を兼務することができる。
- (ロ) 統轄管理責任者は、各業務の履行状況を常に把握し、施設管理担当者へ報告すること。
- (ハ) 統轄管理責任者は、施設管理担当者から指示があった場合は、速やかに各業務責任者を通じ実行すること。

ニ 副統轄管理責任者

- (イ) 受託者は、副統轄管理責任者をおくことができる。
- (ロ) 副統轄管理責任者は、統轄管理責任者選出事業者から選任し、業務責任者を兼務することができる。
- (ハ) 副統轄管理責任者は、統轄管理責任者を補助し、統轄管理責任者が不在の際は、これに代わる。

(3) 建築設備管理業務（点検及び保守）

項目	内容
一般事項	共通仕様書及び別添「仕様書」のとおり
点検・保守・調整	なお、屋上緑化システム保守点検業務については「住宅地等における農薬使用について（平成 25 年 4 月 26 日 25 消安第 175 号、環水大工発 1304261 号）」を順守すること。
点検周期	
設備機器	

(4) 清掃業務

項目	内容
一般事項	共通仕様書及び別添「仕様書」のとおり
業務内容詳細及び周期	

(5) 環境衛生管理業務

項目	内容
一般事項	共通仕様書及び別添「仕様書」のとおり
業務内容詳細及び周期	

(6) 庁舎警備業務

項目	内容
一般事項	共通仕様書及び別添「仕様書」のとおり
業務内容詳細及び周期	

(7) サービスの質の設定

本業務の実施に当たり達成すべき質及び確保すべき水準は、以下に示すとおりとする。

(イ) 管理・運営業務の質

包括的に達成すべき質

基本方針	主要事項	測定指標
各業務を一括管理して行い、快適な執務環境を維持することを目的とする。	快適性の確保	<p>別紙2「施設アンケート」の満足度 【70%以上】</p> <p>アンケートは対象施設の職員を対象に年1回実施する。</p> <p>※ 満足度は、「満足」及び「ほぼ満足」と回答した割合（1%未満の端数が生じるときは、小数点第1位を切捨て）とする。</p> <p>ただし、受託者の責任によらないアンケート結果は除外する。</p>
	品質の維持	<p>(1) 管理・運営業務の不備に起因する当施設における執務の中止【0回】</p> <p>※ 執務の中止とは、執務が中断することにより、目的が達成されない場合をいう。</p> <p>(2) 管理・運営業務の不備に起因する停電、空調停止、断水、通信不通の発生回数【0回】</p> <p>(3) 障害発生時の施設管理担当者への連絡時間（概ね10分以内）</p> <p>(4) 障害発生時及び緊急対応時の現地への所要時間（概ね120分以内）</p>
	安全性の確保	<p>管理・運営業務の不備に起因する怪我の回数【0回】</p> <p>※ 怪我とは、病院での治療を要する怪我をいう。</p>

(四) 各業務において確保すべき水準

次に整理する要求水準を確保すること。

なお、各業務における現行基準は、従来の実施方法として別添「仕様書」で開示する情報に定める内容とする。

ただし、仕様書については、法令に反しない限り、改善提案を行うことができる。

(五) 創意工夫の發揮可能性

本業務を実施するに当たっては、以下の観点から受託者の創意工夫を反映し、対象業務の質の向上（包括的な質の向上、効率性の向上、経費の節減等）に努めるものとする。

A 管理・運営業務の実施全般に対する質の確保に関する提案

受託者は、別途定める様式に従い、管理・運営業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

B 仕様書に対する改善提案

受託者は、各業務の現行基準として示す仕様書に対し、改善すべき提案（コスト削減に係る提案を含む。）がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、現行基準レベルの質が確保できる根拠等を提案すること。

C 環境への配慮

受託者は、省エネ法及び環境確保条例を遵守し、本業務の遂行に当たって温室効果ガス削減に努めること。

ただし、各施設利用者の業務に支障のないよう配慮すること。

(六) 委託費の支払方法

当局は、事業期間中の検査・監督を行い、確保すべき水準（改善提案のあった事項を含む。）が満たされているか確認した上で、委託費を支払う。

確保すべき水準が満たされていない場合は、再度業務を行うように指示を行うとともに、受託者は、速やかに業務改善計画書を当局へ提出することとし、改善策の実施が確認できない限り委託費の支払は行わないものとする。検査・監督の結果、質が確保されていない場合は、委託費の減額を行う。

委託費の支払に当たっては、受託者は当該月分の業務の完了後、当局との間であらかじめ定める書面により当該月分の支払請求を行い、当局は、これを受領した日から30日以内に質の達成状況に応じた金額を受託者に支払うものとする。

なお、下記3で定める入札参加グループの場合は、代表事業者に支払うものとする。

(七) 費用負担等に関するその他の留意事項

A 消耗品

本業務を実施するに当たり、必要な消耗品についての支給負担については、仕様書によることとする。

B 光熱水費

各業務を実施するのに必要な電気、ガス、水道、電話については、無償で受託者に提供するものとする。

C 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により受託者に生じた合理的な増加費用及び損害は、(A)から(C)に該当する場合には当局が負担し、それ以外の法令変更については受託者が負担する。

(A) 本件事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

(B) 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）

(C) 上記(A)、(B)のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

(イ) 業務改善策の提出

受託者は、次の場合、速やかに業務改善策を作成、提出し、当局の承認を得なければならない。

なお、受託者は改善策の作成及び実施に当たり、当局に対して必要な助言、協力を求めることができる。

A 下記8(1)ロで定める報告等の結果、本業務の質が確保されないことが明らかになり、当局が業務の改善が必要であると判断し、受託者にこれを求めた場合

B 当局が本業務のモニタリングを行い、契約及び業務の仕様に照らして不適切であり、業務の改善が必要であると判断し、受託者にこれを求めた場合

2 実施期間に関する事項（法第14条第2項第2号）

本業務の実施期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までとする。

3 入札参加資格に関する事項（法第14条第2項第3号及び第3項）

(1) 法第10条各号（第11号を除く。）の規定に該当しない者であること。

(2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(4) 平成25・26・27年度財務省競争参加資格審査（全省統一資格）において、「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け競争参加資格者名簿に登載された者であること。

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(7) 入札参加グループでの入札について

イ 単独で本実施要項に定める業務の内容全てが担えない場合は、適正に業務を遂行できる複数の事業者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）で参加することができる。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加するものとする。

なお、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、若しくは単独で入札に参加することはできない。

また、代表企業及びグループ企業は、入札参加グループ結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成すること。

ロ 中小企業等協同組合（昭和二十四年六月一日法律第百八十一号）に基づき設立された事業協同組合又は特別の法律によって設立された組合が入札に参加する場合においては、その組合員が他の入札参加グ

ループに参加し、又は単独で入札に参加することはできないものとする。

- ハ 代表事業者は、上記(1)から(6)の要件を全て満たす者であること。
- ニ グループ企業は、上記(1)から(3)及び(5)並びに(6)の要件を全て満たす者であることとし、平成 25・26・27 年度財務省競争参加資格審査（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け競争参加資格者名簿に登載された者であること。

4 入札に参加する者の募集に関する事項（法第 14 条第 2 項第 4 号）

(1) 入札の実施手続及びスケジュール

イ 官報公告	平成 25 年 12 月中旬頃
ロ 入札説明会	平成 25 年 12 月下旬頃
ハ 現場説明会	実施しない
ニ 入札等に関する質疑応答	平成 25 年 12 月下旬頃
ホ 入札書類の提出期限	平成 26 年 1 月下旬頃
ヘ 入札書類の評価	平成 26 年 2 月上旬頃
ト 開 札	平成 26 年 2 月中旬頃
チ 業務の引継ぎ	平成 26 年 3 月上旬頃から

(2) 入札実施手続

イ 入札単位

入札は、別紙 1 「施設所在地及び対象業務一覧表」の区分欄に示す地域単位（全 7 区分）で実施する。
区分の詳細は以下のとおりとする。

- ・区分 A 滋賀県内の税務署
- ・区分 B 京都府内の税務署
- ・区分 C 大阪府内の税務署（南税務署を除く。）
- ・区分 D 兵庫県内の税務署
- ・区分 E 奈良県内の税務署
- ・区分 F 和歌山県内の税務署
- ・区分 G 南税務署（大阪国税局事務管理課）

ロ 入札説明後の質問受付

入札公告以降、当局において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、当局に対して質問を行うことができる。質問は原則として書面により行い、質問内容及び当局からの回答は原則として入札説明書の交付を受けた全ての者に公開することとする。

ただし、事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

ハ 提出書類

民間競争入札に参加する者（法人の場合は、代表者。入札参加グループの場合は、代表事業者の代表者。以下「入札参加者」という。）は、本件業務実施に係る入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）及び総合評価のための業務実施の具体的な方法、その質の確保方法等に関する書類（以下「企画書」という。）を入札区分ごとに提出すること。

なお、上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費の 105 分の 100 に相当する金額を記載することとする。

また、法第 10 条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類を併せて提出すること。

ニ 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、下記 5 で示す総合評価を受けるために次の事項を記載すること。

(イ) 企業の代表責任者及び本業務担当者【様式 1】

A 入札参加者が法人の場合は、法人名、所在地、代表者の氏名及び担当者の氏名並びに連絡先を記載すること。

B 入札参加グループの場合は、代表企業（法人の場合は、法人名、所在地、代表者の氏名及び担当者の氏名並びに連絡先）及びグループ事業者（法人の場合は、法人名、所在地及び代表者の氏名）を記載すること。

C 関係法令等により、有資格者を業務に当たらせる必要がある場合は、必要な資格及び資格を有する者の氏名を記載すること。

(ロ) 必要とされる資格を証明する書類の写し（様式 1 に添付すること）

(ハ) 様式 1－1 については、落札予定者が決定後、提出すること。

(二) 各業務の実績【様式 2】

上記 1 で示す業務ごとに過去 3 年間の実績を記載すること。

(ホ) 本業務実施の考え方【様式 3】

安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等を記載すること。

(ヘ) 業務全体の管理方法及び業務ごとの実施体制【様式 4】

業務全体の管理方法並びに上記 1 で示す業務ごとの実施体制及び管理方法を記載すること（業務全体及び業務ごとに作成すること。）。

(ト) 本業務に対する提案事項【様式 5、6、7】

A 管理・運営業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこと。

B 仕様書に対して提案を行う場合、提案を行う業務（項目）を明確にし、提案を行う理由、提案の内容、提案による質の維持向上効果又はコストの削減効果（あるいはその両方）を具体的に記載すること。

(チ) 緊急時の体制及び対応方法【様式 8】

緊急時（本業務の実施に当たり、想定していた業務実施が困難になる事故・事象が生じた場合）のバックアップ体制と対応方法を記載すること。

ホ 開札に当たっての留意事項

(イ) 開札には、入札者又はその代理人が立ち会うものとする。

ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない当局職員を立ち合わせ開札する。

(ロ) 入札者又はその代理人は、開札時刻後に開札場所に入場することはできない。

(ハ) 入札者又はその代理人は、開札場所に入場しようとするときは、契約担当官等の求めに応じ、競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

(二) 入札者又はその代理人は、契約担当官等により開札手続の終了を告げられるまで、若しくは契約担当官等の許可なくして開札場所からの退出はできない。

なお、上記によらず開札場所を退出した場合は、辞退したものとみなす。

(ホ) 代理人が入札する場合は、入札書類の提出期限までに「委任状」（入札区分単位で作成）を提出しなければならない。

(ヘ) 入札に参加しない区分がある場合は、開札場所に入場できない。

ヘ 契約の締結

下記5で定める方法による落札者決定後、速やかに、本業務に係る契約（契約書の様式は別途定める。）を締結するとともに、業務開始に向けた引継ぎ等に係る調整を開始する。

ト 通貨及び言語

入札書、企画書その他提出書類に使用する言語、通貨及び単位は、それぞれ日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に規定する計量単位とする。

5 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（法第14条第2項第5号）

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価方式によるものとする。

なお、評価は、当局の設置する評価委員会において行うものとする。

(1) 落札者決定に当たっての質の評価項目

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。

イ 必須項目審査

必須項目審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の必須項目を満たしていることを確認する。全て満たした場合は、基礎点を付与し、一つでも満たしていない場合は、不合格とする。

(イ) 入札参加資格

上記3に示す入札参加に関する資格を全て満たすこと。

(ロ) 実施体制

- A 各業務の業務水準が維持される体制であること。
- B 提案された内容が実現可能な体制であること。
- C 必要な有資格者を本業務に当たらせること。

(ハ) 本業務に対する認識

- A 本業務の目的を理解し、業務の実施を前提とした具体的な提案・計画であること。
- B 各業務について、不足なく提案・計画されていること。

(ニ) 現行基準レベルの質の確保の実態

各業務の提案内容は、要求水準が確保されていること。

ロ 加点項目審査

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、提出された企画書を基に別紙3「評価表」に掲げる業務の次の加点項目について審査を行う。

なお、提案内容については、具体的であり、かつ効果的な実施が期待されるかという観点から基本的には各業務の仕様書と比較を行い、原則として絶対評価により加点する。

(イ) 業務の質についての提案内容

質の維持・向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されているか。

また、それらが実施可能な体制が確保されているか。

(ロ) 業務コスト削減についての提案

質の維持を図りつつ、コスト削減について具体的かつ有効な提案がされているか。

(ハ) 改善提案内容

提案内容は、最低水準の維持が確保できるものか。また、質の向上が図られているか。

(二) 安全管理に関する提案内容

明確で効果的な対策等が提案されているか。

(2) 落札者決定に当たっての評価方法

イ 落札者決定の方法

必須項目審査により得られた基礎点と加点項目審査により得られた加算点を加算し、入札価格（予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内であるものに限る。単位は万円とする。）で除した値に一定の整数を乗じた値を総合評価点とし、総合評価点が最も高い入札参加者を落札予定者とする。

なお、各区分AからGの基礎点、加算点及び一定の整数は以下のとおりとする。

$$\text{総合評価点} = (\text{基礎点} + \text{加算点}) \times \text{一定の整数} / \text{入札価格} \text{ (単位: 万円)}$$

区分A	120	120	7000
区分B	120	120	23000
区分C	120	120	50000
区分D	120	120	35000
区分E	120	120	4000
区分F	120	120	7000
区分G	140	140	30000

ロ 留意事項

(イ) 必須項目審査の結果、不合格の者については、総合評価点の算定を行わない。

(ロ) 開札の結果、入札価格が予定価格の制限の範囲内にない入札書については、総合評価点の算定を行わない。この場合、下記(3)で定める再度の入札の参加を妨げるものではない。

(ハ) 開札の結果、落札予定者となるべき者の入札価格が、調査基準価格を下回った場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないと認められるか否か、次の事項について改めて調査し、該当するおそれがあると認められた場合、又は契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適当であると認められた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち、総合評価点が最も高い1者を落札予定者として決定することがある。

A 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性（当該単価で適切な人材が確保されるか否か、就

任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が当該金額で了解しているか否か等）

B 当該契約の履行体制（常駐者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、業務分担等が適切か否か等）

C 当該契約期間中における他の契約請負状況

D 手持機械その他固定資産の状況

E 過去の国及び地方公共団体等に対する契約の履行状況

F 経営状況

G 信用状況

- (二) 開札の結果、落札予定者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者又はその代理人に「くじ」を引かせ、落札予定者を決定するものとする。
なお、「くじ」を引くべき者が「くじ」に応じないときは、入札執行事務に関係のない当局職員が、これに代わって「くじ」を引き、落札者を決定するものとする。
- (三) 落札者が決定したときは、遅滞なく落札者の氏名若しくは名称、落札価格、落札者決定の理由並びに提案された内容のうち、具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。
- (3) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて
- イ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。
なお、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合若しくは契約担当官等の許可なくして開札場所から退出した場合は、辞退したものとみなす。
 - ロ 上記(1)によってもなお落札者となるべき者が決定しないときは、入札条件等を見直し、再度公告入札に付することとする。
再度の公告によつても落札者となるべき者が決定しない場合、又は業務の実施に必要な期間が確保されないなど、やむを得ない場合は、当局が自ら当該業務を実施すること等とし、その理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するものとする。

6 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項（法第14条第2項第6号及び第4項）

従来の実施に関する情報は、別紙4－1（A）～4－4「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり。

7 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項（法第14条第2項第7号）

受託者は、次のとおり国有財産を使用することができる。

- (1) 受託者は、その業務の遂行に必要な施設・設備として、次に掲げる施設・設備を無償で使用することができる。
- イ 管理・運営業務に必要な設備全て
 - ロ 清掃員控室等、管理・運営業務の実施及びこれに付随する業務を遂行するために必要な事務スペース
 - ハ その他当局と協議し認められた業務の遂行に必要な施設等
- (2) 使用制限等
- イ 受託者は、管理・運営業務の実施及び実施に付随する業務以外には使用してはならない。
 - ロ 受託者は、あらかじめ当局と協議して、施設の管理・運営業務に支障を来たさない範囲内において、施設内に管理・運営業務の実施に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。
 - ハ 受託者は、設備等を設置した場合は、設備の使用を終了又は中止した後、直ちに原状回復を行うこと。
 - ニ 受託者は、既存の建築物及び工作物等に汚損・損傷等を与えないよう十分注意し、損傷（機器の故障を含む）が生じるおそれがある場合は養生を行う。万一、損傷が生じた場合は、受託者の責任において速やかに復旧するものとする。

8 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国等の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象行政サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項(法第14条第2項第9号)

(1) 報告について

イ 業務計画書の作成と提出

受託者は、本業務を行うに当たり、各年度の事業開始日までに毎年度の管理・運営の業務計画書を作成し当局に提出すること。

また、各業務の毎月の実施日を定め、月間計画書を当局に提出すること。

ロ 業務報告書の作成と提出

受託者は、本業務の履行結果を正確に記載した業務日報（日々必要な業務に限る（以下同様））、業務月報（各業務の「作業完了報告書」を含む）、年間総括報告書を業務報告書として作成する。

(イ) 受託者は、業務日報を毎日作成することとし、毎日施設管理担当者に提出しその確認を受けること。

(ロ) 受託者は、業務期間中、業務月報を当月分につき、翌月の5日以内に施設管理担当者に提出すること。

(ハ) 受託者は、各業務の年度終了日（ただし、当該日が閉庁日の場合には前開庁日とする。）までに、当該事業年度に係る管理・運営業務に関する年間総括報告書を当局に提出すること。

(ニ) 受託者は、当局の求めに応じ、本業務の実施状況その他質の確保に関して、書面又は質疑応答形式により報告すること。

ハ 検査・監督体制

受託者から報告を受けるに当たり、当局の検査・監督体制は次の通りとする。

(イ) 監督職員 別途、当局の定める職員による。

(ロ) 検査職員 別途、当局の定める職員による。

(2) 調査への協力

当局は、受託者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認められるときは、受託者に対し、当該管理・運営業務の状況に関し必要な報告を求め、又は受託者の事務所（又は業務実施場所）に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査する当局の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法26条1項に基づくものであることを受託者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示等

当局は、受託者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要であると認めるときは、受託者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

また、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で受託者に対し、指示を行うことができる。

なお、当局による指示の経路については以下のとおりとする。

イ 統轄管理責任者を通じた報告・指示

受託者から当局への事業計画書・業務報告書その他の関係書類（以下「各種書類」という。）の提出及び各種報告は、下記ロの緊急時等を除き原則として統轄管理責任者を通して行うものとする。当局は、提出された各種書類及び各種報告の内容について修正、追加、処置方法等について統轄管理責任者に必要な指示を行うものとする。

ただし、各種書類の提出及び各種の報告を行う個別業務実施事業者が統轄管理責任者を兼任している場合は、統轄管理責任者を通して受領・指示を行うものとみなすことができる。

ロ 緊急時における報告、指示

故障・不具合の発生時及び業務の立会時等、早急な判断、対応を必要とする場合（以下「緊急時等」という。）には、個別業務実施事業者は当局に直接報告を行うことができる。

また、緊急時等には、当局は個別業務実施事業者に直接指示を行うものとする。このような場合個別業務実施事業者は、統轄管理責任者に対して、必ず事後報告を行うものとする。

(4) 秘密の保持

受託者は、本業務に関して当局が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏えいしてはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。

受託者若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には法第 54 条により罰則の適用がある。

(5) 個人情報の取扱い

イ 基本的事項

受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

ロ 取得の制限

受託者は、本業務による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ本人に対しその利用目的を明示しなければならない。

また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得するものとする。

ハ 利用及び提供の制限

受託者は、施設管理担当者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

ニ 複写等の禁止

受託者は、施設管理担当者の指示又は承諾があるときを除き、本業務による事務を処理するために施設管理担当者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

ホ 事案発生時における報告

受託者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに施設管理担当者に報告し、指示に従うものとする。本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

ヘ 管理体制の整備

受託者は、本業務による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

ト 業務従事者への周知

受託者は、業務従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(6) 業務の引継ぎ

イ 受託者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう前年度の本業務実施事業者から業務開始日までに必要な引継ぎを受けなければならない。

ロ 本業務を実施する事業者の変更があった場合には、受託者は、変更後の事業者との間で業務内容について適切に引継ぎを行わなければならない。この場合、業務引継ぎ資料等を作成の上、当局に文書及び電子媒体で業務終了日までに提出しなければならない。

なお、電子媒体の提出に当たっては、Microsoft Office Word 又は Microsoft Office Excel 形式とし、事前に最新パターンによるウィルスチェックを行い、ウィルス等に感染していないことを確認すること。

また、業務の引継ぎに要する費用は、受託者が負担する。

(7) 契約に基づき受託者が講ずべき措置

イ 業務の開始及び中止

(イ) 受託者は、締結された本契約に定められた業務開始日に確實に本業務を開始しなければならない。
(ロ) 受託者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ当局の承認を受けなければならない。

ロ 公正な取扱い

(イ) 受託者は、本業務の実施に当たって、当該公共施設利用者を具体的な理由なく区別してはならない。
(ロ) 受託者は、当該公共施設利用者の取扱いについて、自らが行う他の業務の利用の有無により区別してはならない。

ハ 金品等の授受の禁止

受託者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

ニ 宣伝行為の禁止

(イ) 受託者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。
(ロ) 受託者及び本業務に従事する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

ホ 法令の遵守

受託者は、本業務を実施するに当たり、適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

ヘ 安全衛生

受託者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

ト 記録・帳簿書類等

受託者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を委託事業が終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

チ 権利の譲渡

受託者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

リ 権利義務の帰属

(イ) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、受託者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

(ロ) 受託者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ当局の承認を受けなければならぬ。

ヌ 再委託の取扱い

- (イ) 受託者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- (ロ) 受託者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理方法）について記載しなければならない。
- (ハ) 受託者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項について、別途指定する様式に記載し明らかにした上で、当局の承認を受けなければならない。
- (ニ) 受託者は、上記ロ及びハにより再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- (ホ) 再委託先は、秘密の保持、公正な取扱い、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、当局との契約によらない自らの業務の禁止等については、再委託先は受託者と同様の義務を負うものとする。

ル 契約解除

当局は、受託者が次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (イ) 偽りその他不正の行為により受託者となつたとき。
- (ロ) 法第10条の規定により民間競争入札に参加するものに必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
- (ハ) 本契約に従つて本業務を実施できなかつたとき、又はこれを実施することができないことが明らかになつたとき。
- (ニ) 上記(ハ)に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があつたとき。
- (ホ) 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (ヘ) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。
- (ト) 受託者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- (チ) 公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行つたとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行つたとき、又は同法第7条の2第13項若しくは第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行つたとき。
- (リ) 受託者又は受託者の代理人（受託者又は受託者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- (ヌ) 暴力団が業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになつたとき。
- (ル) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになつたとき。

ヲ 契約解除時の取扱い

- (イ) 上記ルに該当し、本契約を解除した場合には、当局は受託者に対し、当該解除の日までに当該公共サービスを本契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。
- (ロ) この場合、当局は落札業者に対し、契約金額の100分の30に相当する金額を違約金として請求することができる。
- (ハ) 当局は、受託者が前項の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を滞

金として納付させることができる。

(二) 当局は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

なお、当局から受託者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

ワ 不可抗力免責

受託者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により請負事業の全部又は一部の履行が遅延し又は不能となった場合は、当該履行遅延又は履行不能による責任を負わないものとする。

カ 業務途中における入札参加グループからの脱退

代表企業及びグループ企業は、本業務を完了する日までは入札参加グループから脱退することはできない。

ヨ 業務途中における参加企業の破産又は解散に対する処置

参加企業のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、当局の承認を得て、残存参加企業が共同連帶して当該参加企業の分担業務を完了するものとする。

ただし、残存参加企業のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存参加企業全員及び当局の承認を得て、新たな構成員を当該入札参加グループに加入させ、当該参加企業を加えた参加企業が共同連帶して破産又は解散した参加企業の分担業務を完了するものとする。

タ 談合等不正行為があった場合の違約金等の取扱い

(イ) 受託者が、次に掲げる場合のいづれかに該当したときは、受託者は当局の請求に基づき、契約額（本契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の100分の10に相当する額を違約金として当局の指定する期間内に支払わなければならない。

A 本契約に関し、公正取引委員会が受託者又は受託者の代理人に対して独占禁止法という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令行い、排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

B 公正取引委員会が受託者又は受託者の代理人に独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

C 公正取引委員会が受託者又は受託者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第13項若しくは第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

D 受託者又は受託者の代理人（受託者又は受託者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定により刑が確定したとき。

(ロ) 受託者は、上記タ(イ)Dに該当し、かつ次のいづれかに該当するときは、上記タ(イ)の100分の10に相当する額のほか、契約額の100分の5に相当する額を違約金として当局の指定する期日までに支払わなければならない。

A 公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第6項の規定による納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

B 当該刑の確定において、受託者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

C 受託者が当局に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

レ 契約の変更

当局及び受託者は、本業務の質の向上の推進、設備の更新又はその他やむを得ない事由により業務量に変動が生じる場合については、受託者にその旨を通知するとともに、双方協議の上、契約の変更が必要であると認められるときは、契約の変更を行うものとする。

ソ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、受託者と当局が協議するものとする。

9 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国等の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（法第14条第2項第10号）

受託者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

- (1) 当局が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、当局は受託者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存する場合は、国が自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 受託者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責めに帰るべき理由が存するときは、受託者は当局に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分について求償することができる。

10 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項（法第14条第2項第11号）

(1) 実施状況に関する調査の時期

当局は、公共サービス改革法第7条第8項の規定に基づき、内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、本業務の実施状況について、平成28年3月末日時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の方法

当局は、受託者が実施した本業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする。

(3) 調査項目

- イ 管理・運営業務全般における各月の運営状況
- ロ 点検等及び保守業務における各月の実施状況（設備点検回数等）
- ハ 清掃等業務における各月の実施状況
- ニ 庁舎警備業務における各月の実施状況
- ホ 緊急時及び非常時における対応状況

(4) 実施状況等の提出

当局は、上記調査項目に関する内容を取りまとめた本業務の実施状況等について、(1)の評価を行うために平成28年5月を目途に内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出するものとする。

11 その他対象公共サービスの実施に關し必要な事項

(1) 対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告

当局は、受託者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告聴取、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告するものとする。

(2) 当局の監督体制

本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会、指示その他適切な方法において行うものとする。

本業務の実施状況に係る監督は、上記8により行うこととする。

(3) 受託者が負う可能性のある主な責務等

イ 受託者の責務等

公共サービス改革法第25条第2項の規定により、本業務に従事する者は、刑法その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

ロ 法第54条の規定により、本業務の実施に關し知り得た秘密を漏らし、又は盜用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。

ハ 法第55条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30万円以下の罰金に処される。

ニ 法第56条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、法第55条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同上の刑が科される。

ホ 会計検査について

受託者は、①公共サービスの内容が会計検査院法第22条に該当するとき、又は②同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは事務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実地の検査を受け、同院から直接又は当局を通じて、資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受ける場合がある。

(4) 評価委員会の開催

当局は、落札者決定のための評価、本業務の実施状況の評価等を行うに当たり、専門的技術的知見を得るために、当局及び外部有識者を構成員とする評価委員会を開催することとする。

施設所在地及び対象業務一覧表

区分	府県	署名	郵便番号	住所	電話番号	建築設備管理業務								清掃業務	環境衛生管理業務	庁舎警備業務
						自家用電気工作物	自動扉	空調	エレベーター	消防	屋上緑化システム	事務管理課空調	南税務署電気機械			
A	滋賀県	彦根税務署	522-0062	彦根市立花町5番20号	0749-22-7640	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
		長浜税務署	526-0037	長浜市高田町9番3号	0749-62-6144	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
		近江八幡税務署	523-8502	近江八幡市桜宮町243番地2	0748-33-3141	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		草津税務署	525-8510	草津市大路2丁目3番45号	077-562-1315	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		水口税務署	528-8555	甲賀市水口町水口587番地3	0748-62-0314	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
		今津税務署	520-1623	高島市今津町住吉1丁目5番10	0740-22-2561	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
B	京都府	上京税務署	602-8555	京都市上京区一条通西洞院東入元真如堂町358	075-441-9171	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		左京税務署	606-8555	京都市左京区聖護院円頓美町18	075-761-5371	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		東山税務署	605-0914	京都市東山区渋谷通大和大路東入下新シ町339番5	075-561-1131	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		京都分室	605-0914	京都市東山区渋谷通大和大路東入下新シ町339	075-561-1131	-	-	○	-	○	-	-	-	○	-	-
		下京税務署	600-8181	京都市下京区間之町五条下ル大津町8	075-351-9161	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		右京税務署	615-0007	京都市右京区西院上花田町10番地1	075-311-6366	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		伏見税務署	612-0084	京都市伏見区鎌屋町	075-641-5111	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		福知山税務署	620-0055	福知山市篠尾新町1丁目37番地	0773-22-3121	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		舞鶴税務署	624-0913	舞鶴市字上安久240番地	0773-75-0801	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
		宇治税務署	611-8588	宇治市大久保町井の尻60-3	0774-44-4141	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		宮津税務署	626-8571	宮津市字鶴賀2070-14	0772-22-3271	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		園部税務署	622-8501	南丹市園部町小山東町平成台1号11	0771-62-0340	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		峰山税務署	627-0012	京丹後市峰山杉谷147番地12	0772-62-0460	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
C	大阪府	大阪福島税務署	553-8567	大阪市福島区玉川2丁目12番28号	06-6448-1281	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		西税務署	550-8586	大阪市西区川口2丁目7番9号	06-6583-4624	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		港税務署	552-0003	大阪市港区磯路3丁目20番1号	06-6572-3901	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		天王寺税務署	543-0033	大阪市天王寺区堂ヶ丘芝2丁目11番25号	06-6772-1281	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		浪速税務署	556-0011	大阪市浪速区難波中3丁目13番9号	06-6632-1131	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		西淀川税務署	555-0024	大阪市西淀川区野里3丁目3番3号	06-6472-1021	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		東成税務署	537-0024	大阪市東成区東小橋2丁目1番7号	06-6972-1331	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		生野税務署	544-8555	大阪市生野区勝山北5丁目22番14号	06-6717-1231	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		旭税務署	535-8555	大阪市旭区大宮1丁目1番25号	06-6952-3201	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		城東税務署	536-8527	大阪市城東区中央2丁目14番29号	06-6932-1271	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		阿倍野税務署	545-0005	大阪市阿倍野区三明町2丁目10番29号	06-6628-0221	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		住吉税務署	558-8555	大阪市住吉区住吉2丁目17番37号	06-6672-1321	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-
		東住吉税務署	547-8501	大阪市平野区平野西2丁目2番2号	06-6702-0001	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		西成税務署	557-0054	大阪市西成区千本中1丁目3番4号	06-6659-5131	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		東淀川税務署	532-8558	大阪市淀川区木川東2丁目3番1号	06-6303-1141	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		北税務署	530-8585	大阪市北区南扇町7番13号	06-6313-3371	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		大淀税務署	531-0071	大阪市北区中津1丁目5番16号	06-6372-7221	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		岸和田税務署	596-0825	岸和田市土生町2丁目28番1号	0724-38-1341	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		豊能税務署	563-8688	池田市城南2丁目1番8号	072-751-2441	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		吹田税務署	564-8515	吹田市片山町3丁目16番22号	06-6330-3911	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
		泉大津税務署	595-8585	泉大津市二田町1丁目15番27号	0725-33-5601	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		枚方税務署	573-8654	枚方市大垣内町2丁目9番9号	072-844-9521	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		茨木税務署	567-8565	茨木市上中条1丁目9番21号	072-623-1131	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-
		八尾税務署	581-8555	八尾市高美町3丁目2番29号	072-992-1251	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		富田林税務署	584-8501	富田林市若松町西2丁目1697番地1	0721-24-3281	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		門真税務署	571-8545	門真市殿島町8番12号	06-6909-0181	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		東大阪税務署	577-8666	東大阪市永和2丁目3番8号	06-6724-0001	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-

施設所在地及び対象業務一覧表

区分	府県	署名	郵便番号	住所	電話番号	建築設備管理業務								清掃業務	環境衛生管理業務	庁舎警備業務
						自家用電気工作物	自動扉	空調	エレベーター	消防	屋上緑化システム	事務管理課空調	南税務署電気機械			
D	兵庫県	灘税務署	657-0834	神戸市灘区泉通2丁目1番2号	078-861-5054	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		兵庫税務署	652-0802	神戸市兵庫区水木通2丁目1番4号	078-576-5131	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		長田税務署	653-0832	神戸市長田区御船通1丁目4	078-691-5151	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		須磨税務署	654-8511	神戸市須磨区衣掛町5丁目2番18号	078-731-4333	○	○	○	-	○	○	-	-	○	○	-
		神戸税務署	650-8511	神戸市中央区中山手通2丁目2番20号	078-391-7161	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-
		姫路税務署	670-8543	姫路市北条1丁目250番地	0792-82-1135	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		尼崎税務署	660-8544	尼崎市西難波町1丁目8番1号	06-6416-1381	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		明石税務署	673-8555	明石市田町1丁目12番1号	078-921-2261	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		西宮税務署	662-8585	西宮市江上町3番35号	0798-34-3930	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		洲本税務署	656-8656	洲本市山手1丁目1番15号	0799-24-1212	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
		芦屋税務署	659-8503	芦屋市公光町6番2号	0797-31-2131	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		伊丹税務署	664-8505	伊丹市千僧1丁目47番地3号	072-779-6121	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		相生税務署	678-0055	相生市那波本町6番1号	0791-23-0231	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		豊岡税務署	668-8562	豊岡市上陰宇ウチダ216番地	0796-22-2101	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
		加古川税務署	675-8567	加古川市加古川町木村字木寺5の2	0794-21-2951	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		龍野税務署	679-4167	たつの市龍野町富永字田井屋畠1005-70	0791-62-0281	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
		西脇税務署	677-0015	西脇市西脇771番地の118	0795-22-3171	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
		三木税務署	673-0403	三木市末広1丁目9番10号	0794-82-0501	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
		社税務署	673-1492	加東市社51番3	0795-42-0223	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
		和田山税務署	669-5201	朝来市和田山町和田山字西裏388番地1	079-672-3171	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
		柏原税務署	669-3392	丹波市柏原町柏原518番地1	0795-72-1130	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
E	奈良県	葛城税務署	635-8503	大和高田市西町1番15号	0745-22-2721	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-
		桜井税務署	633-8555	桜井市栗殿185番地の4	0744-42-3501	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
		吉野税務署	639-3194	吉野郡吉野町丹治200番1	07463-2-3385	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
F	和歌山県	海南税務署	642-8555	海南市名高255番4	073-482-0900	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		御坊税務署	644-0002	御坊市蘆430番地の3	0738-22-0695	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		田辺税務署	646-8510	田辺市上屋敷2丁目10番46号	0739-22-1250	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
		新宮税務署	647-0012	新宮市伊佐田町2丁目1番地20	0735-22-5261	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
		粉河税務署	649-6592	紀の川市粉河807	0736-73-3301	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		湯浅税務署	643-0004	有田郡湯浅町湯浅2430番76	0737-63-5351	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
G	大阪府	南税務署	542-8586	大阪市中央区谷町7丁目5番23号	06-6768-4881	-	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○

施設アンケート

庁舎内の施設環境等についての感想をお聞かせください。

1 施設内の床及び階段の清掃は行き届いていましたか。

- 満足 ほぼ満足 やや不満 不満

1-1 「やや不満」、「不満」と回答した方にお伺いします。そのように感じた理由をお聞かせください。(具体的な例等でも結構です。)



2 施設内のトイレの清掃は行き届いていましたか。

- 満足 ほぼ満足 やや不満 不満

2-1 「やや不満」、「不満」と回答した方にお伺いします。そのように感じた理由をお聞かせください。(具体的な例等でも結構です。)



3 施設の消耗品(トイレットペーパー、石鹼等の補充すべき消耗品)は補充されていましたか。

- 満足 ほぼ満足 やや不満 不満

3-1 「やや不満」、「不満」と回答した方にお伺いします。そのように感じた理由をお聞かせください。(具体的な例等でも結構です。)



4 各作業（設備の保守点検、清掃、空気環境測定等の作業）において、事務に支障をきたさないよう適切な配慮はとられていましたか。

- 満足 ほぼ満足 やや不満 不満

4-1 「やや不満」、「不満」と回答した方にお伺いします。そのように感じた理由をお聞かせください。（具体的な例等でも結構です。）

5 各設備（自動扉、空調、エレベーター等）は良好な状態を維持していましたか。

- 満足 ほぼ満足 やや不満 不満

5-1 「やや不満」、「不満」と回答した方にお伺いします。そのように感じた理由をお聞かせください。（具体的な例等でも結構です。）

6 受付及び警備員の対応はどうでしたか（南税務署及び事務管理課職員のみ回答）。

- 満足 ほぼ満足 やや不満 不満

6-1 「やや不満」、「不満」と回答した方にお伺いします。そのように感じた理由をお聞かせください。（具体的な例等でも結構です。）

7 その他

庁舎施設全般についてご意見がございましたら記載してください。

アンケートは以上です。御協力ありがとうございました。

評価表(区分A)

実施要項区分	業務区分 実施要項部分	提案書様式	基準評価項目	得点配分			得点	
				基礎点	加算点	加重		
業務共通							120	
① 必須項目審査	(1) 実施体制 (2) 業務に対する認識 (3) 現行基準レベルの質の確保の実態	様式4	業務の水準が維持される体制であるか (グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか)	120	-	-	120	
			提案された内容が実現可能な体制であるか		-	-		
			管理・運営業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか		-	-		
			本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確になっているか		-	-		
			各業務の提案内容は、発注者側の確保されるべき水準を満たしているものとなっているか		-	-		
管理・運営業務全般に係る業務に関する提案							15	
② 加点項目審査	業務の質についての提案内容	様式2 様式5	本業務の包括的な管理・運営に関する提案がなされているか (方法、計画により各業務の適正かつ円滑な実施が確保されるか)	-	0 ~ 5	1	5	
			業務遂行体制において施設管理者に対し、常時、適切に対応するための工夫が取られているか(各業務の実績を考慮する。)	-	0 ~ 5	1	5	
			施設を適正な状態に保持する等の工夫が見られるか	-	0 ~ 5	1	5	
	建築設備管理業務							30
	(1) 業務の質についての提案内容	様式6(1) 様式7	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	-	0 ~ 5	2	10	
			設備等の点検等について、具体的な実施方法、体制等が示されているか	-	0 ~ 5	2	10	
	(2) 改善提案内容		改善提案の内容は、質の向上を図りつつ、業務コスト等削減のための方策が図られているか	-	0 ~ 5	2	10	
	清掃業務							20
	(1) 業務の質についての提案内容	様式6(2) 様式7	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
			施設を適切な状態に保持する等の工夫が見られるか	-	0 ~ 5	1	5	
			改善提案の内容は、質の向上を図りつつ、業務コスト等削減のための方策が図られているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
環境衛生管理業務							20	
③ 優良点項目審査	(1) 業務の質についての提案内容	様式6(3) 様式7	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
			施設を適切な状態に保持する等の工夫が見られるか	-	0 ~ 5	1	5	
			改善提案の内容は、質の向上を図りつつ、業務コスト等削減のための方策が図られているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
	緊急時及び非常時対応							35
	緊急時等への対応についての提案内容	様式6(5) 様式7 様式8	具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか	-	0 ~ 5	2	10	
			各業務における安全管理及び安全対策に対する提案は効果的なものであるか	-	0 ~ 5	2	10	
			緊急時の対策(連絡体制)は明確で効果的なものであるか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
			トラブル時や緊急時に迅速・円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
合計得点							240	

評価表(区分B)

実施要項区分	業務区分 実施要項部分	提案書様式	基準評価項目	得点配分			得点	
				基礎点	加算点	加重		
業務共通							120	
① 必須項目審査	(1) 実施体制 (2) 業務に対する認識 (3) 現行基準レベルの質の確保の実態	様式4	業務の水準が維持される体制であるか (グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか)	120	-	-	120	
			提案された内容が実現可能な体制であるか		-	-		
			管理・運営業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか		-	-		
			本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確になっているか		-	-		
			各業務の提案内容は、発注者側の確保されるべき水準を満たしているものとなっているか		-	-		
管理・運営業務全般に係る業務に関する提案							15	
② 加点項目審査	業務の質についての提案内容	様式2 様式5	本業務の包括的な管理・運営に関する提案がなされているか (方法、計画により各業務の適正かつ円滑な実施が確保されるか)	-	0 ~ 5	1	5	
			業務遂行体制において施設管理者に対し、常時、適切に対応するための工夫が取られているか(各業務の実績を考慮する。)	-	0 ~ 5	1	5	
			施設を適正な状態に保持する等の工夫が見られるか	-	0 ~ 5	1	5	
	建築設備管理業務							30
	(1) 業務の質についての提案内容	様式6(1) 様式7	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	-	0 ~ 5	2	10	
			設備等の点検等について、具体的な実施方法、体制等が示されているか	-	0 ~ 5	2	10	
	(2) 改善提案内容		改善提案の内容は、質の向上を図りつつ、業務コスト等削減のための方策が図られているか	-	0 ~ 5	2	10	
	清掃業務							20
	(1) 業務の質についての提案内容	様式6(2) 様式7	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
			施設を適切な状態に保持する等の工夫が見られるか	-	0 ~ 5	1	5	
			改善提案の内容は、質の向上を図りつつ、業務コスト等削減のための方策が図られているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
環境衛生管理業務							20	
③ 優良点項目審査	(1) 業務の質についての提案内容	様式6(3) 様式7	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
			施設を適切な状態に保持する等の工夫が見られるか	-	0 ~ 5	1	5	
			改善提案の内容は、質の向上を図りつつ、業務コスト等削減のための方策が図られているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
	緊急時及び非常時対応							35
	緊急時等への対応についての提案内容	様式6(5) 様式7 様式8	具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか	-	0 ~ 5	2	10	
			各業務における安全管理及び安全対策に対する提案は効果的なものであるか	-	0 ~ 5	2	10	
			緊急時の対策(連絡体制)は明確で効果的なものであるか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
			トラブル時や緊急時に迅速・円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
合計得点							240	

評価表(区分C)

実施要項区分	業務区分 実施要項部分	提案書様式	基準評価項目	得点配分			得点	
				基礎点	加算点	加重		
業務共通							120	
① 必須項目審査	(1) 実施体制 (2) 業務に対する認識 (3) 現行基準レベルの質の確保の実態	様式4	業務の水準が維持される体制であるか (グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか)	120	-	-	120	
			提案された内容が実現可能な体制であるか		-	-		
			管理・運営業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか		-	-		
			本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確になっているか		-	-		
			各業務の提案内容は、発注者側の確保されるべき水準を満たしているものとなっているか		-	-		
管理・運営業務全般に係る業務に関する提案							15	
② 加点項目審査	業務の質についての提案内容	様式2 様式5	本業務の包括的な管理・運営に関する提案がなされているか (方法、計画により各業務の適正かつ円滑な実施が確保されるか)	-	0 ~ 5	1	5	
			業務遂行体制において施設管理者に対し、常時、適切に対応するための工夫が取られているか(各業務の実績を考慮する。)	-	0 ~ 5	1	5	
			施設を適正な状態に保持する等の工夫が見られるか	-	0 ~ 5	1	5	
	建築設備管理業務							30
	(1) 業務の質についての提案内容	様式6(1) 様式7	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	-	0 ~ 5	2	10	
			設備等の点検等について、具体的な実施方法、体制等が示されているか	-	0 ~ 5	2	10	
	(2) 改善提案内容		改善提案の内容は、質の向上を図りつつ、業務コスト等削減のための方策が図られているか	-	0 ~ 5	2	10	
	清掃業務							20
	(1) 業務の質についての提案内容	様式6(2) 様式7	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
			施設を適切な状態に保持する等の工夫が見られるか	-	0 ~ 5	1	5	
			改善提案の内容は、質の向上を図りつつ、業務コスト等削減のための方策が図られているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
環境衛生管理業務							20	
③ 優良点項目審査	(1) 業務の質についての提案内容	様式6(3) 様式7	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
			施設を適切な状態に保持する等の工夫が見られるか	-	0 ~ 5	1	5	
			改善提案の内容は、質の向上を図りつつ、業務コスト等削減のための方策が図られているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
	緊急時及び非常時対応							35
	緊急時等への対応についての提案内容	様式6(5) 様式7 様式8	具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか	-	0 ~ 5	2	10	
			各業務における安全管理及び安全対策に対する提案は効果的なものであるか	-	0 ~ 5	2	10	
			緊急時の対策(連絡体制)は明確で効果的なものであるか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
			トラブル時や緊急時に迅速・円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
合計得点							240	

評価表(区分D)

実施要項区分	業務区分 実施要項部分	提案書様式	基準評価項目	得点配分			得点	
				基礎点	加算点	加重		
業務共通							120	
① 必須項目審査	(1) 実施体制 (2) 業務に対する認識 (3) 現行基準レベルの質の確保の実態	様式4	業務の水準が維持される体制であるか (グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか)	120	-	-	120	
			提案された内容が実現可能な体制であるか		-	-		
			管理・運営業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか		-	-		
			本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確になっているか		-	-		
			各業務の提案内容は、発注者側の確保されるべき水準を満たしているものとなっているか		-	-		
管理・運営業務全般に係る業務に関する提案							15	
② 加点項目審査	業務の質についての提案内容	様式2 様式5	本業務の包括的な管理・運営に関する提案がなされているか (方法、計画により各業務の適正かつ円滑な実施が確保されるか)	-	0 ~ 5	1	5	
			業務遂行体制において施設管理者に対し、常時、適切に対応するための工夫が取られているか(各業務の実績を考慮する。)	-	0 ~ 5	1	5	
			施設を適正な状態に保持する等の工夫が見られるか	-	0 ~ 5	1	5	
	建築設備管理業務							30
	(1) 業務の質についての提案内容	様式6(1) 様式7	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	-	0 ~ 5	2	10	
			設備等の点検等について、具体的な実施方法、体制等が示されているか	-	0 ~ 5	2	10	
	(2) 改善提案内容		改善提案の内容は、質の向上を図りつつ、業務コスト等削減のための方策が図られているか	-	0 ~ 5	2	10	
	清掃業務							20
	(1) 業務の質についての提案内容	様式6(2) 様式7	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
			施設を適切な状態に保持する等の工夫が見られるか	-	0 ~ 5	1	5	
	(2) 改善提案内容		改善提案の内容は、質の向上を図りつつ、業務コスト等削減のための方策が図られているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
環境衛生管理業務							20	
③ 優良点項目審査	(1) 業務の質についての提案内容	様式6(3) 様式7	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
			施設を適切な状態に保持する等の工夫が見られるか	-	0 ~ 5	1	5	
			改善提案の内容は、質の向上を図りつつ、業務コスト等削減のための方策が図られているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
	緊急時及び非常時対応							35
	緊急時等への対応についての提案内容	様式6(5) 様式7 様式8	具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか	-	0 ~ 5	2	10	
			各業務における安全管理及び安全対策に対する提案は効果的なものであるか	-	0 ~ 5	2	10	
			緊急時の対策(連絡体制)は明確で効果的なものであるか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
			トラブル時や緊急時に迅速・円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
合計得点							240	

評価表(区分E)

実施要項区分	業務区分 実施要項部分	提案書様式	基準評価項目	得点配分			得点	
				基礎点	加算点	加重		
業務共通							120	
① 必須項目審査	(1) 実施体制 (2) 業務に対する認識 (3) 現行基準レベルの質の確保の実態	様式4	業務の水準が維持される体制であるか (グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか)	120	-	-	120	
			提案された内容が実現可能な体制であるか		-	-		
			管理・運営業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか		-	-		
			本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確になっているか		-	-		
			各業務の提案内容は、発注者側の確保されるべき水準を満たしているものとなっているか		-	-		
管理・運営業務全般に係る業務に関する提案							15	
② 加点項目審査	業務の質についての提案内容	様式2 様式5	本業務の包括的な管理・運営に関する提案がなされているか (方法、計画により各業務の適正かつ円滑な実施が確保されるか)	-	0 ~ 5	1	5	
			業務遂行体制において施設管理者に対し、常時、適切に対応するための工夫が取られているか(各業務の実績を考慮する。)	-	0 ~ 5	1	5	
			施設を適正な状態に保持する等の工夫が見られるか	-	0 ~ 5	1	5	
	建築設備管理業務							30
	(1) 業務の質についての提案内容	様式6(1) 様式7	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	-	0 ~ 5	2	10	
			設備等の点検等について、具体的な実施方法、体制等が示されているか	-	0 ~ 5	2	10	
	(2) 改善提案内容		改善提案の内容は、質の向上を図りつつ、業務コスト等削減のための方策が図られているか	-	0 ~ 5	2	10	
	清掃業務							20
	(1) 業務の質についての提案内容	様式6(2) 様式7	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
			施設を適切な状態に保持する等の工夫が見られるか	-	0 ~ 5	1	5	
			改善提案の内容は、質の向上を図りつつ、業務コスト等削減のための方策が図られているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
環境衛生管理業務							20	
③ 優良点項目審査	(1) 業務の質についての提案内容	様式6(3) 様式7	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
			施設を適切な状態に保持する等の工夫が見られるか	-	0 ~ 5	1	5	
			改善提案の内容は、質の向上を図りつつ、業務コスト等削減のための方策が図られているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
	緊急時及び非常時対応							35
	緊急時等への対応についての提案内容	様式6(5) 様式7 様式8	具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか	-	0 ~ 5	2	10	
			各業務における安全管理及び安全対策に対する提案は効果的なものであるか	-	0 ~ 5	2	10	
			緊急時の対策(連絡体制)は明確で効果的なものであるか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
			トラブル時や緊急時に迅速・円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
合計得点							240	

評価表(区分F)

実施要項区分	業務区分 実施要項部分	提案書様式	基準評価項目	得点配分			得点	
				基礎点	加算点	加重		
業務共通							120	
① 必須項目審査	(1) 実施体制 (2) 業務に対する認識 (3) 現行基準レベルの質の確保の実態	様式4	業務の水準が維持される体制であるか (グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか)	120	-	-	120	
			提案された内容が実現可能な体制であるか		-	-		
			管理・運営業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか		-	-		
			本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確になっているか		-	-		
			各業務の提案内容は、発注者側の確保されるべき水準を満たしているものとなっているか		-	-		
管理・運営業務全般に係る業務に関する提案							15	
② 加点項目審査	業務の質についての提案内容	様式2 様式5	本業務の包括的な管理・運営に関する提案がなされているか (方法、計画により各業務の適正かつ円滑な実施が確保されるか)	-	0 ~ 5	1	5	
			業務遂行体制において施設管理者に対し、常時、適切に対応するための工夫が取られているか(各業務の実績を考慮する。)	-	0 ~ 5	1	5	
			施設を適正な状態に保持する等の工夫が見られるか	-	0 ~ 5	1	5	
	建築設備管理業務							30
	(1) 業務の質についての提案内容	様式6(1) 様式7	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	-	0 ~ 5	2	10	
			設備等の点検等について、具体的な実施方法、体制等が示されているか	-	0 ~ 5	2	10	
	(2) 改善提案内容		改善提案の内容は、質の向上を図りつつ、業務コスト等削減のための方策が図られているか	-	0 ~ 5	2	10	
	清掃業務							20
	(1) 業務の質についての提案内容	様式6(2) 様式7	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
			施設を適切な状態に保持する等の工夫が見られるか	-	0 ~ 5	1	5	
	(2) 改善提案内容		改善提案の内容は、質の向上を図りつつ、業務コスト等削減のための方策が図られているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
環境衛生管理業務							20	
③ 優良点項目審査	(1) 業務の質についての提案内容	様式6(3) 様式7	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
			施設を適切な状態に保持する等の工夫が見られるか	-	0 ~ 5	1	5	
			改善提案の内容は、質の向上を図りつつ、業務コスト等削減のための方策が図られているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
	(2) 改善提案内容							
緊急時及び非常時対応							35	
④ 特別賞点項目審査	緊急時等への対応についての提案内容	様式6(5) 様式7 様式8	具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか	-	0 ~ 5	2	10	
			各業務における安全管理及び安全対策に対する提案は効果的なものであるか	-	0 ~ 5	2	10	
			緊急時の対策(連絡体制)は明確で効果的なものであるか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
			トラブル時や緊急時に迅速・円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
合計得点							240	

評価表(区分G)

実施要項区分	業務区分 実施要項部分	提案書様式	基準評価項目	得点配分			得点	
				基礎点	加算点	加重		
業務共通							140	
① 必須項目審査	(1) 実施体制 (2) 業務に対する認識 (3) 現行基準レベルの質の確保の実態	様式4	業務の水準が維持される体制であるか (グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか)	140	-	-	140	
			提案された内容が実現可能な体制であるか		-	-		
			管理・運営業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか		-	-		
			本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確になっているか		-	-		
			各業務の提案内容は、発注者側の確保されるべき水準を満たしているものとなっているか		-	-		
管理・運営業務全般に係る業務に関する提案							15	
② 加点項目審査	業務の質についての提案内容	様式2 様式5	本業務の包括的な管理・運営に関する提案がなされているか (方法、計画により各業務の適正かつ円滑な実施が確保されるか)	-	0 ~ 5	1	5	
			業務遂行体制において施設管理者に対し、常時、適切に対応するための工夫が取られているか(各業務の実績を考慮する。)	-	0 ~ 5	1	5	
			施設を適正な状態に保持する等の工夫が見られるか	-	0 ~ 5	1	5	
	建築設備管理業務							30
	(1) 業務の質についての提案内容	様式6(1) 様式7	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	-	0 ~ 5	2	10	
			設備等の点検等について、具体的な実施方法、体制等が示されているか	-	0 ~ 5	2	10	
	(2) 改善提案内容		改善提案の内容は、質の向上を図りつつ、業務コスト等削減のための方策が図られているか	-	0 ~ 5	2	10	
	清掃業務							20
	(1) 業務の質についての提案内容	様式6(2) 様式7	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
			施設を適切な状態に保持する等の工夫が見られるか	-	0 ~ 5	1	5	
			改善提案の内容は、質の向上を図りつつ、業務コスト等削減のための方策が図られているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
③ 環境衛生管理業務	(1) 業務の質についての提案内容	様式6(3) 様式7	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
			施設を適切な状態に保持する等の工夫が見られるか	-	0 ~ 5	1	5	
			改善提案の内容は、質の向上を図りつつ、業務コスト等削減のための方策が図られているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
	庁舎警備業務							20
	(1) 業務の質についての提案内容	様式6(4) 様式7	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
			施設を適切な状態に保持する等の工夫が見られるか	-	0 ~ 5	1	5	
			改善提案の内容は、質の向上を図りつつ、業務コスト等削減のための方策が図られているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
	緊急時及び非常時対応							35
	緊急時等への対応についての提案内容	様式6(5) 様式7 様式8	具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか	-	0 ~ 5	2	10	
			各業務における安全管理及び安全対策に対する提案は効果的なものであるか	-	0 ~ 5	2	10	
			緊急時の対策(連絡体制)は明確で効果的なものであるか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
			トラブル時や緊急時に迅速・円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか	-	0 ~ 5	1.5	7.5	
合計得点							280	

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費(区分A)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
人件費	常勤職員	0	0	0
	非常勤職員	0	0	0
物件費		0	0	0
委託費等	委託費定額部分	8,106千円	7,913千円	8,234千円
	成果報酬	0	0	0
	旅費その他	0	0	0
計(a)		8,106千円	7,913千円	8,234千円
参考 値 (b)	減価償却費	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-
	間接部門費	-	-	-
(a) + (b)		8,106千円	7,913千円	8,234千円

《注記事項》

委託費の内容は、別紙4－1参考資料「委託費の内訳(区分A)」のとおりである。

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費(区分B)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
人件費	常勤職員	0	0	0
	非常勤職員	0	0	0
物件費		0	0	0
委託費等	委託費定額部分	18,279千円	18,096千円	26,942千円
	成果報酬	0	0	0
	旅費その他	0	0	0
計(a)		18,279千円	18,096千円	26,942千円
参考 値 (b)	減価償却費	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-
	間接部門費	-	-	-
(a) + (b)		18,279千円	18,096千円	26,942千円

《注記事項》

委託費の内容は、別紙4－1参考資料「委託費の内訳(区分B)」のとおりである。

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費(区分C)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
人件費	常勤職員	0	0	0
	非常勤職員	0	0	0
物件費		0	0	0
委託費等	委託費定額部分	50,286千円	49,704千円	58,375千円
	成果報酬	0	0	0
	旅費その他	0	0	0
計(a)		50,286千円	49,704千円	58,375千円
参考 値 (b)	減価償却費	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-
	間接部門費	-	-	-
(a) + (b)		50,286千円	49,704千円	58,375千円

《注記事項》

委託費の内容は、別紙4－1参考資料「委託費の内訳(区分C)」のとおりである。

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費(区分D)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
人件費	常勤職員	0	0	0
	非常勤職員	0	0	0
物件費		0	0	0
委託費等	委託費定額部分	32,977千円	31,865千円	41,893千円
	成果報酬	0	0	0
	旅費その他	0	0	0
計(a)		32,977千円	31,865千円	41,893千円
参考 値 (b)	減価償却費	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-
	間接部門費	-	-	-
(a) + (b)		32,977千円	31,865千円	41,893千円

《注記事項》

委託費の内容は、別紙4－1参考資料「委託費の内訳(区分D)」のとおりである。

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費(区分E)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
人件費	常勤職員	0	0	0
	非常勤職員	0	0	0
物件費		0	0	0
委託費等	委託費定額部分	3,748千円	3,719千円	4,599千円
	成果報酬	0	0	0
	旅費その他	0	0	0
計(a)		3,748千円	3,719千円	4,599千円
参考 値 (b)	減価償却費	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-
	間接部門費	-	-	-
(a) + (b)		3,748千円	3,719千円	4,599千円

《注記事項》

委託費の内容は、別紙4－1参考資料「委託費の内訳(区分E)」のとおりである。

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費(区分F)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
人件費	常勤職員	0	0	0
	非常勤職員	0	0	0
物件費		0	0	0
委託費等	委託費定額部分	6,203千円	6,612千円	8,229千円
	成果報酬	0	0	0
	旅費その他	0	0	0
計(a)		6,203千円	6,612千円	8,229千円
参考 値 (b)	減価償却費	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-
	間接部門費	-	-	-
(a) + (b)		6,203千円	6,612千円	8,229千円

《注記事項》

委託費の内容は、別紙4-1参考資料「委託費の内訳(区分F)」のとおりである。

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費(区分G)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
人件費	常勤職員	0	0	0
	非常勤職員	0	0	0
物件費		0	0	0
委託費等	委託費定額部分	39,364千円	36,322千円	39,655千円
	成果報酬	0	0	0
	旅費その他	0	0	0
計(a)		39,364千円	36,322千円	39,655千円
参考 値 (b)	減価償却費	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-
	間接部門費	-	-	-
(a) + (b)		39,364千円	36,322千円	39,655千円

《注記事項》

委託費の内容は、別紙4－1参考資料「委託費の内訳(区分G)」のとおりである。

委託費の内訳

1 区分A：滋賀県

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
建築設備管理業務（点検及び保守）	3,970千円	3,778千円	4,556千円
統括管理業務	－	－	
自家用電気工作物保安管理	910千円	882千円	
自動扉設備保守点検	211千円	212千円	
空調設備等保守点検	1,838千円	1,670千円	
エレベーター設備保守点検	806千円	762千円	
消防設備保守点検	205千円	252千円	
清掃業務	3,739千円	3,675千円	3,365千円
環境衛生管理業務	397千円	460千円	313千円
合　計	8,106千円	7,913千円	8,234千円

※ 平成25年度は「自家用電気工作物保安管理」、「自動扉設備保守点検」、「空調設備等保守点検」、「エレベーター設備保守点検」及び「消防設備保守点検」を包括化し、「統括管理業務」を追加している。

2 区分B：京都府

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
建築設備管理業務（点検及び保守）	10,224千円	9,725千円	18,119千円
統括管理業務	－	－	
自家用電気工作物保安管理	1,553千円	1,536千円	
自動扉設備保守点検	466千円	513千円	
空調設備等保守点検	3,725千円	3,570千円	
エレベーター設備保守点検	4,013千円	3,654千円	
消防設備保守点検	467千円	452千円	
清掃業務	7,405千円	7,674千円	8,168千円
環境衛生管理業務	650千円	697千円	655千円
合　計	18,279千円	18,096千円	26,942千円

※ 平成25年度は「自家用電気工作物保安管理」、「自動扉設備保守点検」、「空調設備等保守点検」、「エレベーター設備保守点検」及び「消防設備保守点検」を包括化し、「統括管理業務」を追加している。

3 区分C：大阪府

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
建築設備管理業務（点検及び保守）	27,660千円	26,061千円	34,482千円
統括管理業務	－	－	33,852千円
自家用電気工作物保安管理	3,759千円	3,789千円	
自動扉設備保守点検	930千円	968千円	
空調設備等保守点検	11,238千円	10,801千円	
エレベーター設備保守点検	10,792千円	9,245千円	
消防設備保守点検	941千円	737千円	
屋上緑化システム保守点検	－	521千円	630千円
清掃業務	20,048千円	20,352千円	20,486千円
環境衛生管理業務	2,578千円	3,291千円	3,407千円
合　計	50,286千円	49,704千円	58,375千円

※1 平成25年度は「自家用電気工作物保安管理」、「自動扉設備保守点検」、「空調設備等保守点検」、「エレベーター設備保守点検」及び「消防設備保守点検」を包括化し、「統括管理業務」を追加している。

※2 平成24年度屋上緑化システム保守点検の4月から6月については、契約を行っていない。

4 区分D：兵庫県

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
建築設備管理業務（点検及び保守）	16,703千円	15,188千円	25,054千円
統括管理業務	-	-	
自家用電気工作物保安管理	3,445千円	3,444千円	
自動扉設備保守点検	769千円	818千円	
空調設備等保守点検	6,416千円	5,205千円	24,613千円
エレベーター設備保守点検	5,324千円	4,634千円	
消防設備保守点検	749千円	772千円	
屋上緑化システム保守点検	-	315千円	441千円
清掃業務	14,889千円	14,937千円	15,099千円
環境衛生管理業務	1,385千円	1,740千円	1,740千円
合　　計	32,977千円	31,865千円	41,893千円

※1 平成25年度は「自家用電気工作物保安管理」、「自動扉設備保守点検」、「空調設備等保守点検」、「エレベーター設備保守点検」及び「消防設備保守点検」を包括化し、「統括管理業務」を追加している。

※2 平成25年度自動扉及び消防設備保守点検の4月及び5月については、契約を行っていない。

※3 平成24年度屋上緑化システム保守点検の4月から6月については、契約を行っていない。

5 区分E：奈良県

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
建築設備管理業務（点検及び保守）	2,529千円	2,659千円	3,221千円
統括管理業務	-	-	
自家用電気工作物保安管理	483千円	478千円	
自動扉設備保守点検	113千円	114千円	
空調設備等保守点検	1,029千円	1,029千円	2,990千円
エレベーター設備保守点検	781千円	731千円	
消防設備保守点検	123千円	95千円	
屋上緑化システム保守点検	-	212千円	231千円
清掃業務	1,003千円	819千円	1,184千円
環境衛生管理業務	216千円	241千円	194千円
合　　計	3,748千円	3,719千円	4,599千円

※1 平成25年度は「自家用電気工作物保安管理」、「自動扉設備保守点検」、「空調設備等保守点検」、「エレベーター設備保守点検」及び「消防設備保守点検」を包括化し、「統括管理業務」を追加している。

※2 平成24年度屋上緑化システム保守点検の4月から6月については、契約を行っていない。

6 区分F：和歌山県

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
建築設備管理業務（点検及び保守）	4,488千円	4,325千円	
統括管理業務	-	-	
自家用電気工作物保安管理	864千円	859千円	
自動扉設備保守点検	225千円	240千円	6,256千円
空調設備等保守点検	2,069千円	1,928千円	
エレベーター設備保守点検	1,134千円	1,077千円	
消防設備保守点検	196千円	221千円	
清掃業務	1,481千円	2,016千円	1,716千円
環境衛生管理業務	234千円	271千円	257千円
合　　計	6,203千円	6,612千円	8,229千円

※1 平成25年度は「自家用電気工作物保安管理」、「自動扉設備保守点検」、「空調設備等保守点検」、「エレベーター設備保守点検」及び「消防設備保守点検」を包括化し、「統括管理業務」を追加している。

※2 平成25年度自動扉及び消防設備保守点検の4月及び5月については、契約を行っていない。

※3 平成24年度屋上緑化システム保守点検の4月から6月については、契約を行っていない。

7 区分G：南税務署

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
建築設備管理業務（点検及び保守）	25,704千円	21,904千円	25,271千円
統括管理業務	-	-	
自動扉設備保守点検	102千円	102千円	
エレベーター設備保守点検	806千円	378千円	
消防設備保守点検	47千円	42千円	
空調機械設備保守及び総合点検	3,119千円	4,914千円	
電気機械設備保守及び総合点検	21,630千円	16,468千円	
清掃業務	1,451千円	1,516千円	1,491千円
環境衛生管理業務	542千円	385千円	381千円
庁舎警備業務	12,209千円	12,902千円	12,512千円
合　　計	39,364千円	36,322千円	39,655千円

※ 平成25年度は「自家用電気工作物保安管理」、「自動扉設備保守点検」、「空調設備等保守点検」「エレベーター設備保守点検」及び「消防設備保守点検」を包括化し、「統括管理業務」を追加している。

2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
常勤職員	0	0	0
非常勤職員	0	0	0

(業務従事者に求められる知識・経験等)

総括責任者については、施設管理・運営業務に精通した者で、実務経験が15年以上の者であること。

業務実施上必要な法定資格は、次のとおりとする。

また、個々の業務に従事する者については、当該業務の経験を有している者が望ましい。

- ・電気主任技術者(自家用電気工作物保安管理業務／南税務署電気機械設備等保守点検及び総合点検業務)
- ・自動ドア施工技能士1級又は2級(自動扉開閉装置保守点検業務)
- ・消防設備士甲種第1類、甲種第4類(消防用設備等保守点検業務)
- ・第二種電気工事士(消防用設備等保守点検業務)
- ・吸収式冷温水発生機及び空調設備取扱経験者(南税務署電気機械設備等保守点検及び総合点検業務)
- ・給排水設備管理経験者(南税務署電気機械設備等保守点検及び総合点検業務)
- ・ビルクリーニング技能士(清掃業務)
- ・建築物環境衛生管理技術者(環境衛生管理業務(区分C、区分D及び区分Gのみ))
- ・病害虫防除に関する各地方公共団体が指定する資格(農薬管理指導士、農薬適正使用アドバイザー、緑の安全管理士、技術士(農業部門・植物保護)等)を有する者又は各地方公共団体が指定する研修の受講者(屋上緑化システム保守点検業務(除草作業、病害虫管理))
- ・消防法施行令第四条の二の八第三項第一号の規定による自衛消防組織の業務に関する講習の受講者(庁舎警備業務)
- ・警備業法及び總理府令等で定める教育を受けており、実務経験3年以上の者(庁舎警備業務)

(業務の閑散の状況とその対応)

該当なし

3 従来の実施に要した施設及び設備

各業務の遂行に必要な施設及び設備として、次に掲げる施設及び設備を無償で使用することができる。

- (1) 管理・運営業務に必要な設備全て
- (2) 清掃員控室等、管理・運営業務の実施及びこれに付随する業務を遂行するために必要な事務スペース
- (3) その他当局と協議し認められた業務の遂行に必要な施設等

(注意事項等)

- ・上記の施設及び設備は、各業務の実施及び実施に付随する業務以外には使用してはならない。
- ・受託者は、あらかじめ当局と協議して、施設の管理・運営業務に支障を来たさない範囲内において、施設内に管理・運営業務の実施に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。
- ・受託者は、設備等を設置した場合は、設備の使用を終了又は中止した後、直ちに原状回復を行うこと。
- ・受託者は、既存の建築物及び工作物等に汚損・損傷等を与えないよう十分注意し、損傷(機器の故障を含む)が生じるおそれがある場合は養生を行う。万一、損傷が生じた場合は、受託者の責任において速やかに復旧するものとする。

4 従来の実施における目標の達成の程度

	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績

※ 具体的な数値目標の設定はしていない。

【参考】

業務の不備に起因する執務の中断回数
(平成23年度～平成25年度 0回)

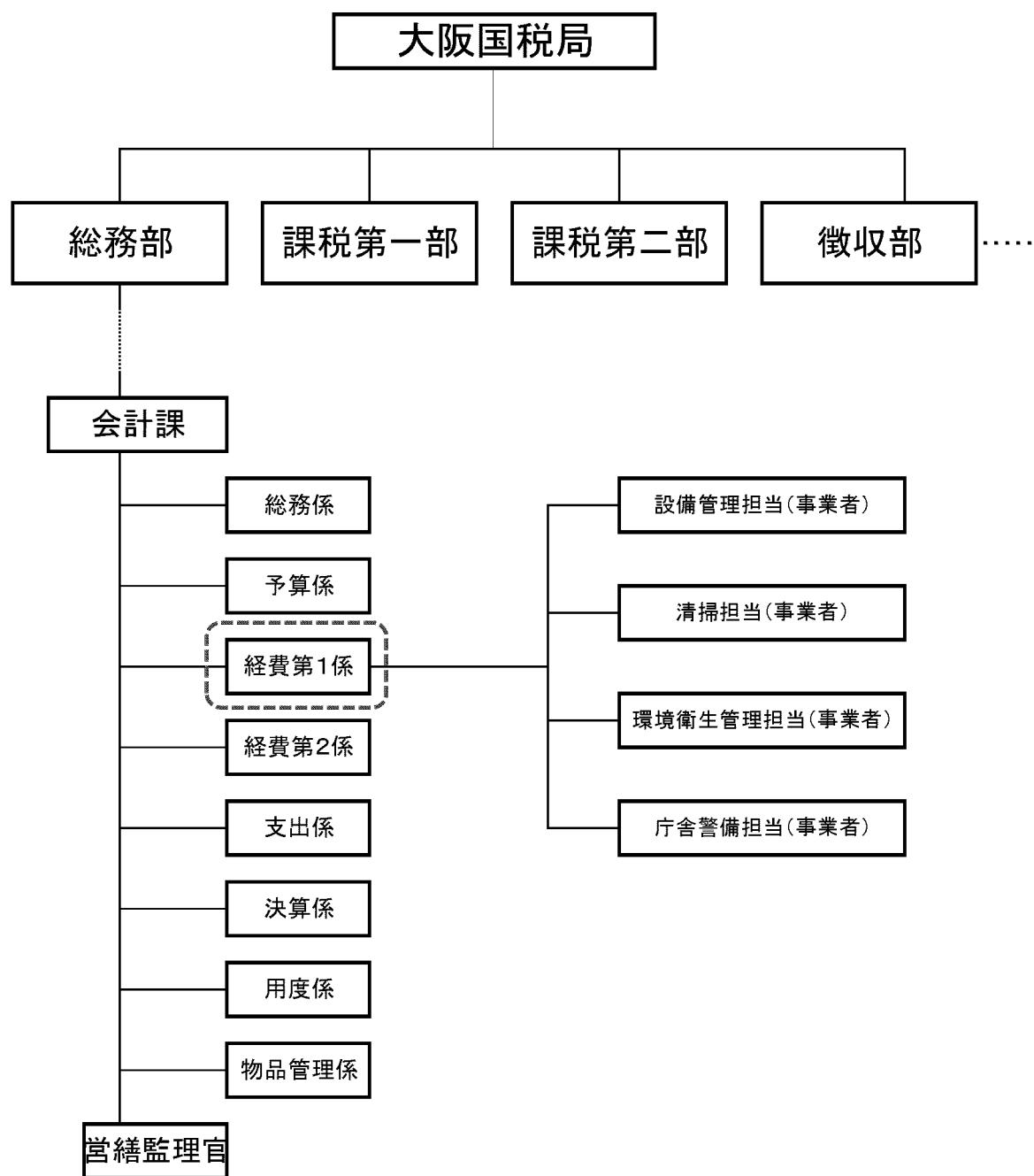
業務の不備に起因する停電、空調停止、断水の発生回数
(平成23年度～平成25年度 0回)

業務の不備に起因する怪我の回数
(平成23年度～平成25年度 0回)

5 従来の実施方法等

従来の実施方法(業務フロー)
組織図及び業務フローについては、下図のとおり

大阪国税局組織図(抜粋)



管理・運営業務企画書

1. 企業の代表責任者及び本業務担当者

※ 入札参加グループの場合は、代表企業(法人の場合は、法人名、所在地、代表者の氏名及び担当者の氏名並びに連絡先)及びグループ事業者(法人の場合は、法人名、所在地及び代表者の氏名)を記載すること。

様式1-1のとおり。

※ 必要に応じて枠を追加すること

2. 各業務の実績

本実施要項1(1)で示す業務ごとに過去3年間の実績を記載すること。

(1) 建築設備管理業務

業務名	発注者	時期(期間)	業務内容(内容・施設規模・請負金額等)

(2) 清掃業務

業務名	発注者	時期(期間)	業務内容(内容・施設規模・請負金額等)

(3) 環境衛生管理業務

業務名	発注者	時期(期間)	業務内容(内容・施設規模・請負金額等)

(4) 庁舎警備業務

業務名	発注者	時期(期間)	業務内容(内容・施設規模・請負金額等)

3. 本業務実施の考え方

※ 安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等を記載すること。

4. 業務全体の管理方法及び業務ごとの実施体制

※ 本実施要項1(1)で示す業務ごとの実施体制及び業務全体の管理方法を記載すること。

業務ごとに実施する企業が異なる場合は、業務全体の管理方法に加え、業務ごとの実施体制及び管理体制を記載すること。

5. 管理・運営業務の実施全般に対する提案事項

(1) 管理・運営業務の運営全般に対する質の確保及びコスト削減についての考え方

(2) 質の確保及びコスト削減に関する提案事項

(3) その他の提案事項

※ 表の枠が不足する場合は適宜追加すること。

6. 改善提案総括表

※ 仕様書に対し、改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。
なお、下記の改善提案のない業務項目については、当局が提示する最低水準として従来の実施方法に基づいて業務を行うものとする。

(1) 建築設備管理業務		提案の有無	有	無
業務項目 既存の仕様書に定める項目 を明記		提案の概略		

※ 表の枠が不足する場合は適宜追加すること。

6. 改善提案総括表

※ 仕様書に対し、改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。
なお、下記の改善提案のない業務項目については、当局が提示する最低水準として従来の実施方法に基づいて業務を行うものとする。

(2) 清掃業務	提案の有無	有	無
業務項目 既存の仕様書に定める項目 を明記	提案の概略		

※ 表の枠が不足する場合は適宜追加すること。

6. 改善提案総括表

※ 仕様書に対し、改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。
なお、下記の改善提案のない業務項目については、当局が提示する最低水準として従来の実施方法に基づいて業務を行うものとする。

(3) 環境衛生管理業務		提案の有無	有	無
業務項目 既存の仕様書に定める項目 を明記		提案の概略		

※ 表の枠が不足する場合は適宜追加すること。

6. 改善提案総括表

※ 仕様書に対し、改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。
なお、下記の改善提案のない業務項目については、当局が提示する最低水準として従来の実施方法に基づいて業務を行うものとする。

(4) 庁舎警備業務(区分Gのみ)		提案の有無	有	無
業務項目 既存の仕様書に定める項目 を明記		提案の概略		

※ 表の枠が不足する場合は適宜追加すること。

6. 改善提案総括表

※ 仕様書に対し、改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。
なお、下記の改善提案のない業務項目については、当局が提示する最低水準として従来の実施方法に基づいて業務を行うものとする。

(5) 緊急時及び非常時対応		提案の有無	有	無
業務項目 既存の仕様書に定める項目 を明記		提案の概略		

7. 各業務の仕様書に対する改善提案

※ 提案を行う各業務の項目ごとに作成する。

(1) 改善提案を行う業務及び項目

(2) 改善提案の趣旨

(3) 改善提案の内容

(5) 最低水準の確保に対する説明

8. 緊急時の体制及び対応方法

※ 緊急時(管理・運営業務の実施に当たり、想定していた業務実施が困難になる事故・事象が生じた場合)のバックアップ体制と対応方法を記載すること。

平成 年 月 日

殿

(郵便番号)
入札参加事業者 住 所

電話番号 () -

商 号
又は名称

氏 名 ㊞

(法人にあっては、代表者氏名)

㊞

[法定代理人
氏 名]

入札参加事業者等確認書

この書面の記載事項は、事実に相違ありません。

(留意事項)

1 この書面及び提出書類は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条各号に規定されている欠格事由該当性の審査に必要であり、この書面及び提出書類に記載されている個人情報については、欠格事由該当性の審査のため、必要な範囲において利用し又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。

2 この書面とともに第8面の一覧表に示す書類の提出をお願いします。

1 入札参加事業者

個人・法人の別	<input type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 法人
---------	-----------------------------	-----------------------------

ア 入札参加事業者が個人の場合

フリガナ 氏名	生年月日 (性別)	本籍 住所
フリガナ 商号又は屋号	事業活動の内容	
	()	

イ 入札参加事業者が法人の場合

フリガナ 商号又は名称	主たる事務所の所在地 代表者の氏名
事業活動の内容	

(記載上の注意)

- 1 「個人・法人の別」は、該当するものに○印を付けて下さい。
- 2 「商号又は屋号」は、商号登記をしているときはその商号を、商号登記していないときは屋号等の名称のうち1個を記載して下さい。

2 法定代理人

フリガナ 氏名	生年月日 (性別)	本籍 住所
	()	
	()	
	()	

(記載上の注意)

- 1 「法定代理人」は、
 - ① 入札参加事業者（法人の場合は、当該法人の役員）
 - ② 入札参加事業者の親会社等（法人の場合は、当該法人の役員）
 が、法第10条第6号に規定する「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」である場合に、当該未成年者の法定代理人を記載して下さい。
- 2 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第2面の次に添付して下さい。

3 役員等

フリガナ	生年月日(性別)	本籍
氏名	役職名又は名称	住所
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	

(記載上の注意)

- 1 入札参加事業者が法人の場合に記載して下さい。
- 2 「役員等」とは、役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者）及び相談役、顧問等名称のいかんを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者をいい、その全てを記載して下さい。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第3面の次に添付して下さい。

4 主要株主・主要出資者

発行済株式の総数		出資総額	
----------	--	------	--

ア 主要株主・主要出資者が個人の場合

イ 主要株主・主要出資者が法人の場合

(記載上の注意)

- 主要株主とは、発行済株式の総数の100分の5以上の株式を所有する株主をいいます。
 - 主要出資者とは、出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいいます。
 - 割合は、「所有株式数（出資金額）／発行済株式の総数（出資総額）×100」とします。
 - 法第10条第9号の親会社等に該当する場合は、第6面の「5親会社等」欄に記載して下さい。
 - 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、個人の場合は第4面の次に、法人の場合は第5面の次にそれぞれ添付して下さい。

5 親会社等

ア 施行令第3条第1項第1号に該当する場合

○ 個人の場合

氏名	生年月日(性別)	本籍		
		住所		
		議決権の総数	所有する議決権の数	割合
	()			

○ 法人の場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務所の所在地		
商号又は名称	代表者氏名	議決権の総数	所有する議決権の数	割合

イ 施行令第3条第1項第2号に該当する場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者氏名	その役員に占める自己の役員等の割合

ウ 施行令第3条第1項第3号に該当する場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者氏名	その代表権を有する役員の地位を占める自己の役員等の氏名

(記載上の注意)

- 1 「親会社等」には、入札参加事業者と次の関係（特定支配関係）にある者（施行令第3条第1項第1号から第3号まで）を記載して下さい。
 - ① その株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること。（第1号）
 - ② その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。）に占める自己の役員又は職員（過去2年間に役員又は職員であった者を含む。以下同じ。）の割合が2分の1を超えてること。（第2号）
 - ③ その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。（第3号）
- 2 親会社等に該当するものがある場合は、その該当する欄に記載して下さい。
- 3 その役員に占める自己の役員等の割合は、「入札参加事業者における自己の役員等の数／入札参加事業者の役員の数×100」とします。

6 親会社等の役員等

法 人 の 商 号 又 は 名 称		本 籍
フ リ ガ ナ	生年月日(性別)	
氏 名	役職名又は名称	住 所

	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	

	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	

(記載上の注意)

- 1 親会社等が法人の場合は、当該法人の役員等（第3面でいう「役員等」に同じ。）を全て記載して下さい。
- 2 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第7面の次に添付して下さい。

7 提出書類

この書面のほか、下表に示す提出書類のうち、該当するものを提出して下さい。なお、提出する書類については、チェック欄に○印を付けて下さい。

提 出 書 類 一 観 表	チック
1 住民票の写し（外国人の場合は外国人登録原票の写し）※1【落札者決定後】	
① 落札事業者（個人）	
② 落札事業者（個人）の法定代理人※2	
③ 落札事業者（法人）の役員	
④ 落札事業者（法人）の役員の法定代理人	
⑤ 落札事業者（法人）の役員と同等以上の支配力を有する者※3	
⑥ 落札事業者（法人）の親会社等※4（個人）	
⑦ 落札事業者（法人）の親会社等（個人）の法定代理人	
⑧ 落札事業者（法人）の親会社等（法人）の役員	
⑨ 落札事業者（法人）の親会社等（法人）の役員の法定代理人	
⑩ 落札事業者（法人）の親会社等（法人）の役員と同等以上の支配力を有する者	
2 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※5	
⑪ 入札参加事業者（法人）	
⑫ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）	
3 戸籍抄本※6	
⑬ 入札参加事業者（個人）	
⑭ 入札参加事業者（法人）の役員	
⑮ 入札参加事業者（法人）の親会社等（個人）	
⑯ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員	
4 未成年者登記簿の謄本※7	
⑰ 入札参加事業者（個人）	
⑱ 入札参加事業者（法人）の役員	
⑲ 入札参加事業者（法人）の親会社等（個人）	
⑳ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員	
5 誓約書	
㉑ 入札参加事業者（個人）	
㉒ 入札参加事業者（法人）	

※1 住民票の写しは、本籍地の記載のあるものとし、外国人登録原票の写しは、その者が外国人で外国人登録をしている場合に提出して下さい。また、いずれも発行後6ヶ月以内のものを提出して下さい。

※2 法定代理人とは、その者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいいます。

※3 役員と同等以上の支配力を有する者とは、正規の役員ではないが、相談役、顧問等名称のいかんを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者をいいます。

※4 親会社等とは、入札参加事業者と施行令第3条第1項各号のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有する者とします。

※5 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は、発行後6ヶ月以内のものを提出して下さい。

※6 戸籍抄本は、その者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合及びその者が未成年者で婚姻により成年に達したものとみなされている場合（民法第753条）に提出して下さい。

※7 未成年者登記簿の謄本は、その者が未成年者であって、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する場合（婚姻により成年に達したものとみなされている場合を除く。）に提出して下さい。

大阪国税局が管理する庁舎における施設管理・運営業務

仕 様 書

大阪国税局
会 計 課

I	建築設備管理業務	
	【一般事項】	1
	【作業実施上の注意事項】	5
	【詳細事項】	
1	自家用電気工作物保安管理業務	6
2	自動扉開閉装置保守点検業務	7
3	空調機器設備等保守点検業務	8
4	エレベーター設備保守点検業務	8
5	消防用設備等保守点検業務	9
6	屋上緑化システム保守点検業務	10
7	大阪国税局事務管理課空調機械設備等保守点検及び総合点検業務	11
8	南税務署電気機械設備等保守点検及び総合点検業務	13
II	清掃業務	15
III	環境衛生管理業務	18
IV	庁舎警備業務	24

I 建築設備管理業務

【一般事項】

1 一般事項

- (1) 本仕様書は、「大阪国税局が管理する庁舎における施設管理・運営業務」のうち、建物設備保守点検業務に係る事項（以下「保守点検業務」という。）について、その実施方法の大要を示すものであり、業務の性質上当然行うべきもの及び軽微な部分についても実施する。
- (2) 保守点検業務を的確に行うため、総合的な管理を責任もって自主的、かつ、積極的に行う。
- (3) 業務遂行の確認は、原則、報告書等の文書による。
なお、必要に応じ（業務完了後では確認できないもの）、写真等の提出を行う。
- (4) 保守点検業務の実施により生じた撤去品の取扱いについては、施設管理担当者及び監督職員の指示に従う。
- (5) 業務上発生する撤去品、廃材、廃油等の処分は受託者の負担とし、適正に処分を行う。
- (6) 業務上知り得た建物その他全ての情報は、他に漏らしてはならない。
- (7) 本仕様書に記載のない事項については、共通仕様書に準拠する。

2 履行場所

別紙1 「施設所在地及び対象業務一覧表」のとおり

3 履行期間

平成26年4月1日（火）から平成29年3月31日（金）

4 施設管理担当者

本仕様書において、施設管理担当者とは、大阪国税局管内の税務署の管理に携わる大阪国税局及び各税務署の職員をいう。

5 監督職員

本仕様書において、監督職員とは、大阪国税局経費第一係の職員をいう。

6 業務責任者

- (1) 本仕様書において、業務責任者とは、保守点検業務について高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、業務を総合的に把握し、業務担当者の監督を行う者をいう。
- (2) 受託者は、事前に業務責任者を定め、書面にて届け出て、当局の承認を得るものとする。
また、業務責任者を変更する場合も同様とする。

7 業務担当者

- (1) 本仕様書において、業務担当者（業務責任者を含み、再委託の場合は再委託先の担当者をいう。以下、「業務担当者等」という。）とは、業務責任者の監督の下、作業に従事する者で担当する設備の保守点検作業に関し、共通仕様書並びに関係法令に定められた資格を有するものをいう。
なお、当該資格は一人が重複して所有することを妨げない。

- (2) 受託者は、事前に各施設の設備ごとの業務担当者氏名を記載した「業務担当者名簿」を作成し、有する資格を証明する書類を添付の上、当局に届け出る。
また、変更する際は、変更届を作成のうえ、当局の承認を得る。
なお、業務担当者が一人で複数施設を担当することを妨げない。

8 作業員

本仕様書において、各施設の保守点検業務に従事する業務担当者等及び業務担当者等の補佐的作業に従事する者を総称して「作業員」という。

9 関係法令及び諸手続き

- (1) 関係法令、条例及び規則を遵守する。
なお、法令等が改正された場合は遅滞なく当該業務の見直しを行い、施設管理担当者及び当局に報告する。
(2) 業務上必要な官公庁、その他関係機関への手続きは、全て受託者の負担で行う。

10 応急措置等

- (1) 保守点検業務により破損、故障箇所を確認した場合は、速やかに施設管理担当者に連絡を行い、応急措置を施す。
(2) 消耗品等の簡易な部材を用いて補修を行うことにより、当面の間、破損・故障した施設及び機器の機能が維持できる場合は、施設管理担当者に報告の上、受託者の負担で補修する。
ただし、部品等の取替・修理、緊急修繕を行う必要がある場合は、委託者負担となるため、監督職員に直ちに口頭報告し、監督職員の指示を仰ぐこと。
(3) 上記(1)及び(2)で行った応急措置、軽微な修繕及び監督職員の指示に基づき行った作業については、作業内容報告書として速やかに監督職員に提出する。

11 緊急対応体制

- (1) 受託者は災害時及び故障時において、監督職員及び施設管理担当者からの連絡を受けるため、24時間365日オンコール対応が可能な集中受付窓口を設置すると共に、出動拠点を複数設置する等、以下「12緊急対応」の内容を考慮した緊急対応体制を整備する。
なお、体制整備に伴う費用は受託者の負担とする。
(2) 災害時及び故障時において速やかに対応できる緊急時連絡先を、監督職員及び施設管理担当者に提出する。

12 緊急対応

- (1) 受託者は、施設で発生する設備及び建築物の不具合について対応するものとし、監督職員及び施設管理担当者からの連絡を受けた後、速やかに業務担当者を現地に派遣する。
(2) 機器の不具合が発生し、受託者及び再委託業者において、不具合原因が特定できない場合、原則として、当日中にメーカー作業員を派遣しなければならない。
なお、メーカー作業員派遣に伴う費用は受託者の負担とする。
(3) 施設管理担当者及び監督職員からの連絡により作業員を派遣した場合には、作業員から「到着日時・復旧見込・不具合原因等」について、監督職員に報告させる。

13 作業完了報告

各施設において、保守点検作業終了後、受託者は速やかに作業完了報告書に施設管理担当者の確認印を受け、監督職員に提出する。

なお、作業完了報告書は保守点検結果報告書に添付する。

14 消耗品の範囲

消耗品とは、保守及び清掃に必要な以下の内容の作業を行う際に使用するものをいう。

なお、これに要する材料費及び労務費は受託者の負担とする。

- (1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
- (2) 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- (3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め、又はボルト、ねじ等の交換
- (4) 潤滑油、グリス、充填油等の交換又は補充
- (5) 接触部分、回転部分等への注油
- (6) 軽微な損傷がある部分の補修（部品交換を除く）
- (7) 塗装（タッチペイント程度）
- (8) その他これらに類する軽微な作業

15 報告書の提出

保守点検結果報告書は、点検実施月の翌月末日までに監督職員及び施設管理担当者に提出する。保守点検結果報告書様式は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務報告書作成の手引き 平成20年版」に準拠する。

ただし、提出時期の変更及び報告書様式について、監督職員と事前に協議し、承諾を得た場合はこの限りではない。

16 提出書類

- (1) 監督職員に提出する書類及び提出時期は以下のとおりとする。

イ 緊急対応による場合

緊急の都度、「異常報告速報」又は事前に当局の承認を受けた「様式」若しくは「方法」により提出する。

ロ 点検による場合

①から④については点検の都度、⑤から⑦については点検実施月の翌月15日まで、⑧及び⑨については12月末までに提出する。

① 不良箇所報告書（点検の結果、早急に修繕の必要性が認められるもの）

② 図面（不良箇所の位置を記載したもの）

③ その他、特記仕様書に記載のもの及び監督職員の指示するもの

④ 月次報告書（保守点検結果報告書・作業完了報告書）

⑤ 不良箇所管理表

各施設の不良箇所、緊急度、修繕期限（目安）等を一覧表にまとめ、不良箇所の位置を記載した図面及び写真等を添付する。

⑥ その他、詳細事項に記載のもの及び監督職員の指示するもの

⑦ 修繕計画書（緊急度の判定を行い、各設備における修繕の3ヵ年計画を策定する。）

- ④ その他、特記仕様書に記載のもの及び監督職員の指示するもの
- (2) 施設管理担当者に提出する書類及び提出時期は以下のとおりとする。
- イからハについては点検の都度、ニからヘについては点検実施月の翌月の15日まで提出する。
- イ 不良箇所報告書（点検の結果、早急に修繕の必要性が認められるもの）
- ロ 図面（不良箇所の位置を記載したもの）
- ハ その他、特記仕様書に記載のもの及び監督職員の指示するもの
- ニ 月次報告書（保守点検結果報告書・作業完了報告書）
- ホ 不良箇所管理表
- 各施設の不良箇所、緊急度、修繕期限（目安）等を一覧表にまとめ、不良箇所の位置を記載した図面及び写真等を添付する。
- ヘ その他、詳細事項に記載のもの及び監督職員の指示するもの

17 施設の利用等

- (1) 委託者は、受託者が業務を実施するために必要な光熱水料を負担する。
- (2) 業務を実施するために必要な計器、工具、保護具類及び記録用紙等事務消耗品は全て受託者の負担とする。

18 資料の貸与

施設管理担当者は、受託者が施設の概要を把握するために必要となる図面、その他資料について貸与の申し出があった場合、施設管理上支障のない範囲において資料を貸与する。

19 業務担当者の服装、言動等

- (1) 作業員は、原則として、各施設にて保守点検業務を実施する際は、制服及びIDカード（腕章または胸章を含む）を常時着用する。
- (2) 作業員は、各施設にて保守点検業務を実施する際は、服装、作業態度、言動等に注意しなければならない。
- また、施設管理担当者から注意を受けた場合は、その指示に従う。

20 その他

- (1) 火災、盗難及びその他事故等が発生したときは、直ちに施設管理担当者に連絡し、施設管理担当者と協力して適切な措置を講じること。
- (2) 不審物を発見した場合は、手を触れず直ちに施設管理担当者へ届け出ること。
- (3) 遺失物を発見した場合は、直ちに施設管理担当者へ届け出ること。

【作業実施上の注意事項】

1 作業の打合せ

受託者は、詳細事項に記載された点検時期に基づき、あらかじめ施設管理担当者と作業日時について事前に調整を行う。

また、施設管理担当者と作業内容について十分な打合せを行い、施設管理担当者の了解の下、作業を実施する。

なお、受託者は業務開始前までに、任意の様式により作業員の氏名、作業時間等を庁舎管理者等へ報告する。

2 作業の周知

作業に際し、当該施設の機能の一部又は全部の停止が必要な場合は、事前に施設管理担当者に連絡する。

3 作業中の標識等

作業の実施に当たっては、標識等を提示するなど、作業中であることを周知するとともに、必要に応じバリケード等により安全を確保する。

4 作業用車両等

敷地内に駐車する場合は、あらかじめ施設管理担当者の許可を受け、駐車時は作業用車両であることを表示する。

5 事故防止

作業に当たっては、火災・盗難・事故の防止を心掛ける。

6 安全及び衛生

- (1) 作業所及びその周辺における安全及び衛生などの管理を関係法令に基づいて行う。
- (2) 作業着手前に作業手順・作業内容・注意事項等についてミーティングを行い、危険予知訓練（KYT）活動により安全を確保する。特に、転落・感電・酸欠などの事故防止に心掛ける。

7 損害予防措置

作業に当たっては、職員、来庁者、建物、電気・機械設備、通行車両、備品及び本施設内の各電算機器（電算システム・ソフトウェア等を含む）等に対して、危害又は損害を与えないように十分留意する。

また、上述の危害又は損害を与えた場合は、直ちに施設管理担当者に報告し、指示を受ける。

なお、作業の実施（準備・調査・後片付け等の場合を含む）に起因し、上述の危害又は損害を与えた場合は、受託者の責において補償を行う。

8 仮設・養生

業務を行う際に使用する仮設材・養生材については、全て受託者の負担とする。

9 整理・整頓

作業に当たっては諸機材等の整理・整頓に心掛け、作業終了後は速やかに後片付け及び清掃を行う。

【詳細事項】

1 自家用電気工作物保安管理業務（区分Aから区分F）

(1) 対象設備

設備仕様は「別添1　自家用電気工作物保安管理業務　設備一覧表」のとおりとする。

(2) 作業員の資格及び職務誠実義務

作業員は、電気事業法施行規則第52条の2に定める要件に適合するとともに、保安管理業務を誠実に行わなければならない。

(3) 保安管理期間

保安管理期間は次の各期間とし、定期点検は保守期間ごとに1回、年間6回実施する。

- イ 4月1日から5月31日まで
- ロ 6月1日から7月31日まで
- ハ 8月1日から9月30日まで
- ニ 10月1日から11月30日まで
- ホ 12月1日から1月31日まで
- ヘ 2月1日から3月31日まで

(4) 業務内容等

イ 電気事業法第39条、第42条及び第43条に定める、各施設に設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を、各施設の保安規定に基づいて行うものとする。

なお、保安規定に定めのない事項については、共通仕様書に基づいて行うものとする。

また、業務実施上の必要事項については、別紙2「業務実施に係る仕様書」に定める。

- ロ 受託者の保安管理業務の内容については次の各号に定めるとおりとし、その結果については施設管理担当者に書面により報告するとともに、経済産業省令で定める電気設備技術基準の規定に適合しない事項がある場合は、必要な指導及び助言を行うものとする。

なお、前記報告の様式は事前に施設管理担当者の承認を得たものを使用し、施設管理担当者及び受託者双方において3年間保存（受託者は写し）するものとする。

① 電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事中の点検及び試験の実施。

② 電気工作物の維持及び運用を適正に行うための定期点検、測定及び試験の実施。

なお、点検の種類は、別紙3「巡視・点検・測定試験基準」のとおりとする。

③ 電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求への協力並びに再発防止のためにとるべき措置の指導、助言及び必要に応じての臨時点検の実施。

なお、事故発生時の緊急出動は、休日、夜間に関わらず行うものとし、これに伴う費用は受託者の負担とする。

- ハ 受託者は各施設の低圧電路の絶縁状態を常時監視するための絶縁監視装置を受託者の全額負担で設置し、警報発生時は24時間体制で対応し必要な措置を行う。

ニ 作業員に対する電気保安に関する安全教育を必要に応じて行うこと。

ホ 法令に定める官庁検査に立ち会うこと。

(5) 立入場所

電気使用場所の設備について、執務上の都合及びその他の理由で、受託者がその場所に立入りできない場合の外観点検は、施設管理担当者が受託者から点検方法の指導を受けて実施し、その結果を受託者に通知するものとする。

なお、その点検結果について受託者が点検を行う必要があると判断したときは、施設管理担当者は受託者の立入りについて措置する。

(6) 提出書類

次に掲げる各資料を提出すること。

イ 個人事業者

- (イ) 資格証明書（電気主任技術者免状の写し）及び実務経歴証明書
- (ロ) 受託している事業場の受容設備及び換算点数一覧
- (ハ) 主たる連絡場所から当該事業場までの距離、到達時間及び交通手段
- (オ) 緊急時の連絡方法及び連絡先

ロ 法人

- (イ) 保安管理業務マネジメントシステム
- (ロ) 電気主任技術者及び受託件数並びに1人当たり換算点数
- (ハ) 主たる連絡場所から当該事業場までの距離、到達時間及び交通手段
- (オ) 緊急時の連絡方法及び連絡先

(7) 大規模災害の体制

受託者は、大規模災害時等複数施設の電気工作物に事故が発生した場合においても、保安管理業務を履行するために、適切な措置をとることができる体制をあらかじめ整備しておくこと。

(8) 緊急時の対応

受託者は、施設管理担当者から事故発生の連絡を受信した場合、2時間以内に各施設へ到着すること。

2 自動扉開閉装置保守点検業務（区分Aから区分G）

(1) 対象設備

設備仕様は「別添2　自動扉開閉装置保守点検業務　設備一覧表」のとおりとする。

(2) 作業員の資格

自動ドア施工技師（1級又は2級）の資格を有していること。

(3) 保守管理期間

保守期間は次の各期間とし、定期点検は保守期間ごとに1回、年間4回実施する。

イ 4月1日から6月30日まで

ロ 7月1日から9月30日まで

ハ 10月1日から12月31日まで

ニ 1月1日から3月31日まで

(4) 業務内容

点検項目については、共通仕様書第2編による。

(5) 費用の負担

保守等に係る消耗材料（パッキン、リング、ヒューズ、オイル等）は、受託者の負担とする。

ただし、保守以外のオーバーホール及び装置物品の取替え等を行う場合の費用は、委託者の負担とする。

(6) その他

区分Gの南税務署の装置については、静脈認証式入室管理設備と連動していることから、保守点検作業に当たっては、事前に施設管理担当者と打合せを行うこと。

3 空調機器設備等保守点検業務（区分Aから区分F）

(1) 対象設備

設備仕様は「別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表」のとおりとする。

(2) 保守管理期間等

イ 保守期間

- ① 冷房設備等保守期間 4月1日から10月31日まで
- ② 暖房設備等保守期間 11月1日から3月31日まで

ロ 点検実施時期

点検の実施時期は原則として次のとおりとする。

① 冷房運転関係

- A シーズンイン点検 4月～5月
- B シーズンオン点検 冷房期間中に1回
- C シーズンオフ点検 暖房運転シーズンイン点検時に併せて実施する。

② 暖房運転関係

- A シーズンイン点検 11月
- B シーズンオン点検 暖房期間中に1回
- C シーズンオフ点検 3月

(3) 業務内容等

保守点検作業は、共通仕様書第2編による。

また、以下の項目を考慮し実施する。

イ 冷暖・暖房運転のシーズンイン点検の際には、エアフィルター等の洗浄を行うこと。

ロ 「別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表」は、各施設に設置されている設備の概要を記載したものであるため、「別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表」に記載されていない設備（空気調和等関連機器等）であっても、当然点検が必要と認められる設備等については、点検対象に含めるものとする。

ハ 対象設備に冷却塔がある署については、冷房シーズンイン点検に1回、冷房シーズンオン点検に1回の計2回、冷却塔及び配管内の消毒（殺菌剤の注入）を行うとともに、レジオネラ属菌の測定を行い、速やかに、「測定結果報告書」を施設管理担当者に提出すること。

なお、前記「測定結果報告書」の様式は、事前に庁舎管理者の承認を得たものを使用する。

また、冷房シーズンイン点検時に冷却塔の清掃を実施し、冷房期間中においては、1月以内ごとに、1回、定期的に冷却塔の汚れの状況を点検し、必要に応じ、清掃及び換水等を行うこと。

ニ 対象設備のうち、個別空調機の点検については、上記(2)ロによらず、室外機のフィンの洗浄を冷房運転のシーズンイン点検時に年1回実施し、室内機及び全熱交換機のエアフィルター等の洗浄を、冷房・暖房運転とも、シーズンイン点検時に各1回（年2回）実施する。

4 エレベーター設備保守点検業務（区分Aから区分G）

(1) 対象設備

設備仕様は、「別添4 エレベーター設備保守点検業務 設備一覧表」のとおりとする。

(2) 保守管理期間等

点検は、毎月1回以上行うこととする。

なお、各点検項目別の点検周期は、共通仕様書に基づき適正に実施するものとし、1年周期の点検項目については、原則8月に実施することとする。

ただし、シンドラー社製エレベーターについては、周期1Yの点検項目を年2回（実施時期は、原則8月と12月とする。）実施することとする。

(3) 業務内容等

イ 本業務は、共通仕様書第2編に基づき、各施設に設置されているエレベーターの種類に適した点検及び保守を行い、安全運行上必要な部品、消耗部品等の調整、修理及び交換を行うものとする。

なお、契約方式は、フルメンテナンス契約とする。

ただし、区分Cの東淀川税務署のダムウェーターについては、POG契約とする。

ロ 点検により部品、消耗部品等の調整、修理及び交換を行った場合、履歴を任意の様式により3月の点検後速やかに、監督職員に提出する。

ハ 区分Gの南税務署については、積載量が1,000kgであるため、人事院規則10-4第32条第1項に規定する性能検査を行うこと。

(4) 緊急時の対応

施設管理担当者から緊急連絡があった場合、各施設に60分以内に作業員を派遣し、迅速に点検、調整、修理等を実施し、エレベーター設備を正常化させるものとする。

(5) 費用の負担

イ 共通仕様書の修理・取替えの範囲（表7.2.2FM契約）に該当する作業費及び消耗品費等は、受託者の負担とする。

ロ 上記(4)の場合の作業費及び派遣費等は、その故障が委託者の重大な過失によるものでない限り、受託者の負担とする。

(6) 応札者の条件

昇降機の保守点検業務に当たり、平成23年4月から平成26年3月（見込み）までの間に自社において、仕様書に掲げる保守点検業務と同等以上の保守点検業務について、1年以上の契約実績があること。

5 消防用設備等保守点検業務（区分Aから区分G）

(1) 対象設備

設備仕様は「別添5 消防用設備等保守点検業務 設備一覧表」のとおりとする。

(2) 保守管理期間等

イ 保守期間

保守期間は原則として次のとおりとする。

- (イ) 前期 4月1日から9月30日
- (ロ) 後期 10月1日から3月31日

ロ 法定点検実施時期

法定点検の実施時期は原則として次のとおりとする。

- (イ) 前期 (機器点検) 6月
- (ロ) 後期 (機器点検、総合点検) 12月

(3) 業務内容等

消防法及び関係諸法令に定める定期点検（機器点検及び総合点検）を行うとともに、当該各設備の保守を行う。

イ 消防設備が正常に作動しなくなった場合（以下「故障等」という。）、速やかに現場確認を行い、故障等の原因の解明を行い、施設管理担当者へ報告するものとする。

ロ 定期点検の基準、期間及び結果報告は、「消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年5月31日消防庁告示第9号）」及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年10月16日消防庁告示第14号）」に基づいて行う。

ハ 保守点検作業中において、設備や機器の更新、取替え、移設等が必要な場合や損傷等を発見した場合は、直ちに施設管理担当者へ報告すること。

ニ 設備の不具合等について、施設管理担当者から連絡を受けた際には、速やかに各施設へ作業員を派遣し、必要な措置を講じることとする。

なお、上記費用については、設備や機器の更新、取替え、移設等の費用を除き、原則、受託者の負担とする。

ホ 受託者は、施設管理担当者から別途提供する庁舎図面（紙媒体）に、前期点検結果に基づき、消防用設備の設置箇所を記載した庁舎図面を11月末までに施設管理担当者及び監督職員へ各1部紙媒体で提出するものとする。

ヘ 受託者は、消防署への報告及び検査立会等の一切を代行することとし、それに要する費用は受託者の負担とする。

(4) 報告書の提出

各点検終了後、速やかに前記消防庁告示に定める「報告書」を施設管理担当者へ2部、監督職員へ1部提出する。

また、各保守点検（機器点検又は総合点検）の結果、「不良」と判定した設備については、必要な改修（修繕）方法等と参考見積りを各保守点検終了後、1月以内に監督職員へ提出する。

(5) 作業員の要件

甲種第1類、甲種第4類及び乙種第6類の資格を有する消防設備士並びに第二種電気工事士の資格を有すること。

6 屋上緑化システム保守点検業務（区分C、区分D及び区分E）

(1) 対象設備

設備仕様は「別添6 屋上緑化システム保守点検業務 設備一覧表」のとおりとする。

(2) 業務内容

屋上緑化システムの機能及び劣化状態を調査し、かつ、機能異常又は劣化を確認した場合、必要に応じて対応措置を講ずる。

また、清掃及び調整を行い、植栽については剪定、除草剤散布及び施肥の作業を行い、機能維持に努めるものとする。

イ 定期点検

(イ) 実施回数

次の各期間を保守期間とし、保守期間ごとに1回、年間5回実施する。

- ① 4月1日から5月31日まで
- ② 6月1日から7月31日まで
- ③ 8月1日から9月30日まで
- ④ 10月1日から12月31日まで
- ⑤ 1月1日から3月31日まで

(ロ) 定期点検項目及び内容

別紙4「定期点検項目及び内容」のとおり実施する。

ただし、施肥については、⑤の期間のみとし、2月頃に実施する。

また、剪定については、茨木税務署のみ対象となる。

(3) 緊急時の対応

故障発生時において速やかに対応できる緊急対応体制を確立し、施設管理担当者からの連絡を受けた際は、速やかに技術者を派遣すること。

また、消耗品等の簡易な部材を用いて補修することにより、破損・故障した機器の機能が当面の間維持できる場合は、施設管理担当者に報告の上、受託者の負担で補修する。

ただし、部品等の取替・修理・緊急修繕を実施する必要がある場合には、当局負担となるため、施設管理担当者へ報告し、指示を仰ぐこと。

(4) 報告

イ 当該業務終了後、受託者は、速やかに「作業報告書」に業務写真を添付の上、庁舎管理者に提出し、業務完了の確認を受けなければならない。

なお、前記「作業報告書」の様式は、事前に庁舎管理者に承認を得たものを使用する。

ロ 薬剤散布については、植栽に適した薬剤を使用することとし、その品目、数量等の明細を作業報告書に記載する。

ハ 第1回目の点検時に、植栽についての枯損の発生状況の有無を報告し、植え替えが必要である場合には、枯損が生じている植物の種類、面積等を作業報告書に記載し、当該費用について見積書を提出すること。

7 大阪国税局事務管理課空調機械設備等保守点検及び総合点検業務（区分G）

(1) 対象設備

設備仕様は「別添7 大阪国税局事務管理課空調機械設備等保守点検及び総合点検業務 設備一覧表」のとおりとする。

(2) 業務内容

イ オンライン監視

「別添7 大阪国税局事務管理課空調機械設備等保守点検及び総合点検業務 設備一覧表」の空調自動制御機器のうち漏水検知監視及び空冷ヒートポンプエアコン（ダイキン工業㈱製）については、電話回線を使用して24時間監視することにより、故障及び漏水を予知し、故障等発生を予防するとともに次のサービスを提供すること。

① 異常及び故障予知発報時に出動すること。

② 運転データを蓄積・分析し保全計画を提案すること。

ロ 総合点検業務

対象設備等の全部若しくは一部を作動させ、当該設備等を使用することにより、当該設備の総合的な機能を確認する点検整備（以下「総合点検」という。）を実施する。

① 点検時期及び実施回数

年2回（5月、11月）、施設管理担当者の指示する日に実施する。

② 点検整備項目

各機器の点検整備項目は共通仕様書に定めるほか、各機器の製造者が推奨する点検整備及び次の点検整備を実施すること。

A 空調自動制御機器

共通仕様書の「5.3.1 自動制御装置」に定める、周期1Yの点検整備を実施すること。

B 空冷ヒートポンプエアコン

共通仕様書の「4.3.7 パッケージ形空気調和機」に定めるシーズンイン点検を実施すること。

C エアフィルターの清掃を実施すること。

D 11月の総合点検の際にクランクケースヒータの交換を実施すること（DSVP400MR及びDSVP560MR）。

E 除湿機

共通仕様書の「4.3.7 パッケージ形空気調和機」に定めるシーズンイン点検に準じて点検を実施すること。

F 滴下浸透化式加湿器

機器の製造者の定める「シーズンイン点検（11月）」及び「シーズンオフ点検（5月）」を実施すること。

ハ Vベルト交換

総合点検（5月のみ）及びVベルト破損による緊急要請の際に、次の空冷ヒートポンプエアコンについて、Vベルトの交換作業を実施すること。

なお、Vベルトの調達に係る費用は、受託者の負担とする。

DSVP400MR（4台）、DSVP560MR（13台）、SZVCP560MR（1台）、SZVCP450DR（1台）、SZVCP560DR（2台）、SV160BA（1台）

ニ 室外機の熱交換器洗浄作業

(i) 業務内容

年1回、噴霧器等を使用し、室外機の熱交換器に付着している塵埃を除去する。

(ii) 対象の室外機機種名及び台数

- A RZCP224MKR 8台
- B RZCP280MKR 26台
- C RZCP280MR 2台
- D RZYCP224M 2台
- E RZYCP450DR 1台
- F RZYCP560D1R 2台
- G RZYCP560D2R 2台
- H R P 1 6 0 A A 1台
- I C S - P 7 1 B F 1台

ホ 緊急時の対応

- (i) 対象設備等に故障又は異常が発生した場合は、必要に応じて専門の技術者を派遣するなどし、原則として当日中に原因の解明を行い、監督職員に書面により報告すること。
- (ii) 電気設備等総合点検における空調機器設備の再起動後、当該設備等に故障又は異常が発生した場合に備え、直ちに専門の技術員を派遣できる体制を確立すること。
なお、電気設備等総合点検作業は、監督職員が別途調達する受託者が行う。
- (iii) 施設等に影響が懸念される地震等災害が発生した場合は、緊急巡視を行うこと。

ホ その他

- (i) 作業場所等に養生等を施し、施設及び敷地内を汚損しないこと。
- (ii) 「2階屋外機械置場」は、床が格子状となっているため、塵埃等が1階に落ちないよう十分留意すること。
- (iii) 作業は、原則1台又は2台ずつ行うこと。
- (iv) 洗浄により除去された塵埃が配水管等に詰まることがないよう確実に洗い流すこと。
- (v) 洗浄完了後は、試運転を実施し、異常がないか確認すること。
- (vi) 交換部品等の調達に当たっては、対象設備等を現地にて確認し適切なものを調達すること。

8 南税務署電気機械設備等保守点検及び総合点検業務（区分G）

(1) 建物概要等

イ 所在地

大阪市中央区谷町7丁目5番23号 南税務署

ロ 建物概要

鉄筋鉄骨コンクリート造 地上6階 塔屋6階 地下1階

建物面積 1,317.04m²

延床面積 8,554.73m²

(2) 業務内容

イ 南税務署電気機械設備等保守点検業務（以下「保守点検業務」という。）

別紙5「保守点検業務仕様書」のとおり

ロ 南税務署電気設備等総合点検業務（以下「総合点検業務」という。）

別紙6「総合点検業務仕様書」のとおり

なお、この仕様書に記載なき事項については、共通仕様書によるものとする。

(3) 保守員の派遣

イ 運転監視及び日常保守点検に当たり、次の資格を有し、対象設備の保守点検業務経験者（以下「保守員」という。）を派遣するものとする。

① 「電気事業法」に定める第3種電気主任技術者以上の資格を有する者

② 吸収式冷温水発生機及び空調設備取扱経験者

③ 給排水設備管理経験者

ロ 派遣する保守員数は次のとおりとし、別紙6に定める当該設備の運転・監視及び保守・点検業務を行うために必要な人数（上記イ①の電気主任技術者は1名以上）を指定する場所に常勤させることとする。

① 冷暖房運転期間 2名以上

② その他の機関 1名以上

(4) 電気主任技術者の選任及び電気保安規定等の届出

受託者は、当該建物の電気設備保守点検業務履行に当たり、「電気主任技術者」を選任し、関係法令に基づき「電気主任技術者の変更届」及び「電気保安規定変更届」を関係官庁へ届出手続を行うこと。

また、届出の諸手続等に係る費用については受託者の負担とする。

(5) 費用負担

イ 当局負担分

① 本業務の遂行上必要な電気、ガス、水道及び電話の使用

② 本業務の遂行上必要最小限の机、椅子等の備品及び文具、用紙その他必要な消耗品

ロ 受託者負担分

保守等に係る消耗材料（パッキン、リング、ヒューズ、オイル、仕様書で取替えを定める消耗品等）は、受託者の負担とする。

(6) 業務内容等の引継ぎ

イ 平成25年度受託者からの引継ぎ

受託者と平成25年度の受託者（以下「前受託者」という。）が異なる場合、受託者は前受託者から平成26年3月31日（月）までに当該業務全ての引継ぎを受けること。

なお、引継ぎに関して、受託者は次に掲げる事項を遵守すること。

- (イ) 確実な引継ぎを受けられるよう、受託者は引継要員の配置について十分に留意する。
- (ロ) 受託者は、前受託者と協議の上、事前に引継計画を監督職員に提出して、遗漏のないよう行うこととし、引継ぎ状況について監督職員が説明を求めた場合には、報告を行うこと。
- (ハ) 引継ぎに係る一切の経費は受託者の負担とする。

ロ 平成29年度受託者への引継ぎ

受託者と平成29年度の受託者（以下「翌受託者」という。）が異なる場合、受託者は翌受託者決定後から平成29年3月31日（金）までの間に、翌受託者へ上記イ(イ)から(ハ)に準じて当該業務全ての引継ぎを行うこと。

(7) 応札者の要件

平成21年4月から平成26年3月（見込み）までの間に、供給電圧6,600V以上の高圧受変電設備を有する、延床面積5,000m²以上の一般事務所ビル（官公庁を含む）の保守点検及び総合点検業務について、3年以上の契約実績があること。

(8) その他

- イ 設置者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。
- ロ 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。
- ハ 電気主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行うこと。

II 清掃業務

1 履行場所

別紙1「施設所在地及び対象業務一覧表」のとおり

2 履行期間

平成26年4月1日(火)から平成29年3月31日(金)

3 清掃範囲

(1) 「別添10 清掃業務 面積等一覧表」のとおりとする。

(2) 次に示す部分の清掃は、原則省略する。

イ 机、窓下収納庫等の什器があり清掃不可能な部分

ロ 電気が通電されている部分又は運転中の機器が近くにある等、清掃が極めて危険な部分

ハ あらかじめ各施設管理担当者から指示を受けた部分

ニ 照明器具、空調吹出口等の高所にある部分

4 応札者の条件

(1) 平成23年4月から平成26年3月(見込み)までの間に、清掃対象床面積が1,000m²以上(日常清掃に限る。)の一般事務所ビル(官公庁を含む。)について、1年以上継続した清掃契約実績があること。

(2) 「ビルクリーニング技能士」の資格を有する者を雇用していること。

5 作業従事者の選定等

(1) 受託者は、作業従事者(以下「作業員」という。)の配置に当たり、誠実かつ勤勉で経験豊かな者を選定する。

(2) 受託者は、作業員を直接指揮監督する者(以下「作業責任者」という。)及び作業員について、受託後速やかに別紙7「清掃作業員等届出書」により、監督職員に報告する。

また、当該届出書の写しを施設管理担当者へ提出すること。

(3) 作業責任者は、「ビルクリーニング技能士」の資格を有する者とし、清掃業務を総合的に管理し、施設管理担当者との連絡調整及び作業員の指揮監督を行うこと。

(4) 作業責任者は、作業員への巡回指導を毎月1回以上行い、その都度、別紙8「指導報告書」を施設管理担当者へ提出すること。

(5) 受託者は、作業員の指導教育及び健康管理に万全を期し、風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序ある業務履行に努めること。

(6) 業務開始後、施設管理担当者が作業員を不適任と認めた場合には、施設管理担当者は、受託者に対して作業員の交替を要求できる。

6 使用資機材等

(1) 日常清掃に使用する資機材及び衛生消耗品については、施設管理担当者が指示した場所に整理して保管するものとする。

(2) 定期清掃に使用した資機材は、原則として作業完了後に持ち帰ること。

(3) 使用する資機材は品質良好なものとし、また、受託者の責任において使用場所に最適なものを

的確に選択すること。

なお、施設管理担当者及び受託者が負担する使用資機材は、次のとおりとする。

施設管理担当者 負 担	受 託 者 負 担
① トイレットペーパー	① ダストモップ ⑤ 雜巾
② 便座シートペーパー	② 樹脂ワックス ⑥ 洗剤、薬剤
③ 水石鹼	③ ほうき ⑦ 掃除機
④ ごみ袋	④ ちりとり ⑧ ポリッシャー
その他日常的に職員や来庁者が使用する消耗品類	その他清掃に必要な資機材

7 清掃作業日等

清掃は、「日常清掃」、「定期清掃」及び「窓ガラス清掃」に区分して次のとおり実施する。

なお、清掃方法の詳細については、別紙9「清掃作業細部要領」(以下「作業要領」という。) のとおりとする。

(1) 「日常清掃」

イ 作業日及び作業時間

作業日は土・日曜日、休日（「国民の祝日に関する法律」に定める休日をいう。）及び12月29日から1月3日の期間を除く毎日（以下「開庁日」という。）とする。

作業時間は、原則として午前8時から開始し、正午までに作業を完了する。

ロ 作業上の共通事項

作業要領に基づき、指定場所を1日1回（事務室等床面タイルカーペット部分の除塵については週1回）確実に清掃する。清掃区域内の調度品等で日常その移動を行わないものについてはそのままの位置で作業を行い、簡単に移動できるものについては、これを移動して実施すること。

なお、紙くず、ゴミ等は、市町村等の条例に定められたとおり分別し、施設管理担当者の指定した場所に搬出すること。

(2) 「定期清掃」及び「窓ガラス清掃」

イ 実施時期

実施時期は5月又は6月（前期）及び11月又は12月（後期）の年2回とする。

なお、原則として、開庁日に実施するものとし、定期清掃と窓ガラス清掃は同日に行う。

また、実施日については、施設管理担当者と協議の上決定する。

ロ 作業時間

定期清掃及び窓ガラス清掃は、1日で作業を完了させるものとし、作業開始時間については、施設管理担当者と協議の上決定するが、原則として次のとおりとする。

〔Ⅰ〕 定期清掃については、原則として開庁日の勤務時間終了後に開始し、午後9時までに完了すること。

〔Ⅱ〕 窓ガラス清掃については、執務に支障がない場合のみ、執務時間中に行っても差し支えないものとする。

なお、施設管理担当者との協議により、開庁日以外の日に実施する場合は、午前9時に開始し、午後5時までに完了すること。

8 作業完了報告

作業員は、日々の作業終了後、施設管理担当者の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）に別紙10「清掃業務日誌（日常清掃）」を提出して検査を受けるものとする。検査の結果、清掃内容が不十分であると判断された場合は、検査職員の指示に従い遅滞なく手直しを行い、再度検査職員の検査

を受けること。

なお、受託者は、適切な清掃業務の履行のため、施設管理担当者が作業員の増員及び作業時間の延長を要求した場合には、その指示に従うこと。

また、別紙10については、任意の様式でも可とするが、その場合、事前に施設管理担当者の承認を得るものとする。

9 その他留意事項

(1) 受託者は、「品質評価シート」を作成の上、年1回「品質評価」を実施し、清掃業務の品質の維持・改善に努めること。

なお、品質評価は、床、階段及びトイレを中心に実施する。

品質評価の結果、問題点があった場合には、速やかに改善するとともに施設管理担当者に報告する。

(2) 更衣室等の施設については、施設管理担当者において確保可能な場合に限り無償で提供するが、施設管理担当者の指定した場所以外への立ち入り及び当該業務以外の使用を禁止する。

(3) トイレットペーパー等消耗品については、日々在庫数量を確認し、残量が少なくなった場合には、速やかに施設管理担当者へ連絡すること。

(4) 火災、盗難及びその他事故等が発生したときは、直ちに施設管理担当者に連絡し、施設管理担当者と協力して適切な措置を講じること。

(5) 不審物を発見した場合は、手を触れず直ちに施設管理担当者へ連絡すること。

(6) 遺失物を発見した場合は、直ちに施設管理担当者へ届け出ること。

(7) 作業に当たっては、事故を起こさないように細心の注意を払うこととし、万一発生した場合は、速やかに施設管理担当者に報告し、その指示に従うものとする。

また、設備及びその他の物品等に損傷を与えた場合には、施設管理担当者に報告の上、受託者の負担においてこれを修復すること。

III 環境衛生管理業務

1 履行場所

別紙1 「施設所在地及び対象業務一覧表」のとおり

2 履行期間

平成26年4月1日（火）から平成29年3月31日（金）

3 業務内容

- (1) 特定建築物に該当する署（8署）（以下「特定建築物該当署」という。）
イ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に規定する次に掲げる業務
（イ）室内環境測定
（ロ）受水槽及び高架水槽清掃
（ハ）水質検査
（乙）簡易専用水道法定検査
（ホ）汚水槽及び雑排水槽清掃
（ヘ）ねずみ・昆虫等の防除
ロ 「職場における喫煙対策に関する指針」に規定する空気環境測定
- (2) 特定建築物に該当しない署（68署）（以下「特定建築物非該当署」という。）
イ 「人事院規則10－4」第15条に規定する作業環境測定
ロ 「職場における喫煙対策に関する指針」に規定する空気環境測定
ハ 受水槽及び高架水槽清掃
ニ 簡易専用水道法定検査
ホ 汚水槽及び雑排水槽清掃
ヘ ねずみ・昆虫等の防除

4 作業従事者

- (1) 受託者は、作業従事者（以下「作業員」という。）の配置に当たり、誠実及び勤勉にして経験豊かな者を選ぶものとする。
- (2) 受託者は、作業員の中から、作業員を直接指揮監督する者（以下「作業責任者」という。）を選任し、速やかに、別紙11「作業員等届出書」により作業員氏名とあわせて報告すること。
- (3) 作業責任者は、当該業務を総合的に管理し、施設管理担当者との連絡調整及び作業員の指揮監督を行うものとする。
- (4) 受託者は、作業員の指導教育及び健康管理に万全を期し、風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序ある業務履行に努めるものとする。

5 建築物環境衛生管理技術者の選出

特定建築物該当署については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に定める「特定建築物届出事項変更届出書」の提出に当たり、受託者の従業員の中から「建築物環境衛生管理技術者」の資格を有している者を、履行期間にわたり作業対象税務署ごとに1名選

出するものとする。

6 業務別仕様

(1) 室内環境測定及び作業環境測定

イ 測定項目

浮遊粉塵の量、一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率、室温、外気温、相対湿度、気流

ロ 測定箇所

「別添11 環境衛生管理業務 測定箇所等一覧表」のとおりとする。

ハ 測定周期等

2か月以内ごとに1回、定期に行うものとし、5月、7月、9月、11月、1月、3月の年6回実施する。

なお、測定日時については、あらかじめ施設管理担当者の承認を受けるものとする。

ニ 測定回数

測定箇所1箇所につき、執務時間内に午前1回、午後1回の計2回測定する。

ホ 測定方法

特定建築物該当署については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」、特定建築物非該当署については、「作業環境測定基準第6条」に規定する方法による。

ヘ 測定器等

測定に使用する測定器は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」に規定するものとする。

ト 報告等

業務完了後、速やかに測定結果を事前に承認を受けた様式により、大阪国税局厚生課に1部及び施設管理担当者に1部の合計2部提出し、業務履行の確認を受ける。

なお、測定の結果、管理基準値に適合しない場合には、その原因を推定し、大阪国税局厚生課及び施設管理担当者に報告する。

(2) 空気環境測定

イ 測定項目

浮遊粉じんの濃度、一酸化炭素の濃度及び気流の向きと風速

ロ 測定箇所

「別添11 環境衛生管理業務 測定箇所等一覧表」のとおりとする。

なお、喫煙室の廃止等により測定箇所が減少する場合がある。

ハ 測定周期

5月、9月、11月、3月の年4回実施する。

なお、実施日時については、あらかじめ施設管理担当者の承認を受けるものとする。

ニ 測定回数

測定箇所1箇所につき、執務時間内に1回測定する。

ただし、気流の風速については、気流の向きが非喫煙場所から喫煙室等へ向かっているかを確認した上で、1箇所につき、その上部、中央部及び下部の3測定点を計測する。

ホ 測定方法

④ 浮遊粉じん及び一酸化炭素の測定場所は、喫煙室その他の喫煙場所（以下「喫煙室等」という。）、喫煙室等と非喫煙場所との境界及び喫煙室等に隣接する事務室等と

する。

なお、喫煙室等が庁舎外に設けられている場合は、喫煙室等のみ実施する。

(回) 浮遊粉じんの濃度及び一酸化炭素の濃度についての測定点は、室内の床上約1.2mから約1.5mまでの間の一定した高さとする。

(回) 非喫煙場所から喫煙室等への気流の風速の測定点は、非喫煙場所と喫煙室等との境界の開口面の上部、中央部及び下部の3点とする。

なお、喫煙室等が庁舎外に設けられている場合は、気流の風速の測定は実施しない。

ヘ 報告等

業務完了後、速やかに測定結果を別紙12「職場における分煙効果等判定のための記録用紙」の様式により、大阪国税局厚生課に1部及び施設管理担当者に1部の合計2部提出し、業務履行の確認を受ける。

なお、測定の結果、管理基準値に適合しない場合には、その原因を推定し、大阪国税局厚生課及び施設管理担当者に報告する。

(3) 受水槽及び高架水槽清掃

イ 規格・仕様

「別添11 環境衛生管理業務 測定箇所等一覧表」とおりとする。

ロ 清掃回数及び実施時期等

年1回、4～6月に実施する。

なお、実施日時については、あらかじめ施設管理担当者の承認を受けるものとする。

ハ 水質検査及び残留塩素の測定

タンクの水張り終了後、給水せん及びタンクにおける水について、次表の左欄に掲げる項目について、同表中欄に掲げる基準に基づき同表右欄に掲げる方法で、水質検査及び残留塩素の測定を行う。

項目	基準	検査又は測定方法
色度	5度以下	水質基準に関する省令に定める方法
濁度	2度以下	又はこれと同等以上の精度を有する方法
臭気	異常でないこと	
味	異常でないこと	
残留塩素の含有率	浮遊残留塩素の場合 0.2mg/リットル 結合残留塩素の場合 1.5mg/リットル	原則としてオルト・トリジン法又はD P D法

ニ 報告等

業務完了後、速やかに作業結果を事前に承認を受けた様式により、施設管理担当者に提出し、業務履行の確認を受ける。

また、作業報告書は、作業前、作業中及び作業後の写真を具備したものとする。

業務履行中に異常を発見した場合は、直ちに施設管理担当者に報告し、事後の措置について指示を受ける。

ホ 特記事項

(回) 作業は、健康状態の良好な者が行う。

(回) 作業衣及び使用器具は、受水槽及び高架水槽清掃専用のものを使用する。

また、作業に当たっては、作業が衛生的に行われるようとする。

- (ア) 受水槽内の照明及び換気等に注意し、事故防止に努める。
- (イ) 高架水槽の清掃は、受水槽の清掃と同一の日に行い、受水槽の清掃を行った後に高架水槽の清掃を行う。
- (ウ) 水槽内の沈殿物質、浮遊物質及び壁面等に付着した物質を、水槽の材質に応じた適切な方法で除去し洗浄する。
- (エ) 清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらい錆等が貯水槽内に流入しないよう適切な処置を行う。
- (オ) 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上水槽内の消毒を行う。
- (カ) 水槽内消毒の際の消毒薬は、有効塩素50～100ppmの濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。
- (ク) 水槽内の消毒は、水槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄器等を利用して噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用して行う。
- (ケ) 消毒に用いた排水は、完全に水槽外に排出する。
- (コ) 消毒後の水洗い及び水槽内への上水の注入は、消毒終了後30分以上経過してから行う。
- (セ) 清掃によって発生した汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等の規定に基づき、適切に処理する。

(4) 水質検査

イ 検査項目

- (ア) 省略不可項目（10項目）
一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素の量）、PH値、味、臭気、色度、濁度
- (イ) 金属等項目（5項目）
鉛及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、蒸発残留物
- (ウ) 消毒副生成物（12項目）
シアノ化物イオン及び塩化シアノ、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジプロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、プロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド、塩素酸

ロ 検体

「別添11 環境衛生管理業務 測定箇所等一覧表」のとおりとする。

ハ 検査周期等

検査周期は以下のとおりとし、検査日時については、あらかじめ施設管理担当者の承認を受けるものとする。

- (ア) 省略不可項目（10項目）
6ヶ月以内ごとに1回、定期に行うものとし、6月と12月の年2回実施する。
- (イ) 金属等項目（5項目）
6ヶ月以内ごとに1回、定期に行うものとし、6月と12月の年2回実施する。
- (ウ) 消毒副生成物（12項目）
年1回、6月に実施する。

ニ 検査方法

検査方法については、「水質基準に関する省令」に規定する方法による。

ホ 報告等

業務完了後、速やかに検査結果を事前に承認を受けた様式により、施設管理担当者に提出し、業務履行の確認を受ける。

なお、検査の結果、管理基準値に適合しない場合には、その原因を推定し、施設管理担当者に報告する。

(5) 簡易専用水道法定検査

イ 規格・仕様

「別添11 環境衛生管理業務 測定箇所等一覧表」のとおりとする。

ロ 検査時期等

検査時期は、年1回、4～6月に実施する。

ただし、(3)に定める業務終了後に行う。

なお、実施日時については、あらかじめ施設管理担当者の承認を受けるものとする。

ハ 検査項目

法令に定めるものとする。

ニ 報告等

業務完了後、速やかに次の書類を施設管理担当者に提出し、業務履行の確認を受ける。

① 簡易専用水道検査結果表

② 作業結果報告書

また、②については、事前に承認を受けた様式により提出すること。

検査の結果、管理基準値に適合しない場合には、その原因を推定し、施設管理担当者に報告する。

ホ 特記事項

① 作業は、健康状態の良好な者が行う。

② 作業に当たっては、作業が衛生的に行われるようとする。

③ 作業に当たっては、事故防止を図る。

(6) 汚水槽及び雑排水槽清掃

イ 規格・仕様

「別添11 環境衛生管理業務 測定箇所等一覧表」のとおりとする。

ロ 清掃回数及び実施時期等

6ヶ月以内ごとに1回、定期に行うものとし、6月と12月の年2回実施する。

なお、実施日時については、あらかじめ施設管理担当者の承認を受けるものとする。

ハ 報告等

業務完了後、速やかに作業結果を事前に承認を受けた様式により、施設管理担当者に提出し、業務履行の確認を受ける。

なお、業務履行中に異常を発見した場合は、直ちに施設管理担当者に報告し、事後の措置について指示を受ける。

ニ 特記事項

① 清掃に用いる照明器具は、防爆型で作業に十分な照度が確保できるものを使用する。

② 排水槽内には、メタンガス等が充満していることがあるため、火気に注意するとともに、換気を十分に行い、事故防止に努める。

また、換気は作業が完全に終了するまで継続して行う。

〔イ〕 業務完了後、水張りを行い、水位低下の有無を調べ、漏水がないか確認する。

(7) ねずみ・昆虫類等の防除

イ ねずみ

発生場所、生息場所及び進入経路並びに被害の状況について目視、聴視調査を行う。

ロ 昆虫類等

防疫用薬剤を噴霧器等で部屋の壁際及び家具等の縁等に散布する。

ハ 調査場所（面積）

「別添11 環境衛生管理業務 測定箇所等一覧表」のとおりとする。

ニ 調査回数及び実施時期等

6か月以内ごとに1回、定期に行うものとし、6月と12月の年2回実施する。

ただし、西成署については毎月・年12回、枚方署及び門真署については、5月、7月、9月、11月、1月、3月の年6回実施する。

なお、建築物内で害虫等が大量発生するなど、緊急時にはすぐに駆けつけ、害虫等の駆除を行うものとする。

また、実施日時については、あらかじめ施設管理担当者の承認を受けるものとする。

ホ 報告等

業務完了後、速やかに作業結果を事前に承認を受けた様式により、施設管理担当者に提出し、業務履行の確認を受ける。

7 その他留意事項

- (1) 火災、盗難及びその他事故等が発生したときは、直ちに施設管理担当者に連絡し、施設管理担当者と協力して適切な措置を講じることとする。
- (2) 不審物を発見した場合は、手を触れず直ちに施設管理担当者へ連絡すること。
- (3) 遺失物を発見した場合は、直ちに施設管理担当者へ届け出ること。
- (4) 作業を行うに当たっては、事故を起こさないように細心の注意を払うこととするが、万一発生した場合は、速やかに施設管理担当者に報告し、その指示に従うものとする。
また、設備及びその他の物品に損害を与えた場合も、施設管理担当者に報告の上、修復するものとする。
- (5) この仕様書に記載なき事項については、共通仕様書、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「同施行令」、「同施行規則」、「建築物における維持管理マニュアル」、「事務所衛生基準規則」、「作業環境測定基準」及び「職場における喫煙対策に関する指針」によるものとする。

IV 厅舎警備業務

1 履行場所

(1) 履行場所

大阪市中央区谷町7丁目5-23

南税務署内の大阪国税局総務部事務管理課（以下「当局」という。）が指定する場所とする。

(2) 施設概要

イ 敷地面積 2,984.00m²

ロ 南税務署庁舎 鉄骨鉄筋コンクリート造（地下1階・地上6階・塔屋2階）

延床面積 8,252.26m²

2 履行期間

平成26年4月1日（火）から平成29年3月31日（金）

3 業務目的

庁舎敷地内の安全管理業務を主業務とし、火災・盗難・破壊・不正・不法行為の予防及び早期発見、排除等を行い、人身の安全と財産を保護するとともに、風紀・規律の維持に努め、円滑な庁舎業務運営を補佐することとする。

4 警備業の認定

警備業法第四条に定める都道府県公安委員会の認定を受けていること。

5 警備業務人員

(1) 平日（「行政機関の休日に関する法律」（昭和63.12.13法律第91号）第1条に定める行政機関の休日（以下「閉庁日」という。）以外の日）

イ 翌日が平日の場合

別紙13「警備員勤務予定表」の勤務区分のイ、ロ、ハ-1及びニ

4区分 4名

ロ 翌日が閉庁日の場合

別紙13「警備員勤務予定表」の勤務区分のイ、ロ、ハ-2及びニ

4区分 4名

(2) 閉庁日

イ 翌日が閉庁日の場合

別紙13「警備員勤務予定表」の勤務区分のホ-1及びヘ

2区分 2名

ロ 翌日が平日の場合

別紙13「警備員勤務予定表」の勤務区分のホ-2及びヘ

2区分 2名

(3) 休憩、休息、仮眠等により警備員が警備に従事することができない場合は、必ず他の警備員が警備に従事すること。

(4) 当局において、臨時に警備を行う必要が生じ、警備員の勤務の延長又は追加（以下「臨時警備」という。）の要請を行った場合は、受託者の負担により、臨時警備を行うこと。

なお、当該要請は、警備の開始する日の3日前までに警備員の配置期間、配置箇所及び配置時間その他必要事項を記載した書面により行う。

ただし、当局において緊急を要すると判断した場合には、この限りでない。

(5) 警備業務受託者（以下「受託者」という。）は、警備員の労務管理及び健康管理等を適正に行うとともに、警備員が事故又は疾病等により所定の業務を遂行できない場合は、代替要員を確保し、遅滞なくその代替要員を補充しなければならない。

6 警備員の資格等

- (1) 警備業務に当たっては、当局の庁舎管理に関する諸規則及び警備業法並びに関係諸法令を遵守すること。
- (2) 警備員は、警備業法及び總理府令等で定める教育を受けており、実務経験3年以上の者とし、事前に当局の承認を得た者とすること。
- (3) 警備員は、警備業務を遂行するため、健康で責任感が強く勤勉な者を派遣すること。

7 警備業務内容

(1) 受付及び監視・誘導業務

イ 出入管理

- ① 部外者及び勤務時間外等における職員の出入状況の確認
- ② 納品業者等の出入状況の確認
- ③ 北側玄関及び地下シャッターの開閉

ロ 受付業務

- ① 鍵の保管、管理及び受渡
- ② 警備上の受付
- ③ 来訪者の応対及び関係者への連絡
- ④ 来館車両の整理（場所：地下 トラックヤード）
- ⑤ 不審者・変質者・浮浪者等の発見及び入館阻止
- ⑥ ドアホンの受付と関係者への連絡及び夜間通用口の開錠
- ⑦ 遺失物の一時保管及び報告
- ⑧ 閉庁日及び勤務時間外における郵便物等の受付及び管理

(2) 巡回業務

イ 庁舎内及び外周を巡回し安全確認を行い、火災、不審者、不法行為等の早期発見、防止に努める（外周の巡回時間については、別途指示する。）。

ロ 職員が退館後の各階、各室等の施錠確認（施錠確認場所については、別途指示する。）

- ① 各階、各室及び窓等の施錠確認及び未施錠時における施錠
- ② 各階出入口、通用口等の施錠又は閉鎖確認及び未施錠時における施錠
- ③ 各階電灯不要場所の消灯

ハ 防火設備、消防設備等の保全状況の目視点検、確認

- ④ 各防火戸、防災シャッター閉鎖障害の有無並びに閉鎖状況

- (イ) 避難施設（非常口、通路、廊下、階段等）における避難障害の有無
- (ロ) 消火栓、消火器、誘導灯等の損傷又は使用障害の有無
- (ハ) 建物、施設等の破損又は危険箇所の有無

ニ 火気等の点検、確認

- (イ) 喫煙指定場所以外における違反者に対する是正措置
- (ロ) 火気使用設備、器具等の点検及びガス、水道栓の閉栓状況確認
- (ハ) 吸殻処理状況の点検確認及び未処理吸殻の後始末
- (シ) 庁舎内及び庁舎外周に放置された物品（不審物等）の報告及び除去
- (ス) 不審者、潜伏者の発見確認報告及び阻止

(3) 駐車場業務

- イ 不審者、不審車両の監視及び入館阻止並びに報告
- ロ 納入業者等の駐車車両の誘導又は整理
- ハ 駐車場内の事故発生報告及び処置
- ニ その他緊急発生時の連絡通報及び臨機の措置

(4) 監視業務

- イ 守衛室におけるモニターテレビ等防犯設備及び防災監視盤の監視、警戒
- ロ 監視カメラシステムの操作等
- ハ その他異常、緊急事態発生時の連絡通報及び臨機の措置

(5) 緊急事態

火災、天災、その他緊急事態発生時には、現場確認を行い、南税務署長が指定する者及び事務管理課長が指定する者に通報するとともに被害拡大防止に努める（夜間及び閉庁日においては、別途指示する「緊急連絡先」へ通報し、その指示に従うこと。）。

また、職員、来庁者に対する安全を確保するとともに避難、誘導を適切、迅速に行うこと。

(6) その他付帯業務

- イ 指示による特別警戒の実施
- ロ 庁舎内外における火災の予防及び第三者の不当、不法行為の排除
- ハ 雨天時の雨天用玄関マットの敷設等

8 配置時間及び警備業務内容

別紙13「警備員勤務予定表」のとおり

9 報告

警備員は前日の午前9時から当日の午前9時の間の警備業務内容について、別紙14「警備引継報告書」を作成し、事務管理課長が指定する者に対して当日の午前10時までに報告を行うこと。

10 警備員の遵守すべき事項等

- (1) 警備員は、警備業法第十六条第二項に基づき届け出ている制服・制帽を着用し、名札（顔写真付で事前に当局の承認を得たものに限る。）を胸に着用の上、常に容姿を正し、規律を遵守して警備に万全を期さなければならない。
- (2) 警備員は、当局の信用を傷つけ又は不名誉となるような行為をしてはならない。

- (3) 警備員は、来庁者に対しては、厳正、公平にしてかつ礼儀正しく懇切な態度をもって対応する。
- (4) 警備員は、警備業務遂行上知り得た情報（書面等にて知り得た情報及び施設内において見聞又は認識した情報の一切）の機密性を保持し、第三者に開示したり、警備業務以外の目的に使用してはならない。

また、本契約終了後も同様とする。

- (5) 警備員は、当局の実施する情報セキュリティの確保に関する研修（以下「セキュリティ研修」という。）を年1回以上受講し、別紙15「誓約書」を提出しなければならない。

なお、セキュリティ研修実施後、新たに常駐することとなった警備員については、その都度セキュリティ研修を受講し、「誓約書」を提出しなければならない。

- (6) 業務遂行のため必要な制服、制帽、靴、その他業務に必要と認められるものは、受託者の負担において装備するものとする。

ただし、警備業務遂行のために必要な次の施設等は、当局が無償で提供するものとする。

受託者は、貸与品を最大限の注意をもって使用し、自己の故意又は過失により滅失若しくは破損し、返還不能となった場合には、代替品を納め又は原状に復し、若しくは損害の賠償をするものとする。

イ 守衛室

ロ 机、椅子、ロッカー等の必要最小限度の備品

ハ 警備日誌及び筆記用具類

ニ 警備業務遂行のために必要な電気、ガス、水道

12 業務内容の引継ぎ

- (1) 平成25年度受託者からの引継ぎ

受託者と平成25年度の受託者（以下「前受託者」という。）が異なる場合、受託者は前受託者から平成26年3月31日（月）までに庁舎警備の業務内容等の引継ぎを受けることとする。

なお、引継ぎに関して、受託者は次に掲げる事項を順守すること。

イ 確実な引継ぎを受けられるよう、受託者は引継要員の配置について十分に留意する。

ロ 受託者は、前受託者と協議の上、事前に引継計画を当局に提出して、遺漏のないよう行うこととし、その状況について当局が説明を求めた場合に報告すること。

ハ 引継ぎに係る一切の経費は受託者の負担とする。

- (2) 平成29年度受託者への引継ぎ

受託者と平成29年度の受託者（以下「翌受託者」という。）が異なる場合、受託者は翌受託者決定後から平成29年3月31日（金）までの間に翌受託者へ業務内容等の確実な引継ぎを行うこと。

- (3) 引継書の作成

受託者は、引継ぎの発生の有無に関わらず、平成29年2月28日（火）までに委託業務内容の「引継書」を作成し、当局に提出の上、承認を受けること。

13 要員名簿の提出

受託者は、事前に、本仕様の内容の業務を履行する上で必要な要員の氏名等を記載した別紙16

「警備要員名簿」及び「履歴書（写真を添付）」を提出し、当局の承認を受けることとし、本業務の従事者は、原則として名簿に記載のある者とする。

なお、従事者の変更を行う場合には、事前にその旨及びその事由を書面により届出、当局の承認を得るものとする。

14 応札者の条件

- (1) 警備業法第四条に定める都道府県公安委員会の認定を受けており、また、上記認定を大阪府以外の公安委員会から受けている場合は、警備業法第九条に定める届出書を大阪府公安委員会に提出していること。
- (2) 消防法施行令第四条の二の八第三項第一号の規定による自衛消防組織の業務に関する講習の受講者である従業員を24時間体制で派遣できること。
- (3) 平成21年4月から平成26年3月（見込み）までの間に、延べ床面積が5,000m²以上の一般事務所ビル（官公庁を含む。）の警備業務について、3年以上の契約実績があること。

15 その他

警備業務遂行に当たっては、この仕様書に定めるもののほか、当局の指示に従うものとする。

施設所在地及び対象業務一覧表

区分	府県	署名	郵便番号	住所	電話番号	建築設備管理業務								清掃業務	環境衛生管理業務	庁舎警備業務
						自家用電気工作物	自動扉	空調	エレベーター	消防	屋上緑化システム	事務管理課空調	南税務署電気機械			
A	滋賀県	彦根税務署	522-0062	彦根市立花町5番20号	0749-22-7640	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
		長浜税務署	526-0037	長浜市高田町9番3号	0749-62-6144	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
		近江八幡税務署	523-8502	近江八幡市桜宮町243番地2	0748-33-3141	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		草津税務署	525-8510	草津市大路2丁目3番45号	077-562-1315	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		水口税務署	528-8555	甲賀市水口町水口587番地3	0748-62-0314	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
		今津税務署	520-1623	高島市今津町住吉1丁目5番10	0740-22-2561	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
B	京都府	上京税務署	602-8555	京都市上京区一条通西洞院東入元真如堂町358	075-441-9171	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		左京税務署	606-8555	京都市左京区聖護院円頓美町18	075-761-5371	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		東山税務署	605-0914	京都市東山区渋谷通大和大路東入下新シ町339番5	075-561-1131	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		京都分室	605-0914	京都市東山区渋谷通大和大路東入下新シ町339	075-561-1131	-	-	○	-	○	-	-	-	○	-	-
		下京税務署	600-8181	京都市下京区間之町五条下ル大津町8	075-351-9161	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		右京税務署	615-0007	京都市右京区西院上花田町10番地1	075-311-6366	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		伏見税務署	612-0084	京都市伏見区鎌屋町	075-641-5111	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		福知山税務署	620-0055	福知山市篠尾新町1丁目37番地	0773-22-3121	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		舞鶴税務署	624-0913	舞鶴市字上安久240番地	0773-75-0801	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
		宇治税務署	611-8588	宇治市大久保町井の尻60-3	0774-44-4141	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		宮津税務署	626-8571	宮津市字鶴賀2070-14	0772-22-3271	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		園部税務署	622-8501	南丹市園部町小山東町平成台1号11	0771-62-0340	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		峰山税務署	627-0012	京丹後市峰山杉谷147番地12	0772-62-0460	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
C	大阪府	大阪福島税務署	553-8567	大阪市福島区玉川2丁目12番28号	06-6448-1281	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		西税務署	550-8586	大阪市西区川口2丁目7番9号	06-6583-4624	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		港税務署	552-0003	大阪市港区磯路3丁目20番1号	06-6572-3901	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		天王寺税務署	543-0033	大阪市天王寺区堂ヶ丘芝2丁目11番25号	06-6772-1281	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		浪速税務署	556-0011	大阪市浪速区難波中3丁目13番9号	06-6632-1131	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		西淀川税務署	555-0024	大阪市西淀川区野里3丁目3番3号	06-6472-1021	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		東成税務署	537-0024	大阪市東成区東小橋2丁目1番7号	06-6972-1331	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		生野税務署	544-8555	大阪市生野区勝山北5丁目22番14号	06-6717-1231	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		旭税務署	535-8555	大阪市旭区大宮1丁目1番25号	06-6952-3201	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		城東税務署	536-8527	大阪市城東区中央2丁目14番29号	06-6932-1271	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		阿倍野税務署	545-0005	大阪市阿倍野区三明町2丁目10番29号	06-6628-0221	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		住吉税務署	558-8555	大阪市住吉区住吉2丁目17番37号	06-6672-1321	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-
		東住吉税務署	547-8501	大阪市平野区平野西2丁目2番2号	06-6702-0001	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		西成税務署	557-0054	大阪市西成区千本中1丁目3番4号	06-6659-5131	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		東淀川税務署	532-8558	大阪市淀川区木川東2丁目3番1号	06-6303-1141	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		北税務署	530-8585	大阪市北区南扇町7番13号	06-6313-3371	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		大淀税務署	531-0071	大阪市北区中津1丁目5番16号	06-6372-7221	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		岸和田税務署	596-0825	岸和田市土生町2丁目28番1号	0724-38-1341	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		豊能税務署	563-8688	池田市城南2丁目1番8号	072-751-2441	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		吹田税務署	564-8515	吹田市片山町3丁目16番22号	06-6330-3911	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
		泉大津税務署	595-8585	泉大津市二田町1丁目15番27号	0725-33-5601	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		枚方税務署	573-8654	枚方市大垣内町2丁目9番9号	072-844-9521	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		茨木税務署	567-8565	茨木市上中条1丁目9番21号	072-623-1131	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-
		八尾税務署	581-8555	八尾市高美町3丁目2番29号	072-992-1251	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		富田林税務署	584-8501	富田林市若松町西2丁目1697番地1	0721-24-3281	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		門真税務署	571-8545	門真市殿島町8番12号	06-6909-0181	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		東大阪税務署	577-8666	東大阪市永和2丁目3番8号	06-6724-0001	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-

施設所在地及び対象業務一覧表

区分	府県	署名	郵便番号	住所	電話番号	建築設備管理業務								清掃業務	環境衛生管理業務	庁舎警備業務
						自家用電気工作物	自動扉	空調	エレベーター	消防	屋上緑化システム	事務管理課空調	南税務署電気機械			
D	兵庫県	灘税務署	657-0834	神戸市灘区泉通2丁目1番2号	078-861-5054	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		兵庫税務署	652-0802	神戸市兵庫区水木通2丁目1番4号	078-576-5131	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		長田税務署	653-0832	神戸市長田区御船通1丁目4	078-691-5151	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		須磨税務署	654-8511	神戸市須磨区衣掛町5丁目2番18号	078-731-4333	○	○	○	-	○	○	-	-	○	○	-
		神戸税務署	650-8511	神戸市中央区中山手通2丁目2番20号	078-391-7161	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-
		姫路税務署	670-8543	姫路市北条1丁目250番地	0792-82-1135	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		尼崎税務署	660-8544	尼崎市西難波町1丁目8番1号	06-6416-1381	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		明石税務署	673-8555	明石市田町1丁目12番1号	078-921-2261	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		西宮税務署	662-8585	西宮市江上町3番35号	0798-34-3930	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		洲本税務署	656-8656	洲本市山手1丁目1番15号	0799-24-1212	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
		芦屋税務署	659-8503	芦屋市公光町6番2号	0797-31-2131	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		伊丹税務署	664-8505	伊丹市千僧1丁目47番地3号	072-779-6121	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		相生税務署	678-0055	相生市那波町6番1号	0791-23-0231	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		豊岡税務署	668-8562	豊岡市上陰宇ウチダ216番地	0796-22-2101	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
		加古川税務署	675-8567	加古川市加古川町木村字木寺5の2	0794-21-2951	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		龍野税務署	679-4167	たつの市龍野町富永字田井屋畠1005-70	0791-62-0281	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
		西脇税務署	677-0015	西脇市西脇771番地の118	0795-22-3171	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
		三木税務署	673-0403	三木市末広1丁目9番10号	0794-82-0501	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
		社税務署	673-1492	加東市社51番3	0795-42-0223	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
		和田山税務署	669-5201	朝来市和田山町和田山字西裏388番地1	079-672-3171	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
		柏原税務署	669-3392	丹波市柏原町柏原518番地1	0795-72-1130	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
E	奈良県	葛城税務署	635-8503	大和高田市西町1番15号	0745-22-2721	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-
		桜井税務署	633-8555	桜井市栗殿185番地の4	0744-42-3501	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
		吉野税務署	639-3194	吉野郡吉野町丹治200番1	07463-2-3385	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
F	和歌山県	海南税務署	642-8555	海南市名高255番4	073-482-0900	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		御坊税務署	644-0002	御坊市蘆430番地の3	0738-22-0695	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		田辺税務署	646-8510	田辺市上屋敷2丁目10番46号	0739-22-1250	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
		新宮税務署	647-0012	新宮市伊佐田町2丁目1番地20	0735-22-5261	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
		粉河税務署	649-6592	紀の川市粉河807	0736-73-3301	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
		湯浅税務署	643-0004	有田郡湯浅町湯浅2430番76	0737-63-5351	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-
G	大阪府	南税務署	542-8586	大阪市中央区谷町7丁目5番23号	06-6768-4881	-	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○

業務実施に係る仕様書

業務実施上の必要事項について、下記事項を定める。

1 法人のマネジメントシステム

電気保安法人は、次の①から④の項目について社内規程等に明確かつ具体的に規定し、点検を含む保安管理業務の適切な実施に確実に反映すること。

- ① 保安業務従事者は当該法人の従業員であること。
- ② 電気保安法人は、保安管理業務の遂行体制を構築し、保安業務担当者が明確な責任の下に保安管理業務を実施すること。また、あらかじめ定められた間隔で保安管理業務のレビューを行い適切な改善を図ること。
- ③ 保安業務担当者は、保安管理業務以外の職務（電気工作物の保安に関するものを除く。）を兼務しないこと。
- ④ 保安業務担当者は事業場の点検を自ら行うこと。ただし、保安業務担当者が保安業務従事者に事業場の点検を行わせる場合は、以下のイからニに掲げる全ての要件に該当していること。
 - イ 保安業務担当者が自らの職務上の指揮命令関係にある保安業務従事者に適切に指示して点検を行わせるとともに、点検の結果に関する報告が当該保安業務従事者からの的確に行われる体制となっていること。
 - ロ 保安業務担当者が点検を指示した保安業務従事者との業務の分担内容が明確になっていること。その際、保安業務担当者が自らは保安業務従事者の監督を行うこととして、事業場の点検の大部分を保安業務従事者に行わせるなど、自ら実施する保安管理業務の内容が形式的なものとなっていないこと。
 - ハ 特定の保安業務従事者に著しく偏って点検を行わせることとなっていないこと。このため、保安業務従事者が保安業務担当者から指示を受けて点検する事業場については、経済産業省告示（平成15年経済産業省告示第249号）第3条第2項の値（以下「告示の値」という。）を当該保安業務担当者から職務上の指揮命令関係にある保安業務従事者の総数で除した値又は告示の値に0.2を乗じた値のいずれか小さい方の値を超えないこと。
 - ニ 保安業務従事者は、複数の保安業務担当者から点検の指示を受けないこと。

2 法人の保安業務担当者等の明確化

委託契約書第8条のとおり、保安業務担当者を明確にし、保安業務担当者及び当該保安業務担当者が指示して点検を行わせる保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号を書面により通知すること。

3 委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等

次の①から⑥に掲げる事項を尊守すること。

- ① 外部委託に係る自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保を、次のイからホまでに掲げる基本原則に従って行うこと。
 - イ 電気管理技術者又は保安業務担当者等（以下「電気管理技術者等」という。）が、保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施する。ただし、次の（イ）から（ニ）までに掲げる自家用電気工作物で

あって、電気管理技術者等の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が電気管理技術者等により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りでない。

- (イ) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の（a）から（e）までのいずれかに該当する自家用電気工作物）
 - (a) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - (b) 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - (c) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - (d) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
 - (e) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
 - (ロ) 設置場所の特殊性のため、電気管理技術者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の（a）から（e）までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）
 - (a) 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
 - (b) 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
 - (c) 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
 - (d) 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
 - (e) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
 - (ハ) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
 - (ニ) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物
- ロ 設置者は、事業場において保安管理業務を行う者と面接等を行い、その者が委託契約書に明記された電気管理技術者等であることを確認する。このため、電気管理技術者等が、事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書により、自らが委託契約書に記された電気管理技術者等であることを設置者に対して明らかにする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- ハ 設置者は、保安管理業務の結果について電気管理技術者等から報告を受け、その記録（当該業務を実施した電気管理技術者等の氏名を含む。）を確認及び保存する。
- ニ 電気管理技術者等が、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、設置、改造等の工事期間中（以下単に「工事期間中」という。）の点検、月次点検（規則第53条第2項第5号に基づき委託契約書に頻度を定める点検であって、設備が運転中の状態において行うものをいう。以下同じ。）及び年次点検（主として停電により設備を停止状態にして行う点検をいう。以下同じ。）を行う。
- ホ 電気管理技術者等が、工事期間中の点検、月次点検又は年次点検の結果から、技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等を設置者に指示又は助言する。
- ② 月次点検を、次のイからハまでに掲げる要件に従って行うこと。
- イ 外観点検を、（イ）に掲げる項目について、（ロ）に掲げる設備等を対象として行う。
- （イ） 点検項目

- (a) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- (b) 電線と他物との離隔距離の適否
- (c) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- (d) 接地線等の保安装置の取付け状態
- (ロ) 対象設備等
 - (a) 引込設備（区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等）
 - (b) 受電設備（断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等）
 - (c) 受・配電盤
 - (d) 接地工事（接地線、保護管等）
 - (e) 構造物（受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等）・配電設備
 - (f) 発電設備（原動機、発電機、始動装置等）
 - (g) 蓄電池設備
 - (h) 負荷設備（配線、配線器具、低圧機器等）

ロ 次の(イ)及び(ロ)までに掲げる項目の確認のため、当該各項目に定める測定を行う。

- (イ) 電圧値の適否及び過負荷等

電圧、負荷電流測定

- (ロ) 低圧回路の絶縁状態

B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定

ハ 上記②イ及びロの点検のほか、設置者及びその従事者に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、電気管理技術者等としての観点から点検を行う。

③ 年次点検を、月次点検に係る②の要件に加え、次のイ及びロに掲げる要件に従って行うこと。

イ 1年に1回以上行う。（ただし、信頼性が高く、かつ、下記③ロの各号と同等と認められる点検が1年に1回以上行われている機器については、停電により設備を停止状態にして行う点検を3年に1回以上とすることができる。）

ロ 次の(イ)から(ホ)までに掲げる項目の確認その他必要に応じた測定・試験を行う。

- (イ) 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。

- (ロ) 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第19条に規定された値以下であること。

- (ハ) 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。

- (ニ) 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常であること。

- (ホ) 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

④ 工事期間中は、上記②イに定める外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うこと。

⑤ 低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に、次のイ及びロに掲げる処置を行うこと。

- イ 電気管理技術者等が、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。
 - ロ 電気管理技術者等が、警報発生時の受信の記録を3年間保存する。
- ⑥ 事故・故障発生時に、次のイからニまでに掲げる処置を行うこと。
- イ 事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を設置者又はその従業者から受けた場合は、電気管理技術者等が、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行う。
 - ロ 電気管理技術者等が、事故・故障の状況に応じて、臨時点検を行う。
- ハ 事故・故障の原因が判明した場合は、電気管理技術者等が、同様の事故・故障を再発させないための対策について、設置者に指示又は助言を行う。
- ニ 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、電気管理技術者等が、設置者に対し、事故報告するよう指示を行う。

4 連絡責任者の選任

委託者は事業場ごとに、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な事項を委託契約の相手方に連絡する責任者（設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の需要設備にあっては2.（1）②イからホに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者）を選任することとする。

巡視・点検・測定試験基準

1 受電設備(配電設備含)・二次変電設備

電気工作物	巡視・点検・測定 試験項目	定期点検	
		月次点検(隔月)※2	年次点検
引込線電線及び支持物ケーブル	外観点検	○	○
	観察点検	○	※1
	絶縁抵抗測定	○	※1
遮断器	外観点検	○	○
	観察点検	○	※1
	絶縁抵抗測定	○	※1
開閉器類	継電器との連動試験		○
	絶縁油試験		○
	内部点検		○
母線・断路器・計器用変成器・避電器・電力コンデンサー	外観点検	○	○
	観察点検	○	※1
	絶縁抵抗測定	○	※1
変圧器	外観点検	○	○
	観察点検	○	※1
	絶縁抵抗測定	○	※1
	絶縁油試験	○	※1
	内部点検	○	※1
配電盤及び制御回路	外観点検	○	○
	観察点検	○	※1
	絶縁抵抗測定	○	※1
	保護計継電器の動作特性試験		○
	計器校正		○
蓄電池	シーケンス試験		※1
	外観点検	○	○
	観察点検	○	※1
	充電装置機能点検		○
	各電池の比重 液温・電圧測定		○
接地装置	外観点検	○	○
	観察点検	○	※1
	接地抵抗測定	○	※1

※1 経済産業省に事前に届出を行っている基準に基づき実施すること。

※2 点検回数は、月次点検(隔月)は、2ヶ月に1回とし、年次点検は、年1回とする。

2 電気使用場所の設備

電気工作物	巡視・点検・測定 試験項目	定期点検	
		月次点検(隔月)※2	年次点検
電動機・電熱装置・電気溶接機・照明装置	外観点検	○	○
	観察点検	○	※1
配線及び配線器具・その他 の電気機器類・接地装置	絶縁抵抗測定	○	※1
	接地抵抗測定	○	※1

※1 経済産業省に事前に届出を行っている基準に基づき実施すること。

※2 点検回数は、月次点検(隔月)は、2ヶ月に1回とし、年次点検は、年1回とする。

3 非常用予備発電装置

電気工作物	巡視・点検・測定 試験項目	定期点検	
		月次点検(隔月)※2	年次点検
内燃機関関係・ 発電機関係・蓄電池	外観点検	○	○
	始動試験	○	○
その他の電気機 器類・接地装置	絶縁抵抗測定		○
	接地抵抗測定		○
接地装置	電気関係保護継電器 の動作特性試験		○
			※1

※1 経済産業省に事前に届出を行っている基準に基づき実施すること。

※2 点検回数は、月次点検(隔月)は、2ヶ月に1回とし、年次点検は、年1回とする。

4 太陽光発電設備

電気工作物	巡視・点検・測定 試験項目	定期点検	
		月次点検(隔月)※1	年次点検
太陽電池 制御盤・直交変換装置	外観点検	○	○
	絶縁抵抗測定		○
	接地抵抗測定		○
蓄電池装置	外観点検	○	○
	比重・液温測定		○
継電器	外観点検	○	○
	動作試験		○

※1 点検回数は、月次点検(隔月)は、2ヶ月に1回とし、年次点検は、年1回とする。

定期点検項目及び内容

	点検項目	点検内容
1	清掃作業	排水溝、ルーフドレン等に溜まった落ち葉、植栽土、ゴミ等を清掃除去する。
2	剪定作業	植物の生育に応じて剪定作業を行う。
3	除草作業	雑草除去を行う。必要に応じて除草剤を使用する。 薬剤を使用する際は周辺の環境に配慮し、近隣に飛び散らないよう作業を行う。
4	施肥作業	概ね2月頃に実施する。植地面積全体に行うこととする。 なお、化成肥料(0.05kg/m ² 程度)を使用すること。
5	病害虫管理	病害虫の発生を予防する。また、病害虫を発見した際は除去を行う。 薬剤を使用する際は周辺の環境に配慮し、近隣に飛び散らないよう作業を行う。
6	灌水設備管理	灌水設備に異常がないか点検を行う。 散水タイマーを季節ごとに適切になるように変更する。
7	その他	各作業において発生したゴミ等を処分する。

保守点検業務仕様書

1 対象設備

各対象設備詳細は「別添8 南税務署電気機械設備等概要」のとおり

(1) 電気設備の運転・監視記録及び日常点検・保守業務

- イ 電灯・動力設備
- ロ 受変電設備
- ハ 非常用自家発電設備
- ニ 直流電源設備
- ホ 交流無停電電源設備
- ヘ 構内配電線路・通信線路
- ト 外灯
- チ 避雷設備

(2) 機械設備の運転・監視記録及び定期点検・保守業務

- イ 冷熱源機器（直焚き吸収式冷温水発生機）
- ロ 空気調和等関連機器
- ハ 給排水衛生機器

(3) 中央監視制御装置の点検業務

中央監視制御装置

(4) その他設備の日常保守業務

- イ 昇降機設備
- ロ 消防設備
- ハ 給湯冷水設備

2 常駐保守員の作業時間

「行政機関の休日に関する法律」に定める休日以外の日で、次の勤務帯とする。

なお、工事等で常駐保守員の作業が必要であると認められる場合については、当局より事前に要請することにより、休日についても勤務するものとする。

(1) 冷暖房運転期間

午前8時00分から午後6時00分まで

(2) その他の期間

午前8時30分から午後6時00分まで

(3) 上記時間帯以外の時間帯において、当該設備に障害等が発生し、臨機の措置が必要となった場合には、速やかに対処できる体制を整えるものとする。

3 保守・点検内容

(1) 電気機械設備

イ 毎日実施する業務

- ① 電気室内、U P S 室内の受配電設備目視点検
- ② 電気室内、U P S 室内の電力使用状況の検針、記録、集計
- ③ 電気室内、U P S 室内の高圧乾式変圧器の指示温度記録
- ④ 交流無停電電源設備の外観目視点検
- ⑤ 動力自立盤の作動点検
- ⑥ 各照明器具の外観目視点検
- ⑦ 各電動機（モーター）運転状況の点検（電動機の外観温度・電流計の指示値・異常音の点検）

- ⑧ 非常用自家発電機の各部点検
- ⑨ 通路誘導灯・避難口誘導灯の外観目視点検
- ⑩ エレベーターの始動及び休止（庁舎管理者に事前連絡にて実施）
- ロ 週1回実施する業務
 - ① 動力自立盤の作動点検及び清掃
 - ② 照明制御盤の作動点検
 - ③ 自家発電機の各部点検及び清掃
 - ④ 時報チャイム、放送設備の点検調整
 - ⑤ 電気時計設備の点検調整
- ハ 月1回実施する業務
 - ① 高圧受配電設備の電気保安規定に基づく日常巡視点検
 - ② 各電灯分電盤、各動力操作盤の目視点検（配線用過電流遮断機・電磁接触器の加熱、唸り音の有無）、清掃、負荷調査及び記録（分電盤より二次側）
 - ③ 変電室内配電盤の点検及び清掃
 - ④ 蓄電池の充電及び比重、温度、電圧の測定記録並びに蒸留水の補充
 - ⑤ 非常用自家発電機の無負荷運転（記録及び清掃を含む。）
 - ⑥ 避雷針設備の外観目視点検
 - ⑦ 汚水・雑排水・湧水各排水水中ポンプの絶縁抵抗測定及び記録
- ニ 3か月に1回実施する業務
 - ① 變圧器盤冷却用エアフィルター清掃
 - ② 電動機の回転数調査及び記録
 - ③ 各工具類の整備点検
 - ④ 消耗品の在庫調整
- ホ 6か月に1回実施する業務

非常照明装置（高圧受配電設備操作回路兼用）用アルカリ蓄電池の82セルの電圧、比重、液温測定記録、蒸留水補給及び均等充電
- ヘ 年1回実施する業務
 - ① 避雷針設備の接地抵抗測定及び記録
 - ② 親時計設備の年間タイマーのプログラム変更設定
 - ③ 電気室、発電機室、UPS室の床面清掃
- (2) 空調設備
 - イ 毎日実施する業務
 - ① 各測温体設置箇所の中央監視装置に依る温度、湿度のデータプリントアウト
 - ② 各空気調和機、排風機、送風機の運転及び外観点検
 - ③ 直焚き吸式冷温水発生機及び冷却水ポンプ、冷温水ポンプの運転監視及びデータ記録
 - ④ 冷却水ポンプ、冷温水ポンプの外観目視点検（異常音、異常振動、水漏れ、電流値）
 - ⑤ 各冷却塔の外観目視点検（異常音、異常振動、水漏れ、ファン電流値、水位）
 - ⑥ 冷却塔用加圧給水ポンプの外観目視点検（異常音、異常振動、水漏れ、給水圧力）
 - ⑦ 冷水用膨張槽、温水用各膨張槽の外観目視点検（水漏れ、オーバーフロー）
 - ⑧ 冷却水配管用三方弁の開閉指示度の確認
 - ロ 月1回実施する業務
 - ① 冷却塔用加圧給水ポンプの点検（異常音、異常振動、運転圧力、停止圧力、運転電流）

- ② AC-1 及び AC-3 空気調和機用エアーロールフィルターの汚れ度目視点検及び巻取装置の作動点検
- ③ 各冷却塔の冷却水ブロー調整器の作動確認（電流率設定変更に依る）
- ④ 各冷却塔の点検（ファン電流、ファン自動発停機能、Vベルト）
- ⑤ 各冷却塔内冷却水の入り替え及び水槽部清掃
- ⑥ ダクトダンパー点検整備
- ⑦ 空調機室リターンギャラリー、余剰外気ギャラリー、便所排気ギャラリーの掃除
- ⑧ ファンコイル水漏れ及びドレン受排水フィルタ一点検
- ⑨ 各パイプシャフトスペースの各配管類の外観目視点検
- ハ 2か月に1回実施する業務
- ① ファンコイルのフィルター洗浄
- ② 配管バルブ等の点検調整
- ③ AC-1 及び AC-3 空気調和機用の点検（軸受部、Vベルト、プーリー）
- ④ 送排風機の点検（軸受部、Vベルト、プーリー）
- ⑤ 各冷温水ポンプ、各冷却水ポンプの点検（軸受部、振動、異常音、吐出圧力）
- ニ 3か月に1回実施する業務
- 空調機用電気集塵器の洗浄（取り外し、取付けを含む。）
- ホ 6か月に1回実施する業務
- ① AC-1 及び AC-3 空気調和機用の温度、湿度調整器切替調整
- ② 各ダクト用ダンパー点検調整
- ③ AC-1 空気調和機、AC-3 空気調和機及び各送風機、各排風機のファン軸受部グリス注入
- ④ AC-1 及び AC-3 空気調和機内の点検、清掃
- ⑤ AC-1 及び AC-3 空気調和機のリターンギャラリー、各便所排気ギャラリー、湯沸室排気ギャラリーの清掃
- ⑥ 各機械室の床面清掃
- ヘ 年1回実施する業務
- ① AC-1 及び AC-3 空気調和機の加湿装置用ストレーナー清掃
- ② AC-1 及び AC-3 空気調和機のエリミネーター清掃
- ③ 各ポンプ類ポンプ台の塗装
- ④ 各床置ファンコイルのドレンパン清掃
- ⑤ 各冷温水ポンプ、各冷却水ポンプの整備（必要に応じて、受託者の負担よりグランドパッキン、カップリングゴムの取替）
- ⑥ 冷水用膨張槽、温水用膨張槽の清掃
- ⑦ 各冷水配管Y型ストレーナー分解清掃
- ⑧ 冷却塔の基礎、固定部及び外観の点検
- ⑨ ボールタップ、ストレーナー、プーリー、ジョイント部の点検、調整
- ⑩ 冷却塔のレジオネラ属菌測定（定量測定）
- ⑪ 散水ポンプの動作確認
- ⑫ 個別空調機のフィルター清掃
- ⑬ 空調機のロールフィルターの取替え
- (3) 冷暖房設備（直たき吸収冷温水機）の保守点検業務
- イ 点検実施時期
- ① 冷房保守点検
イン点検 5月

オン点検 7月～8月

オフ点検 10月（冷却水チューブブラッシングも併せて実施する。）

② 暖房保守点検

イン点検 11月

オン点検 1月～2月

オフ点検 3月

なお、上記、冷房保守点検時期及び暖房保守点検時期については、見込み時期であり、日程等については、当局及び受託者双方協議の上決定する。

ロ 一般事項

消防法に基づく各地方条例、「危険物の規制に関する政令」及び「同規則」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の定めるところによる。

ハ 業務内容

点検は「別添9 冷暖房設備点検内容一覧表」に定めるところにより適正に行い、必要に応じ、保守その他の措置を講じるものとする。

なお、「別添9 冷暖房設備点検内容一覧表」に記載なき事項については、共通仕様書に準ずるものとする。

(4) 給排水設備

イ 毎日実施する業務

① 水道メーター及びガスマーターの検針及び集計

② 大小便器フラッシュバルブ（小便器用の感知式を含む。）の作動状態の点検

③ 湯沸室のガス器具点検調整

ロ 週1回実施する業務

① ポンプグランド周りの異常及び漏水の点検調整

② 残留塩素の測定及び記録

③ 受水槽、高架水槽の外観目視点検

ハ 月1回実施する業務

① ポールタップ、液面リレーの機能点検及び調整

② 屋上ルーフドレンの点検及び排水口異物撤去（塔屋含む）

③ パイプシャフトの外観目視点検

④ 各便所内、大便器及び小便器（自動感応式）の作動状態の点検

⑤ 受水槽、高架水槽の内部目視点検

⑥ 庁舎の排水状態の点検

ニ 2か月に1回実施する業務

① 各揚水ポンプの点検（異常音、電流値、吐出圧力、グランド滴下量、漏水、自動交互運転装置の機能確認）

② 雜排水槽用各排水水中ポンプの点検（電流値、自動交互運転装置の機能確認）

③ 汚水排水槽用各排水水中ポンプの点検（電流値、自動交互運転装置の機能確認）

④ 湧水排水槽用各排水水中ポンプの点検（電流値、自動交互運転装置の機能確認）

ホ 6か月に1回実施する業務

① 各水槽（受水槽、高架水槽、雑排水槽、汚水排水槽、湧水排水槽）の各液面警報、各ポンプ自動発停制御装置の機能点検

② カップリングゴムの磨耗度点検及び取替え

ヘ 年1回実施する業務

- ① ポンプ外観の清掃及び塗装
- ② 各ポンプ類整備（グランドパッキン取替含む。）
- ③ 受水槽給水用各定水位弁の点検及びボールタップ目視点検
- ④ 受水槽給水配管各Y型ストレーナーの清掃
- (5) その他設備の日常保守業務等
 - イ 日常的に実施する業務
 - ① 各照明器具、非常灯、誘導灯等の不良箇所（安定器等）修理、球の取替え
 - ② 電気時計設備の時刻調整（時報チャイム含む）
 - ③ 電気設備のトラブル修理（ブレーカー復旧、照明灯配線不良ほか）
 - ④ 放送設備不良調整
 - ⑤ 便所大小便器並びに洗面器の詰まり修理及びバルブの修理等
 - ⑥ 扉の開閉調整及び修理等
 - ⑦ 消防設備の日常保守
 - ⑧ 洗面器、手洗器、掃除流し、湯沸室流し等の排水の引き具合、トラップ封水の良否の確認及び必要な措置
 - ⑨ その他電気機械設備等（エレベータ、空調、給排水、給湯、非常用設備等）の突発的な故障等による修理及び応急措置
 - ロ 月1回実施する業務
地下タンク貯蔵所の在庫量点検
 - ハ 3か月に1回実施する業務
 - ① 地下タンク貯蔵所の漏洩検知管による在庫量点検及び検尺棒による在庫量点検
 - ② 地下タンク貯蔵所定期点検記録表に基づく点検
 - ニ 6か月に1回実施する業務
消火器の外観目視点検、屋内消火栓内部目視点検
 - ホ 年1回実施する業務
 - ① 消火水槽の水位点検
 - ② 屋内消火栓設備用充水槽内部清掃及びボールタップの機能点検
 - ③ 屋内消火栓ポンプ用呼水水槽内部清掃及びボールタップの機能点検
 - ④ スプリンクラーポンプ用呼水水槽内部清掃及びボールタップの機能点検

4 運転監視及び日常点検保守日誌の提出

受託者は、日々の業務終了後、速やかに各業務に係る各種の記録表及び点検表等を作成し、当局の指定する検査職員の検査を受けるものとする。

総合点検業務仕様書

I 調達概要

1 実施時期

年1回（2日間程度）を予定している。
なお、具体的な作業スケジュールは別途協議の上、決定する。

2 対象設備

対象設備は、次のとおりであり、設備の詳細については別添8「南税務署電気機械設備等概要」を参照すること。

- (1) 南税務署受配電設備
- (2) 交流無停電電源設備
- (3) 非常用自家発電設備

II 一般事項

1 提出物等

- (1) 受託者は、点検等作業後1か月以内に、各関係法令に規定する様式によるほか、国土交通省大臣官房官庁當縉部監修の「建築保全業務報告書作成の手引き（最新版）」の保守点検結果報告書に準ずる報告書を当局に提出すること。
- (2) 当局による業務完了確認は、原則、受託者からの報告書等の書面の提出によるものとし、業務完了後に確認できないもの等については、写真等の提出を行うこと。

2 使用機材等

- (1) 点検に必要な機材、消耗品等については、受託者の負担により調達すること。
- (2) 使用する機材は全て品質良好なもので、規格等指定のあるものは規格品を使用すること。
また、交換部材等の調達に当たっては「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平12.5.31 法律第100号）を遵守すること。

3 簡易な補修

本業務により把握した破損及び故障のうち、簡易な補修により機器の機能が回復できる場合は、受託者の負担により補修を行うこと。

なお、部品等の取替及び修理を行う必要がある場合は、当局に報告し、対応について協議すること。

4 緊急時の連絡

事故発生の場合は、直ちに当局に報告し、その指示に従うこと。

5 不要品等の取扱い

本業務の実施により生じた不要品等については、受託者の負担により適正に処分すること。

6 その他

この仕様書は、「南税務署電気設備等総合点検業務」の実施方法を示すものであり、本仕様書に記載する事項のほか、業務の性質上当然行うべき事項については、受託者が実施する。

III 作業実施上の注意事項

1 作業の打合せ

作業に当たっては、あらかじめ当局と作業内容及び作業日時について十分に打合せを行うこと。

2 作業の周知

作業中に当該設備の機能が中断される場合は、事前に当局の承認を得ること。

3 損害予防措置

作業に当たっては、職員、来庁者、建物、各設備機器、本施設内の各電算機器（電算システム、ソフトウェア等を含む。）、備品、通行車両等に対して、危害又は損害を与えないよう十分留意するとともに、危害又は損害を与えた場合は、直ちに当局に報告を行い、指示に従うこと。

また、作業の実施（準備、調査、後片付け等の場合を含む。）に起因し、上述の危害又は損害を与えた場合は、受託者の責めにおいて補償を行うこと。

IV 点検業務内容

1 南税務署受配電設備

点検は、「電気事業法」（昭 39. 7. 11 法律第 170 号）第 42 条第 4 項の規定及び南税務署保安規程に基づき、以下の点検等を実施すること。

(1) 南税務署電気室内高圧キュービクル盤

イ	高圧真空遮断器点検	8台	三菱電機	形式 VF-13VM-CG (7台)
			三菱電機	形式 VF-13VM-DG (1台)
ロ	真空開閉器点検	4台	三菱電機	形式 VZ2-VF-D
ハ	高圧断路器点検	1組		
ニ	高圧乾式変圧器点検	6台		
ホ	高圧気中負荷開閉器点検	3台		
ヘ	高圧コンデンサー容量測定試験	4台	日本コンデンサー	79.8KVA 7020V 60HZ
			日本コンデンサー	106KVA 7020V 60HZ
ト	高圧リクトル点検	4台		
チ	高圧計器用変圧器点検	4台		
リ	高圧計器用変流器点検	12台		
ヌ	高圧零相変流器点検	2台		
ル	高圧零相電圧検出ユニット点検	1台		
ヲ	低圧計器用変流器点検	28台		
ワ	低圧零相変流器点検	6台		
カ	過電流継電器動作特性試験	12相		
ヨ	不足電圧継電器動作特性試験	1台		
タ	過電圧継電器動作特性試験	1台		
レ	地絡方向継電器動作特性試験	1台		
ソ	地絡電圧継電器動作特性試験	1台		
ツ	漏電火災警報器動作特性試験	5台		
ネ	高圧ケーブル絶縁抵抗測定 (1万Vメガ)	8条		
ナ	高圧回路絶縁抵抗測定	12回路		
ラ	低圧幹線絶縁抵抗測定	40回路		
ム	高圧キュービクル内清掃	22扉		
ウ	接地抵抗測定	10箇所		

(2) UPS用高圧キュービクル盤 (三菱電機 9200型)

(入力変圧器盤・バイパス変圧器盤 以降の低圧は除く)

イ	高圧真空遮断器点検	3台	三菱電機	形式 VF-13VM-CG
ロ	高圧気中負荷開閉器点検	2台		
ハ	高圧乾式変圧器点検	2台	三菱電機	モールド変圧器型式RCT-N21 F種 3φ 500KVA
ニ	高圧計器用変圧器点検	4台	三菱電機	計器用変圧器ユニット 型式PTU-KI
ホ	高圧計器用変流器点検	4台		
ヘ	高圧零相電圧検出ユニット点検	1台		
ト	高圧零相変流器点検	2台		
チ	過電流継電器動作特性試験	4相		
リ	不足電圧継電器動作特性試験	1台		

- ヌ 地絡過電圧継電器動作特性試験 1台
- ル 地絡方向継電器動作特性試験 2台
- ヲ 高圧ケーブル絶縁抵抗測定 (1万Vメガ) 2条
- ワ 高圧回路絶縁抵抗測定 5回路
- カ 高圧キュービクル内清掃 7面
- (3) UPS用キュービクル盤 (三社電機製作所 SFST150TG)
(入力変圧器盤・バイパス変圧器盤 以降の低圧は除く)
 - イ 高圧気中負荷開閉器点検 2台
 - ロ 高圧乾式変圧器点検 2台 タカオカ化成工業 モールド変圧器型式MT-WCC-2 F種 3φ300KVA
 - ハ 高圧計器用変圧器点検 3台 富士電機機器制御 計器用変圧器ユニット 型式PEC2-6FA/200
 - ニ 高圧計器用変流器点検 2台
 - ホ 高圧回路絶縁抵抗測定 2回路
 - ヘ 高圧キュービクル内清掃 4面
- (4) 発電機用キュービクル盤
 - イ 高圧真空遮断器点検 1台
 - ロ 高圧計器用変圧器点検 2台
 - ハ 高圧計器用変流器点検 2台
 - ニ 過電流継電器動作特性試験 2相
 - ホ 不足電圧継電器動作特性試験 1台
 - ヘ 過電圧継電器動作特性試験 1台
 - ト 地絡過電圧継電器動作特性試験 1台
 - チ 高圧ケーブル絶縁抵抗測定 (1万Vメガ) 1条
 - リ 高圧キュービクル内清掃 2面

2 交流無停電電源設備 (三菱電機 9200型、三社電機製作所 SFST150TG)

点検は、共通仕様書に基づく他、以下の点検等を実施する。

なお、作業に当たっては、設置されている無停電電源設備の回路構成・動作を熟知した技術者により行うこととし、必要に応じて当該設備の製造者と連携して対応すること。

また、部品等を交換する場合には、無停電電源設備の製造者による部品認定制度に基づいた部品の仕様・性能のものを使用し、製造者の特別仕様によるものは、必要に応じて製造者と連携して対応すること。

(1) 目視、触手点検

イ 全般

- (イ) 埃、異物等の除去、清掃の実施
- (ロ) 接合部の締付け、圧着状況の確認
- (ハ) 破損、変形、変色、錆、腐食、磨耗、過熱、異臭の有無
- (ニ) コネクタ類の差込みの確認
- (ホ) 圧着、断線、接触不良等の有無
- (ヘ) コンデンサーの油、液漏れ等の有無

ロ インバーターユニットの点検

ハ 全般清掃

(2) 絶縁抵抗測定

(3) 計器類の点検、零点校正

(4) 電源電圧確認

イ 交流入力

ロ 直流入力

(5) 制御回路点検

イ 制御電圧測定

ロ 制御回路各部パルスチェック、波形測定

ハ 半導体回路点検

(6) 調整回路点検

イ 変換回路補正確認

- 充電回路補正確認
- (7) 警報保護連動動作試験
- (8) 運転試験(単機)
 - 起動・停止試験、モーターブレーカー付のものは同時に投入、トリップ機構の確認
 - 無負荷で各部ユニットの電圧及び波形チェック
 - 停電試験の実施
 - 定常運転時の各部の動作状態の確認
- (9) 運転試験(並列)
 - 遠隔操作の実施
 - 並列投入、解列試験
 - 切り落とし模擬試験の実施
- (10) 総合運転試験
 - 停電動作試験
 - 復電動作試験
- (11) 出力切替試験
- (12) 冷却ファンの点検
 - UPS用冷却ファン
 - 変圧器盤用冷却ファン
- (13) M S E 据付蓄電池点検
 - 浮動充電中の蓄電池総電圧確認
 - 浮動充電中の単電池電圧確認
 - ハ漏液、発錆の有無
- (14) 部品の交換
 - 三菱電機 9200型
 - (イ) 冷却ファン
 - (ロ) 交流油入コンデンサー
 - (ハ) リレー類(ミニパワー電磁機器・コンダクタ・サーマルリレー)
 - (ド) タイマー(ソリッドステート型・ICディレー型)
 - 三社電機製作所 SFST150TG
 - (イ) グラフィックパネル用電池
 - (ロ) 制御基盤用電池
 - (ハ) 冷却扇
- (15) その他
 - 運転状況調査及び記録
 - 予備品及び付属品の保管状況の調査
 - ハ運転中の振動、異常発生の有無調査

3 非常用自家発電設備

点検は、共通仕様書及び非常用自家発電設備の製造者の点検整備基準に掲げるC点検に基づいて実施すること。

なお、作業に当たっては、「一般社団法人 日本内燃力発電設備協会認定 自家用発電設備専門技術者資格証保有者」の立合いの下で行うこと。

また、あらかじめ、作業員名簿に資格証明書(写)を添付の上、当局に提出すること。

4 その他

総合点検終了後の翌日、電算機の起動を実施するため、受託者は南税務署受配電設備及び交流無停電電源設備の点検作業を実施した専門の技術員を電算機の電源投入作業が終了するまで待機させ、不具合発生の際は速やかに対応すること。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
大阪国税局総務部次長 殿

届出者 住 所
会社名
代表者氏名

印

(委託先) 住 所
会社名
代表者氏名

印

清掃作業員等届出書

庁舎等清掃業務を受託するに当たり、下記のとおり提出します。

記

税務署名 :

緊急連絡先 :

役職	氏名	生年月日	入社年月日	主な清掃業務履歴
作業責任者				
清掃作業員				

- ※ 1 緊急連絡先は、少なくとも午前8時から正午の時間帯は必ず連絡可能であるものとする。
 2 作業責任者については、ビルクリーニング技能士の資格を有する者とし、資格を証明する書類を添付すること。

平成 年 月 日

指 導 報 告 書

殿

住所（所在地）

会 社 名

代 表 者 名

印

大阪国税局 _____ 税務署 庁舎等清掃業務について、清掃作業員に対し下記のとおり指導を行いましたので、報告いたします。

記

1 実 施 年 月 日 平成 年 月 日 開始時間 : 終了時間 :

2 清掃作業員名 _____

3 指 導 者 名 _____

4 主な指導内容 • _____

• _____

• _____

• _____

• _____

清掃作業細部要領

1 日常清掃

階	作業箇所等	作業要領
各階	事務室 会議室	床面 他の箇所に優先して実施する。タイルカーペット部分は、真空掃除機を使用し、対象箇所について1週間を周期として除塵を行う。なお、汚れの著しいところは、適宜、洗剤等による洗浄、シミ抜きを行う。 Pタイル等部分については、隅部分を掃き、ダストモップ押し作業を行う。 また、必要に応じ塵払い・床拭き・くず拾いを行い、掃き取ったごみ等は指定された場所へ搬出する。 ゴミ箱 内容物を指定された場所へ搬出する。
	エレベーターホール廊下	床面 ほうき類にて、ごみ、ほこり等を取り、ダストモップにて拭き上げる（濡れ拭きした場合は、乾拭きを行う）。 汚れの著しいところは適切な洗剤にて汚れを落とし、洗剤自体も確実に拭き取る。 ガム等の固定物が付着しているときは、ヘラ等で除去する。
		壁面 案内板等 ほこりや手垢等汚れの著しいところのみ除塵し、乾拭きを行う。
		ゴミ箱 内容物を除去した後、容器を拭き上げる。
	うがい器 ・冷水器	汚れやほこり等を取り、清潔な布で湿り拭きを行い、最後に乾拭きを行う。 機器周りの壁面等についても、湿り拭きを行った後に乾拭きを行う。
	階段	ステップ 踊り場床面 ほうき類にて、ごみ、ほこり等を取り、化学雑巾（類似化学製品可）にて拭き上げる。 汚れの著しいところは適切な洗剤にて汚れを落とし、洗剤自体も確実に拭き取る。 ガム等の固定物が付着しているときは、ヘラ等で除去する。
		手すり 非常扉 湿り拭きを行った後に乾拭きを行う。 汚れの著しいところは、適切な洗剤にて落とし、洗剤自体も確実に拭き取る。
	便所	面所 床面 ほうき類にて、ごみ、ほこり等を取った後、汚れの状態により濡れ拭き又は湿り拭きを行い、最後に乾拭きを行う。 汚れの著しいところは適切な洗剤にて汚れを落とし、洗剤自体も確実に拭き取る。 ガム等の固定物が付着しているときは、ヘラ等で除去する。
		壁面 床面から立ち上がり150cm程度まで湿り拭きを行い、乾拭きで仕上げる。 汚れの著しいところは適切な洗剤にて汚れを落とし、洗剤自体も確実に拭き取る。
		便器 適切な洗剤を用いて、便器の内側、外側の汚れや毛等を取り去る。 小便器においては、尿石を除去する。 便器周りの金属類についても、濡れ雑巾で拭き上げた後に乾拭きを行う。
共通	洗面器	汚れやほこり、毛等も取り去った後に、適切な洗剤で洗浄し、最後に乾拭きを行う。 蛇口等の金具類は、柔らかい清潔な布で拭き上げた後に乾拭きを行う。 金具類と洗面器の接触部分等、細かい場所のアク等を除去する。
	鏡	湿り拭きを行った後に乾拭きを行う。
	汚物缶	汚物を除去した後、容器を拭き上げる。
	消耗品の補充	水石鹼、トイレットペーパー及びシートペーパーの補充を行い、無くならないように注意する。 トイレットペーパーについては、各個室ごとの残量を確認するとともに、予備用として、一定量を目につきやすい濡れない場所に常備する。
	湯沸室	流し台 茶殻、食物の残りかす等を除去し、適切な洗剤を用いてスポンジで洗浄する。 流し台周辺部分及び湯沸器については乾拭きを行う。
	床面	ほうき類にて、ごみ、ほこり等を取った後、汚れの状態により濡れ拭き又は湿り拭きを行い、最後に乾拭きを行う。 汚れの著しいところは、適切な洗剤にて汚れを落とし、洗剤自体も確実に拭き取る。 ガム等の固定物が付着しているときは、ヘラ等で除去する。
	生ごみ容器 吸殻入れ	内容物を除去した後、容器を洗浄し、吸殻入れには水を入れておく。

階	作業箇所等	作業要領	
各階共通	エレベーター	床面	床面及び扉レール上のごみ等をほうき類で取り、真空掃除機で吸塵する。
		壁面	湿り拭きを行い、乾拭きで仕上げる。 汚れの著しいところは適切な洗剤にて汚れを落とし、洗剤自体も確実に拭き取る。
		扉	湿り拭きを行い、乾拭きで仕上げる。 汚れの著しいところは適切な洗剤にて汚れを落とし、洗剤自体も確実に拭き取る。 扉の開閉には十分注意し、停止中若しくは待機中に行う。
該当階	玄関 玄関ホール 玄関風除室	床面	床面及び玄関マット上のごみ等をほうき類で取り、真空掃除機で吸塵する。 汚れの著しいところは適切な洗剤にて汚れを落とし、洗剤自体も確実に拭き取る。 ガム等の固定物が付着しているときは、ヘラ等で除去する。
		受付台・長いす	湿り拭きを行った後、乾拭きで仕上げる。
		ゴミ箱	内容物を除去した後、容器を拭き上げる。
		扉ガラス及び 固定ガラス (両面)	湿り拭きを行った後、乾拭きで仕上げる。
	喫煙スペース	床面	タイルカーペット部分は、真空掃除機を使用し、対象面積について1週間を周期として除塵を行う。なお、汚れの著しいところは、適宜、洗剤等による洗浄、シミ抜きを行う。 Pタイル等部分については、隅部分を掃き、ダストモップ押し作業を行う。 また、必要に応じ塵払い・床拭き・くず拾いを行い、掃き取ったごみ等は指定された場所へ搬出する。
		灰皿 吸殻入れ	内容物を除去した後、容器を洗浄し、吸殻入れには水を入れておく。
食堂	床面	ほうき類にて、ごみ、ほこり等を取った後、汚れの状態により濡れ拭き又は湿り拭きを行い、最後に乾拭きを行う。 汚れの著しいところは、適切な洗剤にて汚れを落とし、洗剤自体も確実に拭き取る。 ガム等の固定物が付着しているときは、ヘラ等で除去する。	
	洗面器	汚れやほこり、毛等を取り去った後に、適切な洗剤で洗浄し、最後に乾拭きを行う。 蛇口等の金具類は、柔らかい清潔な布で拭き上げた後に乾拭きを行う。 金具類と洗面器の接触部分等、細かい場所のアクリ等を除去する。	
	鏡	湿り拭きを行った後に乾拭きを行う。	
建物外部	敷地内 及び周辺	床面	巡回して粗ごみを拾い、集めたごみは所定の場所に搬出する。 なお、敷地内から出た粗ゴミ（落ち葉含む）については、敷地外周辺（1メートル程度）についても、巡回して拾い、集めたごみは所定の場所に搬出する。

2 定期清掃

階	作業箇所等	作業要領	回数	
各階	廊下便所 湯沸室 玄関 玄関ホール 玄関風除室 エレベーターホール エレベーター食堂 喫煙スペース 階段 (ステップ及び踊場)	床面 (補修) 床面 (剥離洗浄及びワックス塗布作業) 床面 (滑り止めゴムシート)	ほうき類にてごみ等を取る。 汚れた部分に水又は専用補修液をスプレーし、パッドを装着したポリッシャーで乾燥するまで研磨する。汚れが著しい場合は、適正に希釈した表面洗浄用洗剤を使用する。 削り取られたかすを取り除き、ダストモップ(類似化学製品可)にて拭き上げる。 ほうき類にてごみ等を取り、適正に希釈した剥離洗浄をモップでむらのないよう塗布する。 剥離用パッドを装着したポリッシャーで洗浄する。 吸水用真空掃除機又は床用スクリーバーで汚水を除去する。 剥離状況を点検し、不十分な箇所があれば再度剥離作業を行う。 水をまき、ポリッシャーで洗浄した後、吸水用真空掃除機又は床用スクリーバーで汚水を除去する。 3回以上濡れ拭きを行って、汚水や剥離剤を完全に除去した後、十分に乾燥させる。 モップを使用して、塗り残しや塗りむらのないように樹脂ワックスを塗布し、十分に乾燥した後に塗り重ねる。樹脂ワックスの塗布回数は、2回以上とする。 (注) 階段については、モップを雑巾、ポリッシャーを洗浄用パッドに読み替える。	
	エレベーター乗降口			
	便所	便器等		
	事務室 会議室	床面	隅部分や机、カウンターの下等は真空掃除機で丁寧にほこり、ごみ等を除去する。 通路部分は、業務用カーペット専用大型バキュームクリーナーを使用しカーペット繊維内部に入り込んだほこり、砂等を除去する。 カーペットについたシミ抜きを行う。 カーペットスプレイヤーで適度に希釈したタイルカーペット専用洗浄剤を噴霧する。 カーペット専用パッドを装着したポリッシャーで洗浄し、カーペットの汚れをパッドに吸着させる。この際、汚れたパッドは適宜取り替える。 洗浄終了後、カーペットスプレイヤーでカーペット全面に防汚剤を噴霧する。	年 2 回
	署長室 副署長室 室長室 支所長室	床面	什器、備品の移動。 大きなごみ等を拾い集め、カーペット専用大型電気吸塵器を使用し、パイルの奥に沈んだ砂、細かい塵等を吸塵する。 なお、吸塵は縦横に繰り返し丁寧に行う。 シミ取りについては、じゅうたんの種類を識別して的確に行う。固定物などはヘラ等で除去する。 出入口に養生タオルを敷き、汚れのひどい箇所に、あらかじめカーペットシャンプー又はドライシャンプー液を噴射する。 洗浄については、じゅうたん専用洗浄機を使用し、養生タオルの上で洗浄液の量やコックの状態等のテストを行った後、むらのないようにパイルの奥まで丁寧に行う。 部屋のコーナーなど機械の届かない箇所は手作業で洗浄する。 なお、洗浄機は右から左へと横に移動させ、同じ場所を再度左から右へと戻す(2回洗浄)。	年 2 回
該当階				

階	作業箇所等		作業要領	回数
該当階	署長室 副署長室 室長室 支所長室	床面	<p>また、前にかけたパット跡が重なるように、横一直線に平行移動しながら行う。</p> <p>水を噴射し、汚水などはリンサーで完全に吸水する。</p> <p>再度シミ取りを行い、パイルが乾燥しないうちに製毛ブラシで丁寧に製毛する。</p> <p>十分に乾燥する。</p> <p>什器、備品を元通りにする。</p>	年 2 回

3 窓ガラス清掃

階	作業箇所等	作業要領	回数
各階共通	各庁舎管理者が指定する庁舎窓ガラスの外面及び内面	<p>【共通事項】</p> <p>清掃に当たり、網戸等がビス止めしてある場合は取り外して作業を行い、作業終了後は取り付けること。</p> <p>使用洗剤は、ガラス面に適合した中性洗剤（アンモニア系、塩素系、有機系洗剤は使用禁止）を適正に希釈したものとし、スチールに有害となるもの、塗料が溶解するものは用いないこと。</p> <p>【ガラスクリーニングについて】</p> <p>窓ガラスの一般的な汚れ及び固体物による汚れを適切な方法及び洗剤により除去後、乾拭きによって仕上げを行う。</p> <p>洗剤をスポンジ等でガラス面に塗布し、窓ガラス専用のスクイージーで汚れとともにかき取る。</p> <p>ガラス面の隅の洗剤を含んだ污水をタオル等で拭き取る。</p> <p>ガラス回りのサッシをタオル等で清拭する。</p> <p>ガラス面直下床上の洗剤を含んだ污水をタオル等で拭き取る。</p> <p>【窓用フィルムが貼られている箇所（庁舎内面）について】</p> <p>フィルムを傷つけないよう細心の注意を払って作業を行うこととし、万が一フィルムを損傷等した時は、受託者において原状回復を行うこと。</p> <p>スクイージーや濡らした柔らかい布で軽く水洗いを行うこと（乾拭き厳禁）。</p> <p>汚れがひどい場合は、中性洗剤を使用すること。</p> <p>砂ほこり・金属粉・鋭利なほこり等が付着している場合は、事前に水や十分に水を含んだ布などで事前に洗い流すこと。</p> <p>スクイージーを使用する場合は、スクイージー本体の金属部分がフィルムに接触しないように注意すること。</p> <p>フィルムの表面は必ず一方向に拭くこと。</p>	年 2 回

清掃業務日誌(日常清掃)

平成 年 月分

署

日付	清掃箇所										ゴミ搬出量					作業者	検査者確認印
	玄関 ・ 玄関 ホール	事務室 ・ 会議室	廊下	エレベータ ホール	便所 ・ 洗面所	湯沸室	エレベータ	階段	食堂	喫煙 スペース	敷地内 の建物 外部	一般 ゴミ (袋)	ショッパー くず (袋)	新聞等 古紙類 (kg)	タン ポール (kg)	缶 (袋)	ビン (袋)
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
21																	
22																	
23																	
24																	
25																	
26																	
27																	
28																	
29																	
30																	
31																	

注1 清掃を行った箇所に○をする。

注2 日々の業務終了後に、検査者に提出し、業務成果の検査を受けること。

注3 注2の検査に不合格になったときは、検査者の指示に従い、遅滞なく手直しを行い、再度、検査者の検査を受けるものとする。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
大阪国税局総務部次長 殿

届出者 住 所
会社名
代表者氏名 印

作業員等届出書

環境衛生管理業務を受託するに当たり、下記のとおり提出します。

記

税務署名	税務署
------	-----

役職	氏名	備考
作業責任者		
作業員		

※ 備考欄には、本業務に係る資格等を記載する。

職場における分煙効果等判定のための記録用紙()

1 測定実施者

2 測定の目的(□印)

- 喫煙対策実施後に効果を把握するための測定
 喫煙対策の効果を維持管理するための測定

3 測定実施日等

実施日	喫煙状況		測定点の高さ	
平成 年 月 日	・測定時の喫煙人数(人)		浮遊粉じん	cm
喫煙室等の場所	・換気扇	□稼動 □未稼働	一酸化炭素	cm
	・集煙機	□稼動 □未稼働 □無	気流の風速	上 cm 中 cm 下 cm

4 分煙効果等の評価項目

測定場所	測定項目	測定効果	(コメント)
喫煙室等	平均浮遊粉じん濃度	mg/m ³	
	一酸化炭素濃度	ppm	
喫煙室等と非喫煙場所との境界	平均浮遊粉じん濃度	mg/m ³	
	一酸化炭素濃度	ppm	
	非喫煙場所から喫煙室等へ向う気流の風速	気流の向き(適・否)	
		上 m/s	
		中 m/s	
非喫煙場所	平均浮遊粉じん濃度	mg/m ³	
	一酸化炭素濃度	ppm	

《参考》

空気環境の基準値

- 浮遊粉じん …… 0.15mg/m³以下
 一酸化炭素 …… 10ppm以下
 気流 …… 非喫煙場所から喫煙室等に向う風速 0.2m/s以上

警備員勤務予定表

勤務区分	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7	(実働時間数)		
平日	イ																									(当 日) 7:00~19:00 10:00	12:00 拘束 10:00	
	ロ																									(当 日) 7:00~19:00 10:00	12:00 拘束 10:00	
	(翌朝) ハ-1																									(当 日) 19:00~24:00 4:30	(後 日) 24:00~10:00 6:30	15:00 拘束 11:00
	ハ-2																									(当 日) 19:00~24:00 4:30	(後 日) 24:00~7:00 3:30	12:00 拘束 8:00
	二																									(当 日) 19:00~24:00 4:00	(後 日) 24:00~7:00 5:00	12:00 拘束 9:00
	木-1																									(当 日) 7:00~24:00 15:00	(後 日) 24:00~7:00 3:00	24:00 拘束 18:00
	木-2																									(当 日) 7:00~24:00 15:00	(後 日) 24:00~10:00 6:00	27:00 拘束 21:00
	ハ																									(当 日) 7:00~24:00 13:00	(後 日) 24:00~7:00 5:00	24:00 拘束 18:00

摘要

守	・	・	・	守衛室受付及びモニター監視	6F	・	・	・	6Fエレベーターホール立つ
1F	・	・	・	1F北側玄関口立つ	外	・	・	・	庁舎外巡回（庁舎内を含む）
地	・	・	・	地下守衛室	補	・	・	・	守衛室モニター監視補助
巡	・	・	・	内部巡回、時刻巡回	(空白)	・	・	・	休憩

報告日：平成 年 月 日()

警備引継報告書

前日者	当日者

平成 年 月 日()天候()における報告

警備中及び巡回中における報告事項				
時 間	場 所	内 容	処 置 方 法	
入館証貸し出し 名			入館証返却 名	
(内 当日申請 名、事前申請 名、整理簿 名、以上 名) 腕章入館 名				
入館者整理簿 来館者 名	マルチベンダー 名			
WAN・SE 名	日立 名	OAオペレータ・データ管理 名		
KSKオペレータ (A班) 名	、 (B班) 名			
バックアップ 要員 名	その他 (清掃員) 名			
鍵貸し出し	SE・CE 室 (3)			
(使用者) 時間	() : () :	() : () :	() : () :	() : () :
(返納者) 時間	() : () :	() : () :	() : () :	() : () :
最終退庁者	最終退庁時間() :			

本日朝より 9:45までの報告

入館証貸し出し 名	入館証返却 名			
(内 当日申請 名、事前申請 名、整理簿 名、以上 名) 腕章入館 名				
入館者整理簿 来館者 名	マルチベンダー 名			
WAN・SE 名	OAオペレータ・データ管理 名			
KSKオペレータ (A班) 名	、 (B班) 名			
バックアップ 要員 名	その他 (清掃員) 名			
鍵貸し出し	SE・CE 室 (3)			
(使用者) 時間	() : () :	() : () :	() : () :	() : () :

グランドマスターキー	使 用 { <input type="checkbox"/> 無 • <input type="checkbox"/> 有() : }	<input type="checkbox"/> 返 却			
生体認証装置パスワード	使 用 { <input type="checkbox"/> 無 • <input type="checkbox"/> 有() : }	<input type="checkbox"/> 返 却			
常駐棚のマスターキー	使 用 { <input type="checkbox"/> 無 • <input type="checkbox"/> 有() : }	<input type="checkbox"/> 返 却			
地下コントロール室の鍵	使 用 { <input type="checkbox"/> 無 • <input type="checkbox"/> 有() : }	<input type="checkbox"/> 返 却			
最終退庁者整理簿	<input type="checkbox"/> 返 却	監視カメラの時刻確認 (3分以上の差異) 有 • 無			
鍵	地下守衛室・ 地下守衛室窓 1階北側玄関・ 北門・地下シャッター	6階守衛室	E L V 機械室	夜間通用口	SE・CE 室 (3)
確認					
その他					

誓 約 書

平成 年 月 日

大阪国税局 総務部
事務管理課長 殿

所 属 _____

氏 名 _____ 印

私は、大阪国税局での作業に当たって、下記の事項を固く守ることを誓約いたします。

記

- 1 業務上知り得た一切の事項については、不当な目的に使用しないことはもちろん、他には絶対に漏らさないこと。
以上の点は、契約期間中はもちろん、契約終了後においても同様とする。
- 2 次に掲げる情報セキュリティの確保に関する事項を遵守すること。
 - (1) 情報処理機器及び情報記録媒体については、庁舎内への持込み及び庁舎外への持出しが行つてはならない。
 - (2) 事務管理課から貸与する情報処理機器については、事務管理課の許可なく設定変更を行つてはならない。
 - (3) 電子情報については、貸与するクライアントパソコン等の内蔵ハードディスクに保存してはならない。
なお、電子情報の保存については、サーバ内に行う。
 - (4) 交付するユーザID及びパスワードは、他人に開示、教示又は貸与等を行つてはならない。
また、不正使用されることのないよう適切に管理しなければならない。
- 3 その他、作業に当たっては、事務管理課の管理責任者の指示に忠実に従うこと。

情報セキュリティ研修受講確認届

平成 年 月 日 情報セキュリティ研修を受講しました。

所 属 _____

氏 名 _____ 印

警 備 要 員 名 簿

提出日 平成 年 月 日

区分	氏名	生年月日	年齢	経験年数	取得している資格等
責 任 者		.	.	年 月	
		.	.		
		.	.		
警 備 要 員		.	.		
		.	.		
		.	.		
		.	.		
		.	.		
		.	.		
		.	.		
		.	.		
		.	.		
		.	.		
		.	.		
		.	.		

平成 年 月 日

大阪国税局
事務管理課長 殿

住 所

会社名

代表者名

印

別添1 自家用電気工作物保安管理業務 設備一覧表

署名	受容設備		非常用予備発電装置			太陽光発電設備	太陽光発電設備
	総容量(kVA)	電圧(kV)	総容量(kVA)	台数(台)	電圧(V)	システム容量(kVA)	
滋賀県	彦根	150	6.6				
	長浜	100	6.6				
	近江八幡	175	6.6				
	草津	150	6.6				
	水口	105	6.6				
	今津	105	6.6				
京都府	上京	225	6.6				
	左京	175	6.6				
	東山	175	6.6				
	下京	175	6.6				
	右京	255	6.6				
	伏見	225	6.6				
	福知山	80	6.6				
	舞鶴	125	6.6				
	宇治	225	6.6				
	宮津	125	6.6				
	園部	100	6.6				
	峰山	105	6.6				
	大阪福島	300	6.6				
大阪府	西	275	6.6				
	港	150	6.6				
	天王寺	125	6.6				
	浪速	450	6.6			10	
	西淀川	200	6.6				
	東成	200	6.6				
	生野	200	6.6				
	旭	175	6.6			10	
	城東	150	6.6				
	阿倍野	125	6.6				
	住吉	375	6.6				
	東住吉	175	6.6				
	西成	200	6.6				
	東淀川	475	6.6				
	北	400	6.6				
	大淀	250	6.6				
	岸和田	150	6.6				
	豊能	400	6.6				
	吹田	150	6.6				
	泉大津	150	6.6				
	枚方	400	6.6				
	茨木	250	6.6				
	八尾	250	6.6	75	1	210	
	富田林	175	6.6				
	門真	400	6.6				
	東大阪	500	6.6				
兵庫県	灘	150	6.6				
	兵庫	200	6.6				
	長田	300	6.6				
	須磨	250	6.6				
	神戸	250	6.6	75	1	200	
	姫路	500	6.6				
	尼崎	350	6.6				
	明石	300	6.6	135	1	220	20
	西宮	400	6.6				
	洲本	125	6.6				
	芦屋	225	6.6				
	伊丹	250	6.6				
	相生	150	6.6				
	豊岡	125	6.6				
奈良県	加古川	175	6.6				
	龍野	175	6.6				
	西脇	125	6.6				
	三木	40	6.6				
	社	116	6.6				
	和田山	80	6.6				
	柏原	125	6.6				
	葛城	225	6.6				
	桜井	125	6.6				
	吉野	150	6.6				
和歌山県	和歌山	250	6.6				
	海南	100	6.6				
	御坊	125	6.6				
	田辺	100	6.6				
	新宮	125	6.6				
	粉河	150	6.6				
	湯浅	105	6.6				

別添2 自動扉開閉装置保守点検業務 設備一覧表

署名	対象設備			
	機種名	分類	台数	
滋賀県	彦根 ナブコ自動ドア DS-60D	両開き	3	
	長浜 ナブコ自動ドア DS-75D	両開き	1	
	DS-21D	両開き	1	
	近江八幡 ナブコ自動ドア DS-21D	両開き	4	
	草津 昭和建産 M-440	両開き	2	
	水口 ナブコ自動ドア DS-75D	両開き	1	
	DSN-75S	2連片開き	1	
京都府	今津 ナブコ自動ドア DS-60D	両開き	1	
	DS-75D	両開き	1	
	上京 ナブコ自動ドア DS-60D	両開き	2	
	扶桑電気工業 DC-5	両開き	1	
	DS-60S	片開き	1	
	左京 ナブコ自動ドア DS-75D	両開き	2	
	DS-75S	片開き	1	
大阪府	東山 ナブコ自動ドア DS-60D	両開き	2	
	DS-75S	片開き	2	
	下京 ナブコ自動ドア DS-60D	両開き	2	
	右京 ナブコ自動ドア DS-75D	両開き	2	
	DSN-60型	両開き	1	
	伏見 ナブコ自動ドア DS-75D	両開き	4	
	ホクヨー ADHW-2S型	両開き	2	
奈良県	福知山 ナブコ自動ドア DS-60D	両開き	1	
	舞鶴 ホクヨー AD-W型	両開き	1	
	ナブコ自動ドア DS-60D	両開き	1	
	ナブコ自動ドア DS-75D	両開き	2	
	宇治 YKK DES 2500HPW1S	両開き	1	
	ナブコ自動ドア DS-75S	2連片開き	1	
	宮津 日本自動ドア COS-126D-T6	両開き	3	
和歌山県	園部 扶桑電気工業 DC-4S	両開き	2	
	DC-5S	両開き	2	
	峰山 ナブコ自動ドア DS-75D	両開き	1	
	DS-60D	両開き	2	
	大阪福島 ナブコ自動ドア DS-60D	両開き	2	
	DS-75D	両開き	3	
	DS-75S	片開き	1	
奈良県	港 寺岡オートドア SOV-160K	両開き	2	
	天王寺 ナブコ自動ドア DS-60S	片開き	1	
	DS-60D	両開き	2	
	浪速 ナブコ自動ドア DS-60D	両開き	5	
	DS-60S	片開き	1	
	西淀川 ナブコ自動ドア DS-75D	両開き	2	
	東成 ナブコ自動ドア DS-11D	両開き	1	
大阪府	生野 ナブコ自動ドア DS-75D	両開き	1	
	旭 ナブコ自動ドア DS型エンジン	両開き	5	
	城東 ナブコ自動ドア DS-41D	両開き	2	
	阿倍野 ナブコ自動ドア DS-60S	片開き	3	
	DS-60D	両開き	2	
	住吉 ナブコ自動ドア DS-75D	両開き	1	
	DS-60S	片開き	2	
和歌山県	東住吉 日本自動ドア GM-025508	片開き	1	
	ナブコ自動ドア DS-75D	両開き	3	
	寺岡オートドア SOT150TS	両開き	2	
	ナブコ自動ドア DS-75D	両開き	2	
	YKK DES-150	片開き	1	
	東淀川 ナブコ自動ドア DS-75D	両開き	3	
	北 ナブコ自動ドア DS-75D	両開き	2	
泉州大津	大淀 ナブコ自動ドア DS-60D	両開き	2	
	ナブコ自動ドア DS型エンジン	片開き	6	
	寺岡オートドア SOV-100K	2連片開き	1	
	寺岡オートドア SOV-100K	両開き	2	
	岸和田 扶桑電気工業 DC-4SS1	両開き	1	
	ナブコ自動ドア DS-75S	片開き	4	
	豊能 ナショナル ライティ-75型	両開き	2	
茨木	吹田 ナショナル マルチS75型	両開き	1	
	寺岡オートドア SOV-160K	両開き	1	
	泉大津 ナブコ自動ドア DS-21D	両開き	1	
	DS-75S	両開き	1	
	DS-60D	両開き	1	
	ホクヨー DSX8	2連片開き	1	
	ホクヨー DSX-8	両開き	2	
八尾	枚方 ナブコ自動ドア DS-60D	両開き	1	
	ナブコ自動ドア DS-60D	両開き	1	
	ホクヨー ADSXW型	両開き	1	
	ナブコ自動ドア DS-75D	両開き	1	
	扶桑電気工業 DC-52P=SSIR	両開き	1	
	富田林 ナブコ自動ドア DS-75D	両開き	2	
	DS-75D	両開き	2	
門真	門真 ナブコ自動ドア DS-75D	両開き	2	
	DS-75D	両開き	1	
	DS-60型	片開き	1	
	DS-60型	片開き	1	
	DS-60D	両開き	2	
	寺岡オートドア SOV-160K	両開き	1	
	ナブコ自動ドア DS-60D	両開き	2	

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

彦根税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機		三洋電機株製 型番：SGP-J2 能力 56 k w (冷房) 67 k w (暖房)	2 基
全熱交換機			16 台
[個別空調機]			
室外機		三洋電機株製	9 台
室内機		三洋電機株製	12 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

長浜税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機		三菱重工業㈱製 型番：GHCJ355HNT2	2 基
		三菱重工業㈱製 型番：GHCJ450HNT2	1 基
[空気調和等関連機器]			
GHP室内機	天井埋込型	三菱重工業㈱製 型番：GHIT90HMD他	13 台
[個別空調機]			
室外機		ダイキン工業㈱製 F H C P 56 B B	5 台
室内機		ダイキン工業㈱製 R Z Z P 112 B B	7 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

近江八幡税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
直だき吸収冷温水機		株日立製作所製 型番：HAU-FK-50SA	1 基
パッケージ型空気調和機	空冷ヒートポンプ式	ダイキン工業製 RSLYJ450K	1 台
	空冷ヒートポンプ式	ダイキン工業製 RSXYJ112K	1 台
	空冷ヒートポンプ式	ダイキン工業製 RSXYJ160K	1 台
	空冷ヒートポンプ式	ダイキン工業製 RTYJ56FV	1 台
	空冷ヒートポンプ式	ダイキン工業製 RTYJ56KV	1 台
	空冷ヒートポンプ式	ダイキン工業製 R50FNP	1 台
	空冷ヒートポンプ式	ダイキン工業製 RA506XV	2 台
[空気調和等関連機器]			
オイルタンク	地上式		0 基
	オイルサービスタンク	平和鉄工㈱製 型番：T0-1	1 基
開放型膨張タンク		イストラック社製 型番：KETT-L	1 基
冷却塔	開放型	日本スピンドル製造㈱製 型番：CTA-80NL 冷凍能力 280kw	1 基
空気調和機	ユニット型	昭和鉄工㈱製 型番：CH-140 120EK	2 台
ファンコイルユニット	カセット型	昭和鉄工㈱製 型番：CSR-CX21/31/42	31 台
空調用ポンプ	冷却水用	株テラルキヨタウ製 型番：SJ4-80	1 台
	冷温水用	株テラルキヨタウ製 型番：SJ4-65	1 台
[個別空調機]			
室外機		ダイキン工業㈱製	1 台
室内機		ダイキン工業㈱製	1 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

草津税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
パッケージ型空気調和機	空冷ヒートポンプ式	ダイキン工業㈱製 R TY J 50LV	1 台
	空冷ヒートポンプ式	ダイキン工業㈱製 R TY J 160F	2 台
	空冷ヒートポンプ式	日立製 RAC-E36	1 台
	空冷ヒートポンプ式	ダイキン工業㈱製 S 36 J T S X S-W	2 台
	空冷ヒートポンプ式	ダイキン工業㈱製 S Z A P 80 A B V	1 台
	空冷ヒートポンプ式	ダイキン工業㈱製 S Z C P 140 A B V	1 台
室内機			8 台
ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機		ダイキン工業㈱製 GHAP710MN	2 基
GHP室内機	天井埋込型	ダイキン工業㈱製 FGXFP112MB ほか	17 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

水口税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機		三洋電機㈱製 型番：SPG-CH224HIP/CH560HIP	3 基
[空気調和等関連機器]			
GHP室内機			22 台
全熱交換機	換気扇	三菱電機㈱製 天カセ型 LGH-35CS3 他	21 台
[個別空調機]			
室外機		ダイキン工業㈱製 型番：RP40AV	1 台
室内機			1 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

今津税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機		ヤンマーエネルギー・システム(株)製 番：YNZJ450E2P	1 基
		ヤンマーエネルギー・システム(株)製 番：YNZJ355E2P	1 基
		ヤンマーエネルギー・システム(株)製 番：YNZJ180E2P	1 基
[空気調和等関連機器]			
GHP室内機			13 台
全熱交換機	換気扇 天井カセット型	三菱電機(株)製	15 台
[個別空調機]			
室外機		ダイキン工業(株)製	1 台
室内機			1 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

上京税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
直だき吸収冷温水機		矢崎総業株製 型番：CH-M100HP	1 基
[空気調和等関連機器]			
開放型膨張タンク		矢崎総業株製	1 基
冷却塔	開放型	矢崎総業株製 型番：CH-M100HP	1 基
空気調和機	ユニット形	木村工機株製 型番：FCV-380K2	1 台
ファンコイルユニット	床置型	三菱電機株製 型番：LV-400FE	19 台
空調用ポンプ	冷却水用	矢崎総業株製	1 台
	冷温水用	矢崎総業株製	1 台
[個別空調機]			
室外機		三菱電機株製 型番：MUZ-SV508他	6 台
室内機		三菱電機株製	12 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

左京税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
直だき吸収冷温水機		矢崎總業㈱製 型番：CH-K60PS 冷凍能力 211.0 k w	1 基
[空気調和等関連機器]			
開放型膨張タンク		荏原製作所㈱製 型番：HPT-50GA	1 基
冷却塔	開放型	矢崎總業㈱製 型番：CH-K60PS 冷凍能力 342kw	1 基
空気調和機	ユニット形	木村工機㈱製 型番：FCH-550SZK-C改	1 台
空調用ポンプ	冷却水用	荏原製作所㈱製 型番：80X65FSED63.7A	1 台
	冷却塔補給水用	荏原製作所㈱製 型番：25BDSMD6.4SA	1 台
	冷温水用	荏原製作所㈱製 型番：65X50FSED63.7A	1 台
[個別空調機]			
室外機		三菱電機㈱ 型番：MPUZ-WRP45SHA6他	8 台
室内機		三菱電機㈱ 型番：PUHX-140EK3他	11 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

東山税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
直だき吸収冷温水機		三洋電機㈱製 型番：SUW-GX70LP-6SC 冷凍能力 246.1 k w	1 基
[空気調和等関連機器]			
開放型膨張タンク		三洋電機㈱製	1 基
冷却塔	開放型	三洋電機㈱製 型番：SCTU-GX7A614	1 基
空気調和機	ユニット形	木村工機㈱製 型番：FCV-220VK2-B	1 台
ファンコイルユニット	床置型	三菱電機㈱製 型番：LV-400FE	25 台
	天井吊型	三菱電機㈱製 型番：LH-200FE	4 台
空調用ポンプ	冷却水用	荏原製作所㈱製 型番：80LPD65.5	1 台
	冷温水用	荏原製作所㈱製 型番：80X65FSFD65.5	1 台
[個別空調機]			
室外機		ダイキン工業㈱製	3 台
室内機		ダイキン工業㈱製 型番：FHYJ40L他	3 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

大阪国税局京都分室

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機	室外機	ヤンマー(株)製 型番：YNMP180E2N	2 基
		ヤンマー(株)製 型番：YNMP140E2N	1 基
[空気調和等関連機器]			
ファンコイルユニット	天井カセット型	ヤンマー(株)製 型番：YZCP45KD	2 台
		ヤンマー(株)製 型番：YZCP56KD	3 台
		ヤンマー(株)製 型番：YZCP71KD	3 台
	ビルトイント型	ヤンマー(株)製 型番：YZBP56KC	1 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

下京税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機		ヤンマーエネルギー・システム(株)製 番：YNZP355E2N	1 基
		ヤンマーエネルギー・システム(株)製 番：YNZP560E1N	6 基
[空気調和等関連機器]			
GHP室内機	カセット型	ヤンマーエネルギー・システム(株)製 番：YZCP28L/36L/45L/56L/71L/ 80L、YZWP22KC	56 台
全熱交換器	静止型		40 台
[個別空調機]			
室外機		ダイキン工業(株)製他	7 台
室内機		ダイキン工業(株)製他	12 台
全熱交換型換気扇		三菱電機(株)製 LGH-50CS4 2台 LGH-100RS-60 1台	3 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

右京税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
直だき吸収冷温水機		株日立製作所製 型番：HAU-G80V 冷凍能力 281.0 k w	1 基
[空気調和等関連機器]			
開放型膨張タンク		株日立製作所製	1 基
冷却塔	開放型	セイコー化工機株製 型番：PCF-80HV 冷凍能力 281kw	1 基
空気調和機	ユニット形	日立冷熱株製 型番：AH-70HK	1 台
空調用ポンプ	冷却水用	日立製作所株製 型番：80X65L-63.7	1 台
	冷温水用	日立製作所株製 型番：80X65 L-65.5	1 台
	冷温水用（補給水用）	株川本製作所製 型番：N3-206TH	1 台
[個別空調機]			
室外機		ダイキン工業株他 型番：RTYJ40LT他	13 台
室内機		ダイキン工業株他 型番：FHYJ40L他	24 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

伏見税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機		ヤンマーエネルギー・システム株製他 型番：YNZP560ESN他	6 基
[空気調和等関連機器]			
GHP室内機			35 台
全熱交換器	静止型	三菱電機株製 型番：LP-250X-60 三菱電機株製 型番：LGH-50RS3	2 台 1 台
[個別空調機]			
室外機		ダイキン工業株製 型番：RP40AV他	3 台
室内機		ダイキン工業株製 型番：YZAP28KG他	3 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

福知山税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
直だき吸収冷温水機		矢崎資源㈱製 型番：GH-V30	1 基
ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機		ヤンマーエネルギー・システム(株)製他 型番：Y7ZC他	3 基
		内ガスエンジン数量	3 基
[空気調和等関連機器]			
開放型膨張タンク		矢崎資源㈱製	1 基
冷却塔	開放型	日本ヒット&ル製造㈱製 型番：CTA	1 基
空気調和機	ユニット形	木村工機㈱製 型番：CAV-160A改	1 台
ファンコイルユニット	天井埋込型		13 台
空調用ポンプ	冷却水用	荏原製作所㈱製 型番：80×65FS4H655	1 台
	冷温水用	荏原製作所㈱製 型番：65×50FS4H637	1 台
	冷却塔補給水用	荏原製作所㈱製 型番：25HPN6.25	1 台
[個別空調機]			
室外機		ダイキン工業㈱製 型番：RP50AV他	2 台
室内機		ダイキン工業㈱製	12 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

舞鶴税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[個別空調機]			
室外機	ダイキン工業(株)製 型番RSYP560M(氷蓄熱ユニット)他	5 台	
室内機	ダイキン工業(株)製	19 台	
全熱交換機		9 台	

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

宇治税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
パッケージ型空気調和機	空冷式	三菱重工㈱製 型番：FDCP224HKY2D	1 基
		三菱重工㈱製 型番：FDCP224HKX2D	1 基
		三菱重工㈱製 型番：FDCP355HKX2D	1 基
		三菱重工㈱製 型番：FDCP280HKX2D	2 基
		三菱重工㈱製 型番：FDCP450HKX2D	1 基
[空気調和等関連機器]			
室内機			42 台
全熱交換器	静止型	三菱電機㈱製 型番：LGH-25CX3/50CX3	29 台
[個別空調機]			
室外機		ダイキン工業㈱製他	16 台
室内機		ダイキン工業㈱製他	16 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

宮津税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[個別空調機]			
室外機	三菱電機製 型番：PUHY-P560M-E-BSG他	5 台	
室内機	三菱電機製 型番：LGH-35RX4他	19 台	

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

園部税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
小型吸収冷温水機ユニット		三洋電機㈱製 型番：SUW-FA50E 冷凍能力 175.8kw	1 基
パッケージ型空気調和機	空冷式	三菱電機㈱製 型番：MSH-4022S-W	2 基
[空気調和等関連機器]			
オイルタンク	地上式		1 基
開放型膨張タンク		平和鉄工㈱製 型番：TE-1	1 基
冷却塔	開放型	空研工業㈱製 型番：STB-50T/HPOGRS 冷凍能力 337kw	1 基
ユニット形空気調和機		日立冷熱㈱製 型番：AH-40HK	1 台
空調用ポンプ	冷却水用	株川本製作所製 型番：N3-256TH+TAB-5	1 台
	冷温水用	株川本製作所製 型番：GEJ-65X506M-2M5.5	1 台
[個別空調機]			
室外機		ダイキン工業㈱製他	4 台
室内機		ダイキン工業㈱製 型番：FHYJ40L他	4 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

峰山税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機		ヤンマーエネルギー・システム(株)製 番：YNZP560E2P他	1 基
		ヤンマーエネルギー・システム(株)製 番：YNZP450E2P他	1 基
		ヤンマーエネルギー・システム(株)製 番：YNZP140E2P	1 基
		内ガスエンジン数量	3 基
[空気調和等関連機器]			
ファンコイルユニット	カセット型	ヤンマーエネルギー・システム(株)製 番：YZCP28L/YZWP28KC/YZAP36KC	21 台
[個別空調機]			
室外機		ダイキン工業㈱ 型番：RP45AV	1 台
室内機		ダイキン工業㈱	1 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

大阪福島税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[温熱源機器]			
温水ボイラー (小型ボイラー)		株式会社製 型番：BH-L25	1 基
[冷熱源機器]			
チーリングユニット		ダイキン工業株製 型番：UWJ2650B6	1 基
[空気調和等関連機器]			
オイルタンク	地下式	最大貯蔵量 1.9 m ³	1 基
	オイルサービスタンク		1 基
開放型膨張タンク			1 基
冷却塔	開放型	信和産業株製 型番：SBC-80ES 冷凍能力 362.8kw	1 基
空調用ポンプ	冷却水用	エバラ製作所製 型番：100FSM	1 台
	冷水用	エバラ製作所製 型番：80SF63.7	1 台
	温水用	エバラ製作所製 型番：50SF61.5	1 台
	オイルポンプ		1 台
ユニット形空気調和機		日立製作所株製 型番：AHHS-32	1 台
[個別空調機]			
室外機		ダイキン工業株製 型番：RSXYP280P他	4 台
室内機		ダイキン工業株製 型番：FXYFP71MC他	25 台
全熱交換機		床置型	10 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

西税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
直だき吸収冷温水機		矢崎總業株製 型番：CH-K60PS 冷凍能力 211kw	2 基
[空気調和等関連機器]			
冷却塔	開放型		2 基
空気調和機	ユニット型	新晃工業株製 型番：DH-75	1 台
空調用ポンプ	冷却水用	荏原シンワ製 型番：80×65FSED63.7A 能力 3.7 kw	2 台
	冷温水用	荏原シンワ製 型番：65×50FSGD65.5A 能力 5.5 kw	2 台
[個別空調機]			
室外機			7 台
室内機			7 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

港税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機		ヤンマー・ディーゼル株製 型式：YNZ560D2	4 基
		内ガスエンジン数量	4 基
[空気調和等関連機器]			
パッケージ型空調機	天井吊型	ヤンマー・ディーゼル株製 式：YZHJ45/71/112/140	14 台
空調用ポンプ	冷却水用		1 台
	冷温水用		1 台
[個別空調機]			
室外機			1 台
室内機			7 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

天王寺税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
直だき吸収冷温水機		三洋電機㈱製 型番：SUW-H60LP 冷凍能力 211kw	1 基
[空気調和等関連機器]			
開放型膨張タンク		三洋電機㈱製	1 基
冷却塔	開放型	三洋電機㈱製 型番：SUV-H60LP 冷却能力 383.7kw	1 基
空気調和機	ユニット型	木村工機㈱製 型番：PVC-190K2	1 台
ファンコイルユニット	床置型	木村工機㈱製 型番：FS402K、602K	17 台
	天井吊型	木村工機㈱製 型番：HS-302K、602K	3 台
	天井埋込型	木村工機㈱製 型番：HSR2-600BK、1200BK	3 台
空調用ポンプ	冷却水用	三洋電機㈱製 型番：SUV-H60LP	1 台
	冷温水用	三洋電機㈱製 型番：SUV-H60LP	1 台
[個別空調機]			
室外機			1 台
室内機			2 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

浪速税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
空気熱源ヒートポンプユニット		株前川製作所製 型番：MYCDM-ABI-68KN-S	1 基
パッケージ型空気調和機	空冷ヒートポンプ式	ダイキン工業㈱製 型番：RZYP160M 4基/112M 1基	5 基
氷蓄熱ユニット		株前川製作所製 型番：MYCDM-ABI-68KN-S	1 基
[空気調和等関連機器]			
開放型膨張タンク		株ホーコス製	1 基
空気調和機	コンパクト型	新晃工業㈱製 型番：AJ100-MX 4台/AJ60AD 1台	5 台
ファンコイルユニット	天井埋込型	新晃工業㈱製 型番：SCR-300/400PS/600PE	7 台
	カセット型	新晃工業㈱製 型番：CP-200-KF/300-KF/400-KF/800-KF	31 台
空調用ポンプ	冷温水用	荏原テクノサービス㈱製 型番：60X50FS4H63.7/80X65FS4JH67.5	2 台
[個別空調機]			
室外機			1 台
室内機			3 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

西淀川税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
直だき吸収冷温水機		株日立製作所製 型番：HAU-G60V 冷凍能力 211kw	1 基
パッケージ型空気調和機	空冷ヒートポンプ式	ダイキン工業株製 株日立製作所製 型番：RAS-J50HE	2 基 1 基
[空気調和等関連機器]			
開放型膨張タンク		ホーコス株製 型番：ETMC-300	1 基
冷却塔	開放型	日立冷熱株製 型番：MT-10014LK 冷凍能力 453kw	1 基
空気調和機	ユニット型	日立冷熱株製 型番：AH-22VK	1 台
ファンコイルユニット	床置型	三菱電機株製 型番：FCU-6/4外	31 台
	天井吊型		2 台
空調用ポンプ	冷却水用	株日立製作所製 型番：J0V-CH 80X65C463.7	1 台
	冷温水用	株日立製作所製 型番：J0V-CH65X50X465.5	1 台
[個別空調機]			
室外機			1 台
室内機			3 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

東成税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[温熱源機器]			
温水ボイラー (小型ボイラー)		川重冷熱工業㈱製 型番：GN-35-5	1 基
[冷熱源機器]			
チーリングユニット		ダイキン工業㈱製 型番：UWJ2650B6	1 基
[空気調和等関連機器]			
開放型膨張タンク			1 基
冷却塔	開放型	三菱樹脂㈱製 型番：HT-80ME-RH	1 基
空気調和機	ユニット型	ダイキン工業㈱製 型番：AHC26EB	1 台
ファンコイルユニット	床置型	ダイキン工業㈱製 型番：FWVK67AR	10 台
	天井埋込型	ダイキン工業㈱製	16 台
空調用ポンプ	冷却水用	㈱テラキヨトウ製 型：SJ4-80X65H65.5	1 台
	冷温水用	㈱テラキヨトウ製 型：SJ4-80X65H65.5	1 台
[個別空調機]			
室外機		ダイキン工業㈱製 型番：SRC22BZ他	4 台
室内機		ダイキン工業㈱製 SRK22BZ他	4 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

生野税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
直だき吸収冷温水機		矢崎総業㈱製 型番：CH-KX80P 冷凍能力 281kW	1 基
[空気調和等関連機器]			
開放型膨張タンク			1 基
冷却塔	開放型	矢崎総業㈱製 型番：CH-KX80P 冷却能力 494kw	1 基
空気調和機	ユニット形	株日立空調システム製 型番：AH-22HK	1 台
ファンコイルユニット	天井吊型	株日立空調システム製 型番：RF-208/308/608CSB	35 台
	床置型	株日立空調システム製	1 台
空調用ポンプ	冷却水用	矢崎総業㈱ 型番：CH-KX80P	1 台
	冷温水用	矢崎総業㈱	1 台
[個別空調機]			
室外機		ダイキン工業㈱製 型番：R25GNS他	1 台
室内機		ダイキン工業㈱製 型番：RAS25FMX他	4 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

旭税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
直だき吸収冷温水機		株日立製作所製 型番：HAU-G100V 冷凍能力 351kw	1 基
[空気調和等関連機器]			
開放型膨張タンク			1 基
冷却塔	開放型	日立冷熱(株)製 型番：CT-1 KW-105L2K 冷却能力 652kw	1 基
空気調和機	ユニット型	新晃工業(株)製 型番：DH-17/14	2 台
ファンコイルユニット	天井埋込型		5 台
	カセット型		55 台
空調用ポンプ	冷却水用	株日立製作所製 型番：JOV-CH	1 台
	冷温水用	株日立製作所製 型番：JOV-CH	1 台
[個別空調機]			
室外機		ダイキン工業(株)製 型番RZYP56HV他	4 台
室内機		ダイキン工業(株)製 型番FHKP56A他	5 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

城東税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
直だき吸収冷温水機		三洋電機㈱製 型番：SUW-FL80E	1 基
パッケージ型空気調和機	空冷ヒートポンプ式	ダイキン工業㈱製 型番：SHYG45EAT	3 基
[空気調和等関連機器]			
開放型膨張タンク			1 基
冷却塔	開放型	日本スピンドル製造㈱製 型番：CAT-125NL	1 基
空気調和機	ユニット型	木村工機㈱製 型番：FCH-80K2-D改	4 台
空調用ポンプ	冷却水用		1 台
	冷温水用		1 台
[個別空調機]			
室外機		ダイキン工業㈱製 型番：RYP45PCT他	6 台
室内機		ダイキン工業㈱製 型番：FHYKP45P他	6 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

阿倍野税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
小型吸収冷温水機ユニット		三洋電機㈱製 型番：SUW-GX50LP-6SX 冷凍能力 175.8kw	1 基
[空気調和等関連機器]			
開放型膨張タンク		三洋電機㈱製 型番：SUW-GX50LP-6SX	1 基
冷却塔	開放型	三洋電機㈱製 型番：SUW-GX50LP-6SX 冷凍能力 319kw	1 基
空気調和機	ユニット型	木村工機㈱製 型番：FCV-210VK2-A	1 台
ファンコイルユニット	床置型	木村工機㈱製 型番：FS300/600K	32 台
	カセット型	木村工機㈱製 型番：KCS302/402/602GLK	2 台
空調用ポンプ	冷却水用		1 台
	冷温水用		1 台
[個別空調機]			
室外機		三菱電機㈱製 型番：FDCP2241HLX他	7 台
室内機		三菱電機㈱製 型番：FDCP561LX他	12 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

住吉税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
直だき吸収冷温水機		矢崎総業㈱製 型番：CH-M80HP 冷凍能力 281kW	1 基
ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機		サンヨー㈱製 型番：SGP-CH450G2N	1 基
		内ガスエンジン数量	1 基
[空気調和等関連機器]			
開放型膨張タンク		矢崎総業㈱ 型番：CH-M80HP	1 基
冷却塔	開放型	矢崎総業㈱製 型番：CH-M80HP 冷却能力 281kw	1 基
空気調和機	ユニット形	木村工機㈱製 型番：FCH-590SZK05-C改	1 台
ファンコイルユニット	床置型	木村工機㈱製 型番：FS-1202K	1 台
	天井吊型	木村工機㈱製 型番：HS-602K	1 台
空調用ポンプ	冷却水用	トリシマ製作所 型番：CER65-125	1 台
	冷温水用	荏原製作所㈱製 型番：80X65FS-FD65.5A	1 台
[個別空調機]			
室外機		東芝製 型番：POB-AP2802HS	1 台
室内機			2 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

東住吉税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
直だき吸収冷温水機		矢崎資源㈱製 型番：CH-K80	2 基
		ヤンマー、イセキ(株)製 型番：YNZJ560EAN20HP	1 基
ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機		ヤンマー、イセキ(株)製 型番：YNCJ90KD13HP	1 基
		内ガスエンジン数量	2 基
[空気調和等関連機器]			
開放型膨張タンク			1 基
冷却塔	開放型	日本スピントル㈱製 型番：125RT 冷凍能力 2.2kw	1 基
空気調和機	ユニット形	木村工業㈱製	1 台
ファンコイルユニット	床置型	三菱電機㈱	15 台
	天井吊型	三菱電機㈱	2 台
空調用ポンプ	冷却水用	荏原シンワ㈱ 型番：FSFD67.5 能力 7.5kw	1 台
	冷温水用	荏原シンワ㈱ 型番：FSFD67.5 能力 7.5kw	1 台
[個別空調機]			
室外機			1 台
室内機			4 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

西成税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
直だき吸収冷温水機		日立製作所㈱製 型番：HAU-GH60 冷凍能力 211 k w	1 基
[空気調和等関連機器]			
開放型膨張タンク		日立製作所㈱製 型番：HAU-GH60	1 基
冷却塔	開放型	日立製作所㈱製 型番：HAU-GH60	1 基
空気調和機	ユニット型	昭和鉄工㈱製 CV120EK	1 台
ファンコイルユニット	床置型	昭和鉄工㈱製 型番：CS-62N2V	14 台
	カセット型	昭和鉄工㈱製 型番：CS-62N2V	6 台
空調用ポンプ	冷却水用	日立製作所㈱製 型番：HAU-GH60	1 台
	冷温水用	日立製作所㈱製 型番：HAU-GH60	1 台
[個別空調機]			
室外機			1 台
室内機			18 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

東淀川税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
直だき吸収冷温水機		矢崎資源機製 型番：CHM100HC	1 基
ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機		三洋電機機製 型番：SGPH560J1	1 基
		三洋電機機製 型番：SGPH355J1	1 基
		内ガスエンジン数量	2 基
[空気調和等関連機器]			
開放型膨張タンク			1 基
冷却塔	開放型	㈱荏原シンワ製 型番：SBW100ESS 冷却能力 639.7kw	1 基
空気調和機	ユニット型	昭和鉄工機製 型番：CH440EK	1 台
[個別空調機]			
室外機		ダイキン工業機製 型番：RZZP140BA他	14 台
室内機		ダイキン工業機製 型番：FHP140L他	14 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

北税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
直だき吸収冷温水機		三洋電機㈱製 型番：TSA-AUW-150ESG 冷凍能力 527kw	1 基
ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機	マルチ床置形	三洋電機㈱製 型番：SGP-H450K1GZ	2 基
		三洋電機㈱製 型番：SGP-H560K1GZ	1 基
		内ガスエンジン数量	3 基
[空気調和等関連機器]			
開放型膨張タンク		森松工業㈱製 型番：ZT220	1 基
冷却塔	開放型	㈱荏原シンワ製 型番：SBW-145ESS 冷凍能力 509kw	1 基
空気調和機	ユニット型	新晃工業㈱製 型番：DH-55/27	1 台
空調用ポンプ	冷却水用	㈱荏原製作所製 型番：125SG618	1 台
	冷温水用	㈱荏原製作所製 型番：125SF611	1 台
[個別空調機]			
室外機			1 台
室内機			2 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

大淀税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[温熱源機器]			
温水ボイラー (小型ボイラー)		㈱巴商会製 型番：BH-L25 伝熱面積 4.0 m ²	1 基
[冷熱源機器]			
チーリングユニット		ダイキン工業㈱製 型番：UWJ2650B6	1 基
[空気調和等関連機器]			
オイルタンク	地下式		1 基
冷却塔	開放型	三菱樹脂㈱製 型番：HT-80	1 基
空気調和機	ユニット型	日立製作所㈱製 型番：AH-65HK	1 台
空調用ポンプ	冷却水用	㈱川本製作所製 型番：FS-1006-MN	1 台
	冷温水用	㈱川本製作所製 型番：FS5-806-M	1 台
[個別空調機]			
室外機		ダイキン工業㈱ 型番：RTYJ40LV	2 台
室内機		ダイキン工業㈱ 型番：FHYJ40L他	2 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

岸和田税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
直だき吸収冷温水機		日立製作所製 型番：HAU-FG-80SA 冷凍能力 276 k w	1 基
[空気調和等関連機器]			
開放型膨張タンク		平和鉄工㈱製 型番：TE-200	1 基
冷却塔	開放型	日立冷熱㈱製 型番：KW90S IK	1 基
空気調和機	ユニット型	日立冷熱㈱製 型番：AH-40HK/16HK	2 台
ファンコイルユニット	カセット型	日立冷熱㈱製 型番： RF23CB/33CDB/43CDB/43CB/63CDB	30 台
空調用ポンプ	冷却水用	㈱テラルキヨタウ製 型：SJ4-125X100K611	1 台
	冷温水用	㈱テラルキヨタウ製 型：SJ4- 80X65M63.7/65X50H63.7/65X50K65.5	3 台
[個別空調機]			
室外機		ダイキン工業㈱製 型番：RP50AV	5 台
室内機		ダイキン工業㈱製 型番：FHYJ50L	6 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

豊能税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
ガス吸収式冷温水機		矢崎工業㈱製 型番：CH-KZ80	1 基
パッケージ型空気調和機	空冷ヒートポンプ式	ダイキン工業㈱製	1 基
[空気調和等関連機器]			
開放型膨張タンク			1 基
冷却塔	開放型	三菱樹脂㈱製	1 基
空気調和機	ユニット型		1 台
ファンコイルユニット	床置型		台
	天井吊型		29 台
	天井埋込型		台
空調用ポンプ	冷却水用	川本製作所製 GEK-80X656M656M-4M5.5	1 台
	冷温水用	川本製作所製 GEK-125X1006M-4M11	1 台
[個別空調機]			
室外機		三菱重工㈱製 型番：FDCJ280HKX2A他	11 台
室内機		ダイキン工業㈱製 型番：FHCP71A他	34 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

吹田税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機	室外機	ヤンマーエネルギーシステム(株)製 型番：YNMP140G1	2 基
		ヤンマーエネルギーシステム(株)製 型番：YNMP180G1	9 基
		ヤンマーエネルギーシステム(株)製 型番：YGZP840G1	1 基
ファンコイルユニット	カセット型	ヤンマーエネルギーシステム(株)製 型番：YZWP22M	2 台
		ヤンマーエネルギーシステム(株)製 型番：YZCP36MB	2 台
		ヤンマーエネルギーシステム(株)製 型番：YZCP45MB	13 台
		ヤンマーエネルギーシステム(株)製 型番：YZCP56MB	14 台
		ヤンマーエネルギーシステム(株)製 型番：YZCP71MB	16 台
		ヤンマーエネルギーシステム(株)製 型番：YZCP112MB	1 台
[空気調和等関連機器]			
全熱交換機	換気扇		1 台
有圧換気扇	換気扇		1 台
[個別空調機]			
室外機			1 台
室内機			3 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

泉大津税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機		ヤンマー [®] イーゼル [®] 株製 型番：YNZJ450E1	1 基
		ヤンマー [®] イーゼル [®] 株製 型番：YNZJ355E1	3 基
		ヤンマー [®] イーゼル [®] 株製 型番：YNZJ280E1	1 基
		内ガスエンジン数量	5 基
[空気調和等関連機器]			
ファンコイルユニット	天井吊型	ヤンマー [®] イーゼル [®] 株製 型番：YZHJ112KC/36KC/71KC/56KC	15 台
	壁掛型	ヤンマー [®] イーゼル [®] 株製 型番：YZHJ45KC	1 台
全熱交換機	ユニット型	三菱 [®] 株製 LP1000P-60 電動機出力 5.5 kW	1 台
[個別空調機]			
室外機		三菱電機 [®] 株製 型番PUH71EKD他	6 台
室内機		三菱電機 [®] 株製 型番：PLH71GKD他	6 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

枚方税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
直だき吸収冷温水機		矢崎資源株製 型番：CH-K80	2 基
		ヤンマー・イセール株製 型番：YNZJ560EAN20HP	1 基
ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機		ヤンマー・イセール株製 型番：YNCJ90KD13HP	1 基
		三洋電機株製 型番：SGP-H280M3GD	1 基
		内ガスエンジン数量	3 基
[空気調和等関連機器]			
開放型膨張タンク			1 基
冷却塔	開放型	日本ヒューリック株製 型番：125RT 冷凍能力 2.2 kW	1 基
空気調和機	ユニット形	木村工業株製	1 台
ファンコイルユニット	天井吊型	木村工業株製	22 台
	カセット型	ヤンマー・イセール株製	13 台
空調用ポンプ	冷却水用	川本ポンプ株製	1 台
	冷温水用	川本ポンプ株製	1 台
[個別空調機]			
室外機		ダイキン工業株製 RYJ224K他	6 台
室内機		ダイキン工業株製 FHYCJ63K他	24 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

茨木税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
直だき吸収冷温水機		矢崎資源㈱製 型番：CH-K100PS	1 基
パッケージ型空気調和機	空冷ヒートポンプ式	ダイキン工業㈱製	9 基
[空気調和等関連機器]			
開放型膨張タンク		矢崎資源㈱製	1 基
冷却塔	開放型	ヤザキ資源㈱製 型番：CT-K100AS 冷却能力 638kw	1 基
空気調和機	ユニット型	三菱電機㈱製 型番：AD-600NA-KH	1 台
ファンコイルユニット	床置型	ダイキン工業㈱製 型番：FWV3B他	17 台
	天井吊型	ダイキン工業㈱製 型番：FWH6B他	27 台
空調用ポンプ	冷却水用	荏原製作所㈱製 型番：80X65FSFD4J67.5	1 台
	冷温水用	荏原製作所㈱製 型番：80X65FSFD4J67.5	1 台
[個別空調機]			
室外機		ダイキン工業㈱製 型番：RXYP400AA他	4 台
室内機		ダイキン工業㈱製 型番：FXYFP71MC他	13 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

八尾税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
パッケージ型空気調和機 (ガスヒートポンプエアコン)	室外ユニット	ダイキン工業㈱製 GYAP355MN ほか	7 台
パッケージ型空気調和機 (ガスヒートポンプエアコン)	室内ユニット	ダイキン工業㈱製 FGXK71M ほか	52 台
[個別空調機]			
室外機			2 台
室内機			4 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

富田林税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
直だき吸収冷温水機		三洋電機空調設備株製 型番：AUH-100CG 冷凍能力 351kW	1 基
ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機		アイシン精機株製 型番：TGMP355B2N	2 基
		内ガスエンジン数量	2 基
[空気調和等関連機器]			
開放型膨張タンク			1 基
冷却塔	開放型	空研工業株製 型番：95RT 冷却能力 126kW	1 基
空気調和機	ユニット形	木村工機株製 型番：FCV-420K2/150BK	2 台
ファンコイルユニット	カセット型	木村工機株製 型番：FCU	21 台
	天井埋込型	アイシン精機株製	10 台
空調用ポンプ	冷却水用	株テラキヨトウ製 型番：SJ4-125X100K611	1 台
	冷温水用	株テラキヨトウ製 型番：SJ4-80X65M63.7	3 台
[個別空調機]			
室外機			1 台
室内機			7 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

門真税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷・温熱源機器]			
直だき吸收冷温水機 (2重効用吸收冷温水機)		矢崎総業㈱製 型番：CH-KG60	1 基
ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機		三菱電機空調㈱製 型番：SGP-H280J/H560J	2 基
		内ガスエンジン数量	2 基
[空気調和等関連機器]			
冷却塔 (2重効用吸收冷温水機用)	開放型	三菱樹脂㈱製 型番：HT-60MEA-R i	1 基
ユニット型空気調和機	横型	木村工機㈱製 型番：FCH-200BZK05-C	1 基
ファンコイルユニット	カセット (2方向吹き出し)	三菱電機冷熱応用システム㈱製 型番：LH-400WCR-D-K LH-600WCR-D-K	19 台
空調用ポンプ	冷却水用	㈱荏原製作所製 型番：80×65FS4K611	1 台
	冷温水用	㈱荏原製作所製 型番：65×50FS4J655	1 台
遠心送風機（外気冷房）	中間期	テラル㈱製 型番：CLF5-No.4-TH-L-R S-B	1 基
遠心送風機（CO2他）	全期間	テラル㈱製 型番：CLF5-No.2.5-TH-R-R S-B	1 基
[個別空調機]			
室外機		三菱電機㈱製 型番：MPUZ-ERP112HA8他	11 台
室内機		三菱電機㈱製 型番：MPLZ-RP112BA4他	12 台
室外機（別館）		ダイキン工業㈱製 型番：RYJ160L他	4 台
室内機（別館）		ダイキン工業㈱製 型番：FHYCJ80L他	8 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

東大阪税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
直だき吸収冷温水機		株日立製作所製 型番：HAU-GH50EX	1 基
ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機		アイシン精機㈱製 型番：TGMJ450/224	2 基
		内ガスエンジン数量	2 基
[空気調和等関連機器]			
開放型膨張タンク		森松工業㈱製	1 基
冷却塔	開放型	空研工業㈱製 型番：SKB-150GS	1 基
空気調和機	ユニット形	木村工機㈱製 型番：FOV-150K2	5 台
		新晃工業㈱製 型番：GV-5/GV-7	2 台
ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機	天井埋込型	アイシン精機㈱製 型番：TKTJ45M3/90M3	8 台
空調用ポンプ	冷却水用	株日立製作所製 型番：JOV-CH125X100	1 台
	冷温水用	株日立製作所製 型番：JOV-CH80X65	1 台
[個別空調機]			
室外機			1 台
室内機			5 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

灘税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
小型吸収冷温水機ユニット		矢崎総業㈱製 型番：CH-K60U33 冷凍能力 105.3kw	2 基
[空気調和等関連機器]			
開放型膨張タンク			1 基
冷却塔	開放型	矢崎総業㈱製 型番：CT-K60ES 冷却能力 383kw	1 基
空気調和機	ユニット型	昭和鉄工㈱製 型番：CH-380EK	1 台
	コンパクト型	木村工機㈱製 型番：CVA-60ZK-A	1 台
空調用ポンプ	冷却水用	㈱テラキヨトウ製 型番：SJ4-80X65H63.7	1 台
	冷温水用	㈱テラキヨトウ製 型番：SJ4-65X50H63.7	1 台
[個別空調機]			
室外機		三菱電機㈱製 型番：MXZ-VX60KS他	4 台
室内機		三菱電機㈱製 型番：MSZ-VX25KXS-W他	5 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

兵庫税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機	室外機	ヤンマーエネルギー・システム(株)製 型番：YNZP280E2N	6 基
		内ガスエンジン数量	6 基
[空気調和等関連機器]			
ファンコイルユニット	天井埋込型	ヤンマーエネルギー・システム(株)製 型番：YZCP56L	42 台
[個別空調機]			
室外機		ダイキン工業(株) 型番：RP45AT他	4 台
室内機		ダイキン工業(株) 型番：FHP45A他	9 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

長田税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
直だき吸収冷温水機		矢崎総業㈱製 型番：CH-K60PS 冷凍能力 211kw	1 基
[空気調和等関連機器]			
開放型膨張タンク			1 基
冷却塔	開放型	矢崎総業㈱製 冷却能力 383kw	1 基
空気調和機	ユニット型	木村工機㈱製 型番：FYC-3906KOS	1 台
空調用ポンプ	冷却水用	㈱荏原製作所 型番：80X65FSFD63.7	1 台
	冷温水用	㈱荏原製作所 型番：65X50FSGD65.5	1 台
	給水加圧ポンプ	川本製作所 型番：N3-206TH	1 台
[個別空調機]			
室外機		ダイキン工業㈱製 型番：RZYP40HT他	5 台
室内機		ダイキン工業㈱製 型番：FHYCP40H他	5 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

須磨税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
空気調和機	水蓄熱ビル用 マルチシステム	ダイキン工業製 型番：RSYP850P 能力 65.0 k w (冷房) 77.5 k w (暖房)	1 基
		ダイキン工業製 型番：RSYP1074P 能力 107.4 k w (冷房) 95.0 k w (暖房)	2 基
[空気調和等関連機器]			
全熱交換機	床置形	三菱電機製 型番：SCF-40LS	3 台
	壁掛形	三菱電機製 型番：VI-200UA3-W	1 台
	天井吊	三菱電機製 型番：SCH-50ESH2 ほか	16 台
[個別空調機]			
室外機		ダイキン工業製 型番：RXYP40KV他	4 台
室内機		ダイキン工業製 型番：FXYFP56MA他	50 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

神戸税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
直たき吸収冷温水器		荏原冷熱システム㈱ 型番：B06A148201	1 基
[空気調和等関連機器]			
冷却塔	開放型	㈱荏原シワ 型番：SDW-U135ASSD 冷却能力：825KW	1 基
開放型膨張タンク		㈱サンエツ	1 基
ユニット形空気調和機	1・2階系統	木村工機㈱ 型番：FCH-391SZK-B改	1 基
	3・4階系統	木村工機㈱ 型番：FCH-321SZK-B改	1 基
コンパ°外形空気調和機	食堂系統	木村工機㈱ 型番：CAV-30ZK-A	1 基
ファンコイルユニット	床置型	木村工機㈱ 型番：FS3-800K	3 基
	カセット型	木村工機㈱ 型番：KCS3-□GK	37 基
空調ボ°ンブ°	冷却水用	荏原テクノーグ°㈱ 型番：100×80FS4J615	1 基
	冷温水用	荏原テクノーグ°㈱ 型番：125×100FS4K622	1 基
[個別空調機]			
室外機			1 台
室内機			3 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

姫路税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[個別空調機]			
室外機		ダイキン工業㈱ 型番：R Z Y P63他	11 台
室内機		ダイキン工業㈱ 型番：F H C P63他	52 台
全熱交換機		床置型他	29 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

尼崎税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
直だき吸収冷温水機		株日立製作所製 型番：HAV-GH50EXP 冷凍能力 157 k w	2 基
空気調和ヒートポンプユニット		ヤンマー・ディーゼル(株)製 型番：YNZ355D2	2 基
[空気調和等関連機器]			
開放型膨張タンク			1 基
冷却塔	開放型	株日立製作所製 型番：PCR-50HAV 能力 157kw	2 台
空気調和機	ユニット型	株日立製作所製 型番：AH-60HK	1 台
ファンコイルユニット	床置型		22 台
	天井吊型		5 台
空調用ポンプ	冷却水用	株日立製作所製 型番：80X65L-63.7	2 台
	冷温水用	株日立製作所製 型番：80X65L-63.7	2 台
[個別空調機]			
室外機			4 台
室内機			4 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

明石税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
直だき吸収冷温水機		川重冷熱工業㈱製 型番：GLA-150A 冷凍能力 430kw	1 基
[空気調和等関連機器]			
開放型膨張タンク			1 基
冷却塔	開放型	空研工業㈱製 型式：SKB-135PGER 冷却能力 829kw	1 基
空気調和機	ユニット型	新晃工業㈱製 型番：DH-10/DH-11/DH-12/DH-20	5 台
ファンコイルユニット	カセット型	新晃工業㈱製 型番：CP-200BM-KF/300BM-KF/600BM-KF	51 台
空調用ポンプ	冷却水用	川本製作所㈱製 型番：F1256-M11	1 台
	冷温水用	川本製作所㈱製 型番：F1006-M11	1 台
[個別空調機]			
室外機		ダイキン工業㈱製	2 台
室内機		ダイキン工業㈱製 型番：RTYJ-40LT他	2 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

西宮税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
直だき吸収冷温水機		矢崎総業株製 型番：CHM120HP 冷凍能力 422kw	1 基
[空気調和等関連機器]			
開放型膨張タンク		矢崎総業株	1 基
冷却塔	開放型	矢崎総業株製 型式：CH-M120HP 冷却能力 765kw	1 基
空気調和機	ユニット型	昭和鉄工株製 型番：CH-380EK	1 台
ファンコイルユニット	床置型	昭和鉄工株製 型番：CF-42N2V	3 台
	天井吊型	昭和鉄工株製 型番：CS-31N2V	35 台
空調用ポンプ	冷却水用		1 台
	冷温水用		1 台
[個別空調機]			
室外機			1 台
室内機			13 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

洲本税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[温熱源機器]			
温水ボイラー (小規模ボイラー)		巴商会製 型番：BW-511B G 伝熱面積 3.19m ²	1 基
[冷熱源機器]			
チーリングユニット		株日立製作所製 型番：RCUJ700W	1 基
[空気調和等関連機器]			
開放型膨張タンク			1 基
冷却塔	開放型	日立冷熱(株)製 型番：MT-5014LK 却能力 227kW	1 基
空気調和機	ユニット型	新晃工業(株)製 型番：DH-25	1 台
ファンコイルユニット	床置型	ダイキン工業(株)製 型番：FWM-66	2 台
空調用ポンプ	冷却水用	川本製作所(株) 型番：FS806-M3.7	1 台
	冷温水用	川本製作所(株) 型番：FS806-M3.7	1 台
[個別空調機]			
室外機		ダイキン工業(株)製 型番：RTYJ40LV他	1 台
室内機		ダイキン工業(株)製 型番：FHYJ40L他	2 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

芦屋税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[個別空調機]			
室外機			14 台
室内機	天井カセット型		38 台
全熱交換機	天井カセット型		28 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

伊丹税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
パッケージ型空気調和機	空冷ヒートポンプ式	ダイキン工業㈱製 型番：CHM100HC	6 基
ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機	室外機	ヤンマーエネルギー・システム(株)製 型番：YNZP560FIN	3 基
		ヤンマーエネルギー・システム(株)製 型番：YNZP450FIN	1 基
		ヤンマーエネルギー・システム(株)製 型番：YNZP355FIN	1 基
		ヤンマーエネルギー・システム(株)製 型番：YNZP280FIN	1 基
		ヤンマーエネルギー・システム(株)製 型番：YNMP140FIN	1 基
		内ガスエンジン数量	
			7 基
ファンコイルユニット	カセット型	ヤンマーエネルギー・システム(株)製 型番：YZC112L	1 台
		ヤンマーエネルギー・システム(株)製 型番：YZC56L	4 台
		ヤンマーエネルギー・システム(株)製 型番：YZC71L	10 台
		ヤンマーエネルギー・システム(株)製 型番：YZC90L	11 台
		ヤンマーエネルギー・システム(株)製 型番：YZWP112KC	3 台
		ヤンマーエネルギー・システム(株)製 型番：YZWP28KC	1 台
		ヤンマーエネルギー・システム(株)製 型番：YZWP36KC	1 台
		ヤンマーエネルギー・システム(株)製 型番：YZWP45KC	1 台
		ヤンマーエネルギー・システム(株)製 型番：YZWP56KC	1 台
		ヤンマーエネルギー・システム(株)製 型番：YZWP71KC	5 台
[個別空調機]			
室外機		ダイキン工業㈱製 型番：RP40AV他	8 台
室内機		ダイキン工業㈱製 型番：FHP40A他	9 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

相生税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
小型吸収冷温水機ユニット		矢崎総業㈱製 型番：CH-K40 冷凍能力 140kw	1 基
パッケージ型空気調和機	空冷ヒートポンプ式	ダイキン工業㈱製 型番：CP-B-KF	16 基
[空気調和等関連機器]			
オイルタンク	地下式	㈱ベルテクノ	1 基
	オイルサービスタンク		1 基
開放型膨張タンク		㈱ベルテクノ	1 基
冷却塔	開放型	三菱樹脂㈱製 型番：HT-60AQB 冷却能力 260kw	1 基
空気調和機	コンパクト型	新晃工業㈱製 型番：AJ60-MX/AJ80-MX	3 台
ファンコイルユニット	カセット型	新晃工業㈱製 型番：PSXYP560LE	23 台
空調用ポンプ	冷却水用	㈱荏原製作所製 型番：65X50FS4J65.5	1 台
	冷温水用	㈱荏原製作所製 型番：65X50FS4J63.7	1 台
[個別空調機]			
室外機			1 台
室内機			2 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

豊岡税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
パッケージ型空気調和機	空冷ヒートポンプ式	三菱電機製 型番：PUH-J224FA9 1基 PUH-J112GA9 1基 PUH-J80GA9 1基	3 基
ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機		三菱重工製 型番：GHCJ560HMT3	2 基
		内ガスエンジン数量	2 基
[空気調和等関連機器]			
GHP室内機			14 台
[個別空調機]			
室外機			1 台
室内機			3 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

加古川税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
小型吸収冷温水機ユニット		三洋電機㈱製 型番：SUW-H40LP 冷凍能力 140.8kw	1 基
ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機		三洋電機㈱製 型番：SGP-CH560	1 基
		三洋電機㈱製 型番：SGP-CH355	1 基
		内ガスエンジン数量	2 基
[空気調和等関連機器]			
冷却塔	開放型	三洋電氣㈱製 型番：SCT-ONE	1 基
空気調和機	ユニット型	東芝㈱製 型番：CH-280EX	1 台
空調用ポンプ	冷却水用	㈱荏原製作所製 型番：LP80B62.2	1 台
	冷温水用	㈱荏原製作所製 型番：65LPD63.7	1 台
GHP室内機			11 台
[個別空調機]			
室外機			10 台
室内機		三菱電機㈱製 型番：FDC-J40HD2他	14 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

龍野税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[個別空調機]			
室外機		三菱電機(株)製 PLFY-P90BM-E3他	3 台
室内機		三菱電機(株)製 PUHY-P560CM-E3他	17 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

西脇税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機		三菱重工㈱製 型番：GHTJ355HMT3	2 基
		三菱重工㈱製 型番：GHCJ560HMT3	1 基
		内ガスエンジン数量	3 基
[空気調和等関連機器]			
ファンコイルユニット	天井吊型	三菱重工㈱	19 台
[個別空調機]			
室外機			1 台
室内機			1 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

三木税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機		アイシン精機㈱製 型番：TGMP450A4N	2 基
		アイシン精機㈱製 型番：TGMP560A4N	1 基
[空気調和等関連機器]			
ファンコイルユニット	カセット型	アイシン精機㈱製	21 台
[個別空調機]			
室外機			2 台
室内機			2 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

社税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
パッケージ型空気調和機	空冷ヒートポンプ式	ダイキン工業㈱製 型番：FRY-1400P	1 基
		ダイキン工業㈱製 型番：CRY-J710P	2 基
[個別空調機]			
室外機		ダイキン工業㈱製	3 台
室内機		ダイキン工業㈱製 型番：RYJ-71F他	3 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

和田山税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機		ヤンマーエネルギー・システム(株)製 型番：YNMP140E2P	1 基
		ヤンマーエネルギー・システム(株)製 型番：YNZP450E2P	1 基
		内ガスエンジン数量	2 基
[空気調和等関連機器]			
ファンコイルユニット	天井埋込型	ヤンマーエネルギー・システム(株) 型番：YZCP28L	4 台
		ヤンマーエネルギー・システム(株) 型番：YZCP36L	8 台
		ヤンマーエネルギー・システム(株) 型番：YZCP45L	1 台
		ヤンマーエネルギー・システム(株) 型番：YZCP71L	1 台
[個別空調機]			
室外機			9 台
室内機			9 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

柏原税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
空気熱源ヒートポンプユニット		三菱電機製 型番：PUHY-J560BM-B1	2 基
		東芝製 型番：MAY-MJ2241H-1	2 基
[空気調和等関連機器]			
空気調和機	コンパクト型	三菱電機製 型番：PLFY-J80KM-A1	14 台
		東芝製 型番：MIU-J716H	6 台
[個別空調機]			
室外機			1 台
室内機			1 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

葛城税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[個別空調機]			
室外機			9 台
室内機			40 台
全熱交換機			4 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

桜井税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
パッケージ型空気調和機	空冷ヒートポンプ式	ダイキン工業製 型番：R28CDV	1 台
	空冷ヒートポンプ式	ダイキン工業製 型番：RTYJ40LV	1 台
ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機		三菱重工業㈱製 型番：GHCJ560HMT3	2 基
		内ガスエンジン数量	2 基
[空気調和等関連機器]			
ファンコイルユニット	天井吊型	三菱重工業㈱製 型番：GHE90HMD1/71HMD1/56HMD1	15 台
[個別空調機]			
室外機		三菱電機㈱製	1 台
室内機		三菱電機㈱製 型番：LGH-100RKS2D-60	3 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

吉野税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
小型吸収冷温水機ユニット		矢崎總業㈱製 型番：CH-V30 冷凍能力 105kw	1 基
パッケージ型空気調和機	空冷ヒートポンプ式	三菱電機㈱製 型番：PUHYJ280M-B他 外機6基、内基8基	14 基
[空気調和等関連機器]			
オイルタンク	地上式		1 基
	オイルサービスタンク	平和鉄工㈱製 型番：TO-1	1 基
開放型膨張タンク		平和鉄工㈱製 型番：TE-1	1 基
冷却塔	開放型	空研工業㈱製 型番：SKB-50PR 冷凍能力 195kw	1 基
空気調和機	ユニット型	木村工機㈱製 型番：FCH-100VK2-C	1 台
	コンパクト型	木村工機㈱製 型番：CVA-100	1 台
ファンコイルユニット	カセット型	木村工機㈱製 型番：FCU-2KCS202	20 台
空調用ポンプ	冷却水用	㈱荏原製作所製 型番：50×40FS4J63.7	1 台
	冷温水用	㈱荏原製作所製 型番：65×50FS4J65.5	1 台
[個別空調機]			
室外機		三菱電機㈱製	1 台
室内機		三菱電機㈱製 型番：LGH-25CST他	8 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

海南税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機		能力 45 k w (冷房) 50 k w (暖房)	1 基
		能力 56 k w (冷房) 63 k w (暖房)	1 基
		内ガスエンジン数量	2 基
パッケージ型空気調和機	ガスヒートポンプ式	アイシン製	18 台
[個別空調機]			
室外機		ダイキン工業㈱製 型番：R P50AT	1 台
室内機		ダイキン工業㈱製	1 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

御坊税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[個別空調機]			
室外機		ビル用マルチ	5 台
室内機		ビル用マルチ	13 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

田辺税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
小型吸收冷温水機ユニット		矢崎工業㈱製 型番：CH-K30PS 冷凍能力 105.5kw	1 基
[空気調和等関連機器]			
開放型膨張タンク			1 基
ユニット形空気調和機		三菱電機㈱製 型番：AD-380NA-KVG	1 台
ファンコイル	天吊型	三菱電機㈱製 型番：LH-200FE	1 台
		三菱電機㈱製 型番：LH-600FE	2 台
空調用ポンプ	冷却水用	㈱荏原製作所製 型番：65×50FSED 61.5A	1 台
	冷温水用	㈱荏原製作所製 型番：65×50FSED 62.2A	1 台
[個別空調機]			
室外機		ダイキン工業㈱製 型番：RTYJ40LV他	2 台
室内機		ダイキン工業㈱製 型番：FHYCJ40L他	2 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

新宮税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機		ヤンマー(株)製 型番：YNZP280E2A	1 基
		ヤンマー(株)製 型番：YNZP450E2A	1 基
		ヤンマー(株)製 型番：YNZP560E2A	1 基
		内ガスエンジン数量	3 基
[空気調和等関連機器]			
ファンコイルユニット	カセット型	ヤンマー(株)製 型番：SH90J1	10 台
		ヤンマー(株)製 型番：SSH56J1N	2 台
		ヤンマー(株)製 型番：SSH71J1N	2 台
		ヤンマー(株)製 型番：SLH71J1	1 台
	壁掛型	ヤンマー(株)製 型番：KH28J1	1 台
		ヤンマー(株)製 型番：KH36J1	2 台
[個別空調機]			
室外機			1 台
室内機			3 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

粉河税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[個別空調機]			
室外機	空冷ヒートポンプエアコン ダイキン工業㈱ 型番：RXYFP615他	ビル用マルチ	5 台
室内機	空冷ヒートポンプエアコン ダイキン工業㈱ 型番：FXYFP56他	ビル用マルチ	31 台
全熱交換機	床置型		2 台

別添3 空調機器設備等保守点検業務 設備一覧表

湯浅税務署

区分	項目	製造者名・機械名・型番	台数
[冷熱源機器]			
パッケージ型空気調和機 空冷ヒートポンプ式		三菱電機株製 型番：PUHY-P450BM-B1	1 基
		三菱電機株製 型番：PUHY-P560BM-B1	1 基
		三菱電機株製 型番：PUH-P80GA	1 基
[空気調和等関連機器]			
パッケージ型空気調和機	天井吊型	三菱電機株製 型番：PKFY-P28-C	3 台
	カセット型	三菱電機株製 型番：PLFY-P71 AM-C	13 台
全熱交換機		三菱電機株製 型番：LTH-35PC	11 台
		三菱電機株製 型番：LTH-50PC	1 台
[個別空調機]			
室外機		ダイキン工業株製 型番：RTYJ56LVE他	3 台
室内機		ダイキン工業株製 型番：FHYJ56L他	4 台

別添4 エレベーター設備保守点検業務 設備一覧表

署名	製造メーカー名	設置台数	型式等	設置年月	停止階床数(階)	積載量(kg)	速度(m/分)	身体障害者用(該当の有無)	付加装置								機械室の有無
									地震時管制運転装置	火災時管制運転装置	自家差管制運転装置	停電時自動着床装置	ホートアカス装置	故障自動通報システム	普通群管理方式	高級管理方式	
滋賀県	近江八幡 草津	東芝エレベータ㈱ ㈱日立製作所	1 1	P11-C0-60-4T P13-C0-45-2T	平成8年7月 平成17年5月	4 2	750 900	60 45	○ ○	普通級 普通級(S波、二段階(特定級、低級))	○ ○	- -	ロープ式 ロープ式	○ ○	○ ○	- -	- - 有 無
京都府	上京	日本オーチス・エレベータ㈱	1	P13-C0-45-2T	平成17年8月	2	900	45	○	普通級	○	-	ロープ式	○	○	-	- 無
	左京	フジテック㈱	1	P13-C0-45-3T	平成16年9月	3	900	45	○	普通級(P波検知付)	○	-	ロープ式	○	-	-	- 無
	東山	シンドラー・エレベータ㈱	1	P13-C0-45-3T	平成14年12月	3	900	45	○	普通級	○	-	ロープ式	○	-	-	- 無
	右京	東芝エレベータ㈱	1	P15-C0-45-3T	平成15年11月	3	900	45	○	普通級	○	-	ロープ式	○	-	-	- 無
	伏見	横浜エレベータ㈱	1	P13-C0-45-2T	平成17年1月	2	900	45	○	普通級	○	-	ロープ式	○	○	-	- 無
	福知山	三精輸送機㈱	1	P13-C0-45-2T	平成20年12月	2	900	45	○	普通級	○	-	ロープ式	○	-	-	- 無
	宇治	㈱エレベータシステムズ	1	MP13-C0-45-2T	平成17年12月	2	900	45	○	普通級	○	-	ロープ式	○	○	-	- 無
	宮津	㈱日立製作所	1	P13-C0-45	平成19年12月	3	900	45	○	普通級	○	-	ロープ式	○	-	-	- 無
	園部	三精輸送機㈱	1	PV13-C0-45-2T	平成17年1月	2	900	45	○	普通級	○	-	ロープ式	○	-	-	- 無
	大阪福島	東芝エレベータ㈱	1	P13-C0-45-3T	平成15年10月	3	900	45	○	普通級	○	-	ロープ式	○	○	-	- 無
大阪府	西	日本エレベーター製造㈱	1	P13-C0-60-4T	平成12年9月	4	900	60	○	普通級	○	-	ロープ式	○	-	-	- 無
	港	㈱エレベータシステムズ	1	MP13-C0-45-2T	平成17年12月	2	900	45	○	普通級	○	-	ロープ式	-	-	-	- 無
	天王寺	三精輸送機㈱	1	PV13-C0-45-3T	平成17年11月	3	900	45	○	普通級	○	-	バガリ使用	○	-	-	- 無
	浪速	シンドラー・エレベータ㈱	1	P13-C0-60-5T	平成16年2月	5	900	60	○	普通級	○	-	ロープ式	○	-	-	- 無
	西淀川	㈱エレベータシステムズ	1	MP13-C0-45-2T	平成16年12月	2	900	45	○	普通級	○	-	ロープ式	○	○	-	- 無
	東成	日本オーチス・エレベータ㈱	1	P13-C0-45-3T	平成17年1月	3	900	45	○	普通級	○	-	ロープ式	○	-	-	- 無
	生野	三精輸送機㈱	1	PV13-C0-45-3T	平成16年9月	3	900	45	○	普通級	○	-	ロープ式	○	-	-	- 無
	旭	シンドラー・エレベータ㈱	1	P11-C0-60-5T	平成9年11月	5	750	60	○	普通級	○	○	ロープ式	○	○	-	- 有
	城東	日本オーチス・エレベータ㈱	1	P11-C0-60-4T	平成6年3月	4	750	60	○	普通級	○	-	ロープ式	-	-	-	- 有
	阿倍野	三精輸送機㈱	1	PV13-C0-45-3T	平成17年12月	3	900	45	○	普通級	○	-	ロープ式	-	-	-	- 無
	住吉	シンドラー・エレベータ㈱	1	P11-C0-45-3T	平成17年8月	3	900	45	○	普通級	○	-	ロープ式	○	-	-	- 無
	東住吉	フジテック㈱	1	P13-C0-60-4T	平成13年11月	4	900	60	○	普通級	○	-	ロープ式	○	-	-	- 無
	西成	日本エレベーター製造㈱	1	P13-C0-60-3T	平成16年9月	3	900	45	○	普通級(P波検知付)	○	-	ロープ式	○	-	-	- 無
	東淀川	三精輸送機㈱	1	PV13-C0-60-4T	平成13年8月	4	900	60	○	普通級	○	-	ロープ式	○	-	-	- 有
	北	三菱電機㈱	1	LA11-C0-60-6T	平成10年5月	6	750	60	○	普通級(P波検知付)	○	-	ロープ式	-	-	-	- 有
	大淀	シンドラー・エレベータ㈱	1	P13-C0-60-4T	平成15年1月	4	900	60	○	普通級	○	-	ロープ式	○	-	-	- 無
	南	日本オーチス・エレベータ㈱	2	P15-C0-105-8T	平成9年2月	8	1000	105	○	精密級	○	-	ロープ式	○	-	-	- 有
	岸和田	東芝エレベータ㈱	1	P13-C0-45-3T	平成15年1月	3	900	45	○	普通級	○	○	ロープ式	○	-	-	- 無
	豊能	三菱電機㈱	1	GL13-C0-60-3T	平成14年10月	3	900	45	○	普通級	○	-	ロープ式	○	○	-	- 無
	泉大津	三菱電機㈱	1	GL13-C0-45-2T	平成22年1月	2	900	45	○	普通級	○	-	ロープ式	○	○	-	- 無
	枚方	三菱電機㈱	1	GL13-C0-45-3T	平成13年12月	3	900	45	○	普通級	○	-	ロープ式	○	-	-	- 無
	茨木	フジテック㈱	1	P13-C0-60-4T	平成13年12月	4	900	60	○	普通級(P波検知付)	○	-	ロープ式	○	○	-	- 無
	八尾	シンドラー・エレベータ㈱	1	P13-C0-45-4T	平成9年1月	4	900	45	○	普通級	○	-	油圧式	○	-	-	- 無
	富田林	フジテック㈱	1	P11-C0-60-3T	平成14年10月	3	900	45	○	普通級(P波検知付)	○	-	ロープ式	○	-	-	- 無
	門真	東芝エレベータ㈱	1	P13-C0-60-4T	平成12年9月	4	900	60	○	普通級	○	-	ロープ式	○	-	-	- 無
	東大阪	東芝エレベータ㈱	1	P13-C0-60-4T	平成13年12月	4	900	60	○	普通級	○	-	ロープ式	○	-	-	- 無
兵庫県	灘	日本エレベーター製造㈱	1	P13-C0-45-3T	平成15年12月	3	900	45	○	普通級	○	○	ロープ式	○	-	-	- 無
	兵庫	東芝エレベータ㈱	1	P13-C0-45-3T	平成15年10月	3	900	45	○	普通級	○	-	ロープ式	-	○	-	- 無
	長田	ダイコー㈱	1	P13-C0-45-3T	平成15年11月	3	900	45	○	普通級	○	-	ロープ式	○	-	-	- 無
	神戸	フジテック㈱	1	P11-C0-60-5T	昭和60年11月	5	750	60	○	普通級(P波検知付)	○	○	ロープ式	○	-	-	- 有
	姫路	ダイコー㈱	1	P13-C0-45-4T	平成13年9月	4	900	45	○	普通級	○	-	ロープ式	○	○	-	- 無
	尼崎	日本エレベーター製造㈱	1	P13-C0-45-3T	平成13年12月	3	900	45	○	普通級	○	-	ロープ式	○	-	-	- 無
	明石	シンドラー・エレベータ㈱	1	P11-C0-60-5T	平成7年3月	5	750	60	○	普通級	○	○	ロープ式	○	-	-	- 有
	西宮	フジテック㈱	1	P13-C0-45-3T	平成13年11月	3	900	45	○	普通級(P波検知付)	○	-	ロープ式	○	-	-	- 無
	芦屋	㈱日立製作所	1	P13-C0-45-3T	平成14年10月	3	900	45	○	普通級	○	-	ロープ式	○	-	-	- 有
	伊丹	三菱電機㈱	1	GL13-C0-60-4T	平成15年10月	4	900	60	○	普通級	○	-	ロープ式	○	○	-	- 無
	相生	シンドラー・エレベータ㈱	1	P13-C0-45-3T	平成14年11月	3	900	45	○	普通級	○	-	ロープ式	○	-	-	- 無
	加古川	日本エレベーター製造㈱	1	ML3B-P13-C0-45	平成19年12月	2	900	45	○	普通級	○	-	ロープ式	○	-	-	- 無
	柏原	㈱エレベーターシステムズ	1	MP13-C0-45-2T	平成17年12月	2	900	45	○	普通級	○	-	ロープ式	-	-	-	- 無
奈良県	葛城	三精輸送機㈱	1	PHB13-C0-45-3T	平成9年1月	3	900	45	○	普通級	○	-	油圧式	-	○	-	- 無
	吉野	日本エレベーター製造㈱	1	P13-C0-45-2T	平成10年3月	2	900	45	○	普通級	○	-	ロープ式	○	-	-	- 無
	海南	㈱エレベーターシステムズ	1	MP13-C0-45-2T	平成17年12月	2	900	45	○	普通級	○	-	ロープ式	-	-	-	- 無
	御坊	日本オーチス・エレベータ㈱	1	P13-C0-45-2T	平成17年12月	2	900	45	○	普通級	○	-	ロープ式	-	-	-	- 無
	粉河	日本オーチス・エレベータ㈱	1	P13-C0-45-3T	平成15年11月	3	900	45	○	普通級	○	-	ロープ式	○	○	-	- 無

別添5 消防用設備等保守点検業務 設備一覧表

設備名	種類	分類等	数量	滋賀県						京都府								
				彦根	長浜	近江八幡	草津	水口	今津	上京	左京	東山	下京	右京	伏見	福知山	舞鶴	宇治
消火器	粉末消火器	加圧式	本	16	13	16	18	9	15	6	16	14	24	24	18	10	6	25
	二酸化炭素消火器	10型	本														12	
	強化液消火器	蓄圧式	本				1			5				1		3		
屋内消防栓設備	加圧送水装置		組															
	操作盤		面															
	消火栓		組															
	起動用スイッチ		個															
	表示灯		灯															
	音響装置		個															
	表示盤		個															
	呼水装置		組															
	放水試験		式															
スプリンクラー設備	加圧送水装置		組															
	起動装置		組															
	ヘッド	100個単位	組															
	操作盤		面															
	流水検知装置		組															
	表示盤		面															
	呼水装置		組															
	送水口		箇所															
	圧力スイッチ		個															
	一斉開放弁		個															
	手動開放弁		個															
不活性ガス消化設備	消化剤貯蔵容器	二酸化炭素	基															
	容器弁開放器	電磁式	個															
	起動用小容器		個															
	音響装置		組															
	運動盤	5回線以下	面															
	表示盤		面															
	電源装置		組															
	ヘッド	100個単位	組															
自動火災報知設備	受信機 P型1級		回線	5	8	7			4	9	9	5	6	14	10	6	10	
	受信機 P型2級		回線	5			5	4				5				4	3	
	差動式分布型感知器		個															
	定温式スポット型感知器		個	39	33	34	40	34	30	54	53	40	54	68	61	33	35	56
	煙感知器		個	6	8	7	5	4	3	5	12	11	6	15	4	5	5	7
	発信機 P型1級		台	9	4	38	6	2	3	9	11	3	15	14	9	10	3	16
	発信機 P型2級		台	2	6	4			2	6	5	3	6	8	4	2	6	
	音響装置		個	2			5	2					2			2	2	
	表示灯		灯	4	6	8	5	3	2	6	8	6	9	11	4	2	2	8
	常用電源	交流電源	組	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2
	予備電源	蓄電池設備	組	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2
	非常電源	自家発電設備	組															
非常ベル	操作部(電源部)		組															
	起動装置(発信機、押しボタン)		組															
	音響装置		組															
	表示灯		灯															
	増幅器操作部	200W以下	台															
	スピーカー回線	自火報連動加算	台															
	音量調整器		個															
	起動装置	押しボタン	個															
非常警報設備	起動装置	非常電話	個															
	常用電源		組															
	非常電源		組															
	誘導灯		灯			6								9	3			4
	誘導標識		枚	8	2		2	2	10		5		1		18	2	5	
	緩降機	建物地上階数6以下	組															
		建物地上階数3以下	組															
		建物地上階数4	組															
避難器具		建物地上階数5	組															
		建物地上階数6	組															
	はしご (地上階数3以下の避難はしごの種別は"ロープ又は金属"とする)	建物地上階数2	組							1								
		建物地上階数3	組															
		建物地上階数4	組															
		建物地上階数5	組															
		建物地上階数6	組															
	救助袋(垂直式)	建物地上階数3	組															
		建物地上階数4	組															
		建物地上階数5	組															
		建物地上階数6	組															
排煙設備	制御盤		回線			1					4		1	5	1	1		1
	ダンパー		個			4						4						
	排煙口		個							2								
	防火戸 ドア式S型		枚			4				3		9	25	3	2			8
	電動シャッター		枚									5	2					
連結送水管	加圧送水装置		組															
	操作盤		面															
	起動用スイッチ		個															
	表示灯		灯															
	表示盤		面															
	送水口		組															
	放水口		組															
	非常照明装置	蛍光灯、白熱灯	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
非常電源専用	低圧受電設備		式															
	高圧受電設備	300kVA以下	式															
配線	絶縁抵抗測定及び配線点検	建物単位	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

別添5 消防用設備等保守点検業務 設備一覧表

設備名	種類	分類等	数量																
				宮津	園部	峰山	大阪福島	西	港	天王寺	浪速	西淀川	東成	生野	旭	城東	阿倍野	住吉	東住吉
消火器	粉末消火器	加圧式	本	14	14	12	16	27	15	12	21	14	21	16	16	11	17	24	23
	二酸化炭素消火器	10型	本																
	強化液消火器	蓄圧式	本																
屋内消防栓設備	加圧送水装置		組					1											
	操作盤		面					1											
	消火栓		組					9											
	起動用スイッチ		個					2											
	表示灯		灯																
	音響装置		個																
	表示盤		個																
	呼水装置		組					1											
	放水試験		式					1											
スプリンクラー設備	加圧送水装置		組																
	起動装置		組																
	ヘッド	100個単位	組																
	操作盤		面																
	流水検知装置		組																
	表示盤		面																
	呼水装置		組																
	送水口		箇所																
	圧力スイッチ		個																
	一斉開放弁		個																
	手動開放弁		個																
不活性ガス消化設備	消化剤貯蔵容器	二酸化炭素	基																
	容器弁開放器	電磁式	個																
	起動用小容器		個																
	音響装置		組																
	運動盤	5回線以下	面																
	表示盤		面																
	電源装置		組																
	ヘッド	100個単位	組																
自動火災報知設備	受信機 P型1級		回線	6	8		6	16	9	6	11	6	7	9	10	12	10	15	
	受信機 P型2級		回線			3												8	
	差動式分布型感知器		個																
	定温式スポット型感知器		個	33	33	24	44	65	42	32	36	28	42	52	56	74	26	66	71
	煙感知器		個	4	4	6	12	8	10	9	7	8	10	4	7	8	6	7	16
	発信機 P型1級		台	11	14	6	2	24	7	14	65	9	5	8	59	11	20	8	11
	発信機 P型2級		台			2		3	11	4	3	11	4	3	3	6	4	3	5
	音響装置		個	3	2	2	6	12	4	3	12	5	4	3	7	5	3	5	
	表示灯		灯	3	2	2	3	11	4	3	11	4	3	3	6	4	3	5	
	常用電源	交流電源	組	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	予備電源	蓄電池設備	組	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	非常電源	自家発電設備	組																
非常ベル	操作部(電源部)		組																
	起動装置(発信機、押しボタン)		組																
	音響装置		組																
	表示灯		灯																
	増幅器操作部	200W以下	台																
	スピーカー回線		個																
	音量調整器		個																
	起動装置	押しボタン	個																
非常警報設備	起動装置	非常電話	個																
	常用電源		組																
	非常電源		組																
	誘導灯		灯					2				8				1	6		
	誘導標識		枚	4	2			1	3	1							4	2	
	緩降機	建物地上階数6以下	組																
		建物地上階数3以下	組																
		建物地上階数4	組																
避難器具	はしご	建物地上階数5	組																
	(地上階数3以下の避難はしごの種別は"ロープ又は金属"とする)	建物地上階数6	組																
		建物地上階数2	組			1			1										
		建物地上階数3	組									1							
		建物地上階数4	組																
		建物地上階数5	組																
		建物地上階数6	組																
	救助袋(垂直式)	建物地上階数3	組																
排煙設備	制御盤		回線	2	1		1			3	23	2		1	19	9	3	2	14
	ダンパー		個							4				9	3				6
	排煙口		個																
	防火戸 ドア式S型		枚	2	2		6			6	17	2		3	9	5		2	24
	電動シャッター		枚							2				1	3	3			1
連結送水管	加圧送水装置		組																
	操作盤		面																
	起動用スイッチ		個																
	表示灯		灯																
	表示盤		面																
	送水口		組																
	放水口		組																
	非常照明装置	蛍光灯、白熱灯	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
非常電源専用	低圧受電設備		式																
	高圧受電設備	300kVA以下	式																
配線	絶縁抵抗測定及び配線点検	建物単位	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

別添5 消防用設備等保守点検業務 設備一覧表

設備名	種類	分類等	数量	大阪府															離
				西成	東淀川	北	大淀	南	岸和田	豊能	吹田	泉大津	枚方	茨木	八尾	富田林	門真	東大阪	
消火器	粉末消火器	加圧式	本	13	32	23	13	47	21	31	18	16	36	15	18	45	29	38	18
	二酸化炭素消火器	10型	本			1			13										
	強化液消火器	蓄圧式	本																
屋内消防栓設備	加圧送水装置		組		1	1	1	1						1	1	1			1
	操作盤	面		1	1	1	1							1	1	1			1
	消火栓	組		7	6	5	16							6	9	8			7
	起動用スイッチ	個		7	6	5	16							1	9	8			7
	表示灯	灯		7	6	5	16							6	9	8			7
	音響装置	個																	
	表示盤	個																	
	呼水装置	組		1	1	1	1							1	1	1			1
	放水試験	式		1	1	1	1								1	1			
スプリングクラー設備	加圧送水装置		組					1											
	起動装置		組					1											
	ヘッド	100個単位	組						2										
	操作盤	面						1											
	流水検知装置	組						1											
	表示盤	面						1											
	呼水装置	組						1											
	送水口	箇所						1											
	圧力スイッチ	個							1										
	一斉開放弁	個																	
不活性ガス消化設備	消化剤貯蔵容器	二酸化炭素	基					58											
	容器弁開放器	電磁式	個					7											
	起動用小容器	個						7											
	音響装置	組						11											
	運動盤	5回線以下	面					1											
	表示盤	面						1											
	電源装置	組						1											
	ヘッド	100個単位	組					1											
自動火災報知設備	受信機 P型1級		回線	9	15	17	7	28	10	16	12	6	1	12	12	12	2	18	8
	受信機 P型2級		回線		2								1						
	差動式分布型感知器	個														5			
	差動式スポット型感知器	個		42	111	6	55	159	59	79	27	41	94	88	18	33	86	133	49
	定温式スポット型感知器	個		9	15	17	11	21	7	12	9	8	14	12	10	9	6	12	12
	煙感知器	個		3	34	92	6	101	36	7	30	8	18	11	54	57	23	11	6
	発信機 P型1級	台		5	7	6	5	10	7	7	5	2	11	9	8	8	11	12	5
	発信機 P型2級	台			2									2					
	音響装置	個		5	10	7	5	10	7	7	5	2	15	9	9	8	11	12	5
	表示灯	灯		5	2			10	7	7	5	2	13	9		8	11	12	5
	常用電源	組		2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	予備電源	組		2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	非常電源	自家発電設備	組					1								1			
非常ベル	操作部(電源部)		組														2		
	起動装置(発信機、押しボタン)		組														2		
	音響装置		組													2			
	表示灯	灯														2			
	増幅器操作部	200W以下	台																
	スピーカー回線		個																
	音量調整器		個																
	起動装置	押しボタン	個																
非常警報設備	起動装置	非常電話	個																
	常用電源		組																
	非常電源		組																
	誘導灯		灯			6	40	1	30		8	6	3		17	2	4		4
	誘導標識		枚	2	15		4	7		16		11	13	2		7	14		6
	はしご	(地上階数3以下の避難はしごの種別は"ロープ又は金属"とする)	建物地上階数6以下	組															
	救助袋(垂直式)		建物地上階数3	組															
			建物地上階数4	組															
排煙設備	救助袋(垂直式)		建物地上階数5	組															
			建物地上階数6	組															
	制御盤		回線	3			18	32	10	2	5		1	1	1	19	20	1	6
	ダンパー		個			6	23	2	8	5			19	6	15	13			7
	排煙口		個												2				3
連結送水管	防火戸ドア式S型	枚	4			7	14	19	8	2		14	27	4	21	21	30		9
	電動シャッター	枚							2	1									27
	加圧送水装置		組																
	操作盤	面																	
	起動用スイッチ	個																	
	表示灯	灯						1											
非常照明装置	表示盤	面																	
	送水口	組						1							4				
	放水口	組							6						32				
	蛍光灯、白熱灯	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
非常電源専用	低圧受電設備	式				1	1	1							1				
	高圧受電設備	300kVA以下	式				1		1										
配線	絶縁抵抗測定及び配線点検	建物単位	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

別添5 消防用設備等保守点検業務 設備一覧表

設備名	種類	分類等	数量	兵庫県															
				兵庫	長田	須磨	神戸	姫路	尼崎	明石	西宮	洲本	芦屋	伊丹	柏原	豊岡	加古川	龍野	西脇
消火器	粉末消火器	加圧式	本	32	14	27	35	35	17	14	25	17	22	24	17	13	20	16	10
	二酸化炭素消火器	10型	本																
	強化液消火器	蓄圧式	本																
屋内消防栓設備	加圧送水装置		組	1			1		1	1	1		1						
	操作盤	面	1			1		1	1	1	1		1						
	消火栓	組	6			9		3	10	3			4						
	起動用スイッチ	個	6			9		3	10	3			4						
	表示灯	灯	6			9		3	10	3			4						
	音響装置	個																	
	表示盤	個	1																
	呼水装置	組	1			1		1	1	1									
	放水試験	式	1			1				1	1		1						
スプリングクラー設備	加圧送水装置		組																
	起動装置		組																
	ヘッド	100個単位	組																
	操作盤	面																	
	流水検知装置	組																	
	表示盤	面																	
	呼水装置	組																	
	送水口	箇所																	
	圧力スイッチ	個																	
不活性ガス消化設備	一斉開放弁	個																	
	手動開放弁	個																	
	消化剤貯蔵容器	二酸化炭素	基																
	容器弁開放器	電磁式	個																
	起動用小容器	個																	
	音響装置	組																	
	運動盤	5回線以下	面																
	表示盤	面																	
	電源装置	組																	
自動火災報知設備	ヘッド	100個単位	組																
	受信機 P型1級		回線	12	6	6	2	17	8	14	14	6	10	10	6	2	2		
	受信機 P型2級		回線					15										3	4
	差動式分布型感知器		個									0							
	差動式スポット型感知器		個	64	45	52		78	61	94	45	34	44	68	28	36	57	39	29
	定温式スポット型感知器		個	5	8	3	53	24	12	13	9	9	7	9	13	8	7	3	11
	煙感知器		個	11	4	4	12	26	8	24	22	4	26	14	27	4	12	4	4
	発信機 P型1級		台	9	3	6	62	12	3	11	5	2	4	6	6	5	6		
	発信機 P型2級		台					6									2	2	
	音響装置		個	10	6	6		13	4	11	6	3	4	7	6	5	6	4	3
	表示灯	灯		9	3	6	10	12	3	11	5	2	4	6	6	5	6	2	2
	常用電源	交流電源	組	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1
	予備電源	蓄電池設備	組	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1
	非常電源	自家発電設備	組					1			1								
非常ベル	操作部(電源部)		組																
	起動装置(発信機、押しボタン)		組																
	音響装置		組																
	表示灯	灯																	
	増幅器操作部	200W以下	台																
	スピーカー回線		個																
	音量調整器		個																
	起動装置	押しボタン	個																
	起動装置	非常電話	個																
非常警報設備	常用電源	組																	
	非常電源	組																	
	誘導灯及び誘導標識		灯			10		4				2		8	1				
	誘導標識	枚	3			6	11		4		1			4	2	3	5		
	避難器具	建物地上階数6以下	組																
	緩降機	建物地上階数3以下	組																
	はしご (地上階数3以下の避難はしごの種別は"ロープ又は金属"とする)	建物地上階数4	組																
		建物地上階数5	組																
		建物地上階数6	組																
排煙設備	救助袋(垂直式)	建物地上階数2	組																
		建物地上階数3	組																
		建物地上階数4	組																
		建物地上階数5	組																
		建物地上階数6	組																
連結送水管	制御盤	回線	8	3		14	1	1	12	5		6	11	19					
	ダンパー	個				21			5				8	8					
	排煙口	個																	
	防火戸 ドア式S型	枚	12	3		6	17	3	12	4		7	8	8					
	電動シャッター	枚	1			6			1	10		1		1					
	加圧送水装置					10													
非常照明装置	操作盤	面																	
	起動用スイッチ	個																	
	表示灯	灯																	
	表示盤	面																	
	送水口	組																	
	放水口	組																	
非常照明装置	蛍光灯、白熱灯	式	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
非常電源専用	低圧受電設備	式					1							1					
高圧受電設備	300kVA以下	式																	
配線	絶縁抵抗測定及び配線点検	建物単位	式	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

別添5 消防用設備等保守点検業務 設備一覧表

設備名	種類	分類等	数量	奈良県							和歌山県					
				三木	社	和田山	柏原	葛城	桜井	吉野	海南	御坊	田辺	新宮	粉河	湯浅
消火器	粉末消火器	加圧式	本	11	11	7	19	16	19	9	8	8	12	10	11	8
	二酸化炭素消火器	10型	本													
	強化液消火器	蓄圧式	本													
屋内消防栓設備	加圧送水装置		組													
	操作盤		面													
	消火栓		組													
	起動用スイッチ		個													
	表示灯		灯													
	音響装置		個													
	表示盤		個													
	呼水装置		組													
	放水試験		式													
スプリンクラー設備	加圧送水装置		組													
	起動装置		組													
	ヘッド	100個単位	組													
	操作盤		面													
	流水検知装置		組													
	表示盤		面													
	呼水装置		組													
	送水口		箇所													
	圧力スイッチ		個													
	一斉開放弁		個													
不活性ガス消化設備	消化剤貯蔵容器	二酸化炭素	基													
	容器弁開放器	電磁式	個													
	起動用小容器		個													
	音響装置		組													
	運動盤	5回線以下	面													
	表示盤		面													
	電源装置		組													
	ヘッド	100個単位	組													
自動火災報知設備	受信機 P型1級		回線	4	5	4	7	1	1	1	0	1	1	1	1	1
	受信機 P型2級		回線								1					1
	差動式分布型感知器		個													
	差動式スポット型感知器		個	34	34	29	29	24	41	42	32	31	31	29	33	34
	定温式スポット型感知器		個	4	5	6	4	7	5	5	4	4	5	4	13	4
	煙感知器		個	5	3	2	7	38	3	8	7	6	4	5	11	5
	発信機 P型1級		台			2	2	3	7	2	2	2	2	2	2	
	発信機 P型2級		台		2						2				2	
	音響装置		個	3	3	3	3	7	3	2	2	2	4	2	6	3
	表示灯		灯	2	2	2	3	7	2	2	2	2	2	2	3	1
	常用電源	交流電源	組	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	予備電源	蓄電池設備	組	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
非常ベル	非常電源	自家発電設備	組													
	操作部(電源部)		組													
	起動装置(発信機、押しボタン)		組													
	音響装置		組													
	表示灯		灯													
	增幅器操作部	200W以下	台													
	スピーカー回線		個													
	音量調整器		個													
非常警報設備	起動装置	押しボタン	個													
	起動装置	非常電話	個													
	常用電源		組													
	非常電源		組													
	誘導灯		灯					6						1		
	誘導標識		枚			5		5		6	12					
	はしご	(地上階数3以下の避難はしごの種別は"ロープ又は金属"とする)	建物地上階数6以下	組												
	救助袋(垂直式)		建物地上階数3	組					1							
排煙設備	緩降機	建物地上階数3以下	組													
		建物地上階数4	組													
		建物地上階数5	組													
		建物地上階数6	組													
		建物地上階数2	組													
連結送水管	建物地上階数3	組														
		建物地上階数4	組													
		建物地上階数5	組													
		建物地上階数6	組													
		建物地上階数3	組													
非常照明装置	送水口	組														
	放水口	組														
	非常照明装置	蛍光灯、白熱灯	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	非常電源専用	低圧受電設備	式													
配線	高圧受電設備	300kVA以下	式													
	絶縁抵抗測定及び配線点検	建物単位	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

別添6 屋上緑化システム保守点検業務 設備一覧表

署名		緑化面積	植栽	灌水システム仕様
大阪府	城東	355m ²	シバザクラ、リュウノヒグ、 フイリヤブラン	株式会社川本製作所製 カワエースディーパー ^{UF2T型}
	住吉	282m ²	シバザ克拉、リュウノヒグ、 フイリヤブラン	National製 TB732101 1回路型
	茨木	130m ²	パンジー、ビオラ、マーガレット、 スペニッシュ・デージー、 スイートピー、ガザニア、フロウソウ、 アジュガ・レプタンス、チューリップ、クローバー、 ノースポール、アリッサム、マツバギク、ローズマリー	自動散水コントローラー ^{グローベン株式会社製} C10SW502
兵庫県	須磨	152m ²	リュウノヒグ、ヤブラン、 ツワブキ	National製 TB732101 1回路型
	神戸	295m ²	シバザ克拉、リュウノヒグ、 フイリヤブラン	株式会社川本製作所製 カワエースディーパー ^{UF2T型}
奈良県	葛城	321m ²	シバザ克拉、ローズマリー、 ラベンダー	株式会社川本製作所製 KAWA太郎 型番09780110

別添7 大阪国税局事務管理課空調機械設備等保守点検及び総合点検業務 設備一覧表

設 備 名 称	数 量	
空調自動制御機器(株山武ビルドシステムカンパニー製)		
・外気処理パッケージ制御	2 set	
・パッケージ台数制御	4 set	
・漏水検知監視	29set	
・自動制御盤	1式	
空冷ヒートポンプエアコン（松下電器産業株製）機器詳細は次葉のとおり		
・CS-P71BF	室内機 室外機	2台 1台
空冷ヒートポンプエアコン（ダイキン工業株製）機器詳細は次葉のとおり		
・DSVP400MR	室内機	4台
・RZCP224MKR	室外機	8台
・DSVP560MR	室内機	13台
・RZCP280MKR	室外機	26台
・SZVYCP224MR	室内機	2台
・RZCP280MR	室外機	2台
・SZVCP560MR	室内機	1台
・RZYCP224M	室外機	2台
・SZVCP450DR	室内機	1台
・RZYCP450DR	室外機	1台
・SZVCP560DR	室内機	2台
・RZYCP560D1R	室外機	2台
・RZYCP560D2R	室外機	2台
・SV160BA	室内機	1台
・RP160AA	室外機	1台
・異常監視（オンライン）	3 set	
滴下浸透気化式加湿器（ウェットマスター株製）		
・WM-VPH0224DA3 (SZVYCP224MRに組込み)	2台	
除湿機（三菱電機株製）		
・KFH-P3A	4台	

別添7 大阪国税局事務管理課空調機械設備等保守点検及び総合点検業務 設備一覧表（次葉）

機器番号	機 器 名 称	系 統 名	型 式	冷房能力 Kw	相当馬力 HP	消費電力 Kw	送 風 機			圧縮機 定格出力 Kw	電源 φ -V	防振	設 置 場 所	数量	機種名	メー カー
							風量 m³/h	場外静圧 Pa	出力 Kw							
ACP-2	空冷ヒートポンプエアコン (室外機)	5階MT保管室系統		14.0		3.70			0.075+0.075	2.9	3-200	B	2階屋外機械置場	1	CS-P71BF	松下電器産業㈱
	空冷ヒートポンプエアコン (室内機) (ツイン)		床置形				1110		0.030			B	MT保管庫	2		
ACP-3	電算機用エアコン (室外機)	5階電算機室系統		40.0	14	11.8			0.75x2	(1.2+4.5) (1.2+4.5)	3-200	A	2階屋外機械置場	8	RZCP224MKR	ダイキン工業㈱
	電算機用エアコン (室内機)		床置形			4.20	14400	150	3.7		3-200	B	5階電算機室 (北)	4	DSVP400MR	
ACP-4	電算機用エアコン (室外機)	4・5階電算機室系統		56.0	20	16.6			0.75x2	(2.7+4.5) (2.7+4.5)	3-200	A	2階屋外機械置場	26	RZCP280MKR	
	電算機用エアコン (室内機)		床置形			5.80	19200	150	7.50		3-200	B	4・5階電算機室 (南)	13	DSVP560MR	
ACP-5	外気処理用空冷ヒートポンプエアコン (室外機)	4・5階電算機室系統		26.8		5.27			0.75	1.2+4.5	3-200	A	2階屋外機械置場	2	RZCP280MR	ダイキン工業㈱
	外気処理用空冷ヒートポンプエアコン (室内機)		床置形			0.98	1160～1420	300	1.50		3-200	B	D・S	2	SZVYCP224MR	
ACP-6	空冷式冷房専用エアコン (室外機)	B1階UPS室系統		56.0		20.1			(0.2+0.14)x2	7.5x2	3-200	A	2階屋外機械置場	2	RZYCP224M	
	空冷式冷房専用エアコン (室内機)		床置形			2.30	9900		3.7		3-200	B	B1階UPS室	1	SZVCP560MR	
PAC-1	空冷ヒートポンプエアコン (室外機)	B1階蓄電池室系統		45.0		15.1				3.9+4.5+4.5	3-200	B	1階屋外機械置場	1	RZYCP450DR	
	空冷ヒートポンプエアコン (室内機)		床置形				7200		2.2		3-200	B	B1階蓄電池室	1	SZVCP450DR	
PAC-2	空冷ヒートポンプエアコン (室外機)	B1階受変配電室系統		56.0		17.3				3.9+4.5+4.9	3-200	B	1階屋外機械置場	2	RZYCP560D1R	
	空冷ヒートポンプエアコン (室外機)	B1階受変配電室系統		56.0		17.3				3.9+4.5+4.9	3-200	B	1階屋外機械置場	2	RZYCP560D2R	
	空冷ヒートポンプエアコン (室内機)		床置形				9900		3.7		3-200	B	B1階受変配電室	2	SZVCP560DR	
-	空冷式冷房専用エアコン (室外機)	B1階UPS室系統		14.0		5.2			0.07+0.07	3.2	3-200	B	地下駐車場スロープ	1	RP160AA	
	空冷式冷房専用エアコン (室内機)		床置形				1980		0.115		3-200	B	B1階UPS室	1	SV160BA	

注記) 防振記号 A : スプリング防振 B : 防振ゴム

別添8 南稅務署電氣機械設備等概要

電気設備(南税務署)

動力盤	35	面	
空調制御盤	14	面	
電灯分電盤	59	面	
照明リモコン盤	4	面	
照明器具	993	台	4 ~ 6 階 676台 ほか不明
外灯設備	3	基	
電気時計(親時計)	1	台	
電気時計(子時計)	61	台	
受変電設備			
配電盤	31	面	
高圧気中負荷開閉器	1	台	L A 内蔵型
取引用計器用変成器	1	台	
真空遮断器	12	台	低サージ
真空開閉器	4	台	
進相コンデンサ	4	台	油入 2台、乾式 2台
配電用変圧器	12	台	モールド
直列リアクトル	4	台	モールド
放電コイル	2	台	
避雷器	6	台	
断路器	1	台	
負荷開閉器	11	台	
電力ヒューズ	25	台	
計器用変圧器	8	台	
計器用変流器	32	台	高压 20台、 低压12台
零相変流器	2	台	
配線用遮断器	97	台	
漏電遮断器	1	台	
過電流継電器	10	台	
地路方向継電器	5	台	
不足電圧継電器	2	台	
過電圧継電器	2	台	
地路過電圧継電器	2	台	
自動力率調整器	2	台	
指示計器等	58	個	
監視制御機器	1	組	

機械設備(南税務署)

直だき吸收冷温水機	2	台	冷凍能力440kw
冷却塔	3	基	開放型 能力871kw 1台は簡易整備
ユニット型空気調和機	2	台	付加：電気集じん器、制御盤電源、加湿器
空気清浄装置	11	台	天吊型8台、卓上型3台
ファンコイルユニット	11	台	床置型
空調用ポンプ(冷温水)	4	台	一次ポンプ 2台、二次ポンプ 2台
空調用ポンプ(冷却水)	2	台	
冷水・温水ヘッター	2	基	地下 1 階 冷水1基、温水1基
膨張タンク(冷水用 温水用)	2	基	塔屋 冷水1基、温水1基
個別空調機	3	台	室内機及び室外機

※直だき吸收冷温水機は機械室に3台設置されているが、稼動しているのは2台である。

給排水衛生機器(共通)

揚水ポンプ	2	台	飲料水用
水中排水ポンプ(汚水用)	2	台	
水中排水ポンプ(雑排水用)	2	台	
水中排水ポンプ(湧水用)	2	台	
高架水槽	1	台	15m ³
受水槽	1	台	18m ³
汚物槽	1	台	6m ³
雑用水槽	1	台	6m ³
湧水槽	1	台	

南税務署受配電設備

1 一般規格

(1) 準拠規格

機器の検査に関して本仕様書に明記されていない事項は、次の規格及び法規に準拠するものとする。

イ 国土交通省大臣官房官庁營繕部監修「公共建築工事標準仕様書(最新版)」

ロ 日本工業規格(JIS)

ハ 電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)

ニ 日本電機工業会規格(JEN)

ホ 電気設備技術基準

ヘ 内線規程

(2) 配電方式

イ 配電

(1) 配電電圧 6600V

(2) 周波数 60Hz

(3) 相線数 3相3線

ロ 制御電源

操作・インターロック DC100V (バッテリー)

盤内照明・コンセント AC100V

(3) 設置場所 屋内

(4) 主回路配線制御配線相色別

イ 主回路・要所にワッペンにて表示(平角導体)

三相回路R・赤 単相回路U・赤

S・白

N・黒

T・青

V・青

ロ 制御回路

一般制御回路・黄

接地線・・・・緑

2 高圧スイッチギア

(1) 形式 屋内用前面保守形金属閉鎖形スイッチギア

(2) 定格 7.2kV 600A(母線電流) 12.5kA 1秒(短時間電流)

(3) 絶縁階級 6号A

(4) 構造仕様 前面水平引出形遮断器

主母線及び分岐導体は銅導帶又は絶縁電線を使用

裸母線碍子支持又は樹脂クリート

(5) 収納機器仕様

イ 高圧真空遮断器

製 造 者 三菱電機
形 式 VF-13VM-CG

ロ 高圧真空開閉器

- ① 製 造 者 三菱電機
形 式 V22-VL-D
② 製 造 者 三菱電機
形 式 VZ2-VE-D

ハ 高圧モールド変圧器（ダイヤル温度計付）

- ① 製 造 者 大阪変圧器
形 式 DMCF-A
相 数 3相
容 量 500KVA
電 壓 6600/210V
種 別 F種
② 製 造 者 大阪変圧器
形 式 DMCF-A
相 数 単相
容 量 100KVA
電 壓 6600/210-105V
種 別 F種
③ 製 造 者 東芝
形 式 RCT-N21
相 数 3相
容 量 100KVA
電 壓 6600/210V
種 別 F種
④ 製 造 者 東芝
形 式 RCT-N21
相 数 3相
容 量 500KVA
電 壓 6600/210V
種 別 F種

ニ 高圧コンデンサー

- ① 製 造 者 日本コンデンサー
容 量 79.8Kvar
電 壓 7,020V
周 波 数 60HZ

② 製造者 日本コンデンサー

容量 106Kvar

電圧 7,020V

周波数 60HZ

ホ 零相電圧検出ユニット

製造者 三菱電機

型式 ZPU-K3

電圧 6.6KV

出力電圧 7V

ヘ 電源切替開閉器 (MAC-DT)

① 製造者 愛知電機

型式 610WN2-3FD

電圧 210V

電流 1000A

② 製造者 愛知電機

型式 68-WNA2-3FP

電圧 210/105V

電流 800A

ト 高圧計器用変流器

仕様 単相モールド形

最高電圧 6.9KV

チ 高圧負荷開閉器

製造者 三菱電機

定格電圧 7.9KV

定格電流 200A

操作 フック棒操作

その他 ヒューズ溶断検出装置付

3 付属品

(1) 6.6kV 遮断器用リフター	1台
(2) 6.6kV 遮断器用投入、引外しハンドル	1式
(3) 6.6kV 遮断器用テストジャンパ	1式
(4) テストプラグ	1台
(5) 検電器 (ネオン式、高圧及び低圧用)	各1台
(6) テスター (デジタル)	1台
(7) メガー (1000V、500V)	各1台
(8) 工具セット (ドライバ、ペンチ、フライヤ等)	1式
(9) 器具収納ロッカー	1組
(10) 補修塗料	1缶

交流無停電電源設備

1 準拠規格

- (1) 国土交通省大臣官房官庁營繕部監修 「公共建築工事標準仕様書(最新版)」
- (2) 日本工業規格(JIS)
- (3) 電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)
- (4) 日本電機工業会規格(JEN)
- (5) 日本蓄電池工業会規格(SBA)
- (6) 消防法

2 受変電設備・交流無停電電源装置仕様

(1) 機器構成

イ 共通

- (1) 高圧引込盤 1面
- (2) 高圧分岐盤 2面
- U P S 装置 (三菱電機 9200型)
 - (1) バイパスL B S 盤 1面
 - (2) バイパス変圧器盤 1面
 - (3) 入力L B S 盤 1面
 - (4) 入力変圧器盤 1面
 - (5) 250kVA U P S 3台
 - (6) 出力切換盤及び保守バイパス盤 3面
 - (7) 出力分岐盤 2面
 - (8) 蓄電池 3組

- ハ U P S 装置 (三社電機製作所 SFST150TG)
 - (1) バイパスL B S 盤 1面
 - (2) バイパス変圧器盤 1面
 - (3) 入力L B S 盤 1面
 - (4) 入力変圧器盤 1面
 - (5) 150kVA U P S 3台
 - (6) 出力切換盤及び保守バイパス盤 1面
 - (7) 蓄電池 3組

(2) システム入出力(定格)

イ U P S 装置 (三菱電機 9200型)

- (1) 入 力 三相3線式 6.6kV 60Hz (高圧引込盤)
- (2) 出 力 三相3線式 200V 60Hz (出力分岐盤)
- (3) 出力容量 500kVA

□ U P S 装置 (三社電機製作所 SFST150TG)

- (1) 入 力 三相3線式 6.6kV 60Hz (高圧引込盤)
- (2) 出 力 三相3線式 200V 60Hz (出力分岐盤)

(b) 出力容量 300kVA

(3) 動作概要

イ U P Sは、常時(商用電源供給時)は直送回路に同期し、三菱電機製U P Sについては250kVA 3台、(株)三社電機製作所製U P Sについては150 kVA 3台による並列運転を行う。ただし、並列冗長運転可能。

ロ U P S入力部整流器は、PWM正弦波コンバータ方式。

ハ 商用電源が瞬停又は停電した場合は、蓄電池によりU P Sを介して負荷へ給電を継続する。また、瞬停又は停電回復時は再び商用電源による運転に切換わる。

ニ 蓄電池による運転可能時間は最低10分間。

ホ 万一、いずれか1台のU P Sに重故障が発生した場合は、故障器を解列し、残りの健全器で運転を継続。

ただし、負荷電流が健全器の供給可能電流を超過する場合は無瞬断でバイパス回路に切り替え。

ヘ 負荷短絡等による過電流発生時は、切換盤にてバイパス回路に無瞬断で切替えて運転を継続し、過電流状態が回復した場合はU P S側からの電源供給に自動的に復帰。

(4) 機器仕様

全てのキャビネット内蔵

イ 高圧負荷遮断器

製造者 三菱電機

形式 VF-13NM-CG

ロ 高圧モールド変圧器(混触防止板 ダイヤル温度計付)

(b) U P S装置(三菱電機 9200型)

製造者 三菱電機

形式 RCT-N21

相数 3相

容量 500KVA

電圧 6600/210V

種別 F種

(b) U P S装置(三社電機製作所 SFST150TG)

製造者 タカオカ化成

形式 MT-WCC-2

相数 3相

容量 300KVA

電圧 6600/200V

種別 F種

ハ 高圧負荷開閉器

定格電圧 7.2KV

ニ 零相電圧検出装置

製造者 三菱電機

- 形 式 ZPU-K3
- ホ 計器用変圧器ユニット (50VA×2台)
- 製 造 者 三菱電機
- 形 式 ZPU-K3
- ヘ 高圧零相変流器
- 製 造 者 三菱電機
- 電 壓 6.9V
- ト 高圧変流器
- 製 造 者 三菱電機
- 電 壓 6.9V
- チ U P S
- (イ) U P S装置 (三菱電機 9200型)
- A 変換方式
- コンバータ(AC/DC)及びインバータ(DC/AC)ともにGRTによるWM制御
- B 入力電圧 製造者標準
- C 出力機能
- 定格負荷容量 250kVA/台
- 交流出力
- 定格 連続定格
- 相数 三相3線
- 電圧精度 定格電圧±7%以内
- 周波数精度 定格周波数±0.1%以内
- 過負荷耐量 110%10分
150%10秒
- 波形ひずみ率 5%以下(線形負荷時)
- 定格負荷力率(負荷力率変動範囲)
- 0.8遅れ(0.7遅れ～1.0)
- 過渡電圧変動 ±10%以内(50%～100%急変)
±10%以内(停電・復電時)
- D 表示機能
- 表示部 液晶
- (ロ) U P S装置 (三社電機製作所 SFST150TG)
- A 変換方式
- コンバータ(AC/DC)及びインバータ(DC/AC)ともにIGBTによるPWM制御
- B 入力電圧 製造者標準
- C 出力機能
- 定格負荷容量 150kVA/台
- 交流出力
- 定格 連続定格

相数	三相 3 線
電圧精度	定格電圧±1%以内
周波数精度	定格周波数±0.01%以内
過負荷耐量	125%10分 150% 1 分
波形ひずみ率	2 %以下(線形負荷時)
定格負荷力率(負荷力率変動範囲)	0.8遅れ(0.7遅れ～1.0)
過渡電圧変動	± 5 %以内(0%～100%急変) ± 2 %以内(停電・復電時)
D 表示機能	
表示部	液晶
リ 並列盤(JEM-1265)	
Mg-C11 以上	1000A 3 台
ヌ 出力切換盤(JEM-1265)	
(イ) UPS 装置 (三菱電機 9200型)	負荷容量500kVAに対応可能な無瞬断切換スイッチ
(ロ) UPS 装置 (三社電機製作所 SFST150TG)	負荷容量300kVAに対応可能な無瞬断切換スイッチ
ル 保守バイパス盤	
MCCB 1600AF	3 台
ヲ 出力分岐盤	
(イ) UPS 装置 (三菱電機 9200型)	MCCB 1600A 1 台
(ロ) UPS 装置 (三社電機製作所 SFST150TG)	MCCB 1000A 1 台
ワ 蓄電池	
(イ) UPS 装置 (三菱電機 9200型)	
A 製造者	日本電池
B 種類	陰極吸収式鉛蓄電池
C 形式	MSEX-500
D 容量	500AH (10時間率) 3 台
電圧	372V
停電補償時間	10分間
負荷容量	250kVA
負荷力率	0.8(遅れ)
温度(最低気温)	5°C
保守率	0.8
E セル数	186セル

F 設置方式	架台搭載式(3架)
(¶) UPS 装置 (三社電機製作所 SFST150TG)	
A 製造者	古河電池
B 種類	陰極吸収式鉛蓄電池
C 形式	MSE-300
D 容量	300AH (10時間率) 3台
電圧	360V
停電補償時間	10分間
負荷容量	150kVA
負荷力率	0.8(遅れ)
温度(最低気温)	5°C
保守率	0.8
E セル数	180セル
F 設置方式	キュービクル収納式(3台)

非常用自家発電設備

1 設備概要

(1) 本設備は停電時の非常用電源として地下1階に自家用発電機設備を設置するもので、共通台床上にガスタービン機関と発電機を直結した発電設備と燃料系統、電気系統の各付属設備により構成されている。

(2) 製造者 形式

ヤンマー株式会社 ガスタービン発電装置 AT1800S × 1500KVA

(3) 概要仕様

イ 用 途	防災一般共用の非常用電源
ロ 定 格	連続
ハ 設置場所	地下1階
ニ 操作電源	DC24V・DC100V
ホ 周囲温度	最低5°C最高40°C
ヘ 周囲湿度	40～80%
ト 冷却方式	自己空冷式
チ 燃料消費量	615L/h
リ 運転方式	
始 動	商用電源停電検出後一定時間経過の後自動始動し、規定電圧確立と定格速度到達を条件に自動及び手動にて電源を供給。
停 止	商用電源復旧後自動及び手動停止。
ヌ 騒 音	低騒音 65dB (機側騒音は85dB)

2 機器製作仕様

(1) 三相交流発電機 (1台)

イ 形 式	開放保護形 (IP20)
ロ 定格出力	1500kVA
ハ 定格電圧	6600V
ニ 定格周波数	60Hz
ホ 相 数	3φ 3W
ヘ 回 転 数	1800rpm
ト 極 数	4極
チ 力 率	0.8 (遅れ)
リ 絶 縁	F種
ヌ 励磁方式	ブラシレス励磁方式
ル 電圧変動率	±3.5%以下 (定格力率において)
ヲ 周波数変動率	±4%以下
ワ 瞬時電圧変動率	±30%以下 (定格電流 遅れ力率0.4投入時)

(2) ガスタービン機関 (1台)

イ 形 式	単純開放サイクル一軸式
ロ 定格出力	1368kW(1860PS)以上
ハ 定格回転数	1800min
ニ 始動方式	電動始動方式 (セルモーター式)
ホ 燃 料	A重油
ヘ 冷却方式	自己空冷式
ト 瞬時負荷耐量	定格負荷の100%の投入が可能なこと。

(3) 付属装置

イ 燃料小出稽	容量950L×1基 鋼板製角形 (架台共) フロートスイッチ (警報用・ポンプ発停用)
ロ 燃料移送ポンプ	0.75kW (ポンプは1階ポンプカバー内に設置)
ハ 燃料返油ポンプ	1.5kW (ポンプは地階発電機室内に設置)
ニ 排気消音器	騒音は排気出口 1mで60dB (A) 以下 (鋼板製)
ホ 主燃料槽	円筒型鋼板製地下タンク 1000LX 1基 (既設) マンホール、検知管、除水器等
ヘ 自動始動盤	鋼板製屋内閉鎖自立形 1面 補機制御回路付 (エンジン補機等)
ト 発電機盤	鋼板製屋内閉鎖自立形 1面 遮断器・AVR回路含む
チ 始動用直流電源盤	鋼板製屋内閉鎖自立形1面 始動用蓄電池 (DC60V MSE-600AH) 又は (DC24V MSE-600AH×2)

(4) その他

イ 計 器 類	交流電圧計、交流電流計、周波数計、電力計、力率計、 回転計、排気温度計、積算時間計
ロ 保安装置	

昇降機設備(共通)

1	設置台数	2 台
2	メーカー名	日本オーチス・エレベータ株
3	型式等	56SA3321・56SA3322
4	設置年月	平成 9 年 2 月
5	停止階床数	8 階
6	積載量	1 0 0 0 k g
7	速度	1 0 5 m/分
8	身体障害者用 (該当の有無)	○
9	遠隔点検機能 (該当の有無)	—
10	付加装置 (該当の有無等)	
	① 地震時管制運転装置	精密級
	② 火災時管制運転装置	○
	③ 自家発管制運転装置	—
	④ 停電時自動着床装置	ロープ式
	⑤ オートアナウンス装置	○
	⑥ 故障自動通報システム	—
	⑦ 普通群管理方式	—
	⑧ 高級管理方式	—
11	機械室の有無	有

※ エレベータ保守点検は別途契約

消防用設備(共通)

設備名	種類	分類等	数量	設備名	種類	分類等	数量
消火器	粉末消火器	加圧式	46 本	非常ベル	操作部(電源部)		組
	二酸化炭素消火器	10型	13 本		起動装置(発信機、押しボタン)		組
	ハロン消火器	小型	本		音響装置		組
屋内消火栓設備	加圧送水装置		1 組		表示灯		灯
	操作盤		1 面	非常警報設備	増幅器操作部	200W以下	1 台
	消火栓		16 組		自火報連動加算		台
	起動用スイッチ		16 個		スピーカー回線		56 個
	表示灯		16 灯		音量調整器		個
	音響装置		個		起動装置	押しボタン	21 個
	表示盤		個		起動装置	非常電話	個
	呼水装置		1 組		常用電源		組
	放水試験		式		非常電源		組
	加圧送水装置		1 組	誘導灯及び誘導標識	誘導灯		30 灯
スプリンクラー設備	起動装置		1 組		誘導標識		7 枚
	ヘッド	100個単位	2 組	避難器具	緩衝機	建物地上階数6以下	組
	操作盤		1 面			建物地上階数3以下	組
	流水検知装置		1 組			建物地上階数4	組
	表示盤		1 面			建物地上階数5	組
	呼水装置		1 組			建物地上階数6	組
	送水口		1 管所		はしご (地上階数3以下の避難はしごの種別は"ロープ又は金属"とする)	建物地上階数2	組
	圧力スイッチ		1 個			建物地上階数3	組
	一斉開放弁		個			建物地上階数4	組
	手動開放弁		個			建物地上階数5	組
不活性ガス消化設備	消化剤貯蔵容器	二酸化炭素	58 基	救助袋(垂直式)	建物地上階数6	建物地上階数6	組
	容器弁開放器	電磁式	7 個			建物地上階数3	組
	起動用小容器		7 個			建物地上階数4	組
	音響装置		11 組			建物地上階数5	組
	連動盤	5回線以下	1 面			建物地上階数6	組
	表示盤		1 面		救助袋(垂直式)	40 回線	
	電源装置		1 組			23 個	
	ヘッド	100個単位	1 組			個	
自動火災報知設備	受信機 P型 1級		28 回線	排煙設備	制御盤		
	受信機 P型 2級		回線		ダンパー		
	差動式分布型感知器		個		排煙口		
	差動式スポット型感知器		162 個		防火戸 ドア式 S型		14 枚
	定温式スポット型感知器		21 個		電動シャッター		枚
	煙感知器		94 個		加圧送水装置		組
	発信機 P型 1級		16 個		操作盤		面
	発信機 P型 2級		個		起動用スイッチ		個
	音響装置		16 個	連結送水管	表示灯		1 灯
	表示灯		17 灯		表示盤		面
	常用電源	交流電源	1 組		送水口		1 組
	予備電源	蓄電池設備	1 組		放水口		6 組
	非常電源	自家発電設備	1 組		非常照明装置	蛍光灯、白熱灯	1 式
					非常電源専用	低圧受電設備	1 式
						高圧受電設備	300kVA以下
					配線	絶縁抵抗測定及び配線	建物単位
							1 式

消火システム NN100
全域放出方式消火剤量計算書

区画番号		①	②	③	④	5-1	5-2	⑤	6-1	6-2	⑥	7-1	7-2	⑦
区画名		B1F 蓄電池室	B1F 自家発電機室	B1F UPS室	B1F 電気室	4F 電算機室 (室内)	4F 電算機室 (床下)	4F 電算機室 (合計)	5F 電算機室1 (室内)	5F 電算機室1 (床下)	5F 電算機室1 (合計)	5F 電算機室2 (室内)	5F 電算機室2 (床下)	5F 電算機室2 (合計)
面積 (m ²)	34.0	119.0	61.5	247.4	741.8	762.8	—	354.5	362.6	—	—	—	—	297.6
体積 (m ³)	143	488	259	1126	1818	382	2200	887	146	1033	744	120	864	
係数 (m ³ /m ³)	0.52	0.52	0.52	0.52	0.52	0.52	—	0.52	0.52	—	0.52	0.52	0.52	—
消火剤量 (m ³)	74.4	253.8	134.7	585.6	945.4	198.7	1144.1	461.3	76.0	537.3	386.9	62.4	449.3	
放出時間 (min)	1	1	1	1	1	1	—	1	1	—	1	1	1	—
20.3m ³ /83L容器 (本)	4	13	7	29	—	—	57	—	—	27	—	—	—	23
主管の呼び径 (A)	25	50	32	65	—	—	100	—	—	65	—	—	—	65
噴射ヘッド	型式	25ZMT	32ZMT	25ZMT	32ZMT	25PN	20ZMT	—	25PN	20ZMT	—	32PN	20ZMT	—
	個数	1	3	2	5	16	10	—	8	4	—	5	3	—
設定耐圧強度 (Pa)	2000	2000	2000	2000	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800
避圧口面積 (ダクト0mの場合) (cm ²)	357	1217	647	2810	7168	1509	8677	3500	578	4077	2934	474	3407	
避圧口面積 (ダクトで30m引く場合) (cm ²)	708	2130	1197	4638	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

空調機器表

機器番号	機器名称	系統名	型式	冷房能力 Kw	暖房能力 Kw	相当馬力 HP	消費電力 Kw	送風機			圧縮機 定格出力 Kw	電源 φ -V	付属品						防振	設置場所	数量	備考	
								風量 m ³ /h	場外静圧 Pa	出力 Kw			リモコン スイッチ	化粧 パネル	吸込 パネル	加湿器	フィル ター	ドレン アップ メカ	プレナ ム室				
BM-1	ビル用マルチエアコン（室外機）	B1・1階系統		28.0	31.5	10	9.06			0.75	2.7+4.5	3-200								A	2階屋外機械置場	1	
BM-1-1	ビル用マルチエアコン（室内機）		2方向カセット型	7.1	8.0		0.137	990		0.030		1-200	○	○			○	○			1階打合室	1	
BM-1-2	ビル用マルチエアコン（室内機）		2方向カセット型	14.0	16.0		0.124	1800		0.120		1-200	○	○			○	○			B1階データー発送室	1	
BM-2	ビル用マルチエアコン（室外機）	3階系統		45.0	50.0	16	15.9			0.75	3.0+4.5+4.5	3-200								A	2階屋外機械置場	1	
BM-2-1	ビル用マルチエアコン（室内機）		4方向カセット型	4.5	5.0		0.046	900		0.030		1-200	○	○			○	○			スケジューリング室	1	
BM-2-2	ビル用マルチエアコン（室内機）		4方向カセット型	5.6	6.3		0.050	960		0.030		1-200	○	○			○	○			男・女子休憩室	2	
BM-2-3	ビル用マルチエアコン（室内機）		4方向カセット型	7.1	8.0		0.065	1110		0.030		1-200	○	○			○	○			研修機材室	1	
BM-2-4	ビル用マルチエアコン（室内機）		4方向カセット型	14.0	16.0		0.124	1800		0.120		1-200	○	○			○	○			打合室	1	
BM-3	ビル用マルチエアコン（室外機）	4階系統(打合室)		22.4	25.0	8	5.28			0.75	0.7+4.5	3-200								A	2階屋外機械置場	1	
BM-3-1	ビル用マルチエアコン（室内機）		4方向カセット型	9.0	10.0		0.092	1260		0.030		1-200	○	○			○	○			4階打合室	2	
BM-4	ビル用マルチエアコン（室外機）	4階系統		28.0	31.5	10	9.06			0.75	2.7+4.5	3-200								A	2階屋外機械置場	1	
BM-4-1	ビル用マルチエアコン（室内機）		2方向カセット型	3.6	4.0		0.083	540		0.015		1-200	○	○			○	○			4階OP控・保守要員室	2	
BM-4-2	ビル用マルチエアコン（室内機）		4方向カセット型	7.1	8.0		0.065	1110		0.030		1-200	○	○			○	○			5階仕分室	2	
BM-5	ビル用マルチエアコン（室外機）	6階系統		45.0	50.0	16	15.9			0.75	3.0+4.5+4.5	3-200								A	2階屋外機械置場	1	
BM-5-1	ビル用マルチエアコン（室内機）		2方向カセット型	2.2	2.5		0.078	420		0.010		1-200	○	○			○	○			警備室	1	
BM-5-2	ビル用マルチエアコン（室内機）		2方向カセット型	2.8	3.2		0.083	540		0.015		1-200	○	○			○	○			仮眠室	1	
BM-5-3	ビル用マルチエアコン（室内機）		2方向カセット型	9.0	10.0		0.194	1560		0.050		1-200	○	○			○	○			喫煙室	1	
BM-5-4	ビル用マルチエアコン（室内機）		4方向カセット型	2.8	3.2		0.042	780		0.030		1-200	○	○			○	○			SECE控室	3	
BM-5-5	ビル用マルチエアコン（室内機）		4方向カセット型	3.6	4.0		0.042	780		0.030		1-200	○	○			○	○			ハイテク調査控室	1	
BM-5-6	ビル用マルチエアコン（室内機）		4方向カセット型	5.6	6.3		0.050	960		0.030		1-200	○	○			○	○			SECE控室	1	
BM-6	ビル用マルチエアコン（室外機）	6階系統		61.5	69.0	22	19.6			0.75x2 ^{(2.7+4.5) (4.2+4.5)}	3-200								A	2階屋外機械置場	1		
BM-6-1	ビル用マルチエアコン（室内機）		4方向カセット型	7.1	8.0		0.065	1110		0.030		1-200	○	○			○	○			応接室	1	
BM-6-2	ビル用マルチエアコン（室内機）		4方向カセット型	9.0	10.0		0.092	1200		0.030		1-200	○	○			○	○			打合室	1	
BM-6-3	ビル用マルチエアコン（室内機）		4方向カセット型	14.0	16.0		0.124	1800		0.120		1-200	○	○			○	○			局OA会議室	3	
BM-7	ビル用マルチエアコン（室外機）	6階系統		73.0	81.5	26	24.5			0.75x2 ^{(2.7+4.5) (3.0+4.2+4.5)}	3-200								A	2階屋外機械置場	1		

機器番号	機器名称	系統名	型式	冷房能力 Kw	暖房能力 Kw	相当馬力 HP	消費電力 Kw	送風機			圧縮機 定格出力 Kw	電 流 φ -V	付属品						防振	設置場所	数量	備考		
								風量 m ³ /h	場外静圧 Pa	出力 Kw			リモコン スイッチ	化粧 パネル	吸込 パネル	加湿器	フィル ター	ドレン アップ メカ	プレナ ム室					
BM-7-1	ビル用マルチエアコン（室内機）		4方向カセット型	11.2	12.5		0.093	1560		0.120		I-200	○	○			○	○			事務室・応接室	6		
ACP-1	空冷ヒートポンプエアコン（室外機）	3階研修機械室系統		7.1	8.0		1.80			0.075	1.8	3-200									B	2階屋外機械置場	1	
	空冷ヒートポンプエアコン（室内機）		4方向カセット型					1110		0.030			○	○			○	○			KSK事務機械室	1		
ACP-2	空冷ヒートポンプエアコン（室外機）	5階MT保管室系統		14.0	16.0		3.70			0.075+0.075	2.9	3-200									B	2階屋外機械置場	1	
	空冷ヒートポンプエアコン（室内機） (ツイン)		床置形					1110		0.030			○	○			○	○			MT保管庫	2		
ACP-3	電算機用エアコン（室外機）	5階電算機室系統		40.0		14	11.8			0.75x2 (1.2+4.5) (1.2+4.5)	3-200									A	2階屋外機械置場	4		
	電算機用エアコン（室内機）		床置形				4.20	14400	150	3.7		3-200					○(中性能)				B	5階電算機室(北)	4	電算機エアコン室内機架台共
ACP-4	電算機用エアコン（室外機）	4・5階電算機室系統		56.0		20	16.6			0.75x2 (2.7+4.5) (2.7+4.5)	3-200									A	2階屋外機械置場	13		
	電算機用エアコン（室内機）		床置形				5.80	19200	150	7.50		3-200					○(中性能)				B	4・5階電算機室(南)	13	電算機エアコン室内機架台共
ACP-5	外気処理用空冷ヒートポンプエアコン (室外機)	4・5階電算機室系統		26.8	22.4		5.27			0.75	1.2+4.5	3-200									A	2階屋外機械置場	2	エアコン室内機架台共
	外気処理用空冷ヒートポンプエアコン (室内機)		床置形				0.98	1160～1420	300	1.50		3-200				○	○				B	D-S	2	蒸発皿式加湿器 (有効加湿量9.0kg/h)
ACP-6	空冷式冷房専用エアコン（室外機）	B1階UPS室系統		56.0		20	20.1			(0.2+0.14)x2	7.5x2	3-200									A	2階屋外機械置場	1	
	空冷式冷房専用エアコン（室内機）		床置形				2.30	9900		3.7		3-200				○	○				B	B1階UPS室	1	エアコン室内機架台共
-	空冷式冷房専用エアコン（室外機）	B1階UPS室系統		14.0			5.20			0.07+0.07	3.2	3-200									B	地下駐車場スロープ	1	
	空冷式冷房専用エアコン（室内機）		床置形					1980		0.1		3-200									B	B1階UPS室	1	
PAC-1	空冷ヒートポンプエアコン（室外機）	B1階蓄電池室系統		45.0			15.1				3.9+4.5+4.5	3-200									B	1階屋外機械置場	1	
	空冷ヒートポンプエアコン（室内機）		床置形					7200		2.2		3-200									B	B1階蓄電池室	1	
PAC-2	空冷ヒートポンプエアコン（室外機）	B1階受変配電室系統		56.0			17.3				3.9+4.5+4.9	3-200									B	1階屋外機械置場	4	
	空冷ヒートポンプエアコン（室内機）		床置形					9900		3.7		3-200									B	B1階受変配電室	2	

注記) 1. 防振記号 A:スプリング防振 B:防振ゴム C:防振パッド

4. 新冷媒及び「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」適用品

7. フィルター予備は50%。

2. 能力はJIS条件時能力を示す。

5. リモコンスイッチはワイヤードリモコンとし、各室(各グループ)毎1個。

8. 室外機本体への下部ドレンパンを標準装備。

3. 電気容量は参考値。(電源周波数 60Hz)

6. 特記無きフィルターはロングライフィルター。

全熱交換型換気扇

機器番号	機器名	形 式	サイズ	風量 m³/h	機外静圧 Pa	電気容量			防振	数量
						W	V	Φ		
HEF-1	全熱交換型換気扇	天井カセット型(インテリアタイプ)	100Φ	30	60	31	100	1	D	1
HEF-2	全熱交換型換気扇	天井カセット型(インテリアタイプ)	100Φ	60	60	49	100	1	D	4
HEF-3	全熱交換型換気扇	天井カセット型(インテリアタイプ)	100Φ	90	60	49	100	1	D	2
HEF-4	全熱交換型換気扇	天井カセット型(インテリアタイプ)	150Φ	150	60	100	100	1	D	1
HEF-5	全熱交換型換気扇	天井インペイ型	200Φ	430	100	247	100	1	D	2
HEF-6	全熱交換型換気扇	天井インペイ型	200Φ	630	100	450	100	1	D	4
HEF-既設	全熱交換型換気扇	天井インペイ型	200Φ	430	100	315	100	1	D	2

注 記) 1. 防振記号 A:スプリング防振架台 B:防振ゴム C:防振パット D:防振吊金物
 2. 全熱交換器スイッチは普通換気回路付。

給排気ファン他

機器番号	機器名	形 式	サ イ ズ	風量 m ³ /h	機外静圧 Pa	電気容量			防振	系 統	数 量
						Kw	V	φ			
VF-1	天 井 扇	低騒音型・プラスチックタイプ	100φ	20	60	8.5W	100	1	—	3階シャワーユニット	2
VF-3	天 井 扇	低騒音型・大風量形	150φ	600	30	102W	100	1	—	6階喫煙室(1)	1
VF-4	天 井 扇	低騒音型・特大風量形	150φ	670	30	132W	100	1	—	1階喫煙室	1
SF-2	給気ファン	片吸込シロッコ、床置形	#2 1/2	6500	300	2.2	200	3	A	各階給気	1
SF-4	給気ファン	片吸込シロッコ、天吊形	#1 1/4	1600	300	0.75	200	3	A	B1階蓄電池室	1
SF-5	給気ファン	片吸込シロッコ、天吊形	#1 1/4	1500	300	0.4	200	3	A	B1階UPS室	1
SF-6	給気ファン	片吸込シロッコ、天吊形	#4 1/2	20000	300	7.5	200	3	A	B1階電気室	1
EF-1	排気ファン	片吸込シロッコ、天吊形	#2	5000	250	1.5	200	3	A	EV機械室	1
EF-2	排気ファン	片吸込シロッコ、床置形	#3 1/2	15300	300	5.5	200	3	A	電算機室排気	1
EF-4	排気ファン	片吸込シロッコ、天吊形	#1 1/4	1600	300	0.75	200	3	A	B1階蓄電池室	1
EF-5	排気ファン	片吸込シロッコ、天吊形	#1 1/4	1500	300	0.4	200	3	A	B1階UPS室	1
EF-6	排気ファン	片吸込シロッコ、天吊形	#4 1/2	20000	300	7.5	200	3	A	B1階電気室	1

注 記) 防振記号 A:スプリング防振架台 B:防振ゴム C:防振パット D:防振吊金物

衛生機器表

記号	名称	仕 様	電気容量	台数	備 考
GH 32	ガス給湯器	型 式 屋内壁掛設置FF形	1φ - 100V	1	
		能 力 2.5~32号	180W		
		付 属 品 メインリモコン、給排気筒トップ			

中央監視機器機能表

記号	名称	概要	参考仕様
MCU	中央処理装置	システム全体の管理及び下記の周辺装置への入出力を統括管理する。	主処理装置 : 32ビットCPU 主記憶容量 : 128メガバイト以上 最大管理点数 : 500点 補助記憶装置 磁気ディスク(HDD) : 6ギガバイト以上(フォーマット時) フロッピーディスク(FDD) : 1.44メガバイト 3.5型 電源 : AC100V±10%, 60Hz, 400VA
LCD	液晶ディスプレイ	表示の中心となるユニットで、各種のリストやグラフの表示を行う。 又、マルチウィンドウ表示により複数のグラフ、データの同時表示を行う。	画面サイズ : 15型 表示色 : 32色以上 表示文字 : 英数文字、カナ、ひらがな、漢字(JIS第1、第2水準) 解像度 : 1024×768ドット キーボード : JISキーボード 表示画面 : マルチウィンドウ表示 マウス : 機械式 グラフィック画面枚数 : 20枚程度
KB	キーボード	JISキーボード部から構成されている。	
MS	マウス	画面の選択及び操作を行う。	
PRT	プリンタ	1) 各種メッセージデータ記録を蓄積し印字する。 警報時には赤、復帰時には青印字で識別する。 1. 警報の印字(アドレス、時刻、名称、データ、単位、種別) 2. 正常復帰の印字 3. 手動操作記録 2) 各種データを一覧形式で印字する。 1. 定時自動日報作成／定日自動月報作成／定月年報作成 2. 各種一覧リスト 警報一覧、状態一覧、計測点一覧、未確認警報一覧、運転／停止中機器一覧	印字方式 : インクジェット方式 印字色 : 256色 印字用紙巾 : A4普通紙 電源 : AC100V±10%, 60Hz
R-ANN	リモートアンシエータ	発停・状態・警報点の状態を遠隔にて常時表示する。 発停点の個別手動発停を行う。	操作部 : 起動／停止、ランプテスト等 表示点数 : 192点 常時表示灯 : LED、2灯(赤、緑)／点
RS	端末通信装置	現場に設置して中央監視装置とデータ通信を行う。 端末通信装置と各入出力点数は個別記録する。	入出力点数 : 中央管理点入出力一覧表参照 電源 : AC100／200V±10%, 60Hz
SCM	サブコントローラマスター	中央監視装置と連携し、DDCV, DDCF(VAV, FCUコントローラ)の管理を行う。	接続可能台数 : 50台／SCM 電源 : AC24V±15%, 60Hz
UPS (簡易型)	無停電電源装置	中央監視装置及び必要な端末伝送装置に無停電電源を供給する。	入力 : AC/GC100V 10A 出力 : AC100V 10A バッテリー動作時間 : 10分 バッテリー種類 : 小型シール鉛蓄電池 給電方式 : 常時インバータ方式
	伝送線1、2	中央監視装置と端末通信装置、コントローラ間のデータ通信を行う。 -170-	233 / 255

中央管理点入出力一覧表(1)

注) ○はR-ANNに表示

記号	名 称	リモート盤	動 力 盤・制 御 盤 他	発停 状態 故障	発停 状態	切換	設定	状態 故障	状態	故障 or 警報	計 测 入 力			計量	備 考
											温度	湿度	その他		
	受変電設備 高圧故障	既設空調監視盤	既設受電・発電機盤							①					
	受変電設備 低圧故障	既設空調監視盤	既設受電・発電機盤							①					
	発電機 運転	既設空調監視盤	既設受電・発電機盤					1							
	発電機 重故障	既設空調監視盤	既設受電・発電機盤							①					
	発電機 軽故障	既設空調監視盤	既設受電・発電機盤							①					
	UPS 運転	既設空調監視盤	既設受電・発電機盤					1							
	UPS 故障	既設空調監視盤	既設受電・発電機盤							①					
	直流電源装置 故障	既設空調監視盤	既設受電・発電機盤							①					
	WHM BP-3 (税)	既設空調監視盤	既設受電・発電機盤											1	
	WHM BP-4 (電)	既設空調監視盤	既設受電・発電機盤											1	
	WHM 3P-1 (電)	既設空調監視盤	既設受電・発電機盤											1	
	WHM 3P-2 (電) 5P-1 (電)	既設空調監視盤	既設受電・発電機盤											1	
	WHM エレベータ (共)	既設空調監視盤	既設受電・発電機盤											1	
	WHM 1L-S、N	既設空調監視盤	既設受電・発電機盤											1	
	WHM 4L-S、N	既設空調監視盤	既設受電・発電機盤											1	
	WHM 2L-S、N	既設空調監視盤	既設受電・発電機盤											1	
	WHM 3L-S、N	既設空調監視盤	既設受電・発電機盤											1	
	WHM 5L-S、N	既設空調監視盤	既設受電・発電機盤											1	
	WHM 1P-1	既設空調監視盤	既設受電・発電機盤											1	
	WHM 1P-2	既設空調監視盤	既設受電・発電機盤											1	
	WHM UPS	既設空調監視盤	既設受電・発電機盤											1	
	WHM UPS(予備)	既設空調監視盤	既設受電・発電機盤											1	
	WHM 電算空調	既設空調監視盤	既設受電・発電機盤											1	
	WHM 防災負荷	既設空調監視盤	既設受電・発電機盤											1	

記号	名 称	リモート盤	動 力 盘・制 御 盘 他	発停 状態 故障	発停 状態	切換	設定	状態 故障	状態	故障 or 警報	計 测 入 力			計量	備 考
											温 度	湿 度	その 他		
	WHM 予備	既設空調監視盤	既設受電・発電機盤												1
	WHM 予備	既設空調監視盤	既設受電・発電機盤												1
	AC-1空調機 故障	既設空調監視盤	既設動力監視盤							①					
	AC-1空調機 ロールフィルター巻取完了	既設空調監視盤	既設動力監視盤							①					
	AC-3空調機 故障	既設空調監視盤	既設動力監視盤							①					
	AC-3空調機 ロールフィルター巻取完了	既設空調監視盤	既設動力監視盤							①					
	高架水槽 満水	既設空調監視盤	既設動力監視盤							①					
	高架水槽 減水	既設空調監視盤	既設動力監視盤							①					
	交換機 電源異常	既設空調監視盤	既設動力監視盤							①					
	受水槽 満水	既設空調監視盤	既設動力監視盤							①					
	受水槽 減水	既設空調監視盤	既設動力監視盤							①					
	汚物槽 満水	既設空調監視盤	既設動力監視盤							①					
	給水加圧ポンプ 故障	既設空調監視盤	既設動力監視盤							①					
	雑用水槽 満水	既設空調監視盤	既設動力監視盤							①					
	BP-5 故障	既設空調監視盤	既設動力監視盤							①					
	湧水槽 満水	既設空調監視盤	既設動力監視盤							①					
	消火充水槽 満水	既設空調監視盤	既設動力監視盤							①					
	消火充水槽 減水	既設空調監視盤	既設動力監視盤							①					
	AC-1空調機	既設空調監視盤	既設動力監視盤	1											
	AC-3空調機	既設空調監視盤	既設動力監視盤	1											
	揚水ポンプ1号	既設空調監視盤	既設動力監視盤						1						
	揚水ポンプ2号	既設空調監視盤	既設動力監視盤						1						
	汚水水中ポンプ1号	既設空調監視盤	既設動力監視盤						1						
	汚水水中ポンプ2号	既設空調監視盤	既設動力監視盤						1						
	雑排水水中ポンプ1号	既設空調監視盤	既設動力監視盤						1						

記号	名 称	リモート盤	動 力 盤・制 御 盤 他	発停 状態 故障	発停 状態	切換	設定	状態 故障	状態	故障 or 警報	計 测 入 力			計量	備 考
											温 度	湿 度	その 他		
	雑排水水中ポンプ2号	既設空調監視盤	既設動力監視盤					1							
	湧水中ポンプ1号	既設空調監視盤	既設動力監視盤					1							
	湧水中ポンプ2号	既設空調監視盤	既設動力監視盤					1							
	電気室 排気ファン	既設空調監視盤	既設動力監視盤		1										
	電気室 給気ファン	既設空調監視盤	既設動力監視盤					1							
	機械室 排気ファン	既設空調監視盤	既設動力監視盤		1										
	機械室 給気ファン	既設空調監視盤	既設動力監視盤					1							
	便所 排気ファン	既設空調監視盤	既設動力監視盤		1										
	湯沸室 排気ファン	既設空調監視盤	既設動力監視盤		1										
	会議室 排気ファン	既設空調監視盤	既設動力監視盤		1										
	エレベータ機械室 有圧扇	5RS-1	P-P3-2N				①								
	厨房 排気ファン	既設空調監視盤	既設動力監視盤					1							
	冷温水一次ポンプ No.1	既設空調監視盤	既設動力監視盤					1							
	冷却水ポンプ No.1	既設空調監視盤	既設動力監視盤					1							
	冷却塔 No.1	既設空調監視盤	既設動力監視盤					1							
	冷温水一次ポンプ No.2	既設空調監視盤	既設動力監視盤					1							
	冷却水ポンプ No.2	既設空調監視盤	既設動力監視盤					1							
	冷却塔 No.2	既設空調監視盤	既設動力監視盤					1							
	冷温水一次ポンプ No.3	既設空調監視盤	既設動力監視盤					1							
	冷却水ポンプ No.3	既設空調監視盤	既設動力監視盤					1							
	冷却塔 No.3	既設空調監視盤	既設動力監視盤					1							
	給水加圧ポンプ 状態	既設空調監視盤	既設動力監視盤					1							
	群発停	既設空調監視盤	既設動力監視盤		1										
	システム運転 No.1	既設空調監視盤	既設動力監視盤		1										
	システム運転 No.2	既設空調監視盤	既設動力監視盤		1										

記号	名 称	リモート盤	動 力 盤 ・ 制 御 盤 他	発停 状態 故障	発停 状態	切換	設定	状態 故障	状態	故障 or 警報	計 测 入 力			計量	備 考
											温度	湿度	その他		
	システム運転 No.3	既設空調監視盤	既設動力監視盤		1										
	AC-4 冷温水ポンプ	既設空調監視盤	既設動力監視盤		1										
	AC-1、3 冷温水ポンプ	既設空調監視盤	既設動力監視盤		1										
	新鮮空気 給気ファン	既設空調監視盤	既設動力監視盤		1										
	BP-2N 盤一括故障	既設空調監視盤	BP-2N							①					将来用
SF-3	発電機室 給気ファン	既設空調監視盤	BP-2N					①							故障のみR-ANNに表示
EF-3	発電機室 排気ファン	既設空調監視盤	BP-2N					①							故障のみR-ANNに表示
	BP-1N 盤一括故障	既設空調監視盤	BP-1N							①					将来用
SF-5	UPS室 給気ファン	既設空調監視盤	BP-1N					①							故障のみR-ANNに表示
EF-5	UPS室 排気ファン	既設空調監視盤	BP-1N	①											故障のみR-ANNに表示
SF-4	蓄電池室 給気ファン	既設空調監視盤	BP-1N					①							故障のみR-ANNに表示
EF-4	蓄電池室 排気ファン	既設空調監視盤	BP-1N	①											故障のみR-ANNに表示
	1P-1 盤一括故障	既設空調監視盤	1P-1							①					
	1P-2 盤一括故障	既設空調監視盤	1P-2							①					
BM-1~5	ビル用マルチエアコン 一括停止	既設空調監視盤	集中コントローラ		1										
ACP-6	冷房専用エアコン	既設空調監視盤	機側盤	①											故障のみR-ANNに表示
	4P-1 盤一括故障	4RS-1	4P-1							①					
	4P-2 盤一括故障	4RS-1	4P-2							①					
ACP-5	外気処理用空冷ヒートポンプエアコン	4RS-1	機側盤	①											故障のみR-ANNに表示
	温度計測	4RS-1	—							3					
	湿度計測	4RS-1	—								1				
	冷暖切替	4RS-1	—			1									
	電算機用エアコン(A)群発停	4RS-1	—		1										
	状態・故障	4RS-1	—					④							故障のみR-ANNに表示
	電算機用エアコン(B)群発停	4RS-1	—		1										

記号	名 称	リモート盤	動 力 盤 ・ 制 御 盤 他	発停 状態 故障	発停 状態	切換	設定	状態 故障	状態	故障 or 警報	計 测 入 力			計量	備 考
											温度	湿度	その他		
	状態・故障	4RS-1	—					⑥							故障のみR-ANNIに表示
4L-H1	電算用分電盤故障	4RS-1	4L-H1							①					
4L-N1	電算用分電盤故障	4RS-1	4L-N1							①					
4L-I1	電算用分電盤故障	4RS-1	4L-I1							①					
	漏水監視	4RS-1	—							⑯					
	B1F漏水監視	既設空調監視盤	—							①					
	5P-1 盤一括故障	5RS-1	5P-1							①					
	5P-2 盤一括故障	5RS-1	5P-2							①					
	P-P3-2N 盤一括故障	5RS-1	P-P3-2N							①					将来用
EF-2	地階窒素ガス消火 排気ファン	既設空調監視盤	既設動力監視盤	1											
SF-2	各階給気ファン	既設空調監視盤	既設動力監視盤	1											
ACP-5	外気処理用空冷ヒートポンプエアコン	5RS-1	機側盤	①											故障のみR-ANNIに表示
	温度計測	5RS-1	—							3					
	湿度計測	5RS-1	—							2					
	冷暖切替	5RS-1	—			1									

中央管理点入出力一覧表(2)

注) ○はR-ANNに表示

記号	名 称	リモート盤	動 力 盤・制 御 盤 他	発停 状態 故障	発停 状態	切換	設定	状態 故障	状態	故障 or 警報	計測入力			計量	備 考	
											温度	湿度	その他	φ		
	電算機用エアコン(A)群発停	5RS-1	—		1											
	状態・故障	5RS-1	—					④							故障のみR-ANNに表示	
	電算機用エアコン(A)群発停	5RS-1	—		1											
	状態・故障	5RS-1	—					③							故障のみR-ANNに表示	
	漏水監視	5RS-1							⑯							
5L-H1	電算用分電盤故障	5RS-1	5L-H1							①						
5L-H2	電算用分電盤故障	5RS-1	5L-H2							①						
5L-N1	電算用分電盤故障	5RS-1	5L-N1							①						
5L-I1	電算用分電盤故障	5RS-1	5L-I1							①						
ACU-1	外気温度	B1CP-1	—							1					既設データ収集システムより	
	外気湿度	B1CP-1	—								1				既設データ収集システムより	
	ダンパ開度	B1CP-1	—									1			既設データ収集システムより	
	室内温度（1F）	B1CP-1	—							1					既設データ収集システムより	
	室内湿度（1F）	B1CP-1	—								1				既設データ収集システムより	
	CO2濃度（1F）	B1CP-1	—									1			既設データ収集システムより	
	室内温度（2F）	B1CP-1	—							1					既設データ収集システムより	
	室内湿度（2F）	B1CP-1	—								1				既設データ収集システムより	
	CO2濃度（2F）	B1CP-1	—									1			既設データ収集システムより	
	冷温水温度（往）	B1CP-1	—							1					既設データ収集システムより	

記号	名 称	リモート盤	動 力 盤・制 御 盤 他	発停 状態 故障	発停 状態	切換	設定	状態 故障	状態	故障 or 警報	計測入力				計量	備 考
											温度	湿度	その他	φ		
	冷温水温度（環）	B1CP-1	—							1						既設データ収集システムより
	冷温水流量（瞬時値）	B1CP-1	—									1				既設データ収集システムより
	冷温水熱量（瞬時値）	B1CP-1	—									1				既設データ収集システムより
	冷温水流量（積算値）	B1CP-1	—												1	既設データ収集システムより
	冷温水熱量（積算値）	B1CP-1	—												1	既設データ収集システムより
ACU-3	室内温度（会議室大）	3CP-1	—							1						既設データ収集システムより
	室内湿度（会議室大）	3CP-1	—								1					既設データ収集システムより
	室内温度（会議室小）	3CP-1	—							1						既設データ収集システムより
	室内湿度（会議室小）	3CP-1	—								1					既設データ収集システムより
	冷温水温度（往）	3CP-1	—							1						既設データ収集システムより
	冷温水温度（環）	3CP-1	—							1						既設データ収集システムより
	冷温水流量（瞬時値）	3CP-1	—									1				既設データ収集システムより
	冷温水熱量（瞬時値）	3CP-1	—									1				既設データ収集システムより
	冷温水流量（積算値）	3CP-1	—												1	既設データ収集システムより
	冷温水熱量（積算値）	3CP-1	—												1	既設データ収集システムより
	蓄電池室 火災	既設空調監視盤	防災盤							①						
	UPS室 火災	既設空調監視盤	防災盤							①						
	電気室 火災	既設空調監視盤	防災盤							①						
	4F電算機室 火災	既設空調監視盤	防災盤							①						
	5F電算機室（北）火災	既設空調監視盤	防災盤							①						
	5F電算機室（南）火災	既設空調監視盤	防災盤							①						
	発電機室 火災	既設空調監視盤	防災盤							①						

自動制御機器表

記号	名称	仕様概要	備考
TE1	温度検出器	室内形 抵抗値出力(Pt100)	
TED	温度検出器	ダクト挿入型 抵抗値出力(Pt100)	
HE1	湿度検出器	室内形 電圧又は電流出力(高分子)	
LT	リミットコントローラ	電気式 2位置	
WE	漏水検知器		
TIC1	温度指示調節器	電子式 2位置	
HIC1	湿度指示調節器	電子式 2位置	
I/I	アイソレータ	電流入力 → 電流出力	
R	補助リレー		
Tr1	トランス	AC100、200 → AC24V	
Tr2	トランス	AC100、200 → AC24V(絶縁トランス)	
M1D	ダンパ操作器	電気式 2位置	
RS	リモコンスイッチ		装置付属品
HS	全熱交換器スイッチ		装置付属品

盤寸法表

盤名	設置階	参考寸法			備 考
		W	H	D	
4RS-1	4	1400	2150	400	
5RS-1	5	1400	2150	400	

別添9　冷暖房設備点検内容一覧表

冷暖房設備点検内容一覧表

別添 9

点検項目	点検及び保守内容	時期			修理等の措置
		イ	ウ	オ	
1 基礎・固定部	き裂、沈下等の異常の有無	○	○	○	異常がある場合原因調査し修理
	固定金具の劣化、固定ボルトの緩み点検	○	○	○	劣化が著しい場合、交換
2 外観状況					
ア) 本体及び付属品	腐食、変形、破損等の劣化の有無	○	○	○	劣化が著しい場合、交換
イ) 温度計及び圧力計	破損の有無	○	○	○	破損がある場合、交換
ウ) 保温及び保冷材	保温材保冷材の損傷及び脱落の有無			○	破損又は脱落著しい場合、交換
3 動力盤	冷房又は暖房の切り換え	○			
	絶縁抵抗の測定（1MΩ以上）	○			規定値に満たない場合、原因調査し、異常がある場合、修理又は交換
	作動の良否	○			調整不能の場合、修理又は交換
4 付属弁	弁の開閉の良否	○			調整不能の場合、交換
	調整弁の調整開度確認	○			
5 冷温水及び冷却水系統	出口及び入口の圧力損失の規定値確認	○			調整不能の場合、精密検査
	水漏れの有無	○			調整不能の場合、パッキン交換
	冷却水系の水抜き確認（暖房イ時）	○			
6 電気系統					
ア) 絶縁抵抗	キャドポンプ、抽気ポンプ、プロワーファン、油ポンプ等の各モータ、操作回路、油ヒータ等の絶縁抵抗試験	○		○	規定値に満たない場合、原因調査し、異常がある場合、修理又は交換
イ) 端子	緩み、変色及び破損の有無	○		○	変色又は被覆破損のある場合、交換
ウ) タイマ	起動制限、遅延等設定値作動確認	○			調節不能の場合、交換
エ) サーマルリレー	キャドポンプ、抽気ポンプ、プロワーファン、油ポンプ等の各モータ用サーマルリレーの規定値を確認する	○			調節不能の場合、交換
オ) 電極棒	機能検査	○	○		
	き裂及び折損の有無			○	き裂又は折損がある場合、交換
カ) 盤内操作	点検、清掃			○	
7 保安装置					
ア) 保護スイッチ	冷水過冷却、断水及び液面リレー、高温再生器圧力及び温度、ガス圧、空気圧力の作動良否	○			調節不能の場合、交換
イ) インターロック	冷水及び冷却水ポンプ、感震器、煙感知器その他のインターロックの作動良否	○			調節不能の場合、調査し、不良部位の部品の修理又は交換

冷暖房設備点検内容一覧表

別添9

点検項目	点検及び保守内容	時期			修理等の措置
		イ	ウ	オ	
8 燃焼装置					
ア) 燃料系統配管	日本冷凍空調工業会「ガス吸收冷温水機安全基準」に定められた方法により外部漏れを確認	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	外部漏れがある場合、その部位の修理又は交換
イ) 弁	日本冷凍空調工業会「ガス吸收冷温水機安全基準」に定められた方法による弁越リーク量の基準を確認	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		基準を超える弁越リークがある時、交換
	電動ボール弁、主遮断弁及びパイロット電磁弁の開閉の良否	<input type="radio"/>			開閉不良時、交換
	異常時に規定値で作動することを確認	<input type="radio"/>			1秒以内で作動しない場合、精密調査
	通電時にリサイクル、過熱、異音等の異常のないことを確認	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		異常のある場合、精密調査
ウ) バーナー	耐火材のき裂及び欠損の有無	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		き裂又は欠損がある場合、交換
	ヘッド部の焼損及び変形の有無		<input type="radio"/>		焼損又は変形がある場合、修理
	ノズルを取り外し洗油又はシンナーで清掃		<input type="radio"/>		
	燃料油が所定の銘柄であることを確認	<input type="radio"/>			所定の銘柄でない場合、交換
	点火トランス、電極棒及び高圧リード線の損傷等の劣化、絶縁碍子の亀裂の有無及び絶縁の良否を確認	<input type="radio"/>			劣化又は変形が著しい場合、精密調査
エ) リンク機構	動作の良否の点検 動作不良の場合は調整する。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	調整不能の場合、精密調査
	ボールジョイントの緩み及び損傷の有無 緩みがある場合又は損傷が軽微の場合、増締め又は補修	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	ネジ山が磨耗している場合、交換
9 燃焼室	焼損及び燃焼ガスのリークの有無 焼損及び燃焼ガスのリークが軽微の場合、補修		<input type="radio"/>		焼損及び燃焼ガスのリークが著しい場合、焼損箇所又はパッキンの交換
	耐火材のき裂、脱落等の有無 き裂が軽微な場合、補修		<input type="radio"/>		脱落が著しい場合、全面交換
	燃焼室内部の腐食及び汚れの有無 腐食が軽微な場合、補修		<input type="radio"/>		腐食が著しい場合、精密調査 汚れが著しい場合、清掃
	燃焼ガス出口部の腐食（ドレンアタック）の有無		<input type="radio"/>		腐食がある場合、修理

冷暖房設備点検内容一覧表

別添9

点検項目	点検及び保守内容	時期		修理等の措置	
		イ	ウ		
10 運転調整					
ア) 音及び振動	異常の確認	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	異常がある場合、精密調査	
イ) 電流及び電圧	運転時、主電源電圧の変動が定格の±10%以内であること確認	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	異常がある場合、精密調査	
	運転電流が定格の110%以下であることの確認	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	異常がある場合、精密調査	
ウ) 温度制御	設定温度で確実に作動していることを確認	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	作動不良の場合、修理又は交換	
エ) 燃焼制御	プレページ時間、着火タイミング、失火動作指令等の作動の良否 作動不良の場合、調整	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	調整不良の場合、交換	
オ) 燃焼状態	着火の正常	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	異常かつ調整不良の場合、精密調査	
	メインバーナの火炎の安定、異常振動及び異常音のないことの確認 火炎が不安定な場合、調整	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	異常があり調整不能の場合、精密調査	
	フレーム電流を測定しその値が規定値以上で、安定していることの確認 規定値未満、規定値以上で不安定な場合、調整	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	調整不能な場合、修理又は火炎検知器の交換	
	排ガス中のO ₂ 濃度及びCO濃度、排ガス温度、ドラフト、燃料圧力、燃料消費量等の測定	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	許容範囲内にない場合、調整	
カ) 電動機	電動機の回転方向が正回転であることの確認	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
キ) 熱交換器	冷水及び冷却水の入口温度と出口温度、溶解温度、溶液濃度、凝縮温度、蒸発温度等の測定 測定値が許容範囲内であることの確認	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	不凝縮ガスの混入及び冷却管の汚れの有無	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
11 真空気密					
ア) 抽気ポンプ	起動時に固着及び異音がなく、抽気能力の異常の有無	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	異常がある場合、精密調査
	ベルトの張りの良否及び油面の適否 ベルトの張りが不良の場合、調整	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	調整不能又は油不足の場合、交換又は補完
イ) 抽気系統	抽気用弁を手動で全開にしたとき、真空計に変化から確実に開通していることの確認 閉塞が認められる場合は分解し点検	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	ダイヤフラフゴムが脱落している場合、交換
ウ) パラジウムセルネット	パラジウムセル部の焼損及び劣化度の確認	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	焼損及び劣化が著しい場合交換
エ) リーク試験	抽気ポンプで機内に不凝縮ガスのないことを確認	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	不凝縮ガスが異常に検出される場合、精密調査
12 冷媒及び吸収剤	攪拌した溶液を適量採取して腐食防止剤濃度及びアルカリ度が規定の許容範囲内であることの確認	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		許容範囲内にない場合、調整
	溶液の汚れの有無	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	汚れが著しい場合、濾過
13 熱交換器	伝熱管のスケール付着の有無 付着がある場合、ブラシ又は中性洗剤により洗浄 吸収器及び凝縮器の伝熱管にあっては、冷却水の水質調整が行われていない場合は年1回洗浄			<input type="radio"/>	硬質スケールが付着している場合、薬品洗浄
	伝熱管の腐食の有無			<input type="radio"/>	腐食が認められる場合、渦硫探傷法で精密調査し、減肉率の多いものは交換
	水室の汚れ及び腐食の有無 汚れがある場合、清掃			<input type="radio"/>	腐食が著しい場合、ケレン後、再塗装
14 保存					
ア) 真空系統	内部真空中に降下のないことを確認			<input type="radio"/>	
イ) 冷温水及び冷却水系統	満水又は乾燥のうえ保存。満水保存の場合、防錆剤を規定の濃度まで注入			<input type="radio"/>	
ウ) 溶液希釀	溶液が充分希釀されているか確認			<input type="radio"/>	246 / 255

別添10 清掃業務 面積等一覧表

区分・項目・作業内容等		清掃周期	滋賀県						京都府								
			彦根	長浜	近江八幡	草津	水口	今津	上京	左京	不服審査所 (京都支所)	東山	京都分室	下京	右京		
			2階建	2階建	4階建	2階建	2階建	2階建	2階建	3階建	左京署内	3階建	2階建	2階建	3階建		
床の日常清掃	玄関・玄関ホール	弾性床（塩ビ・Pタイル）	日1回	0.00	8.28	39.20	37.61	0.00	39.20	114.67	48.98	0.00	90.25	67.29	43.06	0.00	28.80
		硬質床（磁器タイル）	日1回	41.79	2.84	18.62	0.00	42.00	0.00	0.00	30.96	0.00	19.20	4.82	0.00	51.29	0.00
	事務室・会議室	弾性床（塩ビ・Pタイル）	週1回	0.00	0.00	20.40	25.02	8.82	0.00	0.00	21.69	21.69	12.34	0.00	18.35	22.94	0.00
		織維床（タイルカーペット）	週1回	458.14	379.48	823.60	605.36	345.22	247.08	962.76	736.64	148.30	773.32	174.10	1,335.16	1,142.33	738.62
	廊下	弾性床（塩ビ・Pタイル）	日1回	27.46	2.88	41.92	29.14	21.53	0.00	72.97	77.18	0.00	77.38	0.00	101.03	0.00	164.32
		織維床（タイルカーペット）	日1回	35.85	0.00	80.53	0.00	0.00	0.00	0.00	8.30	0.00	0.00	0.00	0.00	38.06	0.00
	エレベーターホール	弾性床・硬質床（Pタイル・磁器タイル）	日1回	0.00	0.00	41.86	18.37	0.00	0.00	8.45	0.00	0.00	25.71	0.00	0.00	11.58	0.00
	便所・洗面所	弾性床・硬質床（Pタイル・磁器タイル）	日1回	66.73	43.15	144.72	59.86	50.13	36.00	63.56	73.52	0.00	71.68	15.20	73.04	138.68	52.92
	湯沸室	弾性床（塩ビ・Pタイル）	日1回	7.76	8.52	28.34	11.91	12.65	14.79	28.00	29.58	9.09	23.67	5.17	19.98	29.24	28.22
	エレベーター	弾性床（塩ビ・Pタイル）	日1回	0.00	0.00	8.51（1基）	2.16（1基）	0.00	0.00	2.16（1基）	2.16（1基）	0.00	6.7（1基）	0.00	2.16（1基）	3.46（1基）	2.16（1基）
床以外の日常清掃	階段	弾性床・硬質床（Pタイル・磁器タイル）	日1回	32.61	9.11	216.89	23.67	16.81	29.80	19.06	116.29	0.00	64.61	10.90	27.42	185.25	35.58
	食堂	弾性床（塩ビ・Pタイル）	日1回	29.22	17.09	28.23	0.00	27.35	29.90	54.29	27.28	0.00	43.04	0.00	0.00	44.09	39.83
	喫煙スペース	弾性床・織維床（塩ビタイル・タイルカーペット）	日1回	20.57	2.31	0.00	0.00	6.37	3.45	3.14	5.83	0.00	17.58	6.70	0.00	11.88	0.00
		計		720.13	473.66	1,492.82	813.10	530.88	400.22	1,329.06	1,178.41	179.08	1,225.48	284.18	1,620.20	1,678.80	1,090.45
	玄関・玄関ホール	フロアマット除塵・窓ガラス部分拭き・什器備品除塵・ごみ収集	日1回	41.79	11.12	57.82	37.61	42.00	39.20	114.67	79.94	0.00	109.45	72.11	43.06	51.29	28.80
	事務室・会議室	什器備品の拭き・ごみ収集	日1回	458.14	379.48	844.00	630.38	354.04	247.08	962.76	758.33	169.99	785.66	174.10	1,353.51	1,165.27	738.62
	廊下	ごみ収集	日1回	63.31	2.88	122.45	29.14	21.53	0.00	72.97	85.48	0.00	77.38	0.00	101.03	38.06	164.32
	エレベーターホール	ごみ収集	日1回	0.00	0.00	41.86	18.37	0.00	0.00	8.45	0.00	0.00	25.71	0.00	0.00	11.58	0.00
	便所・洗面所	ごみ収集・屏便所面台のへだて拭き・鏡拭き・洗面台拭き・衛生衛生器洗浄・衛生消耗品補充及び浮物収集	日1回	66.73	43.15	144.72	59.86	50.13	36.00	63.56	73.52	0.00	71.68	15.20	73.04	138.68	52.92
	湯沸室	流し台洗浄・ごみ収集	日1回	7.76	8.52	28.34	11.91	12.65	14.79	28.00	29.58	9.09	23.67	5.17	19.98	29.24	28.22
	エレベーター	扉操作盤部分拭き	日1回	0.00	0.00	8.51（1基）	2.16（1基）	0.00	0.00	2.16（1基）	2.16（1基）	0.00	6.7（1基）	0.00	2.16（1基）	3.46（1基）	2.16（1基）
	階段	手すり拭き	日1回	32.61	9.11	216.89	23.67	16.81	29.80	19.06	116.29	0.00	64.61	10.90	27.42	185.25	35.58
	食堂	ごみ収集	日1回	29.22	17.09	28.23	0.00	27.35	29.90	54.29	27.28	0.00	43.04	0.00	0.00	44.09	39.83
	喫煙スペース	吸殻収集・ごみ収集	日1回	20.57	2.31	0.00	0.00	6.37	3.45	3.14	5.83	0.00	17.58	6.70	0.00	11.88	0.00
		計		720.13	473.66	1,492.82	813.10	530.88	400.22	1,329.06	1,178.41	179.08	1,225.48	284.18	1,620.20	1,678.80	1,090.45
建物外部の日常清掃	敷地内	拾い掃き・ごみ収集	日1回	869.67	1,061.87	1,071.84	1,279.09	1,243.09	1,041.33	1,175.22	1,657.87	0.00	1,755.31	615.71	567.33	1,474.66	2,183.70
定期清掃	玄関・玄関ホール	弾性床・硬質床（Pタイル・磁器タイル）/表面洗浄	年2回	41.79	11.12	57.82	37.61	42.00	39.20	114.67	79.94	0.00	109.45	72.11	43.06	51.29	28.80
		弾性床（塩ビ・Pタイル）/表面洗浄	年2回	0.00	0.00	20.40	25.02	8.82	0.00	0.00	21.69	21.69	12.34	0.00	18.35	22.94	0.00
	事務室・会議室	織維床（タイルカーペット）/表面洗浄	年2回	458.14	455.87	823.60	605.36	345.22	247.08	962.76	736.64	148.30	773.32	174.10	1,335.16	1,142.33	738.62
	署長・副署長室	織維床（タイルカーペット）/表面洗浄	年2回	40.34	29.08	43.33	62.06	36.73	35.44	105.18	86.97	34.63	57.59	0.00	112.04	95.46	99.01
	廊下	弾性床（塩ビ・Pタイル）/表面洗浄	年2回	27.46	2.88	41.92	29.14	21.53	0.00	72.97	77.18	0.00	77.38	0.00	101.03	0.00	164.32
		織維床（タイルカーペット）/表面洗浄	年2回	35.85	0.00	80.53	0.00	0.00	0.00	0.00	8.30	0.00	0.00	0.00	0.00	38.06	0.00
	エレベーターホール	弾性床・硬質床（Pタイル・磁器タイル）/表面洗浄	年2回	0.00	0.00	41.86	18.37	0.00	0.00	8.45	0.00	0.00	25.71	0.00	0.00	11.58	0.00
	洗面所	弾性床・硬質床（Pタイル・磁器タイル）/表面洗浄	年2回	66.73	43.15	144.72	59.86	50.13	36.00	63.56	73.52	0.00	71.68	15.20	73.04	138.68	52.92
	湯沸室	弾性床（塩ビ・Pタイル）/表面洗浄	年2回	7.76	8.52	28.34	11.91	12.65	14.79	28.00	29.58	9.09	23.67	5.17	19.98	29.24	28.22
	エレベーター	弾性床（塩ビ・Pタイル）/表面洗浄	年2回	0.00	0.00	8.51（1基）	2.16（1基）	0.00	0.00	2.16（1基）	2.16（1基）	0.00	6.7（1基）	0.00	2.16（1基）	3.46（1基）	2.16（1基）
	階段	弾性床・硬質床（Pタイル・磁器タイル）/表面洗浄	年2回	32.61	9.11	216.89	23.67	16.81	29.80	19.06	116.29	0.00	64.61	10.90	27.42	185.25	35.58
	食堂	弾性床（塩ビ・Pタイル）/表面洗浄	年2回	29.22	17.09	28.23	0.00	27.35	29.90	54.29	27.28	0.00	43.04	0.00	0.00	44.09	39.83
	喫煙スペース	弾性床・織維床（塩ビタイル・タイルカーペット）/表面洗浄	年2回	20.57	2.31	0.00	0.00	6.37	3.45	3.14	5.83	0.00	17.58	6.70	0.00	11.88	0.00
		計		760.47	502.74	1,536.15	875.16	567.61	435.66	1,434.24	1,265.38	213.71	1,283.07	284.18	1,732.24	1,774.26	1,189.46

※ 窓ガラス清掃面積については、次葉のとおり。

別添10 清掃業務 面積等一覧表

区分・項目・作業内容等		清掃周期															
			福知山	舞鶴	宇治	宮津	園部	峰山	大阪福島	西	港	天王寺	浪速	西淀川	東成	生野	
			2階建	2階建	2階建	3階建	2階建	2階建	3階建	5階建	2階建	3階建	6階建	2階建	3階建	3階建	
床の日常清掃	玄関・玄関ホル	弾性床（塩ビ・Pタイル）	日1回	28.02	0.00	59.65	0.00	0.00	7.05	0.00	56.49	40.79	37.74	0.00	10.53	77.70	52.65
		硬質床（磁器タイル）	日1回	66.40	51.75	0.00	41.12	105.85	30.94	30.37	0.00	0.00	0.00	83.71	0.00	0.00	0.00
	事務室・会議室	弾性床（塩ビ・Pタイル）	週1回	0.00	20.37	20.35	0.00	0.00	10.71	0.00	0.00	0.00	7.90	0.00	0.00	8.01	0.00
		織維床（タイルカーペット）	週1回	556.85	364.08	1,079.17	354.20	419.94	309.76	603.50	1,255.05	695.91	438.20	866.30	570.35	605.53	743.71
	廊下	弾性床（塩ビ・Pタイル）	日1回	75.48	33.78	99.10	29.40	93.55	52.67	68.80	35.54	53.09	108.91	251.28	64.97	47.25	0.00
		織維床（タイルカーペット）	日1回	0.00	0.00	5.43	0.00	93.70	0.00	164.68	0.00	0.00	0.00	66.72	0.00	0.00	0.00
	エレベーターホール	弾性床・硬質床（Pタイル・磁器タイル）	日1回	18.54	0.00	0.00	9.30	65.90	0.00	0.00	52.20	0.00	30.47	0.00	0.00	0.00	0.00
	便所・洗面所	弾性床・硬質床（Pタイル・磁器タイル）	日1回	46.96	55.01	72.93	35.69	85.30	38.88	47.18	305.50	53.41	67.10	155.82	55.26	66.38	74.96
	湯沸室	弾性床（塩ビ・Pタイル）	日1回	18.44	7.68	11.74	19.35	14.45	14.36	49.48	17.73	25.75	24.42	40.53	10.65	39.93	17.69
	エレベーター	弾性床（塩ビ・Pタイル）	日1回	2.16（1基）	0.00	2.16（1基）	2.16（1基）	0.00	2.1（1基）	0.00	2.33（1基）	2.16（1基）	6.75（1基）	2.16（1基）	2.16（1基）	2.16（1基）	
床以外の日常清掃	階段	弾性床・硬質床（Pタイル・磁器タイル）	日1回	15.80	46.97	26.44	48.44	50.40	17.75	42.80	109.84	24.39	46.60	263.44	27.81	78.99	33.21
	食堂	弾性床（塩ビ・Pタイル）	日1回	30.97	24.54	46.58	15.97	37.00	28.17	30.55	94.72	22.77	32.80	0.00	31.64	36.40	35.18
	喫煙スペース	弾性床・織維床（塩ビタイル・タイルカーペット）	日1回	0.00	0.00	0.00	4.55	0.00	5.34	0.00	0.00	4.29	0.00	0.00	18.18	7.13	0.00
		計		859.62	604.18	1,423.55	560.18	968.25	515.63	1,039.46	1,927.07	922.73	796.30	1,734.55	791.55	969.48	959.56
	玄関・玄関ホル	フロアマット除塵・窓ガラス部分拭き・什器備品除塵・ごみ収集	日1回	94.42	51.75	59.65	41.12	105.85	37.99	30.37	56.49	40.79	37.74	83.71	10.53	77.70	52.65
	事務室・会議室	什器備品の拭き・ごみ収集	日1回	556.85	384.45	1,099.52	354.20	419.94	320.47	603.50	1,255.05	695.91	446.10	866.30	570.35	613.54	743.71
	廊下	ごみ収集	日1回	75.48	33.78	104.53	29.40	187.25	52.67	233.48	35.54	53.09	108.91	318.00	64.97	47.25	0.00
	エレベーターホール	ごみ収集	日1回	18.54	0.00	0.00	9.30	65.90	0.00	0.00	52.20	0.00	30.47	0.00	0.00	0.00	0.00
	便所・洗面所	ごみ収集・扉面取台のへだて拭き・鏡拭き・洗面台拭き・衛生衛生清拭品補充	日1回	46.96	55.01	72.93	35.69	85.30	38.88	47.18	305.50	53.41	67.10	155.82	55.26	66.38	74.96
	湯沸室	流し台洗浄・ごみ収集	日1回	18.44	7.68	11.74	19.35	14.45	14.36	49.48	17.73	25.75	24.42	40.53	10.65	39.93	17.69
	エレベーター	扉操作盤部分拭き	日1回	2.16（1基）	0.00	2.16（1基）	2.16（1基）	0.00	2.1（1基）	0.00	2.33（1基）	2.16（1基）	6.75（1基）	2.16（1基）	2.16（1基）	2.16（1基）	
	階段	手すり拭き	日1回	15.80	46.97	26.44	48.44	50.40	17.75	42.80	109.84	24.39	46.60	263.44	27.81	78.99	33.21
	食堂	ごみ収集	日1回	30.97	24.54	46.58	15.97	37.00	28.17	30.55	94.72	22.77	32.80	0.00	31.64	36.40	35.18
	喫煙スペース	吸殻収集・ごみ収集	日1回	0.00	0.00	0.00	4.55	0.00	5.34	0.00	0.00	4.29	0.00	0.00	18.18	7.13	0.00
		計		859.62	604.18	1,423.55	560.18	968.25	515.63	1,039.46	1,927.07	922.73	796.30	1,734.55	791.55	969.48	959.56
建物外部の日常清掃	敷地内	拾い掃き・ごみ収集	日1回	1,041.38	4,342.93	2,130.49	648.58	1,209.65	1,065.43	1,276.72	1,298.81	820.29	1,262.09	780.54	889.95	644.88	491.78
定期清掃	玄関・玄関ホル	弾性床・硬質床（Pタイル・磁器タイル）/表面洗浄	年2回	94.42	51.75	59.65	41.12	105.85	37.99	30.37	56.49	40.79	37.74	83.71	10.53	77.70	52.65
		弾性床（塩ビ・Pタイル）/表面洗浄	年2回	0.00	20.37	20.35	0.00	0.00	10.71	0.00	0.00	0.00	7.90	0.00	0.00	8.01	0.00
	事務室・会議室	織維床（タイルカーペット）/表面洗浄	年2回	556.85	364.08	1,079.17	354.20	419.94	309.76	603.50	1,255.05	695.91	438.20	866.30	570.35	605.53	743.71
	署長・副署長室	織維床（タイルカーペット）/表面洗浄	年2回	36.09	27.85	96.23	30.70	43.29	32.25	67.75	93.81	46.41	56.78	59.46	32.02	29.47	52.75
	廊下	弾性床（塩ビ・Pタイル）/表面洗浄	年2回	75.48	33.78	99.10	29.40	93.55	52.67	68.80	35.54	53.09	108.91	251.28	64.97	47.25	0.00
	エレベーターホール	弾性床（塩ビ・Pタイル）/表面洗浄	年2回	18.54	0.00	0.00	9.30	65.90	0.00	0.00	52.20	0.00	30.47	0.00	0.00	0.00	0.00
	洗面所	弾性床・硬質床（Pタイル・磁器タイル）/表面洗浄	年2回	46.96	55.01	72.93	35.69	85.30	38.88	47.18	305.50	53.41	67.10	155.82	55.26	66.38	74.96
	湯沸室	弾性床（塩ビ・Pタイル）/表面洗浄	年2回	18.44	7.68	11.74	19.35	14.45	14.36	49.48	17.73	25.75	24.42	40.53	10.65	39.93	17.69
	エレベーター	弾性床（塩ビ・Pタイル）/表面洗浄	年2回	2.16（1基）	0.00	2.16（1基）	2.16（1基）	0.00	2.1（1基）	0.00	2.33（1基）	2.16（1基）	6.75（1基）	2.16（1基）	2.16（1基）	2.16（1基）	
	階段	弾性床・硬質床（Pタイル・磁器タイル）/表面洗浄	年2回	15.80	46.97	26.44	48.44	50.40	17.75	42.80	109.84	24.39	46.60	263.44	27.81	78.99	33.21
	食堂	弾性床（塩ビ・Pタイル）/表面洗浄	年2回	30.97	24.54	46.58	15.97	37.00	28.17	30.55	94.72	22.77	32.80	0.00	31.64	36.40	35.18
	喫煙スペース	弾性床・織維床（塩ビタイル・タイルカーペット）/表面洗浄	年2回	0.00	0.00	0.00	4.55	0.00	5.34	0.00	0.00	4.29	0.00	0.00	18.18	7.13	0.00
		計		895.71	632.03	1,519.78	590.88	1,011.54	547.88	1,107.21	2,020.88	969.14	853.08	1,794.01	823.57	998.95	1,012.31

※ 窓ガラス清掃面積については、次葉のとおり。

別添10 清掃業務 面積等一覧表

区分・項目・作業内容等		清掃周期	大阪府														
			旭	城東	阿倍野	住吉	東住吉	西成	東淀川	北	大淀	南	岸和田	豊能	吹田	泉大津	
			5階建	4階建	3階建	3階建	4階建	3階建	4階建	5階建	4階建	7階建	3階建	4階建	3階建	2階建	
床の日常清掃	玄関・玄関ホタ	弾性床（塩ビ・Pタイル）	日1回	0.00	0.00	55.01	48.66	73.62	52.09	194.50	60.90	38.89	73.95	0.00	70.24	0.00	41.63
		硬質床（磁器タイル）	日1回	103.11	88.32	0.00	0.00	0.00	0.00	20.50	0.00	0.00	0.00	58.57	0.00	22.03	0.00
	事務室・会議室	弾性床（塩ビ・Pタイル）	週1回	16.31	29.52	0.00	0.00	0.00	3.60	257.40	32.79	24.61	45.92	0.00	90.63	7.22	0.00
		織維床（タイルカーペット）	週1回	925.09	825.94	507.64	741.54	1,132.82	542.10	1,211.20	1,406.62	707.32	2,042.89	938.01	1,578.04	973.59	528.88
	廊下	弾性床（塩ビ・Pタイル）	日1回	41.60	425.09	114.07	12.83	85.60	31.06	23.60	500.87	52.74	271.15	195.33	22.56	36.66	59.07
		織維床（タイルカーペット）	日1回	119.30	0.00	0.00	0.00	0.00	90.38	24.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	22.15	19.67
	エレベーターホール	弾性床・硬質床（Pタイル・磁器タイル）	日1回	112.32	0.00	8.12	10.46	33.90	0.00	0.00	0.00	0.00	310.82	46.30	0.00	0.00	11.56
	便所・洗面所	弾性床・硬質床（Pタイル・磁器タイル）	日1回	119.70	103.57	74.54	80.33	130.70	61.52	102.30	188.88	98.09	175.54	108.22	86.58	84.30	44.99
	湯沸室	弾性床（塩ビ・Pタイル）	日1回	26.35	40.75	22.25	18.21	41.36	8.30	64.50	39.99	14.65	17.34	18.70	59.64	22.73	19.91
	エレベーター	弾性床（塩ビ・Pタイル）	日1回	1.89(1基)	4.9(1基)	1.80(1基)	2.16(1基)	6.49(1基)	5.8(1基)	1.76(1基)	2.1(1基)	0.00	7.9(1基)	2.16(1基)	0.00	2.24(1基)	
床以外の日常清掃	階段	弾性床・硬質床（Pタイル・磁器タイル）	日1回	210.10	160.65	65.41	94.68	167.80	69.43	268.00	129.87	76.86	268.87	175.71	107.23	107.28	19.74
	食堂	弾性床（塩ビ・Pタイル）	日1回	63.48	57.94	25.88	32.84	44.61	50.15	65.20	79.69	48.92	111.09	27.60	43.58	16.09	28.68
	喫煙スペース	弾性床・織維床（塩ビタイル・タイルカーペット）	日1回	0.00	0.00	6.93	16.34	17.17	6.69	15.40	7.20	10.43	33.22	11.49	0.00	11.70	1.05
		計		1,739.25	1,736.68	881.65	1,058.05	1,729.68	921.81	2,252.40	2,448.57	1,074.61	3,350.79	1,587.83	2,060.66	1,303.75	777.42
	玄関・玄関ホタ	フロアマット除塵・窓ガラス部分拭き・什器備品除塵・ごみ収集	日1回	103.11	88.32	55.01	48.66	73.62	52.09	215.00	60.90	38.89	73.95	58.57	70.24	22.03	41.63
	事務室・会議室	什器備品の拭き・ごみ収集	日1回	941.40	855.46	507.64	741.54	1,132.82	545.70	1,468.60	1,439.41	731.93	2,088.81	938.01	1,668.67	980.81	528.88
	廊下	ごみ収集	日1回	160.90	425.09	114.07	12.83	85.60	121.44	47.60	500.87	52.74	271.15	195.33	22.56	58.81	78.74
	エレベーターホール	ごみ収集	日1回	112.32	0.00	8.12	10.46	33.90	0.00	0.00	0.00	0.00	310.82	46.30	0.00	0.00	11.56
	便所・洗面所	ごみ収集・扉面台面のへだて拭き・鏡拭き・洗面台拭き・衛生衛生器洗浄・衛生消耗品補充	日1回	119.70	103.57	74.54	80.33	130.70	61.52	102.30	188.88	98.09	175.54	108.22	86.58	84.30	44.99
	湯沸室	流し台洗浄・ごみ収集	日1回	26.35	40.75	22.25	18.21	41.36	8.30	64.50	39.99	14.65	17.34	18.70	59.64	22.73	19.91
	エレベーター	扉操作盤部分拭き	日1回	1.89(1基)	4.9(1基)	1.80(1基)	2.16(1基)	6.49(1基)	5.8(1基)	1.76(1基)	2.1(1基)	0.00	7.9(1基)	2.16(1基)	0.00	2.24(1基)	
	階段	手すり拭き	日1回	210.10	160.65	65.41	94.68	167.80	69.43	268.00	129.87	76.86	268.87	175.71	107.23	107.28	19.74
	食堂	ごみ収集	日1回	63.48	57.94	25.88	32.84	44.61	50.15	65.20	79.69	48.92	111.09	27.60	43.58	16.09	28.68
	喫煙スペース	吸殻収集・ごみ収集	日1回	0.00	0.00	6.93	16.34	17.17	6.69	15.40	7.20	10.43	33.22	11.49	0.00	11.70	1.05
		計		1,739.25	1,736.68	881.65	1,058.05	1,729.68	921.81	2,252.40	2,448.57	1,074.61	3,350.79	1,587.83	2,060.66	1,303.75	777.42
建物外部の日常清掃	敷地内	拾い掃き・ごみ収集	日1回	535.94	1,756.94	965.55	1,375.77	574.84	608.13	1,609.63	630.37	259.47	1,667.04	1,369.72	458.42	1,082.40	1,088.45
定期清掃	玄関・玄関ホタ	弾性床・硬質床（Pタイル・磁器タイル）/表面洗浄	年2回	103.11	88.32	55.01	48.66	73.62	52.09	215.00	60.90	38.89	73.95	58.57	70.24	22.03	41.63
	事務室・会議室	弾性床（塩ビ・Pタイル）/表面洗浄	年2回	16.31	29.52	0.00	0.00	0.00	3.60	257.40	32.79	24.61	45.92	0.00	90.63	7.22	0.00
		織維床（タイルカーペット）/表面洗浄	年2回	925.09	825.94	507.64	741.54	1,132.82	542.10	1,211.20	1,406.62	707.32	2,042.89	938.01	1,578.04	973.59	528.88
	署長・副署長室	織維床（タイルカーペット）/表面洗浄	年2回	51.80	82.05	52.39	69.93	160.07	68.36	128.40	112.43	52.95	97.28	57.30	114.31	73.67	52.27
	廊下	弾性床（塩ビ・Pタイル）/表面洗浄	年2回	41.60	425.09	114.07	12.83	85.60	31.06	23.60	500.87	52.74	271.15	195.33	22.56	36.66	59.07
		織維床（タイルカーペット）/表面洗浄	年2回	119.30	0.00	0.00	0.00	0.00	90.38	24.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	22.15	19.67
	エレベーターホール	弾性床・硬質床（Pタイル・磁器タイル）/表面洗浄	年2回	112.32	0.00	8.12	10.46	33.90	0.00	0.00	0.00	0.00	310.82	46.30	0.00	0.00	11.56
	洗面所	弾性床・硬質床（Pタイル・磁器タイル）/表面洗浄	年2回	119.70	103.57	74.54	80.33	130.70	61.52	102.30	188.88	98.09	175.54	108.22	86.58	84.30	44.99
	湯沸室	弾性床（塩ビ・Pタイル）/表面洗浄	年2回	26.35	40.75	22.25	18.21	41.36	8.30	64.50	39.99	14.65	17.34	18.70	59.64	22.73	19.91
	エレベーター	弾性床（塩ビ・Pタイル）/表面洗浄	年2回	1.89(1基)	4.9(1基)	1.80(1基)	2.16(1基)	6.49(1基)	5.8(1基)	1.76(1基)	2.1(1基)	0.00	7.9(1基)	2.16(1基)	0.00	2.24(1基)	
	階段	弾性床・硬質床（Pタイル・磁器タイル）/表面洗浄	年2回	210.10	160.65	65.41	94.68	167.80	69.43	268.00	129.87	76.86	268.87	175.71	107.23	107.28	19.74
	食堂	弾性床（塩ビ・Pタイル）/表面洗浄	年2回	63.48	57.94	25.88	32.84	44.61	50.15	65.20	79.69	48.92	111.09	27.60	43.58	16.09	28.68
	喫煙スペース	弾性床・織維床（塩ビタイル・タイルカーペット）/表面洗浄	年2回	0.00	0.00	6.93	16.34	17.17	6.69	15.40	7.20	10.43	33.22	11.49	0.00	11.70	1.05
		計		1,791.05	1,818.73	934.04	1,127.98	1,889.75	990.17	2,380.80	2,561.00	1,127.56	3,448.07	1,645.13	2,174.97	1,377.42	829.69

※ 窓ガラス清掃面積については、次葉のとおり。

別添10 清掃業務 面積等一覧表

区分・項目・作業内容等		清掃周期															
			枚方	茨木	八尾	富田林	門真	東大阪	灘	兵庫	不服審査所 (神戸支所)	長田	須磨	神戸	姫路	尼崎	
			3階建	4階建	3階建	3階建	4階建	4階建	3階建	3階建	兵庫署内	3階建	2階建	4階建	4階建	3階建	
床の日常清掃	玄関・玄関ホール	弾性床(塩ビ・Pタイル)	日1回	93.89	38.32	97.22	59.74	76.04	124.49	33.53	103.25	34.65	38.64	49.03	0.00	30.19	68.25
		硬質床(磁器タイル)	日1回	10.83	7.60	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5.40	0.00	123.53	75.04	6.48
	事務室・会議室	弾性床(塩ビ・Pタイル)	週1回	57.95	51.70	0.00	63.63	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	72.38	0.00	11.52
		織維床(タイルカーペット)	週1回	1,761.87	1,523.93	1,161.58	987.48	1,460.88	1,873.83	560.89	1,108.90	126.19	757.36	773.57	1,526.67	2,128.05	1,186.73
	廊下	弾性床(塩ビ・Pタイル)	日1回	207.46	127.53	79.12	129.07	27.51	62.53	18.77	63.77	0.00	0.00	0.00	232.10	42.91	24.75
		織維床(タイルカーペット)	日1回	0.00	0.00	0.00	213.98	0.00	96.71	0.00	0.00	0.00	35.73	122.01	0.00	0.00	0.00
	エレベーターホール	弾性床・硬質床(Pタイル・磁器タイル)	日1回	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	46.84	48.83	0.00	10.00	0.00	0.00	79.56	16.89
	便所・洗面所	弾性床・硬質床(Pタイル・磁器タイル)	日1回	118.11	92.23	112.67	47.97	127.68	125.80	84.68	95.70	5.00	74.27	69.09	184.91	102.28	76.87
	湯沸室	弾性床(塩ビ・Pタイル)	日1回	0.00	33.00	0.00	10.86	45.45	26.83	8.22	20.79	2.54	14.21	4.97	36.05	27.76	25.85
	エレベーター	弾性床(塩ビ・Pタイル)	日1回	2.16(1基)	7.04(1基)	6.12(1基)	2.24(1基)	7.68(1基)	8.98(1基)	2.24(1基)	2.23(1基)	0.00	4.62(1基)	0.00	5.5(1基)	5.88(1基)	2.24(1基)
床以外の日常清掃	階段	弾性床・硬質床(Pタイル・磁器タイル)	日1回	122.04	178.84	149.58	149.23	173.06	220.75	49.89	104.75	0.00	106.80	35.46	216.22	154.54	135.29
	食堂	弾性床(塩ビ・Pタイル)	日1回	36.48	69.60	104.86	62.69	41.67	47.53	31.88	42.80	0.00	49.31	24.06	57.70	39.55	45.51
	喫煙スペース	弾性床・織維床(塩ビタイル・タイルカーペット)	日1回	0.00	0.00	359.59	10.52	3.28	0.00	6.26	9.40	0.00	11.68	10.84	20.76	0.00	87.61
		計		2,410.79	2,129.79	2,070.74	1,737.41	1,963.25	2,587.45	843.20	1,600.42	168.38	1,108.02	1,089.03	2,475.82	2,685.76	1,687.99
	玄関・玄関ホール	フロアマット除塵・窓ガラス部分拭き・什器備品除塵・ごみ収集	日1回	104.72	45.92	97.22	59.74	76.04	124.49	33.53	103.25	34.65	44.04	49.03	123.53	105.23	74.73
	事務室・会議室	什器備品の拭き・ごみ収集	日1回	1,819.82	1,575.63	1,161.58	1,051.11	1,460.88	1,873.83	560.89	1,108.90	126.19	757.36	773.57	1,599.05	2,128.05	1,198.25
	廊下	ごみ収集	日1回	207.46	127.53	79.12	343.05	27.51	159.24	18.77	63.77	0.00	35.73	122.01	232.10	42.91	24.75
	エレベーターホール	ごみ収集	日1回	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	46.84	48.83	0.00	10.00	0.00	0.00	79.56	16.89
	便所・洗面所	ごみ収集・扉面洗浄台のへだて拭き・鏡拭き・洗面台拭き・衛生衛生面洗浄・衛生消耗品補充及び浮物収集	日1回	118.11	92.23	112.67	47.97	127.68	125.80	84.68	95.70	5.00	74.27	69.09	184.91	102.28	76.87
	湯沸室	流し台洗浄・ごみ収集	日1回	0.00	33.00	0.00	10.86	45.45	26.83	8.22	20.79	2.54	14.21	4.97	36.05	27.76	25.85
	エレベーター	扉操作盤部分拭き	日1回	2.16(1基)	7.04(1基)	6.12(1基)	2.24(1基)	7.68(1基)	8.98(1基)	2.24(1基)	2.23(1基)	0.00	4.62(1基)	0.00	5.5(1基)	5.88(1基)	2.24(1基)
	階段	手すり拭き	日1回	122.04	178.84	149.58	149.23	173.06	220.75	49.89	104.75	0.00	106.80	35.46	216.22	154.54	135.29
	食堂	ごみ収集	日1回	36.48	69.60	104.86	62.69	41.67	47.53	31.88	42.80	0.00	49.31	24.06	57.70	39.55	45.51
	喫煙スペース	吸殻収集・ごみ収集	日1回	0.00	0.00	359.59	10.52	3.28	0.00	6.26	9.40	0.00	11.68	10.84	20.76	0.00	87.61
		計		2,410.79	2,129.79	2,070.74	1,737.41	1,963.25	2,587.45	843.20	1,600.42	168.38	1,108.02	1,089.03	2,475.82	2,685.76	1,687.99
建物外部の日常清掃	敷地内	拾い掃き・ごみ収集	日1回	812.84	484.01	1,601.15	1,470.36	1,106.65	562.94	1,743.10	1,104.09	0.00	542.07	691.78	769.49	2,282.65	1,371.74
定期清掃	玄関・玄関ホール	弾性床・硬質床(Pタイル・磁器タイル)/表面洗浄	年2回	104.72	45.92	97.22	59.74	76.04	124.49	33.53	103.25	34.65	44.04	49.03	123.53	105.23	74.73
	事務室・会議室	弾性床(塩ビ・Pタイル)/表面洗浄	年2回	57.95	51.70	0.00	63.63	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	72.38	0.00	11.52
		織維床(タイルカーペット)/表面洗浄	年2回	1,761.87	1,523.93	1,311.47	987.48	1,460.88	1,873.83	560.89	1,108.90	126.19	757.36	773.57	1,526.67	2,128.05	1,186.73
	署長・副署長室	織維床(タイルカーペット)/表面洗浄	年2回	105.08	107.61	112.71	94.89	63.48	122.65	29.34	118.50	39.05	50.50	68.43	136.66	103.92	140.48
	廊下	弾性床(塩ビ・Pタイル)/表面洗浄	年2回	207.46	127.53	79.12	129.07	27.51	62.53	18.77	63.77	0.00	0.00	0.00	232.10	42.91	24.75
	エレベーターホール	弾性床・硬質床(Pタイル・磁器タイル)/表面洗浄	年2回	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	46.84	48.83	0.00	10.00	0.00	0.00	79.56	16.89
	洗面所	弾性床・硬質床(Pタイル・磁器タイル)/表面洗浄	年2回	118.11	92.23	112.67	47.97	127.68	125.80	84.68	95.70	5.00	74.27	69.09	184.91	102.28	76.87
	湯沸室	弾性床(塩ビ・Pタイル)/表面洗浄	年2回	0.00	33.00	18.12	10.86	45.45	26.83	8.22	20.79	2.54	14.21	4.97	36.05	27.76	25.85
	エレベーター	弾性床(塩ビ・Pタイル)/表面洗浄	年2回	2.16(1基)	7.04(1基)	6.12(1基)	2.24(1基)	7.68(1基)	8.98(1基)	2.24(1基)	2.23(1基)	0.00	4.62(1基)	0.00	5.5(1基)	5.88(1基)	2.24(1基)
	階段	弾性床・硬質床(Pタイル・磁器タイル)/表面洗浄	年2回	122.04	178.84	149.58	149.23	173.06	220.75	49.89	104.75	0.00	106.80	35.46	216.22	154.54	135.29
	食堂	弾性床(塩ビ・Pタイル)/表面洗浄	年2回	36.48	69.60	104.86	62.69	41.67	47.53	31.88	42.80	0.00	49.31	24.06	57.70	39.55	45.51
	喫煙スペース	弾性床・織維床(塩ビタイル・タイルカーペット)/表面洗浄	年2回	0.00	0.00	0.00	10.52	3.28	0.00	6.26	9.40	0.00	11.68	10.84	20.76	0.00	87.61
		計		2,515.87	2,237.40	2,183.45	1,832.30	2,026.73	2,710.10	872.54	1,718.92	207.43	1,158.52	1,157.46	2,612.48	2,789.68	1,828.47

※ 窓ガラス清掃面積については、次葉のとおり。

別添10 清掃業務 面積等一覧表

区分・項目・作業内容等		清掃周期	兵庫県														
			明石	西宮	洲本	芦屋	伊丹	相生	豊岡	加古川	龍野	西脇	三木	社	和田山	柏原	
			5階建	3階建	2階建	3階建	4階建	3階建	2階建	2階建	2階建	2階建	2階建	2階建	2階建	2階建	
床の日常清掃	玄関・玄関ホタ	弾性床（塩ビ・Pタイル）	日1回	0.00	41.84	0.00	35.54	30.18	44.20	17.19	91.47	43.61	29.13	52.99	0.00	31.38	32.89
		硬質床（磁器タイル）	日1回	119.89	0.00	112.86	57.01	0.00	0.00	29.62	9.85	0.00	16.40	0.00	29.16	0.00	0.00
	事務室・会議室	弾性床（塩ビ・Pタイル）	週1回	0.00	13.49	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	102.02	13.08	6.00	0.00	12.44	8.49	30.93
		織維床（タイルカーペット）	週1回	1,310.72	1,604.25	459.49	1,056.22	977.83	478.40	425.67	971.14	454.77	323.69	258.11	285.91	266.63	422.06
	廊下	弾性床（塩ビ・Pタイル）	日1回	25.31	98.25	21.98	11.59	0.00	81.20	15.74	33.00	98.48	13.60	30.74	43.47	14.07	49.76
		織維床（タイルカーペット）	日1回	88.41	247.78	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	17.56
	エレベーターホール	弾性床・硬質床（Pタイル・磁器タイル）	日1回	232.75	0.00	0.00	30.11	0.00	12.30	0.00	8.05	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	26.02
	便所・洗面所	弾性床・硬質床（Pタイル・磁器タイル）	日1回	149.77	61.28	58.89	73.56	97.78	106.70	60.79	50.78	39.24	52.31	54.71	42.95	52.05	35.00
	湯沸室	弾性床（塩ビ・Pタイル）	日1回	54.17	29.63	19.87	13.32	20.10	11.60	19.97	67.69	20.19	12.56	9.13	9.44	15.81	2.01
	エレベーター	弾性床（塩ビ・Pタイル）	日1回	6.45（1基）	2.16（1基）	0.00	6.62（1基）	2.24（1基）	5.6（1基）	0.00	2.31（1基）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3.00（1基）
床以外の日常清掃	階段	弾性床・硬質床（Pタイル・磁器タイル）	日1回	274.10	69.65	10.16	119.51	146.81	72.00	43.32	23.00	20.91	10.59	12.34	12.35	37.72	14.28
	食堂	弾性床（塩ビ・Pタイル）	日1回	53.31	40.60	12.74	48.93	26.40	35.10	38.31	35.10	22.52	23.99	13.59	13.20	28.48	0.00
	喫煙スペース	弾性床・織維床（塩ビタイル・タイルカーペット）	日1回	7.52	0.00	9.53	11.47	0.00	42.00	0.00	8.44	5.00	4.08	4.30	0.00	0.00	4.15
		計		2,322.40	2,208.93	705.52	1,463.88	1,301.34	889.10	650.61	1,402.85	717.80	492.35	435.91	448.92	454.63	637.66
	玄関・玄関ホタ	フロアマット除塵・窓ガラス部分拭き・什器備品除塵・ごみ収集	日1回	119.89	41.84	112.86	92.55	30.18	44.20	46.81	101.32	43.61	45.53	52.99	29.16	31.38	32.89
	事務室・会議室	什器備品の拭き・ごみ収集	日1回	1,310.72	1,617.74	459.49	1,056.22	977.83	478.40	425.67	1,073.16	467.85	329.69	258.11	298.35	275.12	452.99
	廊下	ごみ収集	日1回	113.72	346.03	21.98	11.59	0.00	81.20	15.74	33.00	98.48	13.60	30.74	43.47	14.07	67.32
	エレベーターホール	ごみ収集	日1回	232.75	0.00	0.00	30.11	0.00	12.30	0.00	8.05	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	26.02
	便所・洗面所	ごみ収集・扉面取台のへだて拭き・鏡拭き・洗面台拭き・衛生衛生清拭品補充及び浮物収集	日1回	149.77	61.28	58.89	73.56	97.78	106.70	60.79	50.78	39.24	52.31	54.71	42.95	52.05	35.00
	湯沸室	流し台洗浄・ごみ収集	日1回	54.17	29.63	19.87	13.32	20.10	11.60	19.97	67.69	20.19	12.56	9.13	9.44	15.81	2.01
	エレベーター	扉操作盤部分拭き	日1回	6.45（1基）	2.16（1基）	0.00	6.62（1基）	2.24（1基）	5.6（1基）	0.00	2.31（1基）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3.00（1基）
	階段	手すり拭き	日1回	274.10	69.65	10.16	119.51	146.81	72.00	43.32	23.00	20.91	10.59	12.34	12.35	37.72	14.28
	食堂	ごみ収集	日1回	53.31	40.60	12.74	48.93	26.40	35.10	38.31	35.10	22.52	23.99	13.59	13.20	28.48	0.00
	喫煙スペース	吸殻収集・ごみ収集	日1回	7.52	5.58	9.53	11.47	0.00	42.00	0.00	8.44	5.00	4.08	4.30	0.00	0.00	4.15
		計		2,322.40	2,214.51	705.52	1,463.88	1,301.34	889.10	650.61	1,402.85	717.80	492.35	435.91	448.92	454.63	637.66
建物外部の日常清掃	敷地内	拾い掃き・ごみ収集	日1回	1,472.27	1,166.57	2,085.70	906.57	1,206.58	1,305.76	1,881.81	1,436.45	1,127.01	1,033.69	732.16	1,556.49	1,200.38	992.29
定期清掃	玄関・玄関ホタ	弾性床・硬質床（Pタイル・磁器タイル）/表面洗浄	年2回	119.89	41.84	112.86	92.55	30.18	44.20	46.81	101.32	43.61	45.53	52.99	29.16	31.38	32.89
	事務室・会議室	弾性床（塩ビ・Pタイル）/表面洗浄	年2回	0.00	13.49	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	102.02	13.08	6.00	0.00	12.44	8.49	30.93
		織維床（タイルカーペット）/表面洗浄	年2回	1,310.72	1,604.25	459.49	1,056.22	977.83	478.40	425.67	971.14	454.77	323.69	258.11	285.91	266.63	422.06
	署長・副署長室	織維床（タイルカーペット）/表面洗浄	年2回	92.28	103.18	33.76	75.51	74.87	32.10	30.11	83.70	30.31	25.85	19.70	29.39	24.45	22.85
	廊下	弾性床（塩ビ・Pタイル）/表面洗浄	年2回	25.31	98.25	21.98	11.59	0.00	81.20	15.74	33.00	98.48	13.60	30.74	43.47	14.07	49.76
		織維床（タイルカーペット）/表面洗浄	年2回	88.41	247.78	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	17.56
	エレベーターホール	弾性床・硬質床（Pタイル・磁器タイル）/表面洗浄	年2回	232.75	0.00	0.00	30.11	0.00	12.30	0.00	8.05	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	26.02
	洗面所	弾性床・硬質床（Pタイル・磁器タイル）/表面洗浄	年2回	149.77	61.28	58.89	73.56	97.78	106.70	60.79	50.78	39.24	52.31	54.71	42.95	52.05	35.00
	湯沸室	弾性床（塩ビ・Pタイル）/表面洗浄	年2回	54.17	29.63	19.87	13.32	20.10	11.60	19.97	67.69	20.19	12.56	9.13	9.44	15.81	2.01
	エレベーター	弾性床（塩ビ・Pタイル）/表面洗浄	年2回	6.45（1基）	2.16（1基）	0.00	6.62（1基）	2.24（1基）	5.6（1基）	0.00	2.31（1基）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3.00（1基）
定期清掃	階段	弾性床・硬質床（Pタイル・磁器タイル）/表面洗浄	年2回	274.10	69.65	10.16	119.51	146.81	72.00	43.32	23.00	20.91	10.59	12.34	12.35	37.72	14.28
	食堂	弾性床（塩ビ・Pタイル）/表面洗浄	年2回	53.31	40.60	12.74	48.93	26.40	35.10	38.31	35.10	22.52	23.99	13.59	13.20	28.48	0.00
	喫煙スペース	弾性床・織維床（塩ビタイル・タイルカーペット）/表面洗浄	年2回	7.52	0.00	9.53	11.47	0.00	42.00	0.00	8.44	5.00	4.08	0.00	0.00	0.00	4.15
		計		2,414.68	2,312.11	739.28	1,539.39	1,376.21	921.20	680.72	1,486.55	748.11	518.20	455.61	478.31	479.08	660.51

※ 窓ガラス清掃面積については、次葉のとおり。

別添10 清掃業務 面積等一覧表

区分・項目・作業内容等		清掃周期	奈良県			和歌山県						
			葛城	桜井	吉野	海南	御坊	田辺	新宮	粉河		
			4階建	2階建	2階建	2階建	2階建	2階建	2階建	2階建		
床の日常清掃	玄関・玄関ホール	弾性床（塩ビ・Pタイル）	日1回	0.00	81.69	0.00	73.44	35.13	0.00	0.00	9.90	0.00
		硬質床（磁器タイル）	日1回	52.71	0.00	0.00	0.00	19.17	0.00	0.00	47.89	0.00
	事務室・会議室	弾性床（塩ビ・Pタイル）	週1回	39.17	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		織維床（タイルカーペット）	週1回	892.88	438.45	0.00	375.72	335.74	0.00	0.00	481.01	0.00
	廊下	弾性床（塩ビ・Pタイル）	日1回	138.78	25.15	0.00	25.81	26.46	0.00	0.00	71.95	0.00
		織維床（タイルカーペット）	日1回	152.17	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	エレベーターホール	弾性床・硬質床（Pタイル・磁器タイル）	日1回	0.00	0.00	0.00	0.00	32.54	0.00	0.00	4.99	0.00
	便所・洗面所	弾性床・硬質床（Pタイル・磁器タイル）	日1回	84.90	29.60	0.00	52.94	39.68	0.00	0.00	61.65	0.00
	湯沸室	弾性床（塩ビ・Pタイル）	日1回	15.24	14.24	0.00	10.09	3.41	0.00	0.00	22.70	0.00
	エレベーター	弾性床（塩ビ・Pタイル）	日1回	6.82（1基）	0.00	0.00	2.1（1基）	2.16（1基）	0.00	0.00	2.3（1基）	0.00
床以外の日常清掃	階段	弾性床・硬質床（Pタイル・磁器タイル）	日1回	117.44	7.64	0.00	38.79	27.62	0.00	0.00	34.34	0.00
	食堂	弾性床（塩ビ・Pタイル）	日1回	40.14	26.92	0.00	16.59	36.49	0.00	0.00	35.13	0.00
	喫煙スペース	弾性床・織維床（塩ビタイル・タイルカーペット）	日1回	9.01	10.61	0.00	3.74	0.00	0.00	0.00	5.45	0.00
		計		1,549.26	634.30	0.00	599.22	558.40	0.00	0.00	777.31	0.00
	玄関・玄関ホール	フロアマット除塵・窓ガラス部分拭き・什器備品除塵・ごみ収集	日1回	52.71	81.69	0.00	73.44	54.30	0.00	0.00	57.79	0.00
	事務室・会議室	什器備品の拭き・ごみ収集	日1回	932.05	438.45	0.00	375.72	335.74	0.00	0.00	481.01	0.00
	廊下	ごみ収集	日1回	290.95	25.15	0.00	25.81	26.46	0.00	0.00	71.95	0.00
	エレベーターホール	ごみ収集	日1回	0.00	0.00	0.00	0.00	32.54	0.00	0.00	4.99	0.00
	便所・洗面所	ごみ収集・屏便所面台のへだて拭き・鏡拭き・洗面台拭き・衛生衛器洗浄・衛生消耗品補充及び浮物収集	日1回	84.90	29.60	0.00	52.94	39.68	0.00	0.00	61.65	0.00
	湯沸室	流し台洗浄・ごみ収集	日1回	15.24	14.24	0.00	10.09	3.41	0.00	0.00	22.70	0.00
建物外部の日常清掃	エレベーター	扉操作盤部分拭き	日1回	6.82（1基）	0.00	0.00	2.1（1基）	2.16（1基）	0.00	0.00	2.3（1基）	0.00
	階段	手すり拭き	日1回	117.44	7.64	0.00	38.79	27.62	0.00	0.00	34.34	0.00
	食堂	ごみ収集	日1回	40.14	26.92	0.00	16.59	36.49	0.00	0.00	35.13	0.00
	喫煙スペース	吸殻収集・ごみ収集	日1回	9.01	10.61	0.00	3.74	0.00	0.00	0.00	5.45	0.00
		計		1,549.26	634.30	0.00	599.22	558.40	0.00	0.00	777.31	0.00
	敷地内	拾い掃き・ごみ収集	日1回	1,378.07	1,728.34	0.00	999.39	836.46	0.00	0.00	1,596.18	0.00
定期清掃	玄関・玄関ホール	弾性床・硬質床（Pタイル・磁器タイル）/表面洗浄	年2回	52.71	81.69	71.51	73.44	54.30	18.42	29.72	57.79	71.74
	事務室・会議室	弾性床（塩ビ・Pタイル）/表面洗浄	年2回	39.17	0.00	5.83	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	署長・副署長室	織維床（タイルカーペット）/表面洗浄	年2回	892.88	438.45	455.07	375.72	335.74	407.25	351.75	481.01	363.85
	廊下	織維床（タイルカーペット）/表面洗浄	年2回	72.89	31.51	39.00	22.10	41.16	22.73	16.52	34.60	24.75
	エレベーターホール	弾性床（塩ビ・Pタイル）/表面洗浄	年2回	138.78	25.15	63.04	25.81	26.46	0.00	33.01	71.95	26.24
	洗面所	織維床（タイルカーペット）/表面洗浄	年2回	152.17	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	湯沸室	弾性床（塩ビ・Pタイル）/表面洗浄	年2回	0.00	0.00	33.84	0.00	32.54	0.00	0.00	4.99	0.00
	エレベーター	弾性床・硬質床（Pタイル・磁器タイル）/表面洗浄	年2回	84.90	29.60	0.00	52.94	39.68	49.12	46.12	61.65	52.34
	階段	弾性床（塩ビ・Pタイル）/表面洗浄	年2回	15.24	14.24	6.99	10.09	3.41	5.04	0.00	22.70	3.15
	食堂	弾性床（塩ビ・Pタイル）/表面洗浄	年2回	6.82（1基）	0.00	0.00	2.1（1基）	2.16（1基）	0.00	0.00	2.3（1基）	0.00
	喫煙スペース	弾性床・織維床（塩ビタイル・タイルカーペット）/表面洗浄	年2回	9.01	10.61	0.00	3.74	0.00	4.62	0.00	5.45	0.00
		計		1,622.15	665.81	739.51	621.32	599.56	526.49	547.83	811.91	576.37

※ 窓ガラス清掃面積については、次葉のとおり。

別添10 清掃業務 面積等一覧表（次葉）【窓ガラス清掃面積】

署名	作業箇所	清掃面積	署名	作業箇所	清掃面積	署名	作業箇所	清掃面積	署名	作業箇所	清掃面積
滋賀県	1階	145.28m ²	西	大坂	182.67m ²	南	1階	225.11m ²	東	1階	133.11m ²
	2階	100.22m ²		2階	157.33m ²		2階	185.60m ²		2階	127.54m ²
	別館1階	32.84m ²		3階	157.33m ²		3階	211.20m ²		3階	107.40m ²
	別館2階	59.10m ²		小計	497.33m ²		4階	59.66m ²		4階	368.05m ²
	小計	337.44m ²		1階	90.09m ²		5階	166.42m ²		5階	139.32m ²
	1階	51.07m ²		2階	160.47m ²		6階	270.04m ²		6階	25.34m ²
	2階	90.48m ²		3階	182.99m ²		7階	11.18.03		7階	11.94m ²
	別館	14.70m ²		4階	152.02m ²		小計	585.57m ²		1階	123.32m ²
	小計	156.25m ²		5階	34.16m ²		1階	180.15m ²		2階	73.52m ²
	1階	189.80m ²		小計	413.29m ²		2階	198.98m ²		3階	89.98m ²
近江八幡市	2階	175.20m ²		別館2階	34.16m ²		4階	34.16m ²		4階	23.46m ²
	3階	175.20m ²		小計	713.50m ²		5階	34.16m ²		5階	531.72m ²
	4階	173.30m ²		小計	413.29m ²		6階	33.44m ²		6階	108.40m ²
	小計	713.50m ²		7階	11.18.03		7階	571.59m ²		7階	146.34m ²
	1階	154.09m ²		小計	585.57m ²		8階	69.40m ²		8階	149.34m ²
	2階	193.89m ²		1階	129.43m ²		9階	92.40m ²		9階	404.08m ²
	別棟会議室	23.63m ²		2階	103.04m ²		10階	109.60m ²		10階	218.00m ²
	別棟大会議室	86.40m ²		3階	106.52m ²		11階	20.20m ²		11階	200.00m ²
	小計	458.01m ²		4階	97.29m ²		12階	34.20m ²		12階	418.00m ²
	1階	169.89m ²		5階	97.29m ²		小計	352.00m ²		13階	217.00m ²
滋賀県	2階	131.00m ²		6階	533.57m ²		1階	82.35m ²		14階	217.00m ²
	小計	300.89m ²		小計	160.47m ²		2階	63.20m ²		15階	217.00m ²
	1階	162.09m ²		1階	140.47m ²		3階	90.00m ²		16階	868.00m ²
	2階	111.92m ²		2階	149.79m ²		4階	~2階共用部		17階	144.06m ²
	小計	274.01m ²		3階	17.30m ²		5階	26.00m ²		18階	23.67m ²
	1階	181.96m ²		小計	43.12m ²		6階	33.44m ²		19階	143.38m ²
	2階	219.75m ²		1階	37.76m ²		7階	33.44m ²		20階	131.97m ²
	別館1階	37.76m ²		2階	118.32m ²		8階	26.00m ²		21階	51.24m ²
	別館2階	118.32m ²		小計	370.68m ²		9階	20.20m ²		22階	124.22m ²
	小計	527.79m ²		1階	100.00m ²		10階	32.00m ²		23階	46.95m ²
京都府	1階	101.82m ²		2階	170.00m ²		11階	82.35m ²		24階	6.83m ²
	2階	107.42m ²		3階	170.00m ²		12階	63.20m ²		25階	55.47m ²
	3階	106.16m ²		小計	410.00m ²		13階	90.00m ²		26階	109.28m ²
	別館1階	44.05m ²		1階	78.72m ²		14階	~2階共用部		27階	146.61m ²
	別館2階	55.32m ²		2階	203.04m ²		15階	26.00m ²		28階	97.04m ²
	車庫・喫煙室	3.61m ²		3階	203.04m ²		16階	3.61m ²		29階	51.62m ²
	小計	418.38m ²		小計	484.80m ²		17階	4.80m ²		30階	93.58m ²
	1階	104.40m ²		1階	286.00m ²		18階	76.96m ²		31階	52.75m ²
	2階	105.40m ²		2階	154.00m ²		19階	277.80m ²		32階	146.33m ²
	3階	195.60m ²		3階	154.00m ²		20階	171.34m ²		33階	和歌山県合計
京都府	小計	405.40m ²		小計	100.00m ²		21階	13.45m ²		34階	1125.28m ²
	1階	48.40m ²		1階	170.00m ²		22階	60.75m ²		35階	全体会計
	中2階	5.30m ²		2階	170.00m ²		23階	91.80m ²		36階	32539.87m ²
	2階	67.20m ²		小計	410.00m ²		24階	14.80m ²		37階	
	小計	120.90m ²		1階	140.51m ²		25階	14.80m ²		38階	
	1階	256.45m ²		2階	149.48m ²		26階	14.80m ²		39階	
	2階	250.52m ²		3階	149.48m ²		27階	14.80m ²		40階	
	別棟2階	32.55m ²		4階	140.80m ²		28階	14.80m ²		41階	
	別館2階	18.45m ²		小計	580.27m ²		29階	14.80m ²		42階	
	小計	557.97m ²		1階	126.22m ²		30階	14.80m ²		43階	
京都府	本館1階	174.84m ²		2階	155.78m ²		31階	31.45m ²		44階	
	本館2階	176.08m ²		3階	134.20m ²		32階	129.02m ²		45階	
	本館3階	176.08m ²		小計	416.20m ²		33階	145.71m ²		46階	
	別館2階	24.58m ²		1階	118.20m ²		34階	451.89m ²		47階	
	別館3階	24.58m ²		2階	178.58m ²		35階	55.92m ²		48階	
	別館3階	24.58m ²		3階	165.36m ²		36階	65.24m ²		49階	
	別館大会議室	75.40m ²		玄閣・階段等共用部分	34.50m ²		37階	69.38m ²		50階	
	小計	651.56m ²		別館会議室	29.09m ²		38階	314.82m ²		51階	
	本館1階	51.23m ²		小計	525.73m ²		39階	86.40m ²		52階	
	別館1階	45.62m ²		1階	46.98m ²		40階	122.40m ²		53階	
京都府	本館2階	68.81m ²		2階	70.47m ²		41階	100.80m ²		54階	
	別館2階	53.21m ²		3階	36.85m ²		42階	122.40m ²		55階	
	小計	218.87m ²		別館2階	58.72m ²		43階	100.80m ²		56階	
	1階	58.20m ²		3階	36.85m ²		44階	122.40m ²		57階	
	2階	114.28m ²		別館3階	36.85m ²		45階	122.40m ²		58階	
	小計	172.48m ²		4階	82.22m ²		46階	655.20m ²		59階	
	1階	179.32m ²		小計	332.09m ²		47階	137.20m ²		60階	
	2階	157.28m ²		1階	78.57m ²		48階	126.82m ²		61階	
	小計	336.60m ²		2階	99.19m ²		49階	122.10m ²		62階	
	本館1階	124.57m ²		3階	99.19m ²		50階	150.56m ²		63階	
京都府	本館2階	157.69m ²		小計	276.95m ²		51階	28.60m ²		64階	
	別館1階	89.90m ²		1階	79.61m ²		52階	41.12m ²		65階	
	別館2階	23.04m ²		2階	122.55m ²		53階	606.40m ²		66階	
	小計	395.20m ²		3階	117.23m ²		54階	131.98m ²		67階	
	1階	50.55m ²		4階	90.29m ²		55階	166.35m ²		68階	
	2階	63.30m ²		5階	24.25m ²		56階	171.48m ²		69階	
	3階	63.30m ²		6階	35.50m ²		57階	155.15m ²		70階	
	階段	4.29m ²		7階	46.93m ²		58階	42.85m ²		71階	
	小計	181.44m ²		8階	9.68m ²		59階	54.27m ²		72階	
	1階	70.56m ²		9階	93.04m ²		60階	61.41m ²		73階	
京都府	1階	81.90m ²		10階	64.17m ²		61階	783.49m ²		74階	
	2階	10.80m ^{2</}									

別添11 環境衛生管理業務 測定箇所等一覧表

署名	室内環境測定		作業環境測定		空気環境測定		受水槽清掃		高架水槽清掃			
	測定箇所 (箇所)	対象場所	測定箇所 (箇所)	対象場所	測定箇所 (箇所)	対象場所	設置基数 (基)	貯水容量 (m³)	構造	設置基数 (基)	貯水容量 (m³)	構造
滋賀県	彦根	-	6	1階(2)、2階(3)、外気(1)	-	-	-	-	-	-	-	
	長浜	-	5	1階(2)、2階(2)、外気(1)	4	2階(3)、気流(1)	-	-	-	-	-	
	近江八幡	-	5	1階(1)、2階(1)、3階(1)、4階(1)、外気(1)	-	-	1	6	FRP製	1	1.5	
	草津	-	8	1階(3)、2階(2)、外気(1)	-	-	-	-	-	-	-	
	水口	-	4	1階(1)、2階(2)、外気(1)	-	-	-	-	-	-	-	
京都府	今津	-	4	1階(1)、2階(2)、外気(1)	1	1階(1)	-	-	-	-	-	
	上京	-	7	1階(3)、2階(3)、外気(1)	4	1階(3)、気流(1)	-	-	-	-	-	
	左京	-	7	1階(2)、2階(3)、3階(1)、外気(1)	5	1階(1)、3階(3)、気流(1)	1	10	FRP製	1	4.5	
	東山	-	5	1階(1)、2階(1)、3階(2)、外気(1)	4	2階(3)、気流(1)	-	-	-	-	-	
	下京	-	8	1階(3)、2階(5)、外気(1)	-	-	-	-	-	-	-	
	右京	-	10	1階(3)、2階(3)、3階(3)、外気(1)	1	1階(1)	1	8	FRP製	1	4.5	
	伏見	-	5	1階(2)、2階(2)、外気(1)	1	1階(1)	-	-	-	-	-	
	福知山	-	6	1階(2)、2階(5)、外気(1)	4	2階(3)、気流(1)	-	-	-	-	-	
	舞鶴	-	4	1階(1)、2階(2)、外気(1)	-	-	-	-	-	-	-	
	宇治	-	8	1階(4)、2階(3)、外気(1)	-	-	1	20	ステンレス製2槽式	-	-	
大阪府	宮津	-	6	1階(1)、2階(2)、3階(2)、外気(1)	1	2階(1)	1	3	FRP製	-	-	
	園部	-	5	1階(2)、2階(2)、外気(1)	4	2階(3)、気流(1)	-	-	-	-	-	
	峰山	-	5	1階(2)、2階(2)、外気(1)	4	2階(3)、気流(1)	-	-	-	-	-	
	大阪福島	-	8	1階(2)、2階(2)、3階(3)、外気(1)	-	-	1	8	FRP製	1	3.3	
	西	-	9	1階(2)、2階(2)、3階(3)、4階(1)、外気(1)	4	4階(3)、気流(1)	1	6	FRP製	1	2	
	淀	-	5	1階(1)、2階(3)、外気(1)	4	2階(3)、気流(1)	-	-	-	-	-	
	天王寺	-	5	1階(1)、2階(2)、3階(1)、外気(1)	4	1階(3)、気流(1)	1	4.5	FRP製	-	-	
	浪速	-	7	1階(1)、2階(1)、3階(1)、4階(1)、5階(2)、外気(1)	8	4階(3)、5階(3)、気流(2)	1	3.2	ステンレス製	-	-	
	西淀川	-	4	1階(1)、2階(2)、外気(1)	4	2階(3)、気流(1)	-	-	-	-	-	
	東成	-	6	1階(1)、2階(2)、3階(2)、外気(1)	4	1階(3)、気流(1)	1	4.8	FRP製	-	-	
大坂府	生野	-	4	1階(1)、2階(1)、3階(1)、外気(1)	1	3階(1)	1	8	FRP製	-	-	
	旭	-	10	1階(2)、2階(2)、3階(2)、4階(2)、5階(1)、外気(1)	4	5階(3)、気流(1)	1	7.5	FRP製	1	2.25	
	城東	-	5	1階(1)、2階(1)、3階(1)、4階(1)、外気(1)	1	1階(1)	1	4.5	FRP製	1	2	
	阿倍野	-	5	1階(1)、2階(2)、3階(1)、外気(1)	4	1階(3)、気流(1)	1	3.8	FRP製	-	-	
	住吉	-	8	1階(3)、2階(2)、3階(3)、外気(1)	12	1階(3)、2階(3)、3階(3)、4階(3)、気流(3)	1	8	FRP製	1	4.5	
	東住吉	-	8	1階(1)、2階(2)、3階(2)、4階(2)、外気(1)	5	1階(4)、気流(1)	1	10	FRP製	1	5	
	西成	-	4	1階(1)、2階(1)、3階(1)、外気(1)	8	2階(3)、3階(3)、気流(2)	-	-	-	-	-	
	東淀川	13	地階(1)、1階(2)、2階(3)、3階(3)	-	-	4階(3)、気流(1)	1	40	コンクリート造	1	7	
	北	9	4階(3)、外気(1)	-	-	地階(3)、5階(3)、気流(2)	1	19	FRP製	1	7	
	大淀	-	5	地階(1)、1階(1)、2階(2)、3階(1)、4階(2)、5階(1)、外気(1)	5	1階(1)、2階(1)、3階(1)、4階(1)、外気(1)	4	4階(3)、気流(1)	1	6	FRP製	1
奈良県	南	12	地階(1)、1階(2)、2階(2)、3階(1)	-	-	12	2階(3)、3階(3)、6階(3)、気流(3)	1	18	FRP製	1	15
	岸和田	-	4階(1)、5階(2)、6階(2)、外気(1)	8	1階(3)、2階(3)、3階(1)、外気(1)	4	2階(3)、気流(1)	1	16.0	FRP製2槽	1	8.0
	暴	11	1階(1)、2階(4)、3階(4)、4階(1)、外気(1)	-	-	-	1	9	FRP製	-	-	
	吹田	-	7	1階(2)、2階(2)、3階(2)、外気(1)	4	3階(3)、気流(1)	1	12	FRP製	-	-	
	泉大津	-	6	1階(2)、2階(3)、外気(1)	4	1階(3)、気流(1)	-	-	-	-	-	
	枚方	-	15	1階(4)、2階(7)、3階(3)、外気(1)	1	1階(1)	1	15	FRP製	1	3	
	茨木	9	地階(1)、1階(3)、2階(2)、3階(2)、外気(1)	-	-	-	1	10	FRP製	1	5	
	八尾	7	地階(1)、1階(2)、2階(2)、3階(1)、外気(1)	-	1	1階(1)	1	12	FRP製2槽	1	2.25	
	富田林	-	10	1階(3)、2階(3)、3階(3)、外気(1)	8	1階(3)、3階(3)、気流(2)	1	10.2	FRP製	1	4.2	
	門真	-	11	1階(3)、2階(3)、3階(2)、4階(2)、外気(1)	1	1階(1)	1	5	FRP製	-	-	
兵庫県	東大阪	11	1階(2)、2階(3)、3階(4)、4階(1)、外気(1)	-	1	1階(1)	1	18	FRP製	1	10	
	灘	-	6	1階(1)、2階(2)、3階(2)、外気(1)	1	1階(1)	-	-	-	-	-	
	兵庫	-	9	1階(2)、2階(3)、3階(3)、外気(1)	1	1階(1)	1	10	FRP製	1	4.71	
	長田	-	6	1階(1)、2階(2)、3階(2)、外気(1)	1	1階(1)	1	7.5	FRP製	1	3	
	須磨	-	7	1階(2)、2階(4)、外気(1)	1	1階(1)	-	-	-	-	-	
	神戸	11	地階(1)、1階(2)、2階(2)、3階(3)、4階(2)、外気(1)	-	1	地階(1)	1	11	FRP製	1	6	
	姫路	12	1階(3)、2階(4)、3階(2)、4階(2)、外気(1)	-	-	-	1	12	FRP製2槽	1	16	
	尼崎	-	8	1階(2)、2階(2)、3階(3)、外気(1)	-	-	1	9	FRP製	-	-	
	明石	9	1階(2)、2階(2)、3階(2)、4階(1)、5階(1)、外気(1)	-	1	1階(1)	1	10.01	FRP製	1	3	
	西宮	-	8	1階(2)、2階(3)、3階(2)、外気(1)	1	1階(1)	1	11	FRP製	-	-	
奈良県	洲本	-	6	1階(2)、2階(3)、外気(1)	1	1階(1)	-	-	-	-	-	
	背屋	-	5	1階(1)、2階(1)、3階(2)、外気(1)	1	1階(1)	-	-	-	-	-	
	伊丹	-	8	1階(2)、2階(2)、3階(2)、4階(2)、外気(1)	-	-	1	5.62	FRP製	1	2.25	
	相生	-	4	1階(1)、2階(1)、3階(1)、外気(1)	-	-	-	-	-	-	-	
	豊岡	-	6	1階(3)、2階(2)、外気(1)	-	-	-	-	-	-	-	
	加古川	-	9	1階(4)、2階(4)、外気(1)	1	1階(1)	-	-	-	-	-	
	龍野	-	6	1階(3)、2階(2)、外気(1)	1	1階(1)	-	-	-	-	-	
	西脇	-	5	1階(2)、2階(2)、外気(1)	1	1階(1)	1	5	FRP製	1	1.5	
	三木	-	4	1階(2)、2階(1)、外気(1)	-	-	-	-	-	-	-	
	社	-	5	1階(2)、2階(2)、外気(1)	-	-	-	-	-	-	-	
和歌山県	和田山	-	4	1階(2)、2階(1)、外気(1)	1	1階(1)	-	-	-	-	-	
	柏原	-	4	2階(3)、外気(1)	1	1階(1)	-	-	-	-	-	
	葛城	-	7	1階(2)、2階(2)、3階(2)、外気(1)	8	2階(3)、3階(3)、気流(2)	1	5.36	FRP製	1	1.125	
	桜井	-	6	1階(2)、2階(3)、外気(1)	4	1階(3)、気流(1)	-	-	-	-	-	
	吉野	-	4	1階(1)、2階(2)、外気(1)	1	1階(1)	-	-	-	-	-	
	海南	-	3	1階(1)、2階(1)、外気(1)	-	-	-	-	-	-	-	
和歌山県	御坊	-	4	1階(2)、2階(1)、外気(1)	4	1階(3)、気流(1)	1	3.5	FRP製	1	1.2	
	田辺	-	5	1階(2)、2階(2)、外気(1)	1	1階(1)	-	-	-	-	-	
	新宮	-	5	1階(2)、2階(2)、外気(1)	-	-	-	-	-	-	-	
	粉河	-	5	1階(2)、2階(2)、外気(1)	1	1階(1)	1	3	FRP製	-	-	
	湯浅	-	5	1階(2)、2階(2)、外気(1)	4	1階(3)、気流(1)	-	-	-	-	-	

* 受水槽及び高架水槽の貯水容量は有効容量である。

... 特定建築物である旨を示す。

別添11 環境衛生管理業務 測定箇所等一覧表

署名	水質検査			汚水槽清掃		雑排水槽清掃		ねずみ・昆虫類防除			
	省略不可及び 金属等項目 (検体)	消毒剤生成物 (項目) (検体)	対象場所	簡易用 水道法定検査	設置基数 (基)	貯水容量 (m³)	設置基数 (基)	貯水容量 (m³)	対象場所	対象面積 (m²)	対象場所
滋賀県	彦根	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	長浜	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	近江八幡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	草津	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水口	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	今津	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上京	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	左京	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	東山	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	下京	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京都府	右京	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	伏見	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	福知山	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	舞鶴	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	宇治	-	-	要	-	-	-	-	-	-	-
	宮津	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	園部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	峰山	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大阪福島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪府	津	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	天王寺	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	浪速	-	-	-	-	-	3	50	雨水沈殿槽(15m)、雨水貯留槽(30m) 雑用水槽(5m³) 全てコンクリート造	-	-
	西淀川	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	東成	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	生野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旭	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	城東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	阿倍野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	住吉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪府	東住吉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	西成	-	-	-	-	-	-	-	-	70.01	1階厨房、食堂
	東淀川	3	3	受水槽、高架水槽及び末端蛇口(各1)	要	-	-	1	28	-	4,736.02
	北	3	3	受水槽、高架水槽及び末端蛇口(各1)	要	1	17	1	25	-	3,827.54
	大淀	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	守	3	3	受水槽、高架水槽及び末端蛇口(各1)	要	1	6	1	6	-	8,554.73
	岸和田	-	-	-	要	-	-	-	-	-	-
	難波	2	2	受水槽及び末端蛇口(各1)	-	-	-	-	-	-	3,350.28
	吹田	-	-	-	要	-	-	-	-	-	-
	泉大津	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	枚方	-	-	-	要	-	-	1	0.5	グリストラップ	3,897.2
	茨木	3	3	受水槽、高架水槽及び末端蛇口(各1)	-	-	-	-	-	-	3,228.51
	八尾	3	3	受水槽、高架水槽及び末端蛇口(各1)	要	-	-	-	-	-	4,140.95
	富田林	-	-	-	要	-	-	-	-	-	-
	門真	-	-	-	-	-	-	-	-	3,251.62	本館、別館、建物外部排水箇所
	東大阪	3	3	受水槽、高架水槽及び末端蛇口(各1)	要	-	-	-	-	-	4,321.18
	灘	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	兵庫	-	-	-	要	-	-	-	-	-	-
	長田	-	-	-	要	-	-	-	-	-	-
	須磨	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
奈良県	神戸	3	3	受水槽、高架水槽及び末端蛇口(各1)	要	-	-	-	-	-	4,324.23
	姫路	-	-	-	要	-	-	-	-	-	-
	尼崎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	明石	3	3	受水槽、高架水槽及び末端蛇口(各1)	要	-	-	-	-	-	3,825.57
	西宮	-	-	-	要	-	-	-	-	-	-
	洲本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	芦屋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	伊丹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	相生	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	豊岡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
和歌山県	加古川	-	-	-	-	-	2	0.13	グリストラップ	-	-
	龍野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	西脇	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	三木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	社	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	和田山	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
奈良県	柏原	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	葛城	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	桜井	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	吉野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
和歌山県	海南	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	御坊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	田辺	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	新宮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	粉河	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	湯浅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

* 受水槽及び高架水槽の貯水容量は有効容量である。